

平成30年度財務省政策評価書

(案)

令和元年6月

財務省

目 次

○ 平成30年度実績評価書

I 財務省の実績評価の概要

- 1. 財務省における政策評価の枠組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 2. 財務省の政策評価のスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 3. 「平成30年度実績評価書」の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 参考1 財務省の「政策の目標」の体系図（平成30年度版）・・・・・・・・11
- 参考2 政策の目標ごとの測定指標等の設定状況及び関連する内閣の基本方針一覧表・・12
- 参考3 「政策の目標」の評定結果一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- 参考4 東日本大震災等への対応（概要）－平成30年度における主な取組状況－・・・・・15

II 「政策の目標」ごとの実績評価書

（総合目標 6目標）

- 総合目標1（財政）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
- 総合目標2（税制）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
- 総合目標3（財務管理）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
- 総合目標4（通貨・金融システム）・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
- 総合目標5（世界経済）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
- 総合目標6（財政・経済運営）・・・・・・・・・・・・・・・・・・54

（政策目標 24目標）

政策目標1（健全な財政の確保）

- 政策目標1－1（重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進）・・・・57
- 政策目標1－2（必要な歳入の確保）・・・・・・・・・・・・・・・・・・67
- 政策目標1－3（予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保）・・・・・・70
- 政策目標1－4（決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示）・・・・・・・・・・76
- 政策目標1－5（地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行）・・・・・・・・・・・・80
- 政策目標1－6（公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営）・・・・・・・・・・・・・・・・・・83

政策目標2（適正かつ公平な課税の実現）

- 政策目標2－1（経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実）・・・・・・・・・・・・87

政策目標3（国の資産・負債の適正な管理）

- 政策目標3－1（国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制）・・・・94
- 政策目標3－2（財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実）・・・・・・・・・・・・・・・・・・110
- 政策目標3－3（庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実）・・・・・・・・・・・・・・・・・・125

政策目標 3－4（国庫金の効率的かつ正確な管理）	144
<u>政策目標 4（通貨及び信用秩序に対する信頼の維持）</u>	
政策目標 4－1（通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止）	150
政策目標 4－2（金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理）	159
<u>政策目標 5（貿易の秩序維持と健全な発展）</u>	
政策目標 5－1（内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等）	165
政策目標 5－2（多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進）	170
政策目標 5－3（関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上）	178
<u>政策目標 6（国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進）</u>	
政策目標 6－1（外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保）	197
政策目標 6－2（開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進）	211
政策目標 6－3（日本企業の海外展開支援の推進）	227
<u>（財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保）</u>	
政策目標 7－1（政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保）	231
政策目標 8－1（地震再保険事業の健全な運営）	239
政策目標 9－1（安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理）	244
政策目標 10－1（日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保）	249
政策目標 11－1（たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保）	255
Ⅲ 財務省政策評価懇談会における意見（全体に通じるもの）	263
○ 租税特別措置等に係る政策評価	267
○ 参考資料	
平成30年度において実施したアンケート調査の概要	275
用語集	277

○ 平成 30 年度実績評価書

I 財務省の実績評価の概要

1. 財務省における政策評価の枠組み

(1) 政策評価制度

「政策評価」は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号。以下、「政策評価法」といいます。）に基づき、国の行政機関が主体となり、政策の効果等に関し、測定又は分析をし、一定の尺度に照らして客観的な判断を行うことにより、政策の企画立案やそれに基づく実施を的確に行うことに資する情報を提供するものであり、「企画立案（Plan）・実施（Do）・評価（Check）・企画立案への反映（Action）」を主要な要素とする政策の大きなマネジメント・サイクルの中にあつて制度化されたシステムとして組み込まれ、実施されるものです。

(2) 財務省における政策評価の実施

政策評価法において政策評価の基本事項が定められるとともに、各行政機関が定める基本計画の指針となるべき事項や政策評価活動において基本とすべき方針が「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）として定められています。

これらを踏まえて、「政策評価に関する基本計画」（平成30年3月策定。以下「基本計画」といいます。）政策評価に関する基本的事項を定めるとともに、毎年度、「政策評価実施計画」（以下、「実施計画」といいます。）の策定と目標の内容や目標達成のための取組、測定指標等を記載した「事前分析表」を作成しています。政策実施後には、政策効果を把握、分析、評価を行い、政策評価書を作成しています。

なお、これらの作成等に当たっては、評価の客観性と質を高めるため、「財務省政策評価懇談会」を開催して外部有識者の御意見を頂いています。

(3) 財務省の使命と政策の目標

財務省の使命を「納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、健全で活力ある経済及び安心して豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること。」と定めています（平成13年1月6日策定・公表）。この使命に基づいて、総合目標及び政策目標（以下、「政策の目標」といいます。）を定めています（「参考1 財務省の「政策の目標」の体系図」（平成30年度版）参照）。

(4) 財務省における政策評価の目的

政策評価の目的として、基本計画において次のように定めています。

- ① 財務省の使命、政策の目標、政策等を国民に明らかにし、納税者としての国民に対する説明責任（アカウンタビリティ）を果たすこと。
- ② 財務省の行政全般について、客観的な政策評価の実施を確保することにより、常により効率的で質が高く時代の要請に合った成果重視の行政を目指し続けること。
- ③ 財務省の仕事の進め方を改善し、職員の意欲の向上、組織の活性化を図ること。
- ④ 財務省が財政当局として、各府省の政策評価の結果を適切に活用していくこと。

2. 財務省の政策評価のスケジュール

例年、3月に翌年度に行う政策についての実施計画を策定・公表（事前分析表も含まれます。）（Plan）、これに基づいて政策を実施（Do）、翌年6月目途にその政策について政策評価書を作成・公表（Check）しています。政策評価書に記載された評価結果は、その作成後、現に実施されている政策の中に反映していくとともに、翌年3月に実施計画の策定等を行うにあたって、適切に反映（Action）しています。

このように、PDCAサイクルの実行を確保し、効果的かつ効率的な行政の推進及び財務省が行う諸活動についての国民への説明責任の徹底を目指しています。

3. 「平成30年度実績評価書」の概要

(1) 目標

平成30年度は、「平成30年度政策評価実施計画」（平成30年3月作成、平成30年8月一部改正）において設定した30目標（6の総合目標、24の政策目標）について、実績評価方式による評価を実施しました（各目標に係る施策や測定指標の数等については「参考2 政策の目標ごとの測定指標等の設定状況及び関連する内閣の基本方針一覧表」を、「政策の目標」ごとの評定については「参考3 「政策の目標」の評定結果一覧表」を参照ください）。

（注1）実績評価方式とは、政策の不断の見直しや改善に資するため、事前に設定した目標に対する達成度合いについて評価する方式です。

（注2）測定指標には「テーマ又は施策の番号（2桁又は3桁）一定量的なもの（A）か定性的なもの（B）かの符号—上記の範囲内での枝番号」という4桁又は5桁の番号からなる指標番号を付しています。

例 「政1-1-1-A-1」：施策1-1-1（政策目標1-1の一つ目の施策）における定量的測定指標の一つ目のもの。

イ 総合目標（6目標）

総合目標は、財務省の政策の目標の基本となるものであり、財務省として当面取り組んでいる大きな課題を国民に示し、評価を通じてその達成状況についての財務省の認識を説明するものであり、中期かつ大局的なテーマを内容としています。

①財政、②税制、③財務管理、④通貨・金融システム、⑤世界経済、及び⑥財政・経済運営の6つの政策分野について目標を定めています。

なお、総合目標は中期かつ大局的な内容であるため、単年度に実施する目標を定める政策目標のように具体的な達成手段としての施策を設定していません。他方、目標の内容を「テーマ」として明示し、テーマごとの評価を踏まえて目標全体の評価を行うことで評価過程の透明化に努めています（テーマが一つのものもあります。）。

ロ 政策目標（24目標）

政策目標は、財務省が行う各分野の政策について単年度の達成度を測るものであり、財務省における基礎的な実績評価の対象となるものです。

平成30年度は、次の24目標について政策の実施状況を分析し、その達成度の評価を行いました。

(健全な財政の確保) 政策目標 1-1～1-6 の6目標

(適正かつ公平な課税の実現) 政策目標 2-1

(注) 政策目標 2-2～2-4 の3目標は、中央省庁等改革基本法第16条第6項に基づく国税庁の実施庁としての実績の評価に係る目標であり、令和元年10月頃を目途に評価を行う予定です。

(国の資産・負債の適正な管理) 政策目標 3-1～3-4 の4目標

(通貨及び信用秩序に対する信頼の維持) 政策目標 4-1 及び 4-2 の2目標

(貿易の秩序維持と健全な発展) 政策目標 5-1～5-3 の3目標

(国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進)
政策目標 6-1～6-3 の3目標

(財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保) 政策目標 7-1～
11-1 の5目標

(2) 評価方法

イ 測定指標の達成度の判定

全ての「政策の目標」について、測定指標を設定しており、評価は、測定指標の達成度の判定を中心として、行っています。

測定指標には、数値目標を設定している定量的な測定指標と、達成すべき状態を文章で記述している定性的な測定指標があります。定量的な測定指標には目標値を達成したか否かが明確になるというメリットがありますが、他方、必ずしも数値だけでは適否の判断ができない場合やそもそも数値で表すことが難しい政策もあり、そのような場合には定性的な測定指標によることが適当と考えられます。財務省では、政策の内容に応じて、定量的な測定指標と定性的な測定指標を組み合わせ、より適切な評価がなされるよう努めています。

測定指標の実績(値)が目標(値)を達成している場合には「○」、達成していない場合には「×」としています。ただし、総合目標において中期の最終年度でない場合(平成30年度は全ての総合目標について最終年度となっているものではありません。)における途中年度の進捗が順調である場合には「□」としています。

また、実績(値)が目標(値)を達成していないもののその差が僅かである場合には「△」としています。

ロ テーマ(総合目標の場合)又は施策(政策目標の場合)の評定

測定指標は、原則として、テーマ又は施策ごとに設定しており、その達成度の状況を中心としつつ、必要に応じて指標以外の要素も考慮し、テーマ又は施策の達成状況について、次の5段階で評定を行っています。

「s+ 目標超過達成」

「s 目標達成」

- 「a 相当程度進展あり」
- 「b 進展が大きくない」
- 「c 目標に向かっていない」

ハ 「政策の目標」の評定

テーマ又は施策の評定を総合し、例えば、その「政策の目標」に係る施策の評定が全て「s」であれば「S」、一部が「s」で残りが「a」であれば「A」というように客観的な方法により、次の5段階で評定を行っています。

- 「S+ 目標超過達成」
- 「S 目標達成」
- 「A 相当程度進展あり」
- 「B 進展が大きくない」
- 「C 目標に向かっていない」

(注) 上記ロ及びハの各評定の表現は、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に従っています。ただし、符号は財務省において独自に設定しているものです。なお、テーマ又は施策の評定については、「政策の目標」の評定と区別するため、符号を小文字にしています。

財務省の「政策の目標」の体系図（平成30年度版）

財務省の使命

納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること。

政策の目標

政策の基本目標（総合目標）

財政（総合目標1）

我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続するとともに、2025年度の国・地方を合わせたプライマリバランス（基礎的財政収支）黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出面において財政健全化に取り組む。

税制（総合目標2）

財政健全化目標達成に向け、社会保障と税の一体改革を継続するとともに、個人所得課税について所得再分配機能の回復や多様な働き方に対応した仕組み等を目指す観点からそのあり方を検討するなど、経済社会の構造変化を踏まえた税体系全般にわたる構造改革（オーバードール）を進める。

財務管理（総合目標3）

経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地方公共団体等との連携を進め、国有財産の有効活用を進める。

通貨・金融システム（総合目標4）

関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。

世界経済（総合目標5）

我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。

財政・経済運営（総合目標6）

総合目標1から5の目標を追求しつつ、大震災等からの復興の加速に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実に確保し、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを旨とし、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。

各政策分野の目標（政策目標）

健全な財政の確保（政策目標1）

- 1-1 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進
- 1-2 必要な歳入の確保
- 1-3 予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保
- 1-4 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示
- 1-5 地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出・国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行
- 1-6 公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営

適正かつ公平な課税の実現（政策目標2）

- 2-1 経済の好循環を確保するための税制の着実な実施。我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に 대응するための税制の検討並びに税制についての広報の充実
- 2-2 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の促進
- 2-3 酒類業の健全な発展の促進
- 2-4 税理士業の適正な運営の確保

国の資産・負債の適正な管理（政策目標3）

- 3-1 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制
- 3-2 財政投融资の対象として必要な事業を実施するための確実な対応、デイスクリュージャーの推進及び機能の充実に努める
- 3-3 庁舎及び信託を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効利用と情報提供の充実
- 3-4 国庫金の効率的かつ正確な管理

通貨及び信用秩序に対する信頼の維持（政策目標4）

- 4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止
- 4-2 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理

貿易の秩序維持と健全な発展（政策目標5）

- 5-1 内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等
- 5-2 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進
- 5-3 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上

国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進（政策目標6）

- 6-1 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保
- 6-2 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進
- 6-3 日本企業の海外展開支援の推進

財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保

- 7-1 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保
- 8-1 地震再保険事業の健全な運営
- 9-1 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理
- 10-1 日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保
- 11-1 たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保

政策の目標ごとの測定指標等の設定状況及び関連する内閣の基本方針一覧表

「政策の目標」		テーマ 又は 施策	測定指標			関連する内閣の基本方針※			
			定量的 指標	定性的 指標	合 計	施政 方針 演説	財政 演説	骨太 方針	その他
総合目標	1	我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続するとともに、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス（基礎的財政収支）黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。	1	1	2	○	○	○	○
	2	財政健全化目標達成に向け、社会保障と税の一体改革を継続するとともに、個人所得課税について所得再分配機能の回復や多様な働き方に対応した仕組み等を目指す観点からそのあり方を検討するなど、経済社会の構造変化を踏まえた税体系全般にわたる構造改革（オーバーホール）を進める。	1	0	1	○	○	○	○
	3	経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地方公共団体等との連携を進め、国有財産の有効活用を進める。	4	0	4	—	○	○	○
	4	関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。	2	0	2	—	—	—	○
	5	我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。	2	0	5	○	—	○	○
	6	総合目標1から5の目標を追求しつつ、大震災等からの復興の加速に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。	1	0	2	○	○	○	○
小 計		11	1	15	16				
政策目標	1-1	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進	2	0	5	○	○	○	○
	1-2	必要な歳入の確保	1	0	1	○	○	—	○
	1-3	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保	4	0	4	—	—	—	○
	1-4	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示	2	3	0	3	—	—	—
	1-5	地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行	1	0	1	—	—	○	—
	1-6	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営	1	1	1	2	—	—	—
	2-1	経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実	2	3	1	4	○	○	○

「政策の目標」		テーマ 又は 施策	測定指標			関連する内閣の基本方針※				
			定量的 指標	定性的 指標	合計	施政 方針 演説	財政 演説	骨太 方針	その他	
政策 目標	3-1	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制	5	4	6	10	—	○	—	—
	3-2	財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実	4	2	5	7	—	○	○	○
	3-3	庁舎及び宿舍を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実	6	6	16	22	—	—	○	○
	3-4	国庫金の効率的かつ正確な管理	3	3	0	3	—	—	—	—
	4-1	通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止	5	1	5	6	—	—	—	○
	4-2	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理	2	0	4	4	—	—	—	○
	5-1	内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等	2	0	2	2	—	—	—	○
	5-2	多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進	2	1	2	3	○	—	○	○
	5-3	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上	5	12	3	15	—	—	○	○
	6-1	外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保	4	1	3	4	○	—	—	○
	6-2	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進	4	1	6	7	—	—	○	○
	6-3	日本企業の海外展開支援の推進	1	0	2	2	—	—	○	○
	7-1	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保	2	0	3	3	—	—	○	○
	8-1	地震再保険事業の健全な運営	3	1	2	3	—	—	—	—
	9-1	安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理	3	0	3	3	○	○	○	—
	10-1	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保	2	0	2	2	—	—	—	—
11-1	たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保	2	3	4	7	—	—	—	—	
小 計		68	42	81	123					
合 計		79	43	96	139					

※ 施政方針演説：第198回国会（平成31年1月28日安倍総理大臣）

財政演説：第198回国会（平成31年1月28日麻生財務大臣）

骨太方針：「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年6月30日閣議決定）

その他：骨太方針以外の閣議決定等

注：「内閣の基本的な方針との関連」欄の○印は、当該「政策の目標」が明示的に取り上げられているもの。

【総合目標】

		評定
1	財政	A
2	税制	A
3	財務管理	A
4	通貨・金融システム	A
5	世界経済	A
6	財政・経済運営	A

【政策目標】

		評定
1-1	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進	S
1-2	必要な歳入の確保	S
1-3	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保	S
1-4	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示	S
1-5	地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行	S
1-6	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営	S
2-1	経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実	A
3-1	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制	S
3-2	財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実	S
3-3	庁舎及び宿舍を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実	A
3-4	国庫金の効率的かつ正確な管理	A
4-1	通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止	A
4-2	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理	S
5-1	内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等	S
5-2	多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進	A
5-3	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上	A
6-1	外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保	S
6-2	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進	S
6-3	日本企業の海外展開支援の推進	S
7-1	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保	A
8-1	地震再保険事業の健全な運営	A
9-1	安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理	S
10-1	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保	S
11-1	たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保	S

東日本大震災等への対応（概要）
－平成30年度における主な取組状況－

財務省は、東日本大震災等への対応として、平成30年度において主に以下の取組を行いました。各々の取組の概要は、以下のとおりです。

1. 財政・経済運営

令和元年度予算編成に当たっては、復興関連予算の執行状況（平成23～29年度の復興財源フレーム対象経費の執行見込み額は27.4兆円程度）や、復興のステージの進展に応じ、被災者支援や住宅再建・復興まちづくり、産業・生業の再生、原子力災害からの復興・再生などのために必要な経費を適切に計上しました。【政策目標1－1】

東日本大震災及び熊本地震からの被災地の復興を着実に進める観点から、事故繰越事務手続の簡素化を引き続き行いました。【政策目標1－3】

「令和元年度地方財政計画」については、震災復興特別交付税を3,246億円措置するなど、震災対応に万全を期す内容としました。【政策目標1－5】

2. 国有財産

東日本大震災等における被災地に所在する貸付中の財産については、その被災状況に応じて、24件の貸付期間の不算入措置を講じました。また、貸付相手方からの相談に丁寧に対応しました。

特殊会社等の株式については、企業価値及び株式価値の向上を図る観点から適切に株主議決権の行使等を行うため、平成28年5月に策定した「政府保有株式に係る株主議決権行使等の方針」に基づいて、特殊会社等との対話を行うとともに、特殊会社等の株主総会において個別の議案等に対応し、その結果を平成30年9月に公表しました。

また、法律により売却が求められている政府保有株式については、適切な時期に売却が行えるよう所要の事務準備を進めました。【政策目標3－3】

3. 政策金融等

(1) 政策金融

「経済財政運営と改革の基本方針2018」等を踏まえ、東日本大震災及び熊本地震等からの復興に貢献するため、指定金融機関（日本政策投資銀行・商工組合中央金庫）において、危機対応業務として、日本政策金融公庫からのリスク補完措置を受け、円滑な資金供給を実施できるよう、体制を確保しました。

（なお、危機対応業務のうちデフレ脱却等に係る事案は平成29年度末、九州北部豪雨に係る事案は平成31年2月9日をもって終了しました。）

特に、東日本大震災については、日本政策金融公庫において、

- ① 影響を受けた中小企業等の資金繰り支援策として、平成23年度に創設した「東日本大震災復興特別貸付」や「東日本大震災復興緊急保証」の継続
- ② 被災地域における雇用拡大及び創業等に係る融資について、貸付利率の引下げの実施等の措置を講じています。

また、熊本地震については、日本政策金融公庫において、「平成28年熊本地震特別貸付」や被災地域における創業に係る融資の貸付利率の引下げ及び「セーフティネット保証4号（通常の保証とは別枠で借入額の100%を保証）及び災害関連保証」に係る特例措置を講じ、被災企業の資金繰りの円滑化を図りました。【政策目標7－1】

(2) 地震再保険

被災者の生活の安定に寄与するため迅速・確実な再保険金の支払いを行ったほか、大阪府北部を震源とする地震等による民間準備金残高の減少に対応するため、官民の保険責任額の改定を行いました。【政策目標8－1】

4. その他

(1) 金融システム

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構については、令和元年度予算や借入の認可等に当たり、被災地域における経済活動の維持等を図る観点から、業務運営が適切に行われるよう監督を行いました。なお平成30年度においては、4件の再生支援決定が行われました。【政策目標4－2】

(2) たばこ・塩事業

東日本大震災によって被災された小売販売業者に対する被災地域での営業所の仮移転の許可の弾力運用について、15件の処理をしました。【政策目標11－1】

Ⅱ 「政策の目標」ごとの実績評価書

総合目標 1：我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続するとともに、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス（基礎的財政収支）黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。

(平成 30 年 8 月一部改正)

上記目標の概要	<p>急速な高齢化を背景とする社会保障経費の増加、リーマンショック後の経済危機への対応、名目経済成長率の低迷等もあり、財政状況は大幅に悪化しています。国・地方の長期債務残高が令和元年度末には1,122兆円（対GDP比198%）に達すると見込まれるなど、主要先進国の中でも最悪の水準となっており、極めて厳しい状況にあります。</p> <p>そのため、政府は、日本の財政に対する信認を確保していくために、社会保障・税一体改革（用語集参照）を継続するとともに、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス（用語集参照）黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標を実現することとします。また、国債に対する信認を確保するため、公債発行額をできる限り抑制し、財政健全化目標を踏まえ、中長期的に持続可能な財政構造を目指すこととし、上記の目標を設定しています。</p> <p>(上記目標を構成するテーマ)</p> <p>総 1-1：2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。</p>
----------------	---

総合目標 1 についての評価結果

総合目標についての評価 **A 相当程度進展あり**

評価の理由

令和元年度予算については、全世代型の社会保障制度への転換に向け、消費税増収分を活用した幼児教育の無償化といった社会保障の充実を行うとともに、前回の消費税率引上げ時の経験を踏まえ、本年10月に予定される引上げに伴う経済への影響を平準化するため「臨時・特別の措置」を時限的に講じるなど、現下の重要課題に的確に対応することとしています。

同時に、財政健全化に向けた取組も着実に進めています。景気の回復を背景に、過去最高の62.5兆円の税収を見込むなか、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（以下、「骨太の方針2018」といいます。）における「新経済・財政再生計画」に沿って社会保障関係費の実質的な伸びを高齢化による増加分に収めるなど、歳出改革の取組を継続することなどにより、新規国債発行額は7年連続で減少しています。

我が国の財政状況は依然として極めて厳しい状況であることに変わりはなく、更なる財政健全化に努める必要がありますが、以上のとおり、平成30年度においても財政健全化に向けた取り組みを着実に進めており、テーマの評価が「a 相当程度進展あり」であるため、当該総合目標の評価は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。

政策 の 分析	(必要性・有効性・効率性等)
	我が国が掲げている財政健全化目標の達成は、財政の長期的な持続可能性を維持していくためには、不可欠なものであり、引き続き政府が取り組むべきものであると考えています。 この目標を達成するため、平成30年度においても財政健全化に向けた取組みを着実に進めたところであり、総合目標の達成に対して有効に機能していると考えています。

テーマ	総1-1：2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。
------------	---

[主要]総1-1-A-1：財政健全化目標の達成に向けた取組		
		達成度
目標値	2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す	□
実績値	—	

(目標値の設定の根拠)

「骨太の方針2018」に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」において、「2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指す」、「同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことを堅持する」とあるためです。

(参考)

国・地方のプライマリーバランス赤字の対GDP比(実額)		国・地方の長期債務残高の対GDP比	
2019(令和元)年度(見込み)	▲2.6%(▲14.6兆円)	2019(令和元)年度末(見込み)	198%
2018(平成30)年度(見込み)	▲2.8%(▲15.2兆円)	2018(平成30)年度末(見込み)	200%
2017(平成29)年度	▲2.2%(▲12.1兆円)	2017(平成29)年度末	197%
2016(平成28)年度	▲2.9%(▲15.4兆円)	2016(平成28)年度末	197%
2015(平成27)年度	▲2.9%(▲15.3兆円)	2015(平成27)年度末	194%
2014(平成26)年度	▲3.8%(▲19.6兆円)	2014(平成26)年度末	193%
2013(平成25)年度	▲5.3%(▲26.8兆円)	2013(平成25)年度末	192%
2012(平成24)年度	▲5.5%(▲27.0兆円)	2012(平成24)年度末	189%
2011(平成23)年度	▲6.4%(▲31.7兆円)	2011(平成23)年度末	181%
2010(平成22)年度	▲6.3%(▲31.5兆円)	2010(平成22)年度末	173%

(出所) 国・地方のプライマリーバランス赤字の対GDP比：内閣府中長期の経済財政に関する試算(平成31年1月)
国・地方の長期債務残高の対GDP比：主計局調査課調

(目標の達成度の判定理由)

内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」(平成31年1月30日)では、2019(令和元)年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス(対GDP比)は▲2.6%の赤字を見込んでおり、2025年度のプ

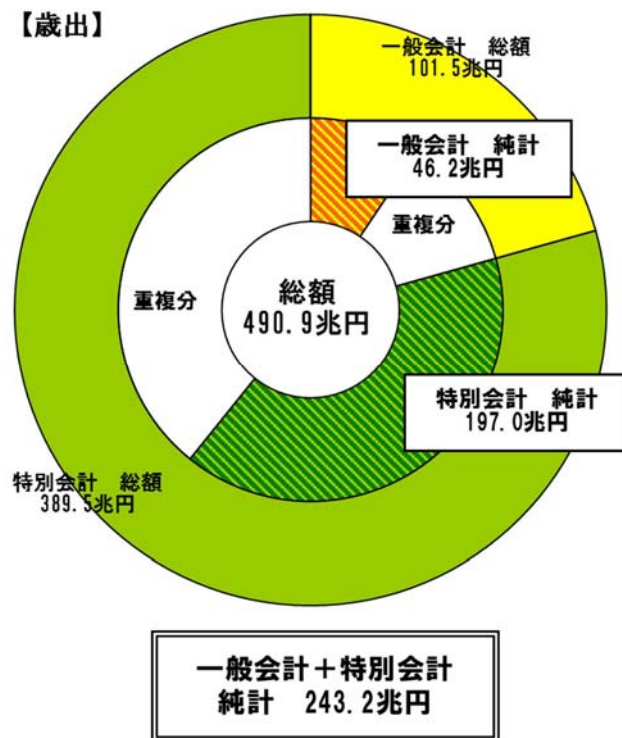
	<p>ライマリーバランス黒字化目標の達成を実現するために、引き続き歳出・歳入両面からの改革に取り組む必要があります。</p> <p>令和元年度予算については、全世代型の社会保障制度への転換に向け、消費税増収分を活用した幼児教育の無償化といった社会保障の充実を行うとともに、前回の消費税率引上げ時の経験を踏まえ、本年10月に予定される引上げに伴う経済への影響を平準化するため「臨時・特別の措置」を時限的に講じるなど、現下の重要課題に的確に対応することとしています。</p> <p>同時に、財政健全化に向けた取組も着実に進めています。景気の回復を背景に、過去最高の62.5兆円の税収を見込むなか、「骨太の方針2018」における「新経済・財政再生計画」に沿って社会保障関係費の実質的な伸びを高齢化による増加分に収めるなど、歳出改革の取組を継続することなどにより、新規国債発行額は7年連続で減少しています。</p> <p>このように、財政健全化に向けた取組を進めていることから、達成度は「□」としました。</p>	
測定指標 (定性的な指標)	[主要]総1-1-B-1：社会保障・税一体改革の継続的な実施	
	<p>引き続き、社会保障・税一体改革を継続的に実施します。</p> <p>(目標の設定の根拠) 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」(平成24年8月10日成立)や「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」(平成25年12月5日成立)等の内容を確実に実施していくためです。</p>	達成度
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>少子高齢化が進展する中で、社会保障制度の持続可能性の確保と財政健全化の同時達成を目指すという社会保障・税一体改革の考え方を踏まえ、社会保障の充実・安定化と同時に、重点化・効率化を進める必要があります。さらに、「新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定)」を策定し、全世代型社会保障制度への転換を進めることとしています。そのため、令和元年10月に予定されている消費税率の引上げの増収分を活用して、令和元年度予算において、幼児教育・保育の無償化、介護人材の処遇改善、年金生活者支援給付金の支給、低所得高齢者の介護保険料の負担軽減強化等を実施します。</p> <p>このように、社会保障・税一体改革の着実な実施に努めたことから、達成度は「□」としました。</p>	□
テーマについての評定	a 相当程度進展あり	
評定の理由	<p>以上のとおり、全ての測定指標が「□」であるため、当該テーマの評定は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。</p>	

総 1 - 1 に係る参考情報

参考指標 1 : 一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移

https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2019/seifuan31/04.pdf

参考指標 2 : 一般会計及び特別会計の歳出総額及び純計額（令和元年度）



(出所) 主計局総務課、法規課調

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計とは合致しないものがある。

参考指標 3 : 公債発行額・公債依存度の推移

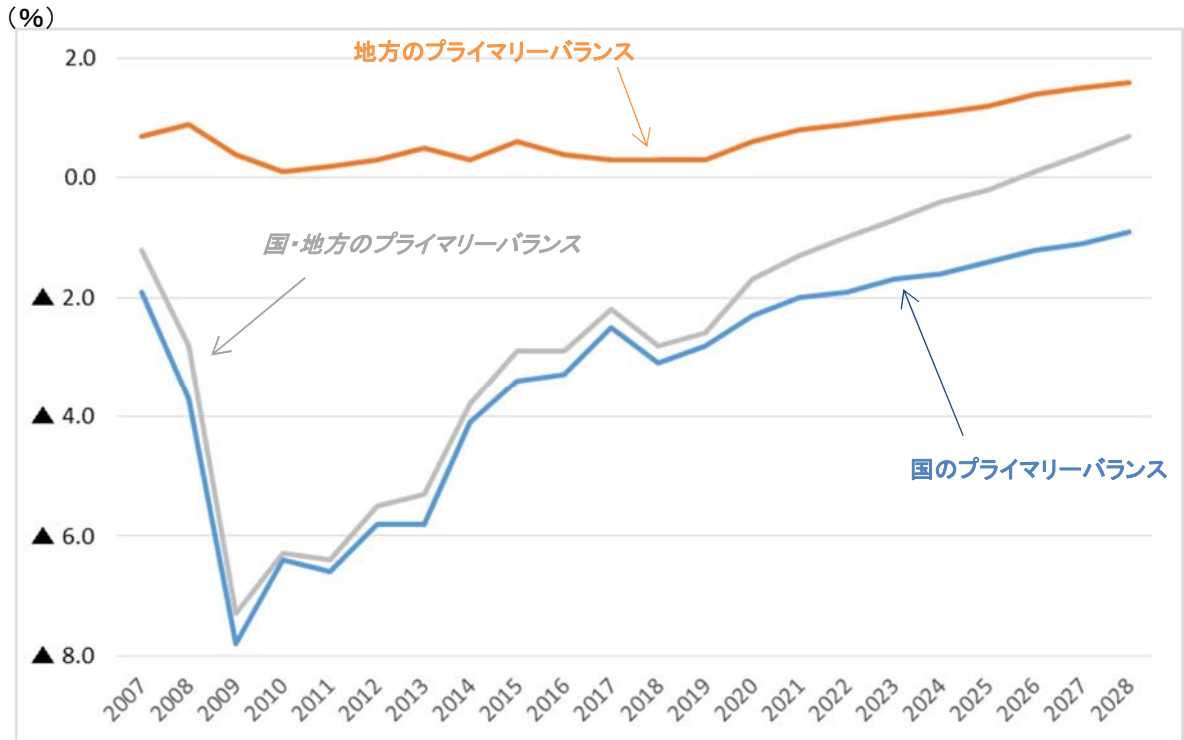
https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2019/seifuan31/04.pdf

参考指標 4 : 公債残高の推移

https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2019/seifuan31/04.pdf

参考指標 5：国及び地方のプライマリーバランス（基礎的財政収支）の推移

(対GDP比)

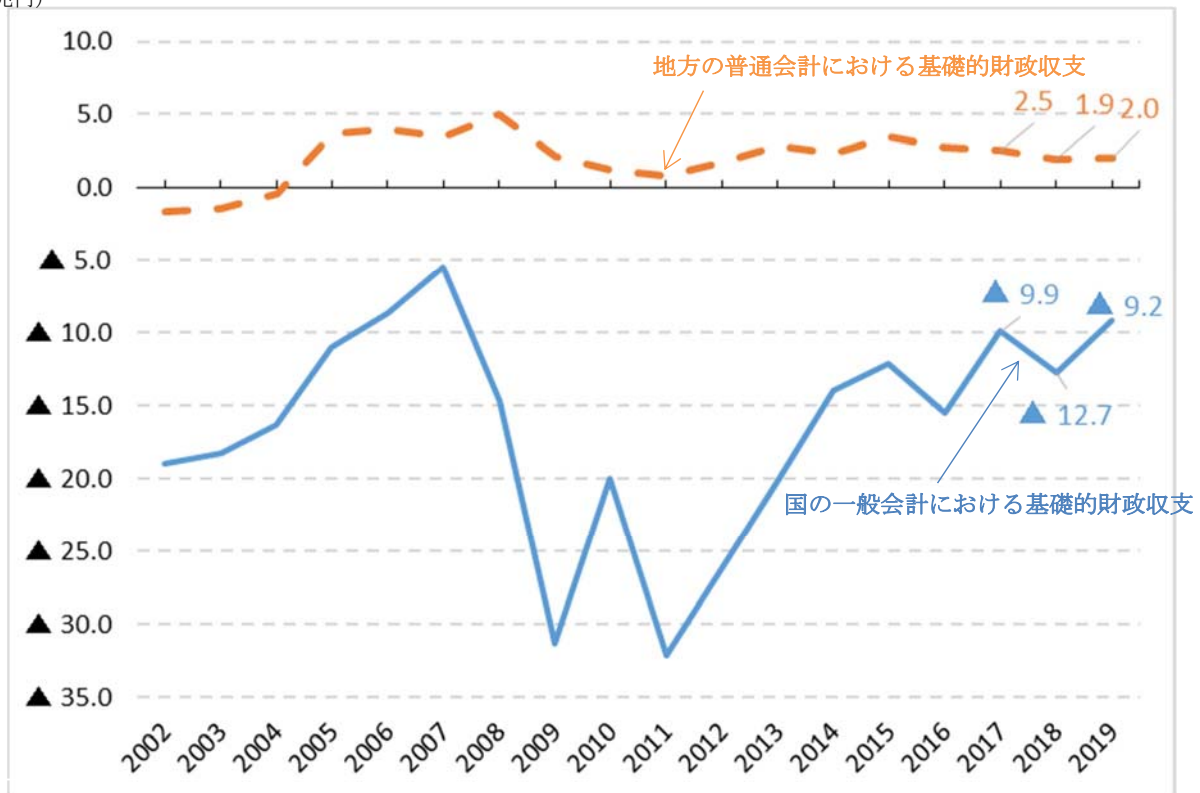


(出所) 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(平成31年1月)。

(年度)

参考指標 6：一般会計のプライマリーバランス（基礎的財政収支）の推移

(兆円)



(出所) 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(平成 31 年 1 月)。

(年度)

参考指標 7：国及び地方の財政収支の推移

<https://www5.cao.go.jp/keizai3/econome/h31chuuchouki1.pdf>

参考指標 8 : 国民負担率（対国民所得比）の状況

<https://www.mof.go.jp/budget/topics/futanritsu/sy3102a.pdf>

評価結果の反映	<p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>我が国の財政に対する信託を確保していくために、社会保障・税一体改革を継続するとともに、2025年度の国・地方のプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に向けて取り組むこととしています。</p>		
財務省政策評価懇談会における意見			
総合目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	<p>第198回国会 総理大臣施政方針演説（平成31年1月28日）</p> <p>第198回国会 財務大臣財政演説（平成31年1月28日）</p> <p>平成31年度予算編成の基本方針（平成30年12月7日閣議決定）</p> <p>平成31年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（平成31年1月28日閣議決定）</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）</p> <p>新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）</p>		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>我が国の財政状況：一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移</p> <p>https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2019/seifuan31/04.pdf等</p>		
前年度政策評価結果の政策への反映状況	<p>令和元年度予算は、景気の回復を背景に、過去最高の62.5兆円の税収を見込むなか、歳出改革の取組を継続することなどにより、新規国債発行額は7年連続で減少しており、財政健全化に向けた取組を進めました。</p>		
担当部局名	主計局（調査課、総務課）、大臣官房総合政策課、主税局（総務課、調査課）	政策評価実施時期	令和元年6月

総合目標2： 財政健全化目標達成に向け、社会保障と税の一体改革を継続するとともに、個人所得課税について所得再分配機能の回復や多様な働き方に対応した仕組み等を目指す観点からそのあり方を検討するなど、経済社会の構造変化を踏まえた税体系全般にわたる構造改革（オーバーホール）を進める。

上記目標の概要	<p>税制は、社会の活力や経済発展の基盤として、財源調達機能（政府が提供する公共サービスの資金調達）や再分配機能（国民の所得や資産の再分配）を果たすことが期待されており、「公平・中立・簡素」の基本原則を踏まえつつ、経済社会の構造変化に対応した、不断の見直しに取り組んでいく必要があります。</p> <p>このため、税制においては、社会保障と税の一体改革を継続するとともに、個人所得課税について所得再分配機能の回復や多様な働き方に対応した仕組み等を目指す観点からそのあり方を検討するなど、経済社会の構造変化を踏まえた税体系全般にわたる構造改革（オーバーホール）を進めます。</p> <p>また、消費税の軽減税率制度について、安定的な恒久財源を確保するため、平成30年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることとされていることを踏まえ、対応を進めます。</p> <p>（上記目標を構成するテーマ） 総2-1：我が国の経済社会の構造変化を踏まえた税制を構築する</p>
----------------	--

総合目標2についての評価結果

総合目標についての評価 A 相当程度進展あり

評定の理由	<p>令和元年度税制改正において、経済社会の構造変化に対応するため、消費税率の引上げに際し、需要変動の平準化等の観点からの住宅税制及び車体課税の見直し、デフレ脱却と経済再生を確実なものとするための研究開発税制の見直しなどについて対応することとし、これらの内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律」が平成31年3月27日に成立しました。</p> <p>また、消費税の軽減税率制度の導入に当たっての安定的な恒久財源については、歳入面において、平成30年度税制改正の個人所得課税の見直し及びたばこ税の見直し並びにインボイス制度の導入、歳出面において、総合合算制度の見送り及びこれまでの社会保障の見直しの効果の一部の活用により、確保することとしました。</p> <p>テーマ2-1の評価は「a 相当程度進展あり」であるため、当該総合目標の評価は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。</p>
政策の分析	<p>（必要性・有効性・効率性等）</p> <p>令和元年度税制改正は、消費税率の引上げに際し、需要変動の平準化等の観点からの住宅税制及び車体課税の見直し、デフレ脱却と経済再生を確実なものとするための研究開発税制の見直しなど、現下の経済社会の状況を踏まえて必要かつ有効なものとして検討されたものであり、妥当と考えています。</p> <p>また、租税特別措置については、「政策の達成目標」の実現状況など各府省等の政策評価の結果を記載した要望書を各府省等との議論において活用することにより、効率性の観点からも検討しており、妥当と考えています。</p>

テーマ	総2-1：我が国の経済社会の構造変化を踏まえた税制を構築する	
測定指標（定性的な指標）	[主要]総2-1-B-1：経済社会の構造変化を踏まえた税制改正の検討	
	目標	<p>経済社会の構造変化を踏まえた税制を構築すべく、毎年度の税制改正を検討します。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>税制は、社会の活力や経済発展の基盤として、財源調達機能（政府が提供する公共サービスの資金調達）や再分配機能（国民の所得や資産の再分配）を果たすことが期待されており、「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、経済社会の構造変化に対応した、不断の見直しに取り組んでいく必要があるためです。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>令和元年度税制改正において、経済社会の構造変化に対応するため、下記について対応することとし、これらの内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律」が平成31年3月27日に成立しました。</p> <p>① 消費税の引上げに際し、需要変動の平準化等の観点から、住宅税制及び車体課税の見直しを行う。</p> <p>② デフレ脱却と経済再生を確実なものとするための研究開発税制の見直しを行う。</p> <p>③ 国際的な租税回避により効果的に対応するための国際課税制度の見直しを行う。</p> <p>④ 経済取引の多様化等を踏まえた納税環境の整備等を行う。</p> <p>また、税制調査会（用語集参照）において、納税環境整備のあり方や連結納税制度のあり方について、それぞれ専門家会合を設置して議論を深めるとともに、個人所得課税に関し老後等の生活に備える資産形成を支援する公平な制度の構築、資産課税に関し資産移転の時期の選択により中立的な制度の構築について議論を行うなど、今後の税制のあり方について議論を行いました。</p> <p>今後も引き続き、財政健全化目標達成に向け、経済社会の構造が大きく変化する中、持続的な経済成長を維持・促進するとともに、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点から、税体系全般にわたる見直しを進めていくこととしており、達成度は「□」としました。</p>
テーマについての評定	a 相当程度進展あり	
評定の理由	<p>令和元年度税制改正において、消費税率の引上げに際し、需要変動の平準化等の観点からの住宅税制及び車体課税の見直し、デフレ脱却と経済再生を確実なものとするための研究開発税制の見直しなど、経済社会の構造変化に対応するための税制上の措置等を講じました。</p> <p>また、税制調査会において、納税環境整備のあり方や連結納税制度のあり方について、それぞれ専門家会合を設置して議論を深めるとともに、個人所得課税に関し老後の生活等に備える資産形成を支援する公平な制度の構築、資産課税に関し資産移転の時期の選択により中立的な制度の構築について議論を行うなど、今後の税制のあり方について議論を行いました。</p> <p>以上を踏まえ、当該施策の評定は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。</p>	

総 2 - 1 に係る参考情報

参考指標 1 : 税収比率の推移

年度	平成 5	6	7	8	9	10	11	12	13
%	72.1	69.3	68.4	66.0	68.7	58.6	53.1	56.8	56.5
年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22
%	52.4	52.5	53.7	57.4	60.2	62.3	52.3	38.4	43.5
年度	23	24	25	26	27	28	29	30(補)	令和元(予)
%	42.5	45.2	46.9	54.6	57.3	56.9	59.9	59.1	61.6 (62.9)

(出所) 「我が国の財政事情」(平成31年1月作成)を基に主税局総務課で作成

(https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2019/seifuan31/04.pdf)

(注1) 平成29年度以前は決算額、平成30年度は補正後予算額、令和元年度は予算額による。

(注2) 令和元年度は、臨時・特別の措置に係る計数を含んだ割合、()内は臨時・特別の措置に係る計数を除いた割合。

参考指標 2 : 主要税目(国税)の税収の推移

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/a03.htm#a02)

参考指標 3 : 一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移【再掲(総 1 - 1 : 参考指標 1)】

評価結果の反映	<p>社会保障と税の一体改革を継続すると同時に、経済社会の構造が大きく変化する中、持続的な経済成長を維持・促進するとともに、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点から、税体系全般にわたる見直しを進めます。</p> <p>具体的には、経済社会の構造変化に対応した税制を構築するため、令和元年度税制改正の着実な実施、令和2年度の税制改正の内容の検討に取り組みます。</p>
---------	--

財務省政策評価懇談会における意見	
------------------	--

総合目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	<p>第198回国会 総理大臣施政方針演説(平成31年1月28日)</p> <p>第198回国会 財務大臣財政演説(平成31年1月28日)</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定)</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日閣議決定)</p> <p>経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理(平成27年11月13日税制調査会)</p> <p>経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告(平成28年11月14日税制調査会)</p> <p>経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②(平成29年11月20日税制調査会)</p> <p>平成31年度税制改正の大綱(平成30年12月21日閣議決定)</p>
--------------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>税収の推移 :</p> <p>「歳出に占める税収の割合」</p> <p>「主要税目(国税)の税収の推移」 等</p>
---------------------------	---

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	社会保障と税の一体改革に引き続き取り組みました。また、平成31年3月27日に「所得税法等の一部を改正する法律」が国会で成立しました。
--------------------------------	--

担当部局名	主税局（総務課、調査課、税制第一課、税制第二課、 税制第三課、参事官室）	政策評価実施時期	令和元年6月
--------------	---	-----------------	--------

総合目標3：経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策（財務管理）を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地方公共団体等との連携を進め、国有財産の有効活用を進める。

上記目標の概要	<p>我が国の財政は、国及び地方の長期債務残高対GDP比が平成30年度末には196%になると見込まれるなど、主要先進国の中で最悪の水準にあります。</p> <p>このような状況を踏まえ、財務省としては、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要とされる財政資金を確実に調達していくという基本的な考え方に沿って、市場との緊密な対話に基づき、そのニーズ・動向等を踏まえつつ、中長期的な需要動向に即した、より安定的で透明性の高い国債発行を行うなど、国債管理政策を適切に運営していきます。同時に、国庫金（用語集参照）の効率的かつ正確な管理を行います。</p> <p>また、財政投融资（用語集参照）については、社会経済情勢等の変化を踏まえ、民業補完に配慮しつつ、政策的に必要とされる資金需要に的確に対応していきます。</p> <p>さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2018」、「ニッポン一億総活躍プラン」及び「新経済・財政再生計画 改革工程表2018」等を踏まえ、地域や社会のニーズ及び個々の財産の特性に応じて、中長期的な視点から、国有財産（用語集参照）の有効活用を推進していきます。</p> <p>こうした取組を通じ、国の資産・負債について、適正な財務管理に努めます。</p> <p>（上記目標を構成するテーマ）</p> <p>総3-1：適切な国債管理政策を実施する 総3-2：財政投融资を適切に活用する 総3-3：国有財産の有効活用を推進する 総3-4：国庫金の適正な管理を行う</p>
----------------	---

総合目標3についての評価結果

総合目標についての評価 A 相当程度進展あり

評価の理由

テーマ3-1から3-4までの取組を通じ、国の資産・負債について、適切な財務管理に努めました。テーマ3-1の評価は「a」、テーマ3-2の評価は「a」、テーマ3-3の評価は「a」、テーマ3-4の評価は「a」であるため、当該総合目標の評価は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。

政策の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ国債発行計画の策定等の国債管理政策を行うこと、国庫金の適正な管理を行うこと、対象事業の重点化・効率化を図りつつ、政策的必要性等の観点から財政投融资を活用すること及び国有財産の有効活用を図ることは、これらの取組を通じ、国の資産・負債について、適正な財務管理が可能となるため、重要で必要な取組と言えます。</p> <p>特に、国債発行計画の年限配分に当たって、「国債市場特別参加者会合」等の場を通じて市場との対話を行うこと等により、超長期から短期まで年限間のバランスのとれた発行額を設定すること、各会計の資金需要の状況を的確に把握し、国庫(用語集参照)内に生じた余裕資金を最大限有効活用すること、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的に必要とされる資金需要に的確に対応した財政投融资計画(用語集参照)を編成すること、地方公共団体と連携して地域や社会のニーズを踏まえて国有財産を有効活用することは、総合目標3の目標達成に有効であると考えています。</p>
--------------	---

テーマ	総3-1：適切な国債管理政策を実施する	
測定指標(定性的な指標)	[主要] 総3-1-B-1：国債管理政策の適切な運営	
	目標	<p>市場との対話に基づき、そのニーズ・動向等を踏まえつつ国債管理政策を適切に運営していきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>市場のニーズ・動向等を踏まえつつ、中長期的な需要動向に即した、より安定的で透明性の高い国債発行を行うなど、国債管理政策を適切に遂行することにより、中長期的な調達コスト抑制や確実かつ円滑な国債発行を通じた財政運営基盤の確保が可能になると考えられるためです。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>国債管理政策については、市場との緊密な対話に基づき、市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行を行うなど、適切に遂行しています。</p> <p>国債発行計画は、市場に対し、今後1年間の国債発行予定を明示し、市場の予見可能性、安定性を高める役割を果たしています。</p> <p>平成30年度においては、市場のニーズ・動向等を踏まえ平成29年12月に策定した平成30年度国債発行計画に沿って国債を発行し、必要とされる財政資金を確実に調達しました。</p> <p>また、同計画に基づき、投資家の需要動向を的確に反映した年限構成の見直しや国債市場の流動性維持・向上策の拡充といった施策を実施しました。</p> <p>また、補正予算による要調達額の変更に合わせて、国債発行計画を変更しました。</p> <p>平成30年度国債発行計画については、①補正予算(第1号)における建設国債の対当初比0.7兆円の増額、②補正予算(第2号)における建設国債の対当初比2.0兆円の増額、特例国債の同▲0.3兆円の減額、復興債の同▲0.3兆円の減額、借換債の同0.9兆円の増額等を反映し、国債発行計画を変更しました。</p> <p>令和元年度国債発行計画についても、「国債市場特別参加者会合」、「国債投資家懇談会」等の場を通じ、丁寧に市場との対話を行い、年限別発行額については、市場のニーズも踏まえつつ、バランスを取って減額をするとともに、流動性供給入札(用語集参照)については、市場の状況を踏まえ、現状維持としました。</p>

	引き続き、国債管理政策の適切な運営を行っていく必要があることから、「□」 としました。	
テーマについての評価	a 相当程度進展あり	
評価の理由	<p>「国債市場特別参加者会合」、「国債投資家懇談会」等の場を通じて、市場との対話に基づき、そのニーズ・動向等を踏まえた国債管理政策を運営しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。</p>	

テーマ	総3-2：財政投融資を適切に活用する		
	[主要]総3-2-B-1：各年度の財政投融資計画の編成		
測定指標 (定性的な指標)	目標	<p>国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的に必要とされる資金需要に的確に対応した財政投融資計画を編成します。</p> <p>(目標の設定の根拠) 財政投融資計画について、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査し、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえた編成を行うことで、財政投融資を活用して政策的に必要な資金需要に的確に対応することが可能となるためです。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>令和元年度財政投融資計画の策定にあたっては、成長力強化に向けて、低金利を活用した高速道路整備と関西国際空港の防災機能強化の加速、産業投資を呼び水とした民間からのリスクマネー供給強化等に取り組むこととしました。この結果、令和元年度財政投融資計画の規模は、131,194億円（平成30年度計画比9.3%減）となりました。</p> <p>なお、平成30年7月豪雨に係る予備費使用に伴う災害復旧事業等及び平成30年度第1次補正予算に盛り込まれた「防災・減災、国土強靱化のための三か年緊急対策」のうち初年度対策として速やかに着手すべき喫緊の課題等に対応するための資金を確保するため、平成30年度中に、地方債計画の改定に合わせて、同年度の財政融資資金運用計画において、地方公共団体に対する財政融資資金を6,458億円増額手当て（弾力追加）しました。</p> <p>上記実績のとおり、必要な資金需要に的確に対応する令和元年度財政投融資計画を策定しました。また、平成30年度財政融資資金運用計画においても、弾力追加を行い、必要な資金需要に的確に対応しました。引き続き、財政投融資を適切に活用していく必要があることから、達成度は「□」と評価しました。</p>	□
テーマについての評価	a 相当程度進展あり		

評定の理由

令和元年度財政投融资計画については、成長力強化に向けて、低金利を活用した高速道路整備と関西国際空港の防災機能強化の加速、産業投資を呼び水とした民間からのリスクマネー供給強化等、真に必要な資金需要に的確に対応しています。また、平成30年度財政融資資金運用計画においても、弾力追加を行い、必要な資金需要に的確に対応しました。

以上のとおり、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評定は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。

総 3 - 2 に係る参考情報

財政投融资計画及び計画残高の推移

(単位：億円)

区 分	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
財政融資					
当初計画	109,610	100,876	108,662	108,538	106,911
改定計画	112,529	140,023	116,364	114,996	
実 績	87,826	120,987	104,298		
年度末残高	1,138,672	1,114,330	1,092,082		
産業投資					
当初計画	2,757	2,973	3,792	3,645	3,849
改定計画	2,757	5,667	3,792	3,645	
実 績	1,185	2,846	2,213		
年度末残高	49,004	51,764	54,026		
政府保証					
当初計画	33,848	30,962	38,828	32,448	20,434
改定計画	33,848	33,251	38,828	32,448	
実 績	29,063	29,282	34,301		
年度末残高	355,668	343,130	334,995		
財政投融资合計					
当初計画	146,215	134,811	151,282	144,631	131,194
改定計画	149,134	178,941	158,984	151,089	
実 績	118,073	153,115	140,813		
年度末残高	1,543,344	1,509,224	1,481,103		

(出所) 理財局財政投融资総括課調

(注1) 平成28年度の実績は資金年度ベースにおける計数整理を行ったものであり、29年度政策評価書の計数と異なっている。

(注2) 平成29年度の実績の計数は、29年度の決算時の見込値である。

(注3) 改定計画には、各年度の特別会計予算総則の規定に基づく長期運用予定額の増額分を含む。

(参考) 財政投融资計画残高において、政府保証債は額面金額(政府保証外債は額面金額を外国貨幣換算率によって換算した金額)で計上している。

テーマ	総3-3：国有財産の有効活用を推進する		
測定指標 (定性的な指標)	[主要]総3-3-B-1：国有財産の有効活用に向けた各施策の取組状況		
	目 標	<p>国と地方公共団体が連携しながら、一定の地域に所在する国公有財産の情報を面的に共有し、国と地方公共団体の庁舎の合築など各地域における国公有財産の最適利用を図るほか、介護・保育などの分野を中心に国有財産の積極的な活用を推進するなど、地域や社会のニーズを踏まえた国有財産の有効活用に向けた各施策の取組状況を指標とします。</p>	達成度
	(目標の設定の根拠)	<p>国有財産の有効活用を推進するために、地域や社会のニーズを踏まえ、地方公共団体等と連携しながら着実に各取組を進めることが重要であるためです。</p>	
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>地域における国公有財産の最適利用を進めるため、地方公共団体と連携した取組みを行い、地方公共団体との間で保有する施設の状況等に関する情報共有に取り組んだほか、監査の結果等を踏まえた省庁横断的な庁舎の入替調整等の実施や、「国家公務員宿舎の削減計画」に基づき減少させてきた宿舎戸数を増加させることがないよう有効活用に取り組みました。また、介護や保育などの分野を中心に地方公共団体等の要望に応じ、売却に加えて定期借地制度を利用した貸付けを行うなど、地域や社会のニーズを踏まえた国有財産の有効活用に取り組みました。</p> <p>引き続き、地方公共団体と連携し、上記のような国公有財産の最適利用への取組を行っていくほか、地域や社会のニーズ及び個々の財産の特性に応じて、中長期的な視点から、国有財産の有効活用を推進していく必要があることから、達成度は「□」としました。</p>		□
テーマについての評定	a 相当程度進展あり		
評定の理由	<p>地方公共団体と連携して国公有財産の最適利用に取り組んでいるほか、地域や社会のニーズを踏まえた国有財産の有効活用の推進に取り組んでいます。</p> <p>また、学校法人森友学園に対する国有地の売却等事案への、国会での指摘や会計検査院の検査結果を踏まえ、公共随契を中心とする国有財産の管理処分手続きに関して、関係する通達を改正するなど手続きを明確化しました。これに基づき、普通財産（用語集参照）の管理処分業務を行うことにより、適正性の向上に取り組むとともに、公文書管理においても電子決裁を徹底するなど、一層適切な管理を行うよう取り組みました。</p> <p>さらに、コンプライアンスの確保などの取組についても財務省全体で進めました。</p> <p>以上のことから、測定指標が「□」であることなどを踏まえ、当該テーマの評定は、上記の通り、「a 相当程度進展あり」としました。</p>		

総 3 - 3 に係る参考情報

参考指標 1 : 社会福祉分野等における国有財産の活用実績

	売却件数	定期借地貸付件数
保育関係	11 件	4 件
高齢者関係	3 件	15 件
障害者関係	2 件	0 件

(出所) 理財局国有財産業務課調

テーマ 総 3 - 4 : 国庫金の適正な管理を行う			
[主要] 総3-4-B-1 : 国庫金の効率的かつ正確な管理			
測定指標 (定性的な指標)	目 標	<p>国庫金の管理を一層効率的に行い、また出納の正確性を引き続き確保します。</p> <p>(目標の設定の根拠) 国庫金の過不足の調整 (用語集参照) 等国庫金の管理を一層効率的に行うこと、また各府省庁等から指示を受けて日本銀行が行う国庫金の出納事務の正確性を確保することが重要であるためです。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>資金の受け手の事情も考慮しつつ、資金の受入と支払を合わせる調整を行うとともに、それでも資金全体の現金に余裕が生じている場合には、これを資金需要への対応に際して有効活用するなど、国庫金の効率的な管理を行いました。</p> <p>出納の正確性については、国庫原簿 (用語集参照) と歳入歳出主計簿との突合により、日本銀行の国庫金の出納事務が正確に行われているかの検証を行いました。</p> <p>引き続き、国庫金の効率的かつ正確な管理に取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。</p>	□
テーマについての評定		a 相当程度進展あり	
評定の理由	<p>国庫金の過不足の調整等国庫金の管理を効率的に行い、また日本銀行が行う国庫金の出納事務の正確性を確保しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評定は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。</p>		

評 価 結 果 の 反 映	<p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>(国債管理政策)</p> <p>我が国の財政は、過去に例を見ない厳しい状況にあり、今後も大量の国債発行が見込まれています。国債発行当局として確実かつ円滑な国債発行により、必要とされる財政資金を確実に調達するとともに、中長期的な調達コストを抑制していくことによって、円滑な財政運営の基盤を確保するという基本的な考え方にに基づき、国債管理政策を運営していきます。</p> <p>(財政投融资)</p> <p>中長期的な視点から、かつ、民間金融を補完しながら、資金面からの成長制約を解消するという財政投融资の役割の下、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえた編成を行うことで、政策的に必要な資金需要に的確に対応していきます。</p> <p>(国有財産の有効活用)</p> <p>国有財産は国民共有の貴重な財産であることから、地域や社会のニーズ及び個々の財産の特性に応じて、中長期的な視点から国有財産の有効活用を推進していきます。</p> <p>学校法人森友学園に対する国有地の売却等事案に関連し、公共随契を中心とする国有財産の管理処分手続きを明確化したところであり、引き続き、これに基づき、普通財産の管理処分業務を行うことにより、適正性の向上に取り組むとともに、公文書管理においても電子決裁を徹底するなど、一層の適切な管理を行います。</p> <p>また、コンプライアンスの確保などの取組についても財務省全体で進めていきます。</p> <p>(国庫金の管理)</p> <p>国庫金の管理を一層効率的に行い、また出納の正確性を引き続き確保します。</p>
--	---

財務省政策評価懇談会における意見	
-------------------------	--

総合目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	<p>第198回国会 財務大臣財政演説（平成31年1月28日）</p> <p>平成31年度予算編成の基本方針（平成30年12月7日閣議決定）</p> <p>未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）</p> <p>まち・ひと・しごと創生総合戦略（2018改訂版）（平成30年12月21日閣議決定）</p> <p>日本再興戦略2016（平成28年6月2日閣議決定）</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）</p> <p>ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）</p> <p>一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策（平成27年11月26日一億総活躍国民会議取りまとめ）</p> <p>新経済・財政再生計画 改革工程表2018（平成30年12月20日経済財政諮問会議決定）</p>
---------------------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし
----------------------------------	------

<p>前年度政策評価結果の政策への反映状況</p>	<p>平成29年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。</p> <p>(国債管理政策)</p> <p>我が国の財政は、深刻な状況にあり、今後も大量の国債発行が見込まれています。国債発行当局として確実かつ円滑な国債発行により、必要とされる財政資金を確実に調達するとともに、中長期的な調達コストを抑制していくことによって、円滑な財政運営の基盤を確保するという基本的な考え方にに基づき、国債管理政策を運営しました。</p> <p>(財政投融资)</p> <p>中長期的な視点から、かつ、民間金融を補完しながら、資金面からの成長制約を解消するという財政投融资の役割の下、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえた編成を行うことで、政策的に必要な資金需要に的確に対応しました。</p> <p>(国公有財産の最適利用)</p> <p>地域や社会のニーズ及び個々の財産の特性に応じて、中長期的な視点から、国公有財産の最適利用に取り組んだほか、国有財産の有効活用を推進しました。</p> <p>学校法人森友学園に対する国有地の売却等事案への、国会での指摘や会計検査院の検査結果を踏まえ、平成30年度においては、公共随契を中心とする国有財産の管理処分手続きに関して、関係する通達を改正するなど手続きを明確化しました。これに基づき、普通財産の管理処分業務を行うことにより、適正性の向上に取り組むとともに、公文書管理においても電子決裁を徹底するなど、一層適切な管理を行うよう取り組みました。</p> <p>また、コンプライアンスの確保などの取組についても財務省全体で進めました。</p> <p>(国庫金の管理)</p> <p>国庫金の管理を一層効率的に行い、また出納の正確性を引き続き確保しました。</p>
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>理財局（総務課、国庫課、国債企画課、国債業務課、財政投融资総括課、国有財産企画課、国有財産調整課、国有財産業務課、管理課、計画官）</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和元年6月</p>
---------------------	--	------------------------	---------------

総合目標 4：関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融（通貨・金融システム）危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。

上記目標の概要	<p>金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすものであることから、国民経済の発展のためには金融システムの安定の確保が不可欠です。財務省としては、信用不安の連鎖が金融機関に波及し、社会不安を招かないようにする一方、健全な財政の確保の観点から、金融機関の安易な救済によって国民負担が生じないようにバランスをとることが重要であると考えます。このような考えの下、金融庁等と密接な連携を図りつつ、金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定の確保のため、金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理を図ります。</p> <p>また、地域経済の活性化支援や東日本大震災への対応も含め、関係機関の適切な監督を通じて、地域の信用秩序の基盤強化等を図ります。</p> <p>国際的に見ても、米国発の金融危機や欧州債務危機を受けて、G20（用語集参照）・FSB（金融安定理事会：用語集参照）等の場で、金融規制改革の議論が進展しています。更に、FinTech（用語集参照）と呼ばれる金融・IT融合の動きなど、金融・資本市場を取り巻く環境は変化しており、国内でもこうした動きを踏まえた金融制度のあり方の検討が行われています。このような議論の動向も適切に踏まえながら、金融破綻処理制度の整備に努めます。</p> <p>また、通貨（用語集参照）の流通状況等を適切に把握し、偽造されにくい通貨を円滑に供給できるように製造計画の策定等を適切に行うとともに、国内外の関係機関との意見交換・情報収集等により偽造・変造を防止する環境整備に努めます。これらにより、通貨制度（用語集参照）の適切な運用に万全を期し、通貨に対する信頼の維持に努めます。</p> <p>（上記目標を構成するテーマ）</p> <p>総4-1 金融システムの安定を確保する</p> <p>総4-2 通貨に対する信頼を維持する</p>
----------------	--

総合目標 4 についての評価結果	
総合目標についての評価	A 相当程度進展あり
評価の理由	<p>金融庁等と連携しつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を行い、金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定の確保に努めました。引き続き、こうした取組を行っていく必要があります。</p> <p>また、通貨制度の適切な運用に万全を期し、通貨に対する信頼の維持に努めました。引き続き、通貨に対する信頼の維持に向け取り組んでいく必要があります。</p> <p>テーマ4-1の評価は「a 相当程度進展あり」、テーマ4-2の評価は「a 相当程度進展あり」であるため、当該総合目標の評価は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。</p>

政策の分析	(必要性・有効性・効率性等)
	金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすものであることから、国民経済の発展のために、引き続き、金融システムの安定の確保に取り組んでいく必要があります。
	金融機関等をめぐる情勢の変化を踏まえつつ、預金保険機構等が行う資金調達について、金融破綻処理や金融危機管理等に十分対応できる規模の政府保証枠（用語集参照）の設定等を行うことは、金融破綻処理制度の整備・運用及び金融危機管理に有効です。
	また、金融庁等と連絡調整を密に行うことにより、事務運営を効率的に行うよう努めました。 通貨は、様々な経済取引の決済に使われ、経済活動の基盤をなすものであることから、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に取り組んでいく必要があります。 平成30年度は、通貨の流通状況等を把握し適切に製造計画を策定し、見直すとともに、通貨の偽造・変造の防止のための国内外の関係機関との連携強化を図るなど、通貨に対する信頼の維持に資する取組を行いました。

テーマ	総4-1：金融システムの安定を確保する		
測定指標 (定性的な指標)	[主要]総4-1-B-1：金融システムの安定を確保するための取組		
	目標	<p>金融システムの状況を適切に踏まえながら、金融庁等と緊密に連携しつつ、必要な金融システムの安定のための金融破綻処理制度の適切な整備・運用を行い、また、預金保険法等の法令に基づき、迅速・的確な金融危機管理を実施することにより、金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定の確保に万全を期していきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすものであることから、国民経済の発展のためには金融システムの安定の確保が不可欠であるためです。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	金融システムの状況を踏まえながら、金融庁等と連携しつつ、預金保険機構等に対する政府保証枠の設定等を行ったほか、金融庁における金融制度のあり方等に関する議論に参画しました。引き続き、金融システムの安定の確保に取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。	□
テーマについての評定	a 相当程度進展あり		
評定の理由	<p>金融庁等と連携しつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を行い、金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定の確保に努めました。こうした取組は引き続き行う必要があります。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評定は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。</p>		

総 4 - 1 に係る参考情報

参考指標 1 : 国内金融機関の自己資本比率

(単位 : %)

	平成27年 3 月期	28年 3 月期	29年 3 月期	30年 3 月期	31年 3 月期
主要行等	(国際統一基準行) 15.63	(国際統一基準行) 16.17	(国際統一基準行) 16.29	(国際統一基準行) 17.63	(国際統一基準行) 17.83
	(国内基準行) 13.95	(国内基準行) 13.30	(国内基準行) 11.88	(国内基準行) 11.26	(国内基準行) 10.52
地域銀行	(国際統一基準行) 14.64	(国際統一基準行) 14.10	(国際統一基準行) 13.94	(国際統一基準行) 14.01	(国際統一基準行) 13.84
	(国内基準行) 10.50	(国内基準行) 10.20	(国内基準行) 9.86	(国内基準行) 9.70	(国内基準行) 9.47

(出所) 「主要行等の平成31年3月期決算の概要」(令和元年6月金融庁)
<https://www.fsa.go.jp/news/30/ginkou/20190606-1/20190606-1.html> 等
 「地域銀行の平成31年3月期決算の概要」(令和元年6月金融庁)
<https://www.fsa.go.jp/news/30/ginkou/20190606-2/20190606-2.html> 等

- (注1) 小数点第2位の数は、四捨五入による。
 (注2) 主要行等とは、みずほフィナンシャルグループ、三菱UFJフィナンシャル・グループ、三井住友フィナンシャルグループ、三井住友トラスト・ホールディングス、りそなホールディングス、新生銀行及びあおぞら銀行を指す。
 (注3) 主要行等のうち国際統一基準行は、みずほフィナンシャルグループ、三菱UFJフィナンシャル・グループ、三井住友フィナンシャルグループ及び三井住友トラスト・ホールディングスを指す。また、地域銀行のうち国際統一基準行は、群馬銀行、千葉銀行、横浜銀行、八十二銀行、静岡銀行、滋賀銀行、中国銀行、山口銀行、伊予銀行、名古屋銀行及び北國銀行を指す。

参考指標 2 : 国内金融機関の不良債権比率・残高

(単位 : 兆円、%)

		平成27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期
主要行等	不良債権残高	3.5	3.1	2.9	2.2	2.0
	不良債権比率	1.1	1.0	0.9	0.7	0.6
地域銀行	不良債権残高	5.6	5.2	4.8	4.5	4.8
	不良債権比率	2.4	2.1	1.9	1.7	1.7
全国銀行	不良債権残高	9.1	8.4	7.7	6.7	6.5 (注2)
	不良債権比率	1.6	1.5	1.3	1.1	1.1 (注2)

(出所) 「主要行等の平成31年3月期決算の概要」(令和元年6月金融庁)
<https://www.fsa.go.jp/news/30/ginkou/20190606-1/20190606-1.html> 等
 「地域銀行の平成31年3月期決算の概要」(令和元年6月金融庁)
<https://www.fsa.go.jp/news/30/ginkou/20190606-2/20190606-2.html> 等
 「平成30年9月期における金融再生法開示債権の状況等(ポイント)」(平成31年2月金融庁)
<https://www.fsa.go.jp/status/npl/20190208.html>

- (注1) 不良債権残高は金融再生法開示債権(用語集参照)残高、不良債権比率は金融再生法開示債権残高の対総与信比率。
 (注2) 平成30年9月期の数値を記載。
 (注3) 小数点第1位の数は、四捨五入による。
 (注4) 主要行等とは、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、新生銀行及びあおぞら銀行を指す。

テーマ	総4-2：通貨に対する信頼を維持する	
測定指標 (定性的な指標)	[主要]総4-2-B-1：通貨に対する信頼を維持するための取組	
	目 標	<p>通貨が様々な経済取引の決済において、国民から信頼され、安心して使われるために、通貨の流通状況等を把握し、偽造されにくい通貨を円滑に供給できるように、製造計画の策定等を適切に行うこと等により、日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止等通貨制度の適切な運用に万全を期していきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>日本銀行券及び貨幣を円滑に供給するためには、市中における通貨の流通状況等を勘案した製造計画の策定等を適切に行う必要があるほか、通貨の偽造・変造は、国民の通貨に対する信頼を失わせ、経済社会に深刻な影響を及ぼすおそれがあり、これを防止する必要があるためです。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>通貨の流通状況等については、日本銀行と連携して適切に把握しました。</p> <p>平成30年度においては、製造する貨幣について、流通状況等を勘案のうえ必要枚数を検証し、年度途中で適切に製造計画を見直しました。日本銀行券及び貨幣ともに、計画に基づき独立行政法人国立印刷局（以下、「国立印刷局」といいます。）や独立行政法人造幣局（以下、「造幣局」といいます。）に製造させることで通貨の円滑な供給を行いました。</p> <p>平成31年度（令和元年度）に製造する通貨については、流通状況等を勘案のうえ、円滑に供給できるよう製造計画を策定しました。</p> <p>また、各国の通貨当局等の情報収集に努めるとともに、国内の関係機関と定期的に会議を開催して情報交換を緊密に行いました。さらに、国立印刷局及び造幣局に対して偽造防止技術の開発状況等を報告させるとともに、偽造防止技術の練磨の観点から、偽造抵抗力の強い技術を採用した記念貨幣を発行するなど、通貨の偽造・変造を防止する環境の整備を進めました。</p> <p>これらにより、通貨制度の適切な運用に万全を期しました。</p> <p>(注) 財務省ウェブサイト 「日本銀行券製造計画について」 https://www.mof.go.jp/currency/bill/lot/2019ginnkoukennkeikaku.html 「貨幣製造計画について」 ○平成30年度貨幣製造計画（改定） https://www.mof.go.jp/currency/coin/lot/2018kaheiseizouhenkou3.html ○平成31年度貨幣製造計画 https://www.mof.go.jp/currency/coin/lot/2019kaheikeikaku.html</p> <p>上記実績のとおり、通貨制度の適切な運用に万全を期しました。引き続き、通貨制度の適切な運用に取り組んでいく必要があるため、達成度は「□」としました。</p>
テーマについての評定	a 相当程度進展あり	

評定の理由	<p>通貨の流通状況等については、日本銀行と連携して適切に把握し、貨幣の製造計画を見直すこと等により、通貨の円滑な供給を行いました。また、各国の通貨当局等の情報収集に努めるとともに、国内の関係機関と定期的に会議を開催して情報交換を緊密に行うこと等により、通貨の偽造・変造を防止する環境の整備を進めました。こうした取組は引き続き行う必要があります。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評定は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。</p>
--------------	---

評価結果の反映	<p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>(金融システムの安定の確保に向けた適切な制度の整備・運用) 金融庁をはじめとする関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用とともに金融危機管理を行うことにより、金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定の確保に努めます。</p> <p>(通貨に対する信頼を維持するための取組) 通貨が様々な経済取引の決済において、国民から信頼され、安心して使われるために、通貨の流通状況等を把握し、偽造されにくい通貨を円滑に供給できるように、製造計画の策定等を適切に行うこと等により、日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止等通貨制度の適切な運用に万全を期していきます。</p>
----------------	--

財務省政策評価懇談会における意見	
-------------------------	--

総合目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	<p>新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）</p> <p>未来投資戦略2017（平成29年6月9日）</p> <p>まち・ひと・しごと創生基本方針2017について（平成29年6月9日閣議決定）</p> <p>まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017改訂版）（平成29年12月22日閣議決定）</p> <p>「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）</p>
---------------------------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>我が国の金融情勢：</p> <p>「主要行等の平成31年3月期決算の概要」（金融庁）</p> <p>「地域銀行の平成31年3月期決算の概要」（金融庁）</p> <p>「平成30年9月期における金融再生法開示債権の状況等（ポイント）」（金融庁）</p> <p>一般会計予算書</p>
----------------------------------	---

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	<p>(金融システムの安定の確保に向けた適切な制度の整備・運用)</p> <p>金融庁をはじめとする関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用とともに金融危機管理を行うことにより、金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定の確保に努めました。</p>
	<p>(通貨に対する信頼を維持するための取組)</p> <p>通貨が様々な経済取引の決済において、国民から信頼され、安心して使われるために、通貨の流通状況等を把握し、偽造されにくい通貨を円滑に供給できるように、製造計画の策定等を適切に行うこと等により、日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止等通貨制度の適切な運用に万全を期しました。</p>

担当部局名	大臣官房信用機構課、理財局国庫課	政策評価実施時期	令和元年6月
--------------	------------------	-----------------	--------

総合目標5：我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。

上記目標の概要	<p>経済のグローバル化が進む中で、通貨に対する信認を確保しつつ、我が国経済の健全な発展を実現するためには、国際金融システムを安定させ、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すとともに、保護主義に陥ることなく国際貿易の秩序ある発展を図ることが重要となっています。また、貧困や地球環境問題、テロ・大量破壊兵器の拡散といった問題にも国際社会が協力して積極的に取り組む必要があります。我が国は、こうした国際的協力において主体的な役割を果たしていきます。特に、我が国との関係が深いアジアにおける金融市場の環境整備支援を含む地域金融協力の推進や、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等によるインフラ投資等の取組を通じて、アジアを含む世界の成長力の取り込みを図るとともに、日本企業の海外展開支援を推進していきます。また、国際貿易の秩序ある発展のために、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進に取り組みます。</p> <p>(上記目標を構成するテーマ)</p> <p>総5-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力に取り組む 総5-2：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力に取り組む</p>
---------	--

総合目標5についての評価結果	
総合目標についての評定	A 相当程度進展あり
評定の理由	<p>世界経済の持続的発展や国際金融システムの安定に向けた取組、地域金融協力の強化、途上国支援、日本企業の海外展開支援や国際貿易の秩序ある発展等の推進に積極的に取り組み、具体的な成果・進展があり、全てのテーマの評定が「a 相当程度進展あり」であるため、当該総合目標の評定は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。</p>
政策の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>G20(用語集参照)、G7(用語集参照)等の国際的な枠組みへの参画は、世界経済の安定を通じて我が国経済の健全な発展を実現するために重要な意義のある取組であり、引き続き取り組んでいます。</p> <p>また、地域金融協力の強化や途上国支援等にも積極的に貢献しています。更に、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」は、新興国の膨大なインフラ需要に対し、日本の強みである「質」の観点を活かしながら応えていくことを通じて、持続的な世界経済の成長と包摂的な途上国開発の両者に対し日本として貢献する重要な施策です。WTO(用語集参照)及び経済連携に関する取組は、国際的な貿易・投資を促進することにより、我が国及び世界経済の成長に貢献するものです。これらは目標の達成に大きく寄与していると言えます。</p> <p>日本企業の海外展開支援については、「未来投資戦略2018」の重要な取組の1つであり、国際協力機構(JICA)の円借款(用語集参照)や国際協力銀行(JBIC)といったツールを活用して推進しています。また、財務省単独で解決することが困難な政策課題に関しては、G20各国や国際金融機関等の多様な主体と適切に連携して効率的に実行しています。</p>

テーマ	総5-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力に取り組む	
測定指標（定性的な指標）	[主要]総5-1-B-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への参画	
	目 標	<p>世界経済の持続的発展等を目的として、G20、G7等の国際的な枠組において積極的に貢献するとともに、国際機関及び各国の財務金融当局との政策対話も積極的に行っていきます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>国際金融システムの安定等を実現し、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すためには国際的な協力が重要なためです。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>G20では、平成30年4月、7月、10月に開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議、同年11-12月に開催されたG20ブエノスアイレス・サミットなどの場において、世界経済に関する議論に積極的に参画したほか、我が国の経済政策について説明し、各国の理解を得ました。</p> <p>平成30年12月には、アルゼンチンからG20議長国を引き継ぎ、日本議長下でのG20財務トラックのプライオリティに関する大臣談話を発表しました。日本議長下のG20財務トラックでは、「世界経済の持続可能で包摂的な成長の実現のための基盤づくり」の観点から「Ⅰ. 世界経済ーリスクと課題」、「Ⅱ. 成長力強化のための具体的取組」、及び「Ⅲ. 技術革新・グローバル化がもたらす経済社会の構造変化への対応」の3つの柱に沿って議論を進めることを各国に説明しました。</p> <p>これらの日本議長下でのG20財務トラックのプライオリティは、G20各国から支持を得るとともに、同プライオリティの設定は、世界経済の持続可能で包摂的な成長の基盤づくりに向けた議論の進展に大きく貢献しました。</p> <p>一方、G7でも、平成28年に議長国を務めた経験を踏まえ、積極的に議論に参加しました。カナダ議長下における平成30年5月のG7ウィスラー財務大臣・中央銀行総裁会議での「包摂的な成長」に関する議論や、6月のG7シャルルボワ・サミットで発出された「平等と経済成長に関するシャルルボワ・コミットメント」の策定に貢献し、世界経済の安定に向けた議論を主導しました。</p> <p>アジア太平洋地域の持続可能な成長と繁栄を目的とするフォーラムであるAPEC（用語集参照）に関しては、平成30年10月にパプアニューギニア・ポートモレスビーにてAPEC財務大臣会合が開催されました。同会合においては、インフラ開発と資金調達の加速、金融包摂の促進、国際的な税の協力と透明性の促進、災害リスクファイナンス・保険についての議論に積極的に参画しました。</p> <p>平成30年4月に実質合意に至った世界銀行グループの増資とそれに伴う改革に関しては、我が国が議論を主導し、合意形成に大きく貢献しました。増資に応じるための法改正も、平成30年度内に完了しました。</p> <p>テロ資金や北朝鮮の核関連及び大量破壊兵器の拡散等の課題に関して、国連安保理決議等を踏まえ、タリバーン関係者等及び北朝鮮の核・ミサイル計画等</p>

達成度

□

	<p>に關与した者等に対して外為法に基づく資産凍結等の措置を着実に実施しました。</p> <p>また、関係省庁と緊密に連携して、F A T F 勧告実施に向けた国内法令整備のための取組や、その履行状況の有効性を高める取組を推進し、平成31年度（令和元年度）に行われる第四次対日相互審査に向けた対応を着実に進めました。更に、国内のF A T F 勧告実施を推進するため、他国の審査に係る会合を含めF A T F 関連会合にも出席し、他国の事例等に関する情報を収集し、国内の関係者に積極的に還元しました。加えて、「外国為替検査マニュアル」及び平成30年9月26日に制定した「外国為替検査ガイドライン」（注）に基づく外国為替検査を行い、資産凍結等の措置の実効性の確保及びF A T F 勧告の着実な実施等を図りました（参考指標4参照）。</p> <p>（注）外国為替検査マニュアルには、資産凍結等経済制裁に関する外為法令を始めとした法令の遵守状況等を確認するためのチェックリストが定められていました。平成30年9月26日に制定した外国為替検査ガイドラインは、外国為替検査マニュアルを発展的に改組し、検査先が主体的かつ積極的にリスクベースアプローチを踏まえた外為法令等の遵守を促進できるように、必要な態勢整備等に関する具体的な検査項目が定められています。</p> <p>以上のように、平成30年度は上記実績のとおり、国際機関及び各国の財務金融当局と連携して国際的な枠組に積極的に参画しました。これらは今後も引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。</p>	
測定指標（定性的な指標）	[主要] 総5-1-B-2：アジアにおける地域金融協力の推進	
	<p>目 標</p> <p>A S E A N（東南アジア諸国連合）＋3（日中韓）（用語集参照）等の多国間のフォーラムで主導的役割を果たしつつ、アジア各国との二国間会議を積極的に推進し、アジア諸国との関係の深化・拡大に貢献していきます。また、関係省庁及び関係機関と連携して、アジアにおける金融市場の環境整備を支援し、民間資金の流入やノウハウの活用を促進していくこと等を通じて、アジア経済の持続的発展に貢献していきます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>我が国との関係が深いアジアにおける金融市場の環境整備支援を含む地域金融協力を推進することは、地域金融市場の安定化のために重要なためです。</p>	達成度
	<p>実績及び目標の達成度の判定理由</p> <p>A S E A N＋3財務大臣・中央銀行総裁会議のプロセスにおいては、域内の強靱性向上のため、C M I M（チェンマイ・イニシアティブ：用語集参照）の即時性・有効性の向上を目的として、I M F（用語集参照）との連携強化のための合同テストランを実施する等の機能強化の取組を進めました。また、A M R O（A S E A N＋3マクロ経済リサーチ・オフィス：用語集参照）については組織強化やC L M V（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）をはじめとする域内国家の能力向上を支援する技術支援を推進しました。更に、A B M I（アジア債券市場育成イニシアティブ：用語集参照）の推進や、東南アジア災害リスク保険ファシリティ（S E A D R I F：用語集参照）の設立について、議論を主導するなど、地域金融協力の推進に貢献しました。</p> <p>二国間財務・金融協力に関しては、平成30年8月31日に中国との間で日中財務対話を開催し、両国のマクロ経済情勢やG20及びA S E A N＋3といった多</p>	□

	<p>国間の枠組について活発な意見交換を行ったほか、日中金融協力に関する同年5月の日中首脳の合意に沿って、相手国での企業活動を支えるため、日中の金融機関に対して中央銀行を通じて現地通貨を供給する日中通貨スワップ取極の締結のための作業を速やかに進めることなどに合意しました。その上で、同年10月に、中国との間で同取極が締結されました。また、インドとの間では、平成30年10月の日印首脳会談を経て、インドにおいて対外商業借入規制の緩和が行われたことに加え、平成31年2月には金融・経済協力の強化を通じた経済・貿易関係の一層の発展及び金融市場の安定のため、二国間通貨スワップ取極（用語集参照）がインドとの間で締結されました。更に、シンガポール・インドネシア・タイとの二国間通貨スワップ取極を米ドルだけでなく円でも引き出し可能とした上で契約期限を延長するなど、アジア各国との二国間金融協力の強化を通じ、アジアにおける金融市場の環境整備を支援しました。</p> <p>平成30年度は上記実績のとおり、アジア地域の金融市場安定に寄与する取組を着実に推進しました。これらは今後も引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。</p>	
[主要]総5-1-B-3：「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」の推進		
測定指標（定性的な指標）	<p>目標</p> <p>平成28年5月に公表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等に関係省庁等と連携しながら着実に実施し、「質の高いインフラ投資」を世界各国へ提供すること等を通じて、各国の更なる成長に貢献していきます。</p>	達成度
	<p>（目標の設定の根拠）</p> <p>途上国・新興国などは膨大なインフラ需要を抱えており、その持続的な成長に向けて「質の高いインフラ投資」を推進する取組が重要であるためです。</p>	
	<p>実績及び目標の達成度の判定理由</p> <p>世界全体の膨大なインフラ整備需要に応えるため、政府が平成28年5月に発表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等において、質の高いインフラ輸出促進のための更なる制度改善を進めることとされています。これを踏まえ、関係機関との連携を図りつつ、円借款の更なる迅速化や民間企業の投融資奨励に努めるなど、質の高いインフラ投資を推進してきました（参考指標5参照）。平成30年度については、円借款の本邦技術活用条件（STEP：用語集参照）に関して、応札企業が1者以下であると入札前に予見された場合等においては、最終資機材の主要な部材が日本で製造される等の場合、調達される最終資機材の最終組立て等を行う企業の国籍を問わず、当該部材の価格を「原産地ルール」における本邦調達比率に算入可能とする等、入札の競争性の向上等を図るための制度改善を行いました。また、JICAが海外投融資業務で出資する際の現地企業等への直接出資にかかる限度額を、原則は25%以下であるところ、質の高いインフラの推進に資する事業については50%未満とする出資比率上限規制の柔軟化を実施しました。</p> <p>「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等は継続中の取組であり、今後も個々の施策を引き続き着実に実施していく必要があることから、達成度は「□」としました。</p>	□

[主要]総5-1-B-4：日本企業の海外展開支援の推進		
目 標	<p>「未来投資戦略2018」等を踏まえ、関係省庁、関係機関及び関連民間企業等と連携しつつ、日本企業の海外展開支援を推進し、日本全体の経済成長の実現に貢献していきます。</p>	達成度
	<p>(目標の設定の根拠)</p> <p>新興国を中心とする世界の市場の成長を取り込むために、日本企業が持つ高い技術力等の強みを活かし、積極的に世界市場への展開を図っていくことが重要であるためです。</p>	
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>日本企業の海外展開を支援するため、JICAについては、円借款の迅速化等を進めています。また、平成30年度については、計8件、約4,025億円(交換公文(E/N)ベース)のSTEP(本邦技術活用条件)による円借款供与をはじめとした着実な支援を実施しました。</p> <p>JBICについては、更なるリスク・テイクを可能とする「特別業務」を活用し、イラク共和国政府向け及びアルゼンチン共和国向けバイヤーズ・クレジットに続く「特別業務」の第3号案件として、平成30年11月にアルゼンチン共和国最大の商業銀行であるアルゼンチン国立銀行との間で、融資金額36百万米ドル(JBIC分)を限度とするアルゼンチン向けの輸出クレジットラインを設定する契約を締結しました。加えて、日本企業によるイノベーション及び新規事業投資を促進するため、特別業務におけるリスク類型として、技術リスク等を追加しました。</p> <p>また、平成30年7月には、ESG(環境、社会、ガバナンス)投資という世界的潮流を踏まえ、地球環境保全目的に資するインフラ整備を幅広く支援することを目的とする「質高インフラ環境成長ファシリティ」(JBIC Global Facility to Promote Quality Infrastructure Investment for Environmental Preservation and Sustainable Growth: QI-ESG)を創設しました。平成30年度末までに、このファシリティの下で、計10件、官民合わせて約90億米ドルの支援を決定しました。</p> <p>平成30年度は上記実績のとおり、JICA、JBIC等の機能の改善・強化を活用した日本企業の海外展開支援を着実に実施しました。これらは今後も引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。</p>	□
テーマについての評価	a 相当程度進展あり	
評価の理由	<p>世界経済の持続的発展等に向けて、国際機関及び各国の財務金融当局と連携して、G20、G7等の国際的な枠組に積極的に参画しました。</p> <p>アジアにおける地域金融協力の推進に向けて、ASEAN(東南アジア諸国連合)+3(日中韓)の強靱性向上の取組やアジア各国との二国間財務・金融協力を強化する取組を着実に実施しました。</p> <p>「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」の推進に向けて、関係機関との連携を図りつつ、着実な取組を進めました。</p> <p>日本企業の海外展開支援の推進に向けて、JICA、JBIC等の機能の改善・強化を活用した着実な支援を実施しました。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標が「□」であるため、「a 相当程度進展あり」としました。</p>	

総5-1に係る参考情報

参考指標1：最近の世界経済の動向

	実質GDP成長率 (%)				消費者物価上昇率 (%)				失業率 (%)				経常収支 (10億ドル)			
	2015	2016	2017	2018	2015	2016	2017	2018	2015	2016	2017	2018	2015	2016	2017	2018
世界	3.4	3.4	3.8	3.6	2.8	2.8	3.2	3.6	0.0	0.0	0.0	0.0	229.5	251.7	413.8	348.2
日本	1.2	0.6	1.9	0.8	0.8	-0.1	0.5	1.0	3.4	3.1	2.8	2.4	136.4	194.9	196.1	174.1
米国	2.9	1.6	2.2	2.9	0.1	1.3	2.1	2.4	5.3	4.9	4.4	3.9	-407.8	-432.9	-449.1	-468.8
ドイツ	1.5	2.2	2.5	1.5	0.7	0.4	1.7	1.9	4.6	4.2	3.8	3.4	301.2	297.5	295.0	294.3
フランス	1.1	1.2	2.2	1.5	0.1	0.3	1.2	2.1	10.4	10.1	9.4	9.1	-9.0	-18.5	-14.8	-19.6
英国	2.3	1.8	1.8	1.4	0.0	0.7	2.7	2.5	4.9	4.4	4.1	4.2	-142.4	-139.3	-88.1	-109.1
ユーロ圏	2.1	2.0	2.4	1.8	0.2	0.2	1.5	1.8	10.9	10.0	9.1	8.2	342.6	383.6	410.6	403.6
中国	6.9	6.7	6.8	6.6	1.4	2.0	1.6	2.1	4.1	4.0	3.9	3.8	304.2	202.2	164.9	49.2
新興アジア	6.8	6.7	6.6	6.4	2.7	2.8	2.4	2.6	0.0	0.0	0.0	0.0	310.6	227.9	151.7	-25.2
中南米	0.3	-0.6	1.2	1.0	5.5	5.6	6.0	6.2	0.0	0.0	0.0	0.0	-169.1	-98.5	-79.0	-100.2
CIS諸国	-1.9	0.8	2.4	2.8	15.5	8.3	5.5	4.5	0.0	0.0	0.0	0.0	53.0	0.6	20.4	109.3
サハラ以南 アフリカ	3.2	1.4	2.9	3.0	7.0	11.2	11.0	8.5	0.0	0.0	0.0	0.0	-92.2	-53.4	-33.2	-42.6

IMFによる世界経済見通しの推移(2019年4月)

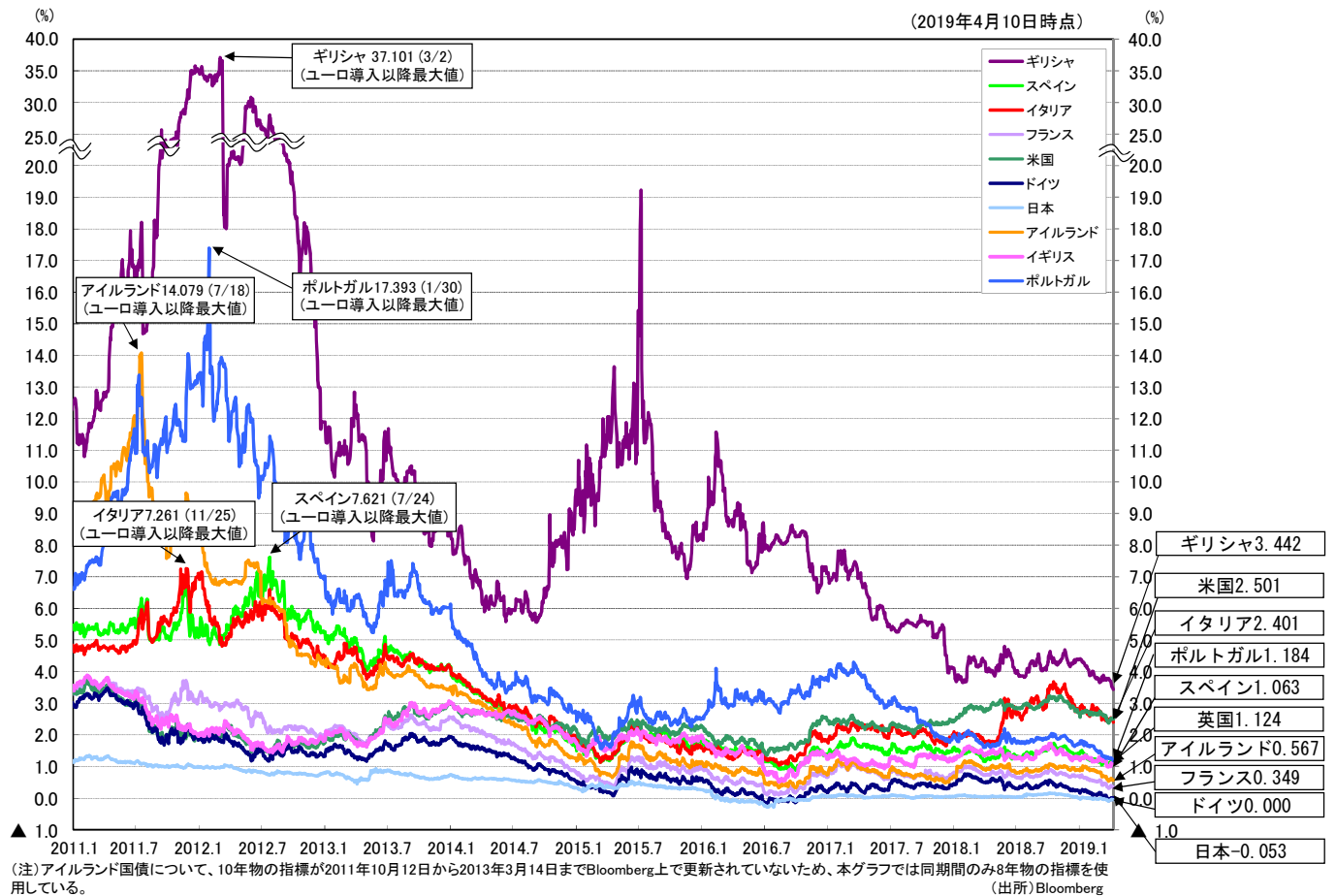
(対前年比GDP成長率、単位：%)

	2018					2019					2020				
	18.10 時点	19.01 時点	19.04 時点	18.10 との差	19.01 との差	18.10 時点	19.01 時点	19.04 時点	18.10 との差	19.01 との差	18.10 時点	19.01 時点	19.04 時点	18.10 との差	19.01 との差
日本	1.1	0.9	0.8	▲ 0.3	▲ 0.1	0.9	1.1	1.0	0.1	▲ 0.1	0.3	0.5	0.5	0.2	0.0
米国	2.9	2.9	2.9	0.0	0.0	2.5	2.5	2.3	▲ 0.2	▲ 0.2	1.8	1.8	1.9	0.1	0.1
ユーロ圏	2.0	1.8	1.8	▲ 0.2	0.0	1.9	1.6	1.3	▲ 0.6	▲ 0.3	1.7	1.7	1.5	▲ 0.2	▲ 0.2
ドイツ	1.9	1.5	1.5	▲ 0.4	0.0	1.9	1.3	0.8	▲ 1.1	▲ 0.5	1.6	1.6	1.4	▲ 0.2	▲ 0.2
イタリア	1.1	1.0	0.9	▲ 0.2	▲ 0.1	1.0	0.6	0.1	▲ 0.9	▲ 0.5	0.9	0.9	0.9	0.0	0.0
英国	1.4	1.4	1.4	0.0	0.0	1.5	1.5	1.2	▲ 0.3	▲ 0.3	1.5	1.6	1.4	▲ 0.1	▲ 0.2
先進国計	2.4	2.3	2.2	▲ 0.2	▲ 0.1	2.1	2.0	1.8	▲ 0.3	▲ 0.2	1.7	1.7	1.7	0.0	0.0
アジア	6.5	6.5	6.4	▲ 0.1	▲ 0.1	6.3	6.3	6.3	0.0	0.0	6.4	6.4	6.3	▲ 0.1	▲ 0.1
中国	6.6	6.6	6.6	0.0	0.0	6.2	6.2	6.3	0.1	0.1	6.2	6.2	6.1	▲ 0.1	▲ 0.1
新興国計	4.7	4.6	4.5	▲ 0.2	▲ 0.1	4.7	4.5	4.4	▲ 0.3	▲ 0.1	4.9	4.9	4.8	▲ 0.1	▲ 0.1
世界計	3.7	3.7	3.6	▲ 0.1	▲ 0.1	3.7	3.5	3.3	▲ 0.4	▲ 0.2	3.7	3.6	3.6	▲ 0.1	0.0

(出所) IMF “World Economic Outlook” (2019.4)

(<https://www.imf.org/en/Publications/WE0/Issues/2019/03/28/world-economic-outlook-april-2019>)

参考指標 2：欧州における国債市場の動向



参考指標 3：途上国の貧困削減状況

1日1.9ドル以下で生活している人口 (数)

(単位：百万人)

	2002年	2005年	2008年	2011年	2015年
東アジア・太平洋	549	359	296	170	47
南アジア	555	510	467	328	N. A.
欧州・中央アジア	28	23	13	10	7
中東・北アフリカ	10	9	9	9	16
サブサハラ・アフリカ	391	389	399	406	413
中南米	63	55	40	34	24
合計	1601	1351	1229	963	731

(出所) 世界銀行 PovcalNet (<http://iresearch.worldbank.org/PovcalNet/povDuplicateWB.aspx>)

(注) 2015年の南アジアのデータは調査範囲の狭さを理由に公開されていない。

参考指標 4：テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数

	資産凍結対象	
	追加	解除
平成13～25年度	668個人・団体	228個人・団体
26年度	46個人・団体	18個人・団体
27年度	46個人・団体	20個人
28年度	13個人・団体	8個人
29年度	16個人・団体	12個人
30年度	11個人・団体	4個人
小計	800個人・団体	290個人・団体
累計	510個人・団体	

(出所) 国際局調査課外国為替室調

参考指標5：海外インフラ案件の受注金額

統計等に基づくインフラ受注実績（注）

（単位：兆円）

	平成22年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
実績	10	16	19	20	21	23

（出所）『経協インフラ戦略会議』資料（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyou/kaisai.html>）

（注）各種統計値や業界団体へのヒアリング等を元に集計した網羅的な集計。「事業投資による収入額等」を含む。

参考情報：日米経済対話の開催

平成29年2月10日、ワシントンDCで日米首脳会談を行った際、安倍総理とトランプ大統領は、日米両国間に存在する強固な経済的な絆の深化に向けた取組として「日米経済対話」の立ち上げで一致しました。平成29年4月の初回会合に続き、同年10月16日、本対話の共同議長である麻生副総理とペンス副大統領の間で日米経済対話第二回会合を実施し、貿易及び投資のルールと課題に関する共通戦略、経済及び構造政策分野での協力、分野別協力、の3つの柱に沿って、具体的な成果を得るべく精力的に議論してきたことを評価するとともに、戦略的にも極めて重要なこの日米経済関係を更に深化させるため、今後とも建設的な議論を進めていくことの重要性について確認しました。

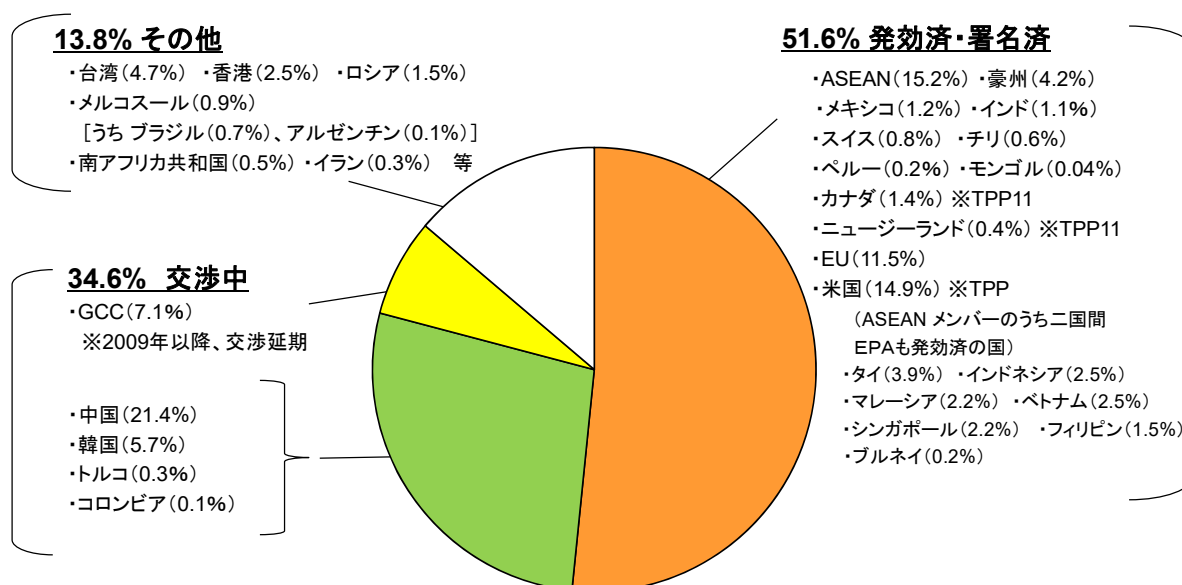
テーマ	総5-2：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力に取り組む	
	[主要] 総5-2-B-1：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組	
	<p>目標</p> <p>WTOを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に取り組むとともに、戦略的かつスピード感を持って、各地域における経済連携を推進し、これらを通じて、税関分野における貿易円滑化の推進にも積極的に取り組んでいきます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>世界的な保護主義の懸念が高まりつつある中で、世界経済の成長の源泉を豊かなものとするため、「自由で公正な経済圏」を作り上げることが重要であるためです。</p>	達成度
測定指標（定性的な指標）	<p>実績及び目標の達成度の判定理由</p> <p>多角的自由貿易体制の維持・強化に関して、平成29年2月に発効したWTO貿易円滑化協定（用語集参照）について、受諾した各国において協定が適切に実施されるよう、各国・関係する国際機関等と連携して取り組むとともに、引き続き未受諾国の受諾に向けた取組を促しました。</p> <p>また、経済連携の推進に関して、平成30年12月には我が国が議論を主導してきた11か国によるTPP11協定（CPTPP：用語集参照）が発効し、平成31年2月に日EU・EPA（用語集参照）が発効しました。これらは、世界的に保護主義的な動きが広がりを見せる中で、自由貿易の旗を高く掲げ続け、我が国が率先して世界に範を示すものです。TPP11協定や日EU・EPAにおいては、貿易円滑化を促進する観点から、税関手続の透明性の向上や迅速化・簡素化、税関当局間の協力等に関する規定を盛り込んでいます。</p> <p>また、税関分野における技術協力、WCOをはじめとする国際機関等での取組、EPAにおける税関協力や税関相互支援協定（用語集参照）の締結等の取組を通じた貿易円滑化の推進にも取り組みました。</p> <p>上記実績のとおり、財務省としてこれら具体的成果に貢献しました。引き続き、国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力に取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。</p>	□

テーマについての評価	a 相当程度進展あり
評価の理由	<p>前述のとおり、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。</p>

総5-2に係る参考情報

参考指標1：日本の貿易総額に占めるEPA締結国・地域の割合

日本の貿易総額に占める国・地域別割合(2019年3月時点)



86.2% 既にEPAが発効済・署名済又は現在、交渉中の国・地域

【参考】主要国のFTA比率(注)

日本：51.6% (※米国を除くTPP11の場合は36.7%)、米国47.2% (TPPを除くと39.0%)、EU：36.2%、韓国：68.2%

(注) 発効済・署名済FTA相手国との貿易が貿易総額に占める割合

(出典) 財務省貿易統計(2018年確定値)(2019年3月)。米国、EU、韓国はIMF Direction of Trade Statistics(2018年4月)。

評価結果の反映	<p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>今後とも世界経済の持続的発展等を目的として、G20等の国際的な枠組みにおいても積極的に貢献し、国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。またIMF（用語集参照）のガバナンスや機能強化の議論に積極的に貢献します。</p> <p>ASEAN+3の枠組みや二国間金融協力を通じ、アジア地域金融協力を推進していきます。</p> <p>ODAに関しては、開発途上国における安定的な経済社会の発展に寄与するため、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。</p> <p>MDBsに関しては、主要出資国として業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念をMDBsの政策に反映させていきます。</p> <p>質の高いインフラ投資の推進については、平成28年5月に発表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等に盛り込まれた制度改善・拡充を着実に実施しており、今後も運用・活用してまいります。</p> <p>「質の高いインフラ」の推進を含む、日本企業の海外展開支援は、「未来投資戦略2018」等においても重要な取組の一つとされており、関係省庁・機関と連携しながら、JICAの円借款やJBICの出融資保証業務等を通じて引き続き推進していきます。</p> <p>国際貿易の秩序ある発展に向けて、WTOを中心とする多角的自由貿易体制の強化に引き続き取り組むとともに、戦略的かつスピード感を持って、各地域における経済連携を推進し、これらを通じて、税関分野における貿易円滑化の推進にも積極的に取り組んでいきます。</p>
----------------	---

財務省政策評価懇談会における意見	
-------------------------	--

総合目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	<p>インフラシステム輸出戦略（平成25年5月17日第4回経協インフラ戦略会議決定、平成27年6月2日、平成28年5月23日、平成29年5月29日、平成30年6月7日改訂）</p> <p>開発協力大綱（平成27年2月10日閣議決定）</p> <p>質の高いインフラパートナーシップ（平成27年5月21日公表）</p> <p>質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ（平成27年11月21日公表）</p> <p>第193回国会 総理大臣所信表明演説（平成29年1月20日）</p> <p>未来への投資を実現する経済対策（平成28年8月2日閣議決定）</p> <p>質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ（平成28年5月23日公表）</p> <p>未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）</p> <p>総合的なTPP等関連政策大綱（平成29年11月24日TPP等総合対策本部決定）</p>
---------------------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	IMFによる世界経済見通しの推移（平成30年1月）
----------------------------------	---------------------------

<p>前年度政策評価結果の政策への反映状況</p>	<p>G20、G7等における取組に積極的に参画しました。</p> <p>A S E A N + 3 の枠組みや二国間金融協力を通じ、アジア地域金融協力を推進しました。</p> <p>M D B s に関しては、主要出資国として業務運営に積極的に参画し、我が国の O D A 政策・開発理念を M D B s の政策に反映させました。</p> <p>質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展と我が国経済の推進のため、平成28年5月に発表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえ、日本企業の海外展開支援を推進しました。</p> <p>「質の高いインフラ」の推進を含む日本企業の海外展開支援は、「未来投資戦略2018」等においても重要な取組の一つとされており、関係省庁・機関と連携しながら、J I C A の円借款や J B I C の出融資保証業務等を通じて引き続き推進しました。</p> <p>国際貿易の秩序ある発展に向けて、W T O を中心とする多角的自由貿易体制の強化に引き続き取り組むとともに、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を戦略的に推進しました。</p>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>国際局（総務課、調査課、国際機構課、地域協力課、為替市場課、開発政策課、開発機関課）、関税局（総務課、関税課、参事官室（国際協力担当）、参事官室（国際交渉担当）、経済連携室）、財務総合政策研究所（総務研究部国際交流課）</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和元年6月</p>
---------------------	--	------------------------	---------------

総合目標6：総合目標1から5の目標を追求しつつ、大震災等からの復興の加速に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを旨とし、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。
(平成30年8月一部改正)

<p>上記目標の概要</p>	<p>関係府省と連携しながら、社会保障・税一体改革を継続しつつ、経済成長と財政健全化を両立できるよう、「経済財政運営と改革の基本方針」及び「未来投資戦略」に沿って適切な財政・経済の運営を行います。</p> <p>(上記目標を構成するテーマ)</p> <p>総6-1：経済政策「アベノミクス」を推進することで、経済の好循環をより確かなものとし、持続的な経済成長を実現するとともに、2025年度のプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。</p>
----------------	---

総合目標6についての評価結果	
総合目標についての評定	A 相当程度進展あり
<p>評定の理由</p>	<p>財務省として、関係府省と連携しながら、社会保障・税一体改革を継続しつつ、経済成長と財政健全化を両立できるよう、「経済財政運営と改革の基本方針」や「未来投資戦略」に沿って適切な財政・経済の運営を行ってきました。</p> <p>また、災害対応を始めとする追加的財政需要に適切に対処するための平成30年度補正予算（平成30年11月7日成立）、平成30年度第2次補正予算（平成31年2月7日成立）を迅速かつ着実に実施するとともに、令和元年度予算（平成31年3月27日成立）を編成しました。あわせて、大震災等からの復興の加速に取り組みました。</p> <p>これまでのアベノミクスによる施策の実施により、経済の好循環が実現しつつあります。他方、我が国の財政状況は依然として極めて厳しい状況であること等も踏まえ、以上の状況を総合的に勘案し、テーマの評定が「a 相当程度進展あり」であるため、当該総合目標の評定は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。</p>
<p>政策の分析</p>	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針」や「未来投資戦略」等の政府の重要な方針に基づき適切な財政・経済の運営を行うことは、社会保障・税一体改革を継続するとともに、経済成長と財政健全化を両立するためには必要かつ有効な取組です。</p>

テーマ	総6-1：経済政策「アベノミクス」を推進することで、経済の好循環をより確かなものとし、持続的な経済成長を実現するとともに、2025年度のプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。	
測定指標 (定性的な指標)	[主要]総6-1-B-1：「経済財政と改革の基本方針2018」における目標達成に向けた取組の進捗状況の把握・分析	
	目 標	「経済財政と改革の基本方針2018」における目標達成に向けた取組の進捗状況を把握・分析します。 (目標の設定の根拠) 「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針の下、引き続き、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」の3本柱の改革を加速・拡大することが重要であるからです。
	実績及び目標の達成度の判定理由	経済成長に関する目標と財政健全化目標を達成するための取組が適切に行われているかについて把握・分析しました。経済成長に関する目標については、「未来投資戦略2018」に示された施策に取り組んでいます。財政健全化目標については、景気の回復を背景に、令和元年度予算において過去最高の62.5兆円の税収を見込むなか、「経済財政運営と改革の基本方針2018」における「新経済・財政再生計画」に沿って社会保障関係費の実質的な伸びを高齢化による増加分に収めるなど、歳出改革の取組を継続することにより、新規国債発行額は7年連続で減少しています。なお、引き続き、目標達成時期までの間、「経済財政運営と改革の基本方針」に記載されている政策の進捗状況を把握・分析していく必要があることから、達成度を「□」としました。
	[主要]総6-1-B-2：大震災等からの復興加速への取組	
	目 標	東日本大震災や熊本地震からの復興の加速に全力で取り組みます。 (目標の設定の根拠) 引き続き大震災等からの復興の加速に取り組むことが重要であるからです。
実績及び目標の達成度の判定理由	総合目標1から5の目標を追求しつつ、大震災等からの復興の加速に全力で、かつ適切に取り組みました。なお、引き続きこの取組を行っていく必要があるため、達成度を「□」としました。	
テーマについての評定	a 相当程度進展あり	
評定の理由	以上のおおりに、すべての測定指標が「□」であるため、当該テーマの評定は、上記のおおりに、「a 相当程度進展あり」としました。	

総6-1に係る参考情報

参考指標1「主要経済指標（実質成長率等）」

(<https://www5.cao.go.jp/keizai/mitoshi/2019/h310128mitoshi.pdf>)

(出所)平成31年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度(平成31年1月28日閣議決定)

評価結果の反映	<p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>関係府省と連携しながら、社会保障・税一体改革を継続しつつ、経済成長と財政健全化を両立できるよう、「経済財政運営と改革の基本方針」や「未来投資戦略」に沿って適切な財政・経済の運営を行っていきます。</p> <p>また、平成30年度補正予算及び令和元年度予算を迅速かつ着実に実施するとともに、大震災等からの復興の加速に取り組みます。</p>
----------------	--

財務省政策評価懇談会における意見	
-------------------------	--

総合目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	<p>第198回国会 総理大臣施政方針演説（平成31年1月28日）</p> <p>第198回国会 財務大臣財政演説（平成31年1月28日）</p> <p>平成31年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（平成31年1月28日閣議決定）</p> <p>平成31年度予算編成の基本方針（平成30年12月7日閣議決定）</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）</p> <p>未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）</p> <p>新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）</p>
---------------------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	国内の経済状況：主要経済指標（実質成長率等）（内閣府）
----------------------------------	-----------------------------

前年度政策評価結果の政策への反映状況	<p>経済成長と財政健全化の双方を実現する道筋について、経済財政諮問会議において検討を進め、「経済財政運営と改革の基本方針2018」を平成30年6月15日に閣議決定しました。また、成長戦略の司令塔である未来投資会議での議論を踏まえ、「未来投資戦略2018」を平成30年6月15日に閣議決定しました。また、財務省は、関係府省と連携しながら、社会保障・税一体改革を継続するなど、適切な財政・経済の運営を行いました。</p>
---------------------------	---

担当部局名	大臣官房総合政策課、主計局（総務課、調査課）、主税局（総務課、調査課）	政策評価実施時期	令和元年6月
--------------	-------------------------------------	-----------------	--------

政策目標 1-1 : 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進

(平成 30 年 8 月一部改正)

上記目標の概要	<p>国家は、多岐にわたる分野で多くの活動を行っており、これらの活動に必要な資金を租税や公債などの手段により調達し、必要な分野に資金を供給しています。</p> <p>経済財政状況を踏まえつつ、選択と集中の考え方により、一般会計と特別会計を合わせた歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分し、逆に重要性や必要性の低い分野、相対的に優先度の低い分野には配分しないという考えの下、財政活動全般を効率的、効果的なものとする必要があります。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>政 1-1-1 : 重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組</p> <p>政 1-1-2 : 財政に関する広報活動</p>
----------------	--

政策目標 1-1 についての評価結果	
政策目標についての評価	S 目標達成
評定の理由	<p>(重点的な予算配分に向けた取組)</p> <p>令和元年度予算については、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(以下、「骨太の方針2018」といいます。)における「新経済・財政再生計画」に沿って社会保障関係費の実質的な伸びを高齢化による増加分に収めるなど、歳出改革の取組を継続する一方で、全世代型の社会保障制度への転換に向け、消費税増収分を活用した幼児教育の無償化といった社会保障の充実を行うなど、現下の重要課題に的確に対応することとしています。</p> <p>また、各国立大学への運営費交付金について、その大部分を前年同額で固定して配分してきた仕組みから、一部を大学の成果に対する評価に基づき配分する仕組みに見直すなど、予算の質的改善を推進しています。</p> <p>以上のとおり、重点的な予算配分に向けた取組については、「目標達成」と考えられます。</p> <p>(広報活動)</p> <p>予算編成プロセスを透明化・可視化し、財政の状況について国民各層の理解を得られるよう、我が国の財政について積極的に広報活動を行っています。</p> <p>また、財務省ウェブサイトのトップページの「財務省の政策」から予算のページに移動することで、引き続き概算要求書及び政策評価調書を速やかに閲覧できるようにしました。</p> <p>以上のとおり、広報活動については、「目標達成」と考えられます。</p> <p>以上のとおり、全ての施策について評価が「S 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p>

政策の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進は、「平成31年度予算編成の基本方針」等の政府の方針に基づくものであり、経済再生と財政健全化の両立の実現を目指していくうえで、重要な意義のある取組です。</p> <p>令和元年度予算編成に当たって、上記のとおり重点的な配分を行い、有効な予算配分に努めたほか、予算執行調査結果、政策評価結果、行政事業レビュー、決算及び決算検査報告、国会での指摘・議決などの予算への反映・適切な活用等により、予算の効率化に努めています。</p>
	<p>(平成30年度行政事業レビューとの関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 予算編成支援システム <p>「一者応札の改善に向けた積極的な取組を継続するとともに、更に、他業者の応札の阻害要因を対外的に丁寧な説明を行うなど、調達プロセスの透明性の向上に努める」との行政事業レビュー推進チームの所見を受けて実施したRFI（資料提供依頼）の結果を踏まえ、引き続き入札における競争性向上に向けた各種検討及び取組みを行いました。（事業番号 0001）</p>

施策	政1-1-1：重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組		
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政1-1-1-B-1：予算編成における重点的な配分と財政健全化目標の達成に向けた取組の実施		
	目標	<p>一般会計と特別会計を合わせた歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分し、逆に重要性や必要性の低い分野、相対的な優先度の低い分野には配分しないという考えの下、財政活動全般を効率的、効果的なものにします。また、「骨太の方針2018」に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」においては、財政健全化目標として、①2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス（用語集参照）黒字化を目指す、②同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことを堅持する、ことが掲げられています。この目標達成に向けて、2019年度から2021年度の3年間について、社会保障関係費については、高齢化による増加分に相当する伸びにおさめる、非社会保障関係費については、これまでの歳出改革の取組を継続するといった歳出改革の取組方針が示されており、この方針を踏まえ、財政健全化に向けた取組を進めていきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>予算を必要性の高い分野に重点的に配分することで、財政の効率化・質的改善を推進する必要があるためです。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>令和元年度予算については、全世代型の社会保障制度への転換に向け、幼児教育の無償化といった社会保障の充実を行うなど、現下の重要課題に的確に対応するとともに、景気の回復を背景に、過去最高の62.5兆円の税収を見込むなか、「骨太の方針2018」における「新経済・財政再生計画」に沿って社会保障関係費の実質的な伸びを高齢化による増加分に収めるなど、歳出改革の取組を継続しています。</p> <p>結果として、現政権発足以来、新規国債発行額は7年連続で減少するなど、財政健全化が進展したため、達成度は「○」としました。</p> <p>(https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2019/seifuan31/01.pdf)</p>	○

政1-1-1-B-2：予算執行調査等の予算編成等への適切な活用・反映		
目 標	<p>予算執行調査、政策評価、行政事業レビュー、決算及び決算検査報告、国会での指摘・議決などを予算編成等へ適切に活用・反映します。</p>	達成度
	<p>(目標の設定の根拠)</p> <p>財政資金の効率的・効果的な活用のため、予算の「プラン（予算編成）」・「ドゥ（予算の執行）」・「チェック（評価・検証）」・「アクション（予算への反映）」のサイクルにおける「チェック」・「アクション」機能を強化し、予算への確にフィードバックするためです。</p>	
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>令和元年度予算において、予算執行調査の結果を踏まえ、事業等の必要性・有効性・効率性について検証することで、事業の抜本の見直し等を行うとともに、決算結果を踏まえ、多額の不用が生じている事業等については、個々の予算の内容等の厳正な見直しを行い、また、政策評価、行政事業レビュー、決算検査報告や国会での指摘・議決などについても、個々の事業等の必要性・効率性の検証を行うことなどにより、予算編成等へ適切に活用・反映したことから、達成度は「○」としました。</p> <p>(https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2019/seifuan31/33.pdf) (https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaigi/dai34/siryu2.pdf)</p>	○
政1-1-1-B-3：予算編成における東日本大震災への適切な対応		
目 標	<p>復興事業については、「平成28年度以降5年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」を踏まえ、被災地の復興に真に必要な事業をしっかりと実施できるよう取り組んでいきます。</p>	達成度
	<p>(目標の設定の根拠)</p> <p>東日本大震災からの復興を迅速に進めるとともに、復興財源に対する被災地の不安を払拭するためです。</p>	
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>令和元年度予算編成に当たっては、復興関連予算の執行状況（平成23～29年度の復興財源フレーム対象経費の執行見込み額は27.4兆円程度）や、復興のステージの進展に応じ、被災者支援や住宅再建・復興まちづくり、産業・生業の再生、原子力災害からの復興・再生などのために必要な経費を適切に計上していることから、達成度は「○」としました。</p>	○
施策についての評定	s 目標達成	
評定の理由	<p>令和元年度予算においては、幼児教育の無償化や消費税引き上げによる経済への影響の平準化といった重要課題に重点化しつつ、「新経済・財政再生計画」に沿って社会保障関係費の実質的な伸びを高齢化による増加分に収めるなど、歳出改革の取組を継続することなどにより、新規国債発行額は現政権発足以来7年連続で減少するなど財政健全化を実現する予算とすることができました。以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>	

政 1 - 1 - 1 に係る参考情報

参考指標 1 「一般会計及び特別会計の歳出総額及び純計額」【再掲（総 1 - 1 : 参考指標 2）】

参考指標 2 「一般会計歳出の構成」

https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2019/seifuan31/01.pdf

参考指標 3 「一般会計歳出概算所管別内訳」

https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2019/seifuan31/24.pdf

参考指標 4 「一般会計歳出の構成比と推移（歳出構造の変化）」

https://www.mof.go.jp/budget/fiscal_condition/related_data/201811.pdf

参考指標 5 「各予算のポイント」

https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2019/seifuan31/index.html

社会保障関係費の推移及び内訳

(単位：億円、%)

	平成 30 年度	令和元年度		増△減		
		通常分	臨時・特別 の措置		うち、通常分	
年金給付費	116,853	120,488	120,488	-	(3.1%) 3,636	(3.1%) 3,636
医療給付費	116,079	118,543	118,543	-	(2.1%) 2,464	(2.1%) 2,464
介護給付費	30,953	32,101	32,101	-	(3.7%) 1,148	(3.7%) 1,148
少子化対策費	21,587	23,440	23,440	-	(8.6%) 1,853	(8.6%) 1,853
生活扶助等社会福祉費	40,524	41,805	41,432	373	(3.2%) 1,281	(2.2%) 908
保健衛生対策費	3,514	3,827	3,521	306	(8.9%) 313	(0.2%) 7
雇用労災対策費	373	388	388	-	(4.0%) 15	(4.0%) 15
社会保障関係費 合計	329,882	340,593	339,914	679	(3.2%) 10,710	(3.0%) 10,031

(出所) 「平成 31 年度社会保障関係予算のポイント」(平成 31 年 1 月 主計局厚生労働係)

(https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2019/seifuan31/13.pdf)

(注 1) 計数はそれぞれ四捨五入している。

(注 2) 平成30年度予算額は、令和元年度予算額との比較対照のため組替掲記している。

文教及び科学振興費の推移及び内訳

(単位：億円、%)

区 分	平成27年度		28年度		29年度		30年度		令和元年度	
		伸率		伸率		伸率		伸率		伸率
文教及び科学振興費	(53,584) 53,613	△1.3	(53,580) 53,580	△0.0	53,567	△0.0	(53,512) 53,646	0.1	56,025	4.7
(内訳)										
義務教育費国庫負担金	15,284	△0.2	15,271	△0.1	15,248	△0.1	15,228	△0.1	15,200	△0.2
科学技術振興費	12,857	△3.9	(12,930) 12,929	0.6	13,045	0.9	(13,175) 13,159	0.9	13,597	3.2
文教施設費	729	△0.6	807	10.7	788	△2.3	766	△2.8	1,694	121.3
教育振興助成費	(23,687) 23,716	△0.5	23,442	△1.0	23,315	△0.5	(23,075) 23,225	△0.4	24,158	4.7
育英事業費	1,027	△4.7	1,132	10.2	1,171	3.5	1,269	8.4	1,375	8.4

(出所)「平成31年度予算及び財政投融资計画の説明」(平成31年1月 財務省主計局、理財局)

(https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2019/seifuan31/h31y_c.pdf)

(注1) 各年度の予算額は当初予算額である。令和元年度については、臨時・特別の措置 2,201億円を含む。

(注2) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(注3) 上段()書きは、組替え後の計数であり、翌年度の伸率は、組替え後の計数との比較である。

公共事業関係費の推移

(単位：億円、%)

	平成27年度		28年度		29年度		30年度		令和元年度	
		伸率		伸率		伸率		伸率		伸率
予 算 額	59,711	0.0	59,737	0.0	59,763	0.0	59,789	0.0	(69,099) 60,596	(15.6) 1.3

(出所)「平成31年度国土交通省・公共事業関係予算のポイント」(平成30年12月 主計局国土交通・公共事業総括係)

(https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2019/seifuan31/17.pdf)

(注1) 各年度の予算額は当初予算額である。

(注2) 令和元年度予算額の本書は通常分の予算額、上段()書は通常分と臨時・特別の措置の合計額である。

防衛関係費の推移及び内訳

(単位：億円、%)

区 分	平成27年度		28年度		29年度		30年度		令和元年度	
		伸率		伸率		伸率		伸率		伸率
人 件 ・ 糧 食 費	21,121	0.9	21,473	1.7	21,662	0.9	21,850	0.9	21,831	△0.1
歳 出 化 経 費	18,260	1.8	18,377	0.6	18,767	2.1	18,898	0.7	19,675	4.1
一 般 物 件 費	10,420	4.5	10,692	2.6	10,822	1.2	11,163	3.2	11,068	△0.8
防 衛 関 係 費	49,801	2.0	50,541	1.5	51,251	1.4	51,911	1.3	52,574	1.3
S A C O 関 係 経 費	46	△61.5	28	△39.5	28	0.2	51	80.6	256	404.2
米 軍 再 編 関 係 経 費 (地 元 負 担 軽 減)	1,426	60.3	1,766	23.9	2,011	13.9	2,161	7.5	1,679	△22.3
政 府 専 用 機 関 係 経 費	108	皆 増	140	30.1	216	54.2	312	44.0	62	△80.2
臨 時 ・ 特 別 の 措 置	-	-	-	-	-	-	-	-	508	皆 増
そ の 他	48,221	0.8	48,607	0.8	48,996	0.8	49,388	0.8	50,070	1.4

(出所)「平成31年度防衛関係予算のポイント」(平成30年12月 主計局防衛係)

(https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2019/seifuan31/19.pdf)

(注1) 「人件・糧食費」とは、隊員等に支給される給与等及び営内で生活している隊員等の食事代である。

「歳出化経費」とは、過去の年度に締結した契約に基づいて生じる当年度の支払いである。

(注2) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

中小企業対策費の推移

(単位：億円、%)

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
予算額	1,856	1,825	1,810	1,771	1,790
伸率	0.2	△1.7	△0.8	△2.2	1.0

(出所)「平成31年度予算のポイント 経済産業、環境、司法・警察係予算」(平成30年12月 主計局経済産業係)

(https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2019/seifuan31/07.pdf)

(注) 各年度の予算額は当初予算額である。令和元年度については、臨時・特別の措置 50億円を含む。

農林水産関係予算の推移

(単位：億円、%)

区 分	平成27年 度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
						増△減
農 林 水 産 関 係 予 算	(△0.8) 23,090	(0.0) 23,091	(△0.1) 23,071	(△0.2) 23,021	23,108	(0.4) 86
(1) 公 共 事 業	(0.2) 6,592	(2.6) 6,761	(1.1) 6,833	(0.4) 6,860	<30.1> 6,966	(1.5) 106
(2) 非 公 共 事 業	(△1.1) 16,499	(△1.0) 16,330	(△0.6) 16,238	(△0.5) 16,161	<69.9> 16,142	(△0.1) △20
農 業 関 係 予 算	17,302	17,308	17,325	17,336	17,297	△39
林 業 関 係 予 算	2,904	2,933	2,956	2,997	2,992	△5
水 産 業 関 係 予 算	1,818	1,784	1,774	1,772	1,892	119
農 山 漁 村 地 域 整 備 交 付 金	1,067	1,067	1,017	917	927	11

(出所)「平成31年度農林水産関係予算のポイント」(平成30年12月 主計局農林水産係)

(https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2019/seifuan31/15.pdf)

(注1) 予算額は当初予算額で、上段の()書きは対前年度増△減率、< >書きは農林水産関係予算に占める構成比である。

(注2) 計数は、それぞれ四捨五入によっているため端数において合計と合致しないものがある。

(注3) 令和元年度予算額は、上記の他に「臨時・特別の措置」を活用した防災・減災、国土強靱化のための緊急対策1,207億円を措置している。

エネルギー対策費の推移

(単位：億円、%)

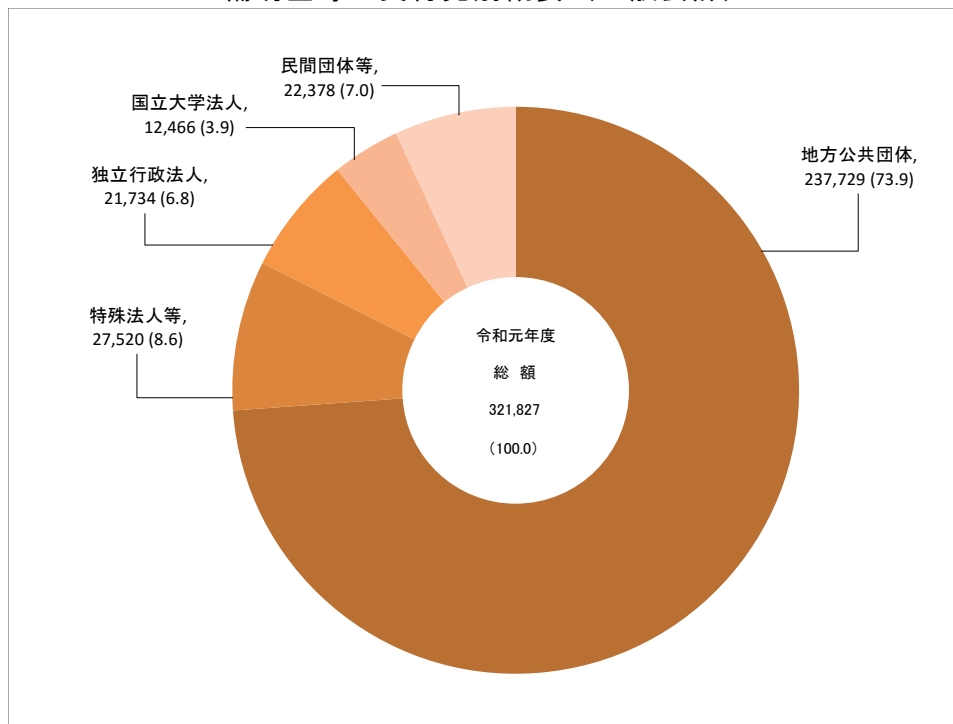
	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
予算額	8,985	9,308	9,635	9,186	9,760
伸率	△6.8	3.6	3.5	△4.7	6.2

(出所)「平成31年度予算及び財政投融資計画の説明」(平成31年1月 財務省主計局、理財局)

(https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2019/sy310128.html)

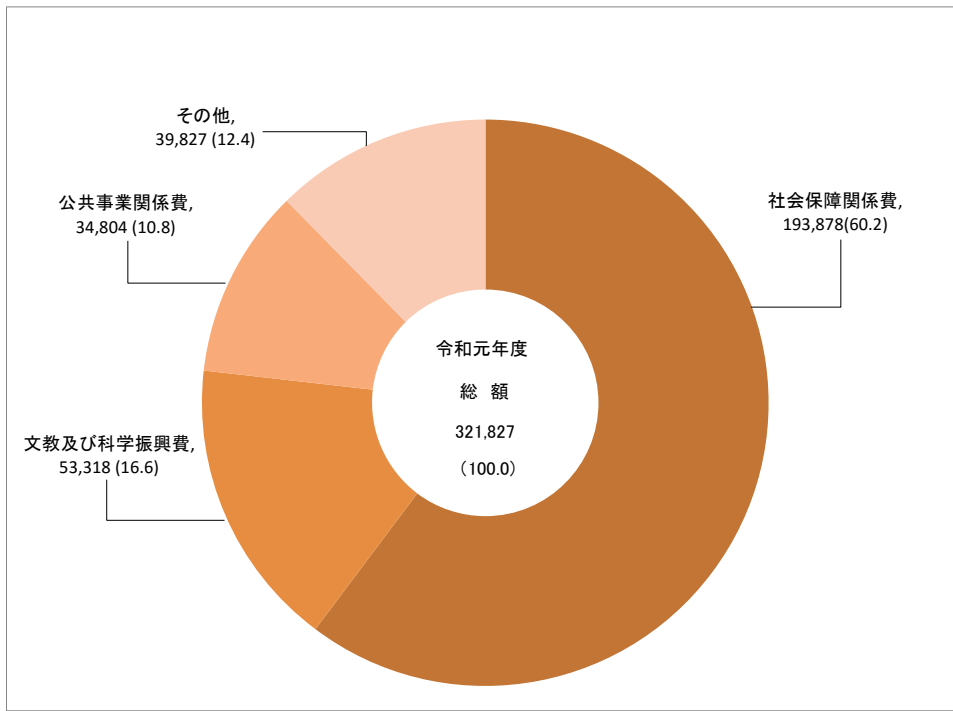
(注) 各年度の予算額は当初予算額である。令和元年度については、臨時・特別の措置 656億円を含む。

補助金等の交付先別概要（一般会計）



交付先	平成27年度		28年度		29年度		30年度		令和元年度	
	予算額	伸率	予算額	伸率	予算額	伸率	予算額	伸率	予算額	伸率
地方公共団体	222,182	3.9	224,782	1.2	229,628	2.2	224,737	1.4	237,729	5.9
特殊法人等	27,682	△ 1.6	27,877	0.7	26,936	△ 4.0	27,328	1.5	27,520	0.7
独立行政法人	20,828	5.0	20,614	△ 1.0	20,807	0.9	20,976	0.8	21,734	3.6
国立大学法人	11,792	△ 1.2	11,649	△ 1.2	11,617	△ 0.3	11,585	△ 0.3	12,466	7.6
民間団体等	18,934	△ 10.3	18,232	△ 3.7	18,240	1.0	17,115	△ 6.1	22,378	30.7
合計	301,419	2.2	303,154	0.6	307,229	1.3	301,742	0.8	321,827	6.7

補助金等の主要経費別内訳（一般会計）



事項	平成27年度		28年度		29年度		30年度		令和元年度	
	予算額	伸率	予算額	伸率	予算額	伸率	予算額	伸率	予算額	伸率
社会保障関係費	186,861	3.6	189,416	1.4	194,313	2.6	188,714	1.3	193,878	2.7
文教及び科学振興費	51,230	△ 1.5	51,046	△0.3	51,051	0.01	51,014	△0.1	53,318	4.8
公共事業関係費	30,023	0.6	30,024	0.0	29,987	△0.1	30,212	0.7	34,804	15.2
その他	33,304	5.2	32,668	△1.9	31,878	△2.4	31,802	△0.2	39,827	25.3
合計	301,419	2.2	303,154	0.6	307,229	1.3	301,742	0.8	321,827	6.7

(出所) 主計局調整係調

(注1) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(注2) 各年度の伸率は比較対照のため前年度の予算額を組替えて算出している場合がある。

参考指標7「補助金等の整理合理化状況」

(単位：件、億円)

区分 年度	新規		合理化廃止 ア		合理化減額 イ		補助率 引下げ 件数ウ	統合・メニュー化件数			終 期 定 件数オ	定員削減カ		その他 件数 キ	合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額		統合前エ	統合後	差引		件数	金額		件数 ア～キ	金額 ア+イ+カ
平成25	(1) 242	(0) 13,132	146	8,114	736	10,044	0	12	10	2	390	5	2	94	1,383	18,160
26	307	10,861	121	1,361	614	4,201	1	14	5	9	444	6	1	50	1,250	5,563
27	221	9,166	125	3,280	719	4,706	4	2	1	1	316	6	1	57	1,229	7,987
28	(1) 167	(8) 3,021	149	2,130	657	5,347	4	7	6	1	306	6	1	30	1,159	7,478
29	199	1,657	82	1,679	632	3,249	2	11	10	1	327	6	1	31	1,091	4,929
30	221	2,409	100	713	622	3,377	1	22	22	0	357	5	1	42	1,149	4,090
令和元	284	44,085	118	35,079	603	3,040	3	21	13	8	338	10	3	34	1,127	38,122

(出所) 主計局調整係調

(注1) 計数は、一般会計の計数である。

(注2) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(注3) 上段()は、行政改革推進法等に基づき新たに設立された独立行政法人に対する運営費交付金等を指し、外書である。

(注4) 件数は整理合理化の区分ごとに措置した補助事項単位で計上しており、合計の件数はそれらの延べ件数である。

施策	政1-1-2：財政に関する広報活動		
測定指標 (定性的な指標)	[主要]政1-1-2-B-1：財政に関する広報活動の実施状況		
	目標	積極的にパンフレットの作成・配布、ウェブサイトを通じた情報提供、説明会等の広報活動を実施します。	達成度
		(目標の設定の根拠) 財政に関し、国民に対する説明責任を果たすとともに、国民に理解を深めてもらうためです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	財政に関するパンフレットの作成・配布や説明会等の広報活動を行ったことから、達成度を「○」としました。	
	政1-1-2-B-2：概算要求書等の財務省ウェブサイトからの閲覧可能化		
	目標	各府省のウェブサイトで公開される概算要求書及び政策評価調書を、財務省ウェブサイトから可能な限り速やかに閲覧できるようにします。	達成度
(目標の設定の根拠) 財政に関する迅速かつ正確な情報提供を行うためです。			
実績及び目標の達成度の判定理由	財務省ウェブサイトのトップページの「財務省の政策」から予算のページに移動することで、引き続き概算要求書及び政策評価調書を速やかに閲覧できるようにしたことから、達成度を「○」としました。		
施策についての評価	s 目標達成		
評価の理由	<p>財政に関するパンフレットについて、アンケート調査結果を踏まえた見直しを行ったほか、小中高生向けの特別授業である「財政教育プログラム」を実施するとともに、多数の大学や地方公共団体等に積極的に出向き、国民の方々に「財政の現状」や「財政健全化に向けた取組」、「社会保障・税一体改革」等について現状と課題を知っていただくことに努めました。(実施回数：216回)</p> <p>また、財務省ウェブサイトから予算のページに速やかに移動でき、概算要求書及び政策評価調書の閲覧を迅速にできるようにすることで、予算がどのように配分されているか、適切な用途が行われたのかについて、分かりやすく必要な情報をすぐに提供できるように努めました。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>		

政1-1-2に係る参考情報

参考指標1：財務省ウェブサイトの予算・決算に関するページへのアクセス件数

(単位：件)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
アクセス件数	295,090	284,452	270,223	271,155	267,195	250,534

(出所) 大臣官房文書課広報室調

(注1) 財務省ウェブサイト内に開設している予算・決算に関するページ (<https://www.mof.go.jp/budget/index>を含むURL)へのアクセス件数。

(注2) 平成29年度のシステム変更に伴いアクセス件数を集計するソフトウェアが変更となったため、平成29年度よりアクセス件数の集計方法が変更されていることから、その集計結果には留意する必要がある。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の評価結果も踏まえて実施します。
	予算執行調査結果、政策評価結果、行政事業レビュー、決算及び決算検査報告、国会での指摘・議決などの予算への反映・適切な活用に努めます。
	広報活動については、財政の現状や政府の取組に係る図表等を用いた分かりやすい説明を、資料やウェブサイト等の多様な媒体によって、引き続き積極的に行います。
	また、財政の効率化・質的改善を推進するための調査研究等及び予算編成支援システムの運用に必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	
-------------------------	--

政策目標に係る予算額	区 分		平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算		2,400,924	3,199,431	4,099,780	/
		補正予算		△ 10,442	△ 6,282	—	
		繰越等		—	—	N. A.	
		合計		2,390,482	3,193,149	N. A.	
執行額(千円)			2,277,570	3,082,009	N. A.		

(概要)
 財政の効率化・質的改善を推進するための予算・決算の作成、調査研究等、並びに予算編成事務等の合理化、迅速化を図るための予算編成支援システムの運用に必要な経費等。
 (注) 平成30年度「繰越等」、「執行額」等については、令和元年11月頃に確定するため、令和元年度実績評価書に掲載予定。

政策目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	第198回国会 総理大臣施政方針演説(平成31年1月28日) 第198回国会 財務大臣財政演説(平成31年1月28日) 平成31年度予算編成の基本方針(平成30年12月7日閣議決定) 経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定) 平成28年度以降5年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について(平成27年6月30日閣議決定) 新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定)
---------------------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	我が国の財政状況：予算書、「令和元年度予算のポイント」、「日本の財政関係資料(令和元年5月)」(財務省)等
----------------------------------	---

前年度政策評価結果の政策への反映状況	令和元年度予算編成に当たっては、「新経済・財政再生計画」に定める財政健全化目標の達成に向け、予算の効率化に取り組みました。 広報活動については、日本各地の大学及び地方公共団体等で講義や説明を行ったほか、我が国の財政状況について国民の理解が得られるよう図表等を用いた分かりやすい説明を、多様な媒体により積極的に行いました。
---------------------------	---

担当部局名	主計局(総務課、司計課、調査課、主計官、主計企画官)	政策評価実施時期	令和元年6月
--------------	----------------------------	-----------------	--------

政策目標 1-2 : 必要な歳入の確保

上記目標の概要	<p>健全な財政を確保するためには、財政需要について、原則として公債や借入金にはよらず、税収等で賄うという考え方が基本となります（非募債主義・財政法第4条第1項）。</p> <p>このうち、まず税収は、内国税である租税及び印紙収入並びに輸入品に対し課される関税等から成るものです。毎年度の税制改正等の政策目的を踏まえつつ、必要な税収の確保に努めるとともに、その時点で判明している課税実績、政府経済見通しに係る諸指標等を基礎に、税目ごとに適切な見積りに努めます。また、税収の見積り等に関する情報を「租税及び印紙収入予算の説明」等や財務省ウェブサイトにおいて開示してきたところですが、今後ともこれらの方法を通じて説明責任の向上に努めていきます。</p> <p>次に、税収及び公債金収入以外の国の歳入である「その他収入」については、現下の極めて厳しい財政事情の下、可能な限りその確保に努めるとともに、各項目別に最近の実績等を基礎に適切な見積りを行います。</p> <p>最後に、公債の発行は、歳出の重点化、節減合理化に努めてもなお財源が不足する場合に限って、やむを得ない措置として行います。</p> <p>(上記目標を達成するための施策) 政1-2-1 : 必要な歳入の確保等</p>
----------------	---

政策目標 1-2 についての評価結果

政策目標についての評価 **S** 目標達成

評定の理由	<p>令和元年度予算編成において、税収については、政府経済見通しや、直近の課税実績、企業収益の見通しなど、予算編成時に利用可能なデータや経済指標等を最大限活用して適切に見積りを行い、一般会計税収を所得税19.9兆円、法人税12.9兆円、消費税19.4兆円、合計62.5兆円と見込みました。また、できる限りの税外収入の確保（令和元年度予算5.1兆円。臨時・特別の措置を含めると6.1兆円。）にも努めました。これらの結果、新規公債の発行額は現政権発足以来7年連続で減額できました。さらに、税収の見積り等に関する情報を「租税及び印紙収入予算の説明」等や財務省ウェブサイトにおいて開示し、引き続き国民への説明責任を果たすことに努めました。</p> <p>施策1-2-1の評定が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p>
政策の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>平成31年度予算編成の基本方針等の政府の方針に基づき、財政健全化の実現を目指していくうえで、できるだけ公債の発行によらず、必要な歳入の確保に努めることは必要な取組です。</p> <p>税収について適切な見積りを行うとともに、できる限りの税外収入の確保を図り、公債の発行額を極力抑制することは、健全な財政を確保していくうえで、有効な取組です。</p> <p>また、適切な税収見積りのため、例えば法人税について、主要な大法人に対する調査、企業収益や景気動向に関する民間調査機関からのヒアリング等を効率的に実施しました。</p>

施策		政1-2-1：必要な歳入の確保等	
測定指標（定性的な指標）	[主要]政1-2-1-B-1：必要な歳入の確保及び説明責任の向上		
	目標	<p>税制改正等の政策目的を踏まえつつ、必要な歳入の確保に努めるとともに、歳入の見積り等に関する情報を「租税及び印紙収入予算の説明」等や財務省ウェブサイトにおいて開示する方法を通じ、国民への説明責任の向上に努めます。また「その他収入」について、現下の極めて厳しい財政事情の下、可能な限りその確保に努め、最近の実績等を基礎に適切な見積りを行います。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>必要な歳入の確保に努めるとともに、歳入の見積り等に関して説明責任の向上に努めるためです。また、「その他収入」についても、可能な限りその確保に努め、適切な見積りを行うためです。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>令和元年度予算編成において、一般会計歳入を62.5兆円と見込むとともに、租税及び印紙収入予算の規模、見積りの大要及び各税の見積り方法等に関する情報を「租税及び印紙収入予算の説明」として早期にとりまとめ、国会に提出することに加え、財務省ウェブサイトを活用し、その公開に努めたところです。</p> <p>(https://www.mof.go.jp/tax_policy/reference/budget_explanation/008a31a.pdf)</p> <p>さらに、「その他収入」について、可能な限りの税外収入の確保（令和元年度予算5.1兆円。臨時・特別の措置を含めると6.1兆円。）に努め、最近の実績等を基礎に適切な見積りに努めたことから、達成度は「○」としました。</p>	○
施策についての評定		s 目標達成	
評定の理由	<p>令和元年度予算編成において、必要な歳入の確保に努めるとともに、歳入の見積り等に関する情報を適時適切に開示することを通じ、国民への説明責任の向上に努めました。「その他収入」についても、適切な見積りのもと、可能な限りその確保に努めました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>		

政1-2-1に係る参考情報

参考指標1：一般会計歳入の推移

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/a03.htm)

参考指標2：一般会計歳入、歳出総額及び公債発行額の推移【再掲（総1-1：参考指標1）】

参考指標3：歳入（一般会計）構成の推移

(https://www.mof.go.jp/budget/fiscal_condition/basic_data/201804/sy3004b.html)

評価結果の反映	<p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>今後も、経済指標や課税実績等の幅広い要素を基に見積りを行うことにより歳入及び税外収入の確保に努めるとともに、歳入の見積り等に関する説明責任の向上に努めていきます。</p>
----------------	---

財務省政策評価懇談会における意見			
政策目標に関する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	第198回国会 総理大臣施政方針演説（平成31年1月28日） 第198回国会 財務大臣財政演説（平成31年1月28日） 平成31年度予算編成の基本方針（平成30年12月7日閣議決定）		
政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報	日本の財政状況：「平成31年度一般会計歳入歳出概算」、「一般会計税収の推移」（財務省）		
前年度政策評価結果 の政策への反映状況	経済指標や課税実績等の幅広い要素を基に見積りを行うことにより税収及び税外収入の確保に努めるとともに、税収の見積り等に関する説明責任の向上に努めました。		
担当部局名	主計局（総務課）、主税局（総務課）	政策評価実施時期	令和元年6月

政策目標 1-3 : 予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保

上記目標の概要	<p>国の予算の執行の責任及び権限は各省各庁の長に委ねられていますが、財政当局としても予算執行が法令の定めにより、かつ経済的、効率的に行われるよう各省各庁への要請等を行っています。</p> <p>また、予算の質の向上・効率化を図るためには、予算執行の透明性の向上を図るとともに、PDCAサイクルにおける、C (=チェック) 及びA (=アクション) の機能を強化する必要があります。このような観点から、上記の目標を設定しています。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>政1-3-1 : 予算執行に関する情報開示の充実 政1-3-2 : 円滑かつ効率的な予算執行の確保 政1-3-3 : 予算執行調査の実施 政1-3-4 : 各省各庁等に対する予算の適正かつ効率的な執行の確保のための要請等</p>
----------------	--

政策目標 1-3 についての評価結果

政策目標についての評価 **S** 目標達成

評価の理由

全ての施策について評価が「S 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。

政策の分析

(必要性・有効性・効率性等)

予算執行の透明性の向上や適正な予算執行の確保は、次年度の予算編成等への反映にもつながる必要な取組です。

予算執行調査の実施に当たっては、積極的な実地調査を行うなど、調査の質の向上等を図りつつ、調査結果を令和元年度予算に的確に反映しています。

また、繰越事務手続については、各地方出先機関等と各地方公共団体との間において簡素化の徹底を図るほか、東日本大震災及び熊本地震からの被災地の復興を着実に進める観点から、事故繰越事務手続の簡素化を引き続き行うことなどにより、事務手続の効率化を図るとともに、復興事業を含めた予算の円滑な執行に資しており、有効性が認められると考えます。

(平成30年度行政事業レビューとの関係)

- ・ 官庁会計システム (歳入金電子納付システムを含む)

予算執行等の会計情報を処理するシステムである官庁会計システムについて、平成29年1月に特定ベンダーに依存しないシステム環境の構築 (OSS化) したことに伴い、平成30年度においても引き続きOSSを活用すること等により運用コストの削減を図りました。(事業番号0003)

施策	政1-3-1：予算執行に関する情報開示の充実		
測定指標（定性的な指標）	[主要]政1-3-1-B-1：定期的な予算執行に関する情報開示の確認		
	目標	各府省庁の予算執行等に係る情報開示の状況を定期的に確認します。	達成度
		（目標の設定の根拠） 「予算執行等に係る情報の公表等に関する指針」（平成25年6月28日内閣官房行政改革推進本部事務局）に基づき、各府省庁において開示されている予算執行等に係る情報について、財務省ウェブサイトから一元的に閲覧できる状態を維持するためです。	
実績及び目標の達成度の判定理由	予算執行の透明性を確保する観点から、各府省庁のウェブサイトで定期的に開示している予算執行等に係る情報を、各府省庁の協力のもと、財務省のウェブサイトから閲覧できるようにし、その開示状況を定期的に確認したことから、達成度は「○」としました。 (https://www.mof.go.jp/budget/topics/portalsite.htm)	○	
施策についての評価		s 目標達成	
評価の理由	各府省庁のウェブサイトで定期的に開示している予算執行等に係る情報を、財務省のウェブサイトから閲覧できるようにしました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

施策	政1-3-2：円滑かつ効率的な予算執行の確保		
測定指標（定性的な指標）	[主要]政1-3-2-B-1：円滑かつ効率的な予算執行の確保の取組		
	目標	法令と予算との整合性等に留意の上、各省各庁において繰越制度等が活用されるよう取り組みます。	達成度
		（目標の設定の根拠） 円滑かつ効率的な予算執行を確保するためです。	
実績及び目標の達成度の判定理由	予算の執行に当たっては、財務大臣の承認を要するものが法令で定められており、これらの法令の定めにより、繰越明許費、国庫債務負担行為及び移流用を活用すること等によって、円滑かつ効率的に予算執行がなされるよう努めました。 東日本大震災及び熊本地震からの被災地の復興を着実に進める観点から、事故繰越事務手続の簡素化を引き続き行いました。 以上のことから、達成度は「○」としました。	○	
施策についての評価		s 目標達成	
評価の理由	予算の執行に当たっては、法令の定めにより、円滑かつ効率的に予算執行がなされるよう努めるとともに、事故繰越事務手続の簡素化を引き続き行いました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

施策		政1-3-3：予算執行調査の実施	
測定指標 (定性的な指標)	[主要]政1-3-3-B-1：予算執行調査の実施		
	目標	<p>予算執行調査を着実に実施し、調査結果や予算への反映状況を速やかに公表します。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>予算執行の実態を把握し、予算の効率化が図られるようにするためです。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>平成30年度については、予算の効率化が図られるよう、積極的な実地調査の実施に加え、新たに行政経費調査に関して各府省の会計実務担当者による検討の場を設けるなど、調査の質の向上等を図り、45件の予算執行調査を着実に実施しました(参考指標1参照)。また、調査結果については調査終了後、その反映状況についても予算の決定後、速やかに公表したことから、達成度は「○」としました。 (https://www.mof.go.jp/budget/topics/budget_execution_audit/fy2018/hane_i/index.html)</p>	○
施策についての評定		s 目標達成	
評定の理由	<p>予算の効率化が図られるよう、積極的な実地調査の実施など、調査の質の向上等を図り、調査を着実に実施しました。また、調査結果については調査終了後、その反映状況についても予算の決定後、速やかに公表しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>		

政1-3-3に係る参考情報

参考指標1 予算執行調査の実施件数及び反映額 (単位：件、億円)

調査年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
調査件数	75	56	52	52	45
翌年度予算への反映額	379	278	493	260	277
	—	835	2	—	—

(出所) 主計局司計課予算執行企画室調

(注) 翌年度予算への反映額の上段は歳出予算、下段は歳入予算への反映額である。

施策	政1-3-4：各省各庁等に対する予算の適正かつ効率的な執行の確保のための要請等		
測定指標 (定性的な指標)	[主要]政1-3-4-B-1：予算の適正かつ効率的な執行の確保のための要請等の実施		
	目標	<p>文書による要請及び会議・研修を実施します。</p> <p>また、各省各庁が締結した契約（少額随意契約等を除く。）について、統計を作成し、公表します。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>各省各庁等の予算の適正かつ効率的な執行を確保するためです。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>補助金等予算の執行に関する手続等について文書により通知するとともに、財務局等繰越決算事務担当者会議や会計事務職員研修など、各種会議・研修を実施しました（参考指標2参照）。また、契約の透明性を高めるため、各省各庁が29年度に締結した契約（少額随意契約等を除く。）について、「契約金額及び件数に関する統計」及び「随意契約に関する統計」を取りまとめて公表し、随意契約の適正化に努めたことから、達成度は「○」としました。</p> <p>(https://www.mof.go.jp/budget/topics/public_purchase/fy2017_t/index.html)</p>	○
施策についての評価	s 目標達成		
評価の理由	<p>文書による要請や各種会議・研修を実施するとともに、各省各庁が29年度に締結した契約について、「契約金額及び件数に関する統計」及び「随意契約に関する統計」を取りまとめて公表しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>		

政1-3-4に係る参考情報

参考指標1 会計検査院検査報告に掲記された不当事項等の推移

(単位：件)

事 項 別	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
A. 不当事項	402	450	345	333	292
B. 意見表示又は処置要求事項	100	49	43	28	28
C. 検査院の指摘に基づき改善処置を講じた事項（処置済事項）	76	57	49	47	39
D. 特に掲記を要すると認められた事項	0	0	0	1	0

(出所) 主計局司計課調

参考指標 2 会計事務職員研修等の実績

(単位：名)

研修名 (対象職員)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
会計事務職員研修 (各府省庁等、都道府県)	97	89	91	97	95
	104	107	101	107	100
政府関係法人会計事務職員研修 (政府関係法人)	112	118	118	121	113
会計事務職員契約管理研修 (各府省庁等、都道府県、政府関係法人)	95	94	86	77	83
予算担当職員初任者研修 (各府省庁等)	115	139	127	125	128
会計監査事務職員研修 (各府省庁等)	—	—	89	80	93

(出所) 会計センター研修部調

(注) 会計事務職員研修の上段は春季、下段は秋季の研修である。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。
	法令や予算との整合性等に留意し、円滑かつ効率的な予算執行の確保に努めます。
	予算の効率化が図られるよう、様々な視点から、より深度のある予算執行調査を実施するとともに、予算執行に関する情報開示の充実、各府省庁等の会計事務職員を対象とした会議・研修の効果的な実施及び随意契約の適正化に引き続き努めます。
	また、予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保を図るため、予算執行状況について調査の着実な実施等に取り組むために必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	
-------------------------	--

政策目標に係る予算額	区 分		平成28年度	29年度	30年度	令和元年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	8,466,560	4,862,382	4,947,936	8,793,567
		補正予算	△ 77,411	—	—	
		繰越等	—	—	N. A.	
		合 計	8,389,149	4,862,382	N. A.	
執行額 (千円)		7,819,253	4,464,455	N. A.		

(概要)

適正な予算執行の確保に必要な経費や会計センターに必要な経費として、各省庁の予算を執行するための官庁会計システムに係る経費等

(注) 平成30年度「繰越等」、「執行額」等については、令和元年11月頃に確定するため、令和元年度実績評価書に掲載予定。

政策目標に関する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	行政の透明性向上のための予算執行等の在り方について（平成25年6月28日閣議決定）
---	---

政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報	該当なし
--	------

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	予算執行に関する情報開示を充実し、適正かつ効率的な予算執行を確保するため、引き続き、財務省ウェブサイトから各府省庁の予算執行に関する情報開示を閲覧できるようにするとともに、法令及び予算に則った予算執行に係る各手続の適切な審査や各府省庁等の会計事務職員を対象とした会議・研修等の効果的な実施、入札契約の改善や随意契約の適正化の推進に努めました。また、予算執行調査については、予算の効率化が図られるよう、積極的な実地調査の実施に加え、新たに行政経費調査に関して各府省の会計実務担当者による検討の場を設けるなど、より深度のある調査を実施しました。
--------------------------------	--

担当部局名	主計局（総務課、司計課、法規課）、会計センター	政策評価実施時期	令和元年6月
--------------	-------------------------	-----------------	--------

政策目標 1-4 : 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示

上記目標の概要	<p>決算は予算のような規範性はなく、政府が財政法、会計法等の定めるところに従い執行した実績を国民及び国会に対して報告する性格を持っています。</p> <p>このような決算の性格を踏まえ、広く国民が財政に対する関心及び理解を深めるためにも、今後とも正確で分かりやすい決算の作成に努めます。また、決算及び決算検査報告、決算に関する国会での指摘・議決等については、予算編成や執行への反映に努めます。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>政1-4-1 : 予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の報告</p> <p>政1-4-2 : 平成29年度歳入歳出決算の国会への早期提出</p>
---------	---

政策目標 1-4 についての評価結果

政策目標についての評価		S 目標達成
評価の理由	全ての施策について評価が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。	
政策の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>財政状況についての透明性の確保や説明責任の向上及びその早期公表は極めて重要であり、予算編成や予算執行へ反映していくためにも国の財政状況や施策の結果を適確に開示した決算の作成は必要かつ有効な取組です。</p> <p>平成29年度歳入歳出決算を早期に取りまとめ、可能な限り早期に国会へ提出したことは、決算結果等の令和元年度予算編成等への反映や、国会における決算審議の充実に資する観点から有効な取組です。</p> <p>なお、平成29年度歳入歳出決算の国会提出にあたり、会計事務の電子化等により事務の効率化に努めています。</p>	

施策	政1-4-1 : 予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の報告							
測定指標(定量的な指標)	[主要]政1-4-1-A-1 : 予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の定期的な公表状況							
		年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	達成度
	目標値	予算使用の状況	5回	5回	5回	5回	5回	○
		国庫歳入歳出状況	15回	15回	15回	15回	15回	○
		決算概要	1回	1回	1回	1回	1回	○
実績値	○	○	○	○	○	○	/	
(出所) 主計局司計課調								

<p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>国民や国会に対し適時適切な報告を行うため、予算使用の状況については四半期ごと、国庫歳入歳出状況については月ごと、決算概要については決算が確定した際に、それぞれ報告を行うこととするよう目標を設定しました。※予算使用の状況と国庫歳入歳出状況については出納整理期間を含む。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算の概要について、国民及び国会に対して適時適切に報告したことから、達成度は「○」としました。</p>	
<p>施策についての評定</p>	<p>s 目標達成</p>
<p>評定の理由</p>	<p>予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算の概要について、国民及び国会に対して適時適切に報告しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>

政 1 - 4 - 1 に係る参考情報

予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の報告

憲法第91条及び財政法第46条において、内閣には国会及び国民に対する財政状況の報告が義務付けられていますが、近時の財政に対する国民の関心の高まりも踏まえつつ、財政に関する透明性の確保や説明責任を果たす観点から、官報やウェブサイトを活用し、その広報、公開に努めたところです。具体的な内容及び掲載方法は次のとおりです。

- (1) 「平成30年度財政法第46条に基づく国民への財政報告（うち平成28年度決算に関すること）」：官報及びウェブサイト掲載
(https://www.mof.go.jp/budget/report/46_report/fy2018/index.html)
- (2) 「予算使用の状況」（財政法第46条第2項の規定に基づくもので四半期毎）：官報及びウェブサイト掲載
(https://www.mof.go.jp/budget/report/budget_use/index.htm)
- (3) 「国庫歳入歳出状況」（毎月）：官報及びウェブサイト掲載
(https://www.mof.go.jp/budget/report/revenue_and_expenditure/index.htm)
- (4) 「平成29年度決算概要（見込み）」：記者発表及びウェブサイト掲載
(https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/account/fy2017/20180704.html)
- (5) 「平成29年度決算概要」：記者発表及びウェブサイト掲載
 - イ 一般会計
(https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/account/fy2017/ke300731.html)
 - ロ 特別会計
(https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/account/fy2017/ke300731tokkai.html)
- (6) 「平成29年度決算の国会提出」：ウェブサイト掲載
(https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/account/fy2017/ke3011.html)
- (7) 「平成29年度決算書の情報」：ウェブサイト掲載
(<https://www.bb.mof.go.jp/hdocs/bxss010bh29a.html>)
- (8) 「平成29年度決算の説明」：ウェブサイト掲載
(https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/account/fy2017/ke_setsumeie29.html)

(注) 国の決算は、年度末である3月31日までに収入又は支出の原因が発生しているものは、原則としてその年度の収入又は支出として整理することとなっており、翌年度の7月31日まで、現金の出納の完結に必要な整理期間を設けている。

施策	政1-4-2：平成29年度歳入歳出決算の国会への早期提出						
測定指標（定量的な指標）	政1-4-2-A-1：歳入歳出決算の会計検査院への送付日						
	年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	達成度
	目標値	26.9初旬	27.9初旬	28.9初旬	29.9初旬	30.9初旬	○
	実績値	26.9.2	27.9.1	28.9.2	29.9.1	30.9.4	
	(出所) 主計局司計課調 (目標値の設定の根拠) 平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に決算を国会へ提出するよう要請を受けており、会計検査院における検査確認に2ヶ月程度の期間を要していることから9月初旬を目標とするものです。						
	(目標の達成度の判定理由) 平成29年度歳入歳出決算については、平成30年9月4日に会計検査院に送付し、国会からの早期提出(会計年度翌年の11月20日前後)の要請に応えるよう努めたことから、達成度は「○」としました。						
	[主要]政1-4-2-A-2：歳入歳出決算の国会への提出日						
	年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	達成度
	目標値	26.11.20前後	27.11.20前後	28.11.20前後	29.11.20前後	30.11.20前後	○
	実績値	26.11.18	28.1.4	28.11.18	29.11.21	30.11.20	
(出所) 主計局司計課調 (注) 平成26年度歳入歳出決算の国会提出が平成28年1月4日となったのは、平成27年11月20日前後に国会が開会されていなかったためです。							
(目標値の設定の根拠) 平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に決算を国会へ提出するよう要請を受けているためです。							
(目標の達成度の判定理由) 平成29年度歳入歳出決算については、平成30年11月20日に国会に提出し、国会からの早期提出(会計年度翌年の11月20日前後)の要請に応えるよう努めたことから、達成度は「○」としました。							
施策についての評価		s 目標達成					
評価の理由	平成29年度歳入歳出決算については、平成30年11月20日に国会に提出し、国会からの早期提出(会計年度翌年の11月20日前後)の要請に応えました。 また、決算審議の参考に供するために作成している「決算の説明」についても、可能な限り、事務・事業の計画と実績、主要な長期計画の実施状況等定量的データを積極的に取り入れるなど、各種の分析や評価に資するものを掲載するよう各省各庁に要請し、分かりやすい資料の作成に努めました。 以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。						

評価結果の反映	<p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>年度途中における予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び予算の執行実績である決算の概要について、正確性を確保しつつ、国民及び国会に対し適時適切に報告します。また、平成30年度歳入歳出決算については、平成29年度歳入歳出決算に引き続き、会計検査院へ早期に送付し、令和元年11月20日前後には国会提出が可能となるよう努めます。</p>
----------------	---

財務省政策評価懇談会における意見	
-------------------------	--

政策目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	該当なし
---------------------------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし
----------------------------------	------

前年度政策評価結果の政策への反映状況	<p>近時の財政に対する国民の関心の高まりも踏まえつつ、財政に関する透明性の確保や説明責任を果たす観点から、引き続き官報やウェブサイトを活用し、その広報、公開に努めたところです。</p> <p>平成29年度歳入歳出決算については、国会等の議論も踏まえ、国会における決算審議の充実等に資する観点から、会計検査院へ早期に送付するとともに、平成30年11月20日に国会へ提出しました。</p>
---------------------------	---

担当部局名	主計局（司計課）	政策評価実施時期	令和元年6月
--------------	----------	-----------------	--------

政策目標 1-5 : 地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行
(平成 30 年 8 月一部改正)

上記目標の概要	<p>平成30年度の地方の財政状況は、国税・地方税の税収の増加により財源不足は前年度に比べ縮小する見込みであるものの、引き続き厳しい状況にあります。</p> <p>地方財政に関する事務については、地方財政計画の策定、地方税制度及び地方債等を所管する総務省との調整が重要となります。</p> <p>このような状況において、国の財務を総括する観点から、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務を適切かつ円滑に遂行します。</p> <p>また、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標を実現するため、財務省としても適切に対応していきます。</p> <p>このような状況から、上記の目標を設定しています。</p> <p>(上記目標を達成するための施策) 政1-5-1 : 地方の歳入面・歳出面の改革</p>
----------------	---

政策目標 1-5 についての評価結果

政策目標についての評定 S 目標達成

評定の理由	<p>「令和元年度地方財政計画」は、総務省との調整の結果、震災復興特別交付税を措置するなど、震災対応に引き続き万全を期すほか、地方の一般財源の総額について実質的に同水準としつつ、国と地方の折半により負担を行ってきた地方の財源不足を解消し、臨時財政対策債の発行を縮減しています。また、令和元年度税制改正において、都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築の観点から、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税の創設等、地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置も講じられたところです。このように、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)に沿って適切な事務の遂行がなされています。</p> <p>施策1-5-1の評定が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p>
政策の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>地方財政に関する事務の適切な遂行は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)をはじめとする政府の方針に沿った「令和元年度地方財政計画」の策定等にあたって、必要な取組です。</p> <p>国・地方間の諸課題については、総務省との調整・協議を円滑に行い、効率的な実施に取り組んでいます。</p>

施策	政1-5-1：地方の歳入面・歳出面の改革		
測定指標 (定性的な指標)	[主要]政1-5-1-B-1：地方の歳入面・歳出面の改革		
	目 標	<p>国の財務を総括する観点から、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務を適切かつ円滑に遂行するため、財政資金の効率的配分を図る観点から、引き続き必要な取組を検討するなど、地方の歳入面・歳出面における改革を進めていきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)に、「一般歳出のうち非社会保障関係費については、経済・物価動向等を踏まえつつ、安倍内閣のこれまでの歳出改革の取組を継続する。」「国・地方で基調を合わせた歳出改革や効率化に取り組む。」と定められているためです。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>財務省は地方税法を総務省と共管する立場から、国税・地方税を通ずる諸課題や令和元年度税制改正を取り巻く状況等について、総務省と密接に意見交換・調整を行い、また、税収が伸びる中で地方の歳出効率化を進め、国・地方の折半対象財源不足を解消するなど、地方財政計画の歳入面・歳出面における改革等に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p>	○
施策についての評価	s 目標達成		
評価の理由	<p>「令和元年度地方財政計画」は、総務省との調整の結果、震災復興特別交付税を3,246億円措置するなど、震災対応に万全を期すほか、地方の一般財源の総額について実質的に同水準としつつ、国と地方の折半により負担を行ってきた地方の財源不足を解消し、臨時財政対策債の発行を0.7兆円縮減しています。また、令和元年度税制改正において、都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築の観点から、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税の創設等、地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置も講じられたところです。このように、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)に沿って適切な事務の遂行がなされています。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>		

政1-5-1に係る参考情報

参考指標1：令和元年度地方財政計画（通常収支分）

(URL：http://www.soumu.go.jp/main_content/000599203.pdf 12P)

参考指標2：地方向け補助金等の全体像

(URL：https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2019/seifuan31/32.pdf)

参考指標3：地方の一般財源総額について

(URL：http://www.soumu.go.jp/main_content/000599203.pdf 2P)

評価結果の反映	国・地方の財政の健全化に向けて、地方歳出の削減や、地方交付税の制度改革等の諸課題等について総務省と調整を行っていきます。
----------------	--

財務省政策評価懇談会における意見	
-------------------------	--

政策目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定） 平成31年度予算編成の基本方針（平成30年12月14日閣議決定）
---------------------------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	我が国の地方財政状況：「令和元年度地方財政計画」（総務省）、「地方向け補助金等の全体像」（財務省）
----------------------------------	---

前年度政策評価結果の政策への反映状況	国・地方の財政の健全化に向けて、地方歳出の削減や地方交付税の制度改革等について総務省と調整を行いました。
---------------------------	--

担当部局名	主計局（主計官、主計企画官）、主税局（総務課）、理財局（計画官）	政策評価実施時期	令和元年6月
--------------	----------------------------------	-----------------	--------

政策目標 1-6 : 公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営

上記目標の概要	<p>現行の財政・会計に係る制度の基本にある考え方は、①国の財政を処理する権限は国会の議決に基づいて行使しなければならないこと、②財政の健全性を確保すること、③国の支出は適正かつ公正に行われなければならないこと、といった点です。</p> <p>また、財政・会計に係る制度の運用については、透明性、説明責任の向上が求められています。平成30年度においても、国の財務状況等に関する説明責任の履行の向上等のため、国の財務書類の作成・公表に努めます。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>政1-6-1 : 国の財務書類の作成・公表等</p>
----------------	---

政策目標 1-6 についての評価結果

政策目標についての評定 **S** 目標達成

評定の理由	<p>施策1-6-1の評定が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p>
政策の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>企業会計の慣行を参考とする特別会計の財務書類については、「特別会計に関する法律」第19条及び第20条の規定に基づき作成・公表しており、一般会計及び全特別会計から構成された「国の財務書類」については、国民への説明責任向上等のため、財政制度等審議会の報告等に基づき平成15年度決算分から作成・公表しています。これらは、公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営に必要な取組と言えます。</p> <p>発生主義等の企業会計の考え方や手法を活用することで、国の財政状況をストック（資産・負債）やフロー（業務費用・財源）といった情報で一覧的に分かりやすく開示することが可能となり、国民に対する説明責任の履行の向上等につながっています。</p> <p>財務書類作成システムの運用等により、昨年度に引き続き、「国の財務書類」を平成30年度内に公表しています（平成31年1月）。また、財務書類等の公表についても、ウェブサイトを活用するなど効率化に取り組んでいます。</p>

施策	政1-6-1：国の財務書類の作成・公表等						
測定指標 (定量的な指標)	[主要]政1-6-1-A-1：国の財務書類（一般会計・特別会計）の公表日						
	年度	平成26年度 (25年度分)	27年度 (26年度分)	28年度 (27年度分)	29年度 (28年度分)	30年度 (29年度分)	達成度
	目標値	27年1月下旬	28年1月下旬	29年1月下旬	30年1月下旬	31年1月下旬	○
	実績値	27. 1. 30	28. 1. 29	29. 1. 31	30. 1. 30	31. 1. 29	
<p>(出所) 主計局法規課調 (目標値の設定の根拠) 「公会計整備の一層の推進に向けて～中間取りまとめ～」(平成18年6月14日財政制度等審議会)において、「財政活動の効率化・適正化等に向けて財務書類の一層の活用を図るためには、できる限り早期に作成・公表を行えるよう、システムの整備等について検討していく必要がある」との提言がなされたことから、その測定のため公表日を目標値として設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 平成31年1月下旬とした目標値のとおり、平成31年1月29日に公表したことから、達成度は「○」としました。</p>							
測定指標 (定性的な指標)	政1-6-1-B-1：国民に対して分かりやすい国の財務書類関係資料の作成・公表						
	目標	<p>国の財務書類のポイント（パンフレット）やその要旨を記載したリーフレットにおいて、図表等を用いて国民に対するより分かりやすい説明を行います。</p> <p>(目標の設定の根拠) 「財務書類等の一層の活用に向けて」（平成27年4月30日財政制度等審議会 法制・公会計部会）等において、国民に対する分かりやすい説明が求められているためです。</p>				達成度	
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>国の財務書類のポイント（パンフレット）に解説項目を追加したほか、要点を絞って説明したリーフレットを作成するなど、図表等を用いて国民に対してより分かりやすい説明を行ったことから、達成度は「○」としました。</p>				○	
施策についての評価		s 目標達成					
評価の理由	<p>「国の財務書類」の作成・公表に関しては、国の予算・決算等の国会審議での活用等の観点から1月中の公表を目標とし、平成29年度決算分を平成31年1月29日に財務省ウェブサイト等で公表を行っており、目標を達成しました。また、公表に当たっては、国民に対してより分かりやすい説明のため、国の資産、負債、業務費用等の構造や経年変化等を解説したパンフレットを作成したほか、要点を絞って説明したリーフレットを作成しています。</p> <p>「特別会計財務書類」については、平成28年度分に引き続き、平成29年度分を会計検査院の検査を経た上で国会へ提出しました（平成31年1月29日）。</p> <p>さらに、各府省の作成する省庁別財務書類や政策別コスト情報についても、国民に情報の的確な開示が行われるよう内容の審査を行うとともに、各府省の求めに応じ助言を行い、前年度に引き続き概ね1月に公表されたところです。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>						

政 1 - 6 - 1 に係る参考情報

参考指標 1 : 国の財務書類及び省庁別財務書類の公表状況 (平成29年度分)

日付	種 類	備 考
平成31年 1月29日	国の財務書類 (平成29年度分)	説明資料もあわせて作成・公表
	平成29年度特別会計財務書類	「特別会計に関する法律」第19条に基づき、会計検査院の検査を経て、国会に提出
	平成29年度省庁別財務書類	各府省において、同日に公表

(出所) 主計局法規課公会計室調

評価結果の反映	<p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>「国の財務書類」について、平成29年度分に引き続き、より充実した説明資料も併せて作成・公表し、国民に対する分かりやすい説明に努め、予算の審議等に活用するために、翌年度1月に公表します。更に「省庁別財務書類」等についても、各府省よりの確かな財務情報の開示がなされるよう必要な助言等を行います。</p> <p>また、令和2年度の予算要求については、企業会計の考え方などの高度で専門的な知識を有する公認会計士に「省庁別財務書類」等の審査、「国の財務書類」の作成補助等を業務委託するための経費等、令和元年度「国の財務書類」の令和3年1月公表等に必要な経費の確保に努めます。</p>

財務省政策評価懇談会における意見	
------------------	--

政策目標に係る予算額	区 分		平成28年度	29年度	30年度	令和元年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	8,968	10,572	11,269	12,057
		補正予算	—	—	—	
		繰越等	—	—	N.A.	
		合 計	8,968	10,572	N.A.	
執行額 (千円)		9,720	10,260	N.A.		

(概要)

国の財務書類の作成・公表等

(注) 平成30年度「繰越等」、「執行額」等については、令和元年11月頃に確定するため、令和元年度実績評価書に掲載予定。

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	該当なし
---------------------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし
---------------------------	------

<p>前年度政策評価結果の政策への反映状況</p>	<p>「国の財務書類」については、平成28年度分に引き続き、より充実した説明資料も併せて作成・公表し、国民に対する分かりやすい説明に努めました。「特別会計財務書類」については、会計検査院の検査を経た上で国会へ提出しました。さらに「省庁別財務書類」についても、各府省よりの的確な財務情報の開示がなされるよう必要な助言等を行いました。</p> <p>また、「政策別コスト情報」を各府省が作成・公表するにあたって、的確な情報開示が行われるように必要な助言等を行いました。</p>
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>主計局（法規課）</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和元年6月</p>
---------------------	-----------------	------------------------	---------------

政策目標 2-1：経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実

上記目標の概要	<p>経済の好循環を確実なものとするため、平成30年度税制改正を着実に実施していきます。また、総合目標 2 において述べたとおり、「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、我が国の経済社会の構造変化に対応するとともに喫緊の課題に応えるため、各年度の税制改正作業等に取り組めます。</p> <p>併せて、税制全般に対する国民の理解が深まるよう、税制に関する広報に取り組んでいきます。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>政 2-1-1：経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討</p> <p>政 2-1-2：税制についての広報の充実</p>
----------------	--

政策目標 2-1 についての評価結果	
政策目標についての評定	A 相当程度進展あり
評定の理由	<p>平成30年度税制改正の内容を着実に実施するとともに、税制に関する広報にも積極的に取り組みました。</p> <p>また、令和元年度税制改正において、経済社会の構造変化に対応するため、消費税率の引上げに際し、需要変動の平準化等の観点からの住宅税制及び車体課税の見直し、デフレ脱却と経済再生を確実なものとするための研究開発税制の見直しなどについて対応することとし、これらの内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律」が平成31年3月27日に成立しました。</p> <p>施策 2-1-1 の評定は「s 目標達成」、施策 2-1-2 の評定は「a 相当程度進展あり」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。</p>

政策の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>令和元年度税制改正は、消費税率の引上げに際し、需要変動の平準化等の観点からの住宅税制及び車体課税の見直し、デフレ脱却と経済再生を確実なものとするための研究開発税制の見直しなど、現下の経済社会の状況を踏まえて必要かつ有効なものとして検討されたものであり、妥当と考えています。</p> <p>また、租税特別措置については、「政策の達成目標」の実現状況など各府省等の政策評価の結果を記載した要望書を各府省等との議論において活用することにより、効率性の観点からも検討しており、妥当と考えています。</p>
	<p>(平成30年度行政事業レビューとの関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 諸外国の税制に関する調査 <p>「外部有識者の所見を踏まえ、調査結果について更なる有効活用に努めるとともに、一者応札の改善に向けて、引き続き、仕様書の改善等に努める。」との平成30年度の行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、昨今の経済情勢や我が国が抱える中長期的な課題等を踏まえ、関係部局とも密に協議をしたうえで調査分野を選定するように努めました。また、調査対象項目の精査及び調査開始後の委託先事業者とのやりとりの緊密化を通じた調査の質の向上等の取組を徹底しました。加えて、一者応札や入札不調を防ぐべく、委託先となり得る業者の一般的な繁忙期を勘案した調査時期の柔軟化や公告期間の延長等を行い、更なる経費の効率化に努めました。(事業番号0004)</p>

施策	政2-1-1: 経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討		
測定指標(定性的な指標)	[主要]政2-1-1-B-1: 平成30年度税制改正の着実な実施と令和元年度税制改正の検討		
	目標	<p>平成30年度税制改正について着実に実施していきます。また、我が国の経済社会の構造変化に対応するとともに喫緊の課題に応えるため、令和元年度税制改正の内容を検討していきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、我が国の経済社会の構造変化に対応するとともに喫緊の課題に応えるため、各年度の税制改正作業等に取り組む必要があるためです。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>平成30年度税制改正の内容について、パンフレットの作成・配布、ウェブサイトを通じた情報提供、全国各地における説明会等を通じて各制度の周知徹底を図り、活用を促しました。</p> <p>また、令和元年度税制改正において、経済社会の構造変化に対応するため、下記について対応することとしました。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 消費税の引上げに際し、需要変動の平準化等の観点から、住宅税制及び車体課税の見直しを行う。 ② デフレ脱却と経済再生を確実なものとするための研究開発税制の見直しを行う。 ③ 国際的な租税回避により効果的に対応するための国際課税制度の見直しを行う。 ④ 経済取引の多様化等を踏まえた納税環境の整備を行う。 	○

		これらを含む「所得税法等の一部を改正する法律」が平成31年3月27日に成立したことから、達成度は「○」としました。	
施策についての評価		s 目標達成	
評価の理由	平成30年度税制改正の内容を着実に実施するとともに、令和元年度税制改正において、消費税率の引上げに際し、需要変動の平準化等の観点からの住宅税制及び車体課税の見直し、デフレ脱却と経済再生を確実なものとするための研究開発税制の見直しなど、経済社会の構造変化に対応するための税制上の措置等を講じました。		
	以上を踏まえ、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

政2-1-1に係る参考情報

参考指標1：所得・消費・資産等の税収構成比の推移（国税）

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/a03.htm#a04)

参考指標2：国民負担率の内訳の国際比較

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/itn_comparison/j01.htm#a03)

参考指標3：税制改正（内国税関係）による増減収見込額

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2019/31taikou_08.htm#san01)

参考指標4：個人所得課税の税率の推移

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/b02.htm#a02)

参考指標5：個人所得課税の実効税率の国際比較（夫婦子2人（片働き）の給与所得者）

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/itn_comparison/j02.htm#a05)

参考指標6：法人税率の推移

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/corporation/c01.htm#a02)

参考指標7：法人実効税率の国際比較

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/corporation/c01.htm#a04)

参考指標8：国民所得に占める消費課税（国税・地方税）の割合

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d01.htm#a02)

参考指標9：付加価値税率（標準税率及び食料品に対する適用税率）の国際比較

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/itn_comparison/j04.htm#a02)

参考指標10：最近における相続税の主な改正

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/property/e02.htm#a02)

参考指標11：主要国の相続税の負担率

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/itn_comparison/j05.htm)

参考指標12：一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移【再掲（総1－1：参考指標1）】

参考指標13：税収比率の推移【再掲（総2－1：参考指標1）】

参考指標14：主要税目（国税）の税収の推移【再掲（総2－1：参考指標2）】

測定指標（定量的な指標）	施策 政2－1－2：税制についての広報の充実						
	[主要]政2-1-2-A-1：税制メールマガジン登録者数						(単位：人)
	年 度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	達成度
	目標値	増加	増加	増加	増加	増加	○
	実績値	28,240	28,972	29,771	30,667	31,206	
	(出所) 大臣官房文書課広報室調 (目標値の設定の根拠) 税制全般に対する国民の理解が深まるように、広報の充実を行った結果を税制メールマガジン登録者数で測定するために指標を設定しました。更に国民の皆様は税制メールマガジン登録をしていただくため、目標値として「増加」と設定しました。						
	(目標の達成度の判定理由) 実績値のとおり、税制メールマガジン登録者が増加したことから、達成度は「○」としました。						
	政2-1-2-A-2：財務省の税制関連ウェブサイトに関する評価（内容の分かりやすさ）						(単位：%)
	年 度	平成28年度	29年度	30年度		達成度	
	目標値	—	70	80		×	
実績値	66.1	79.3	72.1				
(出所) 主税局総務課調 (注) 数値は、財務省の税制関連ウェブサイトのアンケート調査において、「分かりやすかった」から「分かりにくかった」の5段階評価で上位評価（「分かりやすかった」及び「まあまあ分かりやすかった」）を得た割合です。 (目標値の設定の根拠) 国民に対する税制に関する広報を充実させる観点から、税制関連ウェブサイトの分かりやすさを測定するために指標を設定しました。平成29年度の実績値が79.3%であり、税制関連ウェブサイトの充実を一層図るため、目標値として「80%」と設定しました。							
(目標の達成度の判定理由) 平成29年度の実績値を踏まえ、平成30年度においては目標値を「80%」に設定したところ、従来の目標値である「70%」は超えたものの、平成30年度の目標値は達成できなかったことから、達成度は「×」としました。							

政2-1-2-A-3：社会保障と税の一体改革に関する説明会の開催				
年度	平成28年度	29年度	30年度	達成度
目標値	47 都道府県	47 都道府県	47 都道府県	○
実績値	47 都道府県	47 都道府県	47 都道府県	
測定指標 (定量的な指標)	(出所) 主税局総務課調 (目標値の設定の根拠) 社会保障と税の一体改革に対する国民の理解が深まるよう、広報の充実を行った結果を説明会の開催状況により測定するために指標を設定しました。幅広い層の方に対して積極的に広報を行っていくため、目標値として「47都道府県で実施」と設定しました。			
	(目標の達成度の判定理由) 実績値のとおり、47都道府県で説明会を実施したことから、達成度は「○」としました。			
	施策についての評定 a 相当程度進展あり			
評定の理由	<p>税制に関するパンフレットの作成、財務省ウェブサイトへの掲載等を行うとともに、財務省の税制関連ウェブサイトについて、利用者の利便性を向上する観点から、パンフレットや訪問講座の申込みを行う際の送信フォームを作成し、利用者にとってより簡易に申込みを行うことができるよう見直しを行いました。</p> <p>また、税制の現状と課題、社会保障と税の一体改革等について、全国各地における説明会や税制メールマガジンの配信、新聞記事下広告等を行うとともに、関係府省庁と連携して、政府広報を通じた消費税率引上げに関する国民への周知広報を行いました。</p> <p>以上を踏まえ、3つの測定指標のうち、主要な測定指標を含む2つの指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。</p>			

政2-1-2に係る参考情報

参考指標1：財務省ウェブサイトの税制に関するページへのアクセス件数

(単位：件)

年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
アクセス件数	12,250,533	12,034,336	11,081,200	16,483,876	14,321,946

(出所) 大臣官房文書課広報室調

(注1) 上記は、財務省ウェブサイト内に開設している税制に関するページ (https://www.mof.go.jp/tax_policy) へのアクセス件数。

(注2) 平成29年度のシステム変更に伴いアクセス件数を集計するソフトウェアが変更となったため、平成29年度よりアクセス件数の集計方法が変更されていることから、その集計結果には留意する必要がある。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。
	経済の好循環を確実なものとするための税制を着実に実施するとともに、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討を行います。
	また、税制関連のウェブサイトの分かりやすさ等に関するアンケート調査について送信フォームを作成し、より簡易に意見を提出できるようしたところであり、引き続き当該アンケート調査の結果を踏まえて税制関連ウェブサイトの内容の改善を目指すなど、広報の充実に一層取り組みます。
	また、本年10月に消費税率が10%に引き上げられることを含め、消費税率引上げの必要性やその影響を緩和する措置など、社会保障と税の一体改革についても、引き続き、関係省庁と連携して周知・広報に努めていきます。
	なお、令和2年度の予算要求については、本政策目標の達成に向けて必要となる、企画・立案の整備、調査研究、各種広報活動等の経費を適切に確保するように努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	
-------------------------	--

	区 分		平成28年度	29年度	30年度	令和元年度
	政策目標に係る予算額	予算の 状況 (千円)	当初予算	164,705	154,082	153,471
補正予算			—	—	△675	/
繰越等			—	—	N. A.	
合 計			164,705	154,082	N. A.	
執行額 (千円)		76,223	88,634	N. A.		

(概要)
 税制の企画立案に必要な経費です。
 (注) 平成30年度「執行額」等については、令和元年11月頃に確定するため、令和元年度実績評価書に掲載予定です。

政策目標に関係する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	第198回国会 総理大臣施政方針演説 (平成31年1月28日) 第198回国会 財務大臣財政演説 (平成31年1月28日) 経済財政運営と改革の基本方針2018 (平成30年6月15日閣議決定) 経済財政運営と改革の基本方針2017 (平成29年6月9日閣議決定) 経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理 (平成27年11月13日 税制調査会) 経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告 (平成28年11月14日 税制調査会) 経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告② (平成29年11月20日 税制調査会) 「BEP Sプロジェクト」の勧告を踏まえた国際課税のあり方に関する論点整理 (平 成28年11月14日税制調査会) 平成31年度税制改正の大綱 (平成30年12月21日閣議決定)
--	--

政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	我が国税制の現状に関する資料：「所得・消費・資産等の税収構成比の推移」、「国民負担率の内訳の国際比較」等
--	--

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	<p>(我が国の経済・社会の構造変化に対応するとともに、喫緊の課題に応えるための税制の構築)</p> <p>社会保障と税の一体改革に引き続き取り組みました。また、平成31年3月27日に「所得税法等の一部を改正する法律」が国会で成立しました。</p> <p>なお、租税特別措置を含めた税制改正を行うにあたっては、要望時において各府省等に対し、「政策の達成目標」の実現状況など各府省等が行った政策評価の結果を記載した要望書の提出を求め、税制改正案の立案に向けた各府省等との議論において活用しました。</p> <p>(税制についての広報の充実)</p> <p>税制の現状と課題、税制改正の内容など、税制全般に対する国民の理解・納得が深まるよう、幅広い媒体を活用し、広報活動の充実を図りました。</p> <p>財務省の税制関連ウェブサイトについて、利用者の利便性を向上する観点から、パンフレットや訪問講座の申込みを行う際の送信フォームを作成し、利用者にとってより簡易に申込みを行うことができるよう見直しを行いました。</p>
--------------------------------	--

担当部局名	主税局（総務課、調査課、税制第一課、税制第二課、税制第三課、参事官室）	政策評価実施時期	令和元年6月
--------------	-------------------------------------	-----------------	--------

政策目標3-1：国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制

上記目標の概要	<p>我が国の財政は、深刻な状況にあり、今後も大量の国債発行が見込まれています。国債管理政策を運営する国債発行当局としては、</p> <p>①確実かつ円滑な国債発行により、必要とされる財政資金を確実に調達するとともに、</p> <p>②中長期的な調達コストを抑制していくことにより、円滑な財政運営の基盤を確保する、という基本的な考えから、上記の目標を設定しています。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>政3-1-1：市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行・債務管理</p> <p>政3-1-2：国債市場の流動性維持・向上</p> <p>政3-1-3：保有者層の多様化</p> <p>政3-1-4：市場との対話等</p> <p>政3-1-5：国債に係る国民等の理解向上のための取組</p>
----------------	---

政策目標3-1についての評価結果

政策目標についての評価 **S** 目標達成

評定の理由	<p>平成30年度国債発行計画に基づき、市場のニーズ・動向等を踏まえた確実かつ円滑な国債発行を行ったほか、中長期的な調達コスト抑制のため、丁寧に市場との対話を行いました。</p> <p>全ての施策が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p>
政策の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>本政策目標「国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制」は、深刻な財政状況下で、必要とされる財政資金を確実に調達し、円滑な財政基盤を確保するために必要かつ有効な取組と考えられます。</p> <p>また、平成30年度においては、市場のニーズ・動向等を踏まえ国債市場の流動性維持・向上に資する施策を実施したほか、令和元年度国債発行計画の策定にあたり、「国債市場特別参加者会合」、「国債投資家懇談会」等の場を通じ、丁寧に市場との対話を行いつつ、国債の年限・発行額を設定するなど効率的に施策を実施しました。</p> <p>(平成30年度行政事業レビューとの関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 政府借入金入札システム（旧国庫事務電算化システム） <p>行政事業レビュー推進チームの所見も踏まえ、利用者の利便性向上と事務の効率化を図るとともに、入札における更なる競争性の確保を図るなど運用コストの削減に努めました。（事業番号0013）</p>

施策	政3-1-1:市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行・債務管理	
測定指標 (定性的な指標)	[主要]政3-1-1-B-1:市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行	
	目標	<p>平成30年度国債発行計画に沿って、市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行を行うとともに、国債市場の流動性の維持・向上にも取り組みます。</p> <p>また、入札の実施日・発行額等を事前に周知すること等により、国債、政府短期証券（用語集参照）及び借入金の入札を円滑かつ確実に実施します。</p> <p>さらに、令和元年度国債発行計画についても、市場のニーズ・動向等を踏まえつつ、国債の発行年限等のバランスのとれた計画を策定します。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>大量の国債発行が続く中で、国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制を図るためには、市場のニーズに即して発行することが重要であり、また、国債市場の流動性の維持・向上は、中長期的な調達コストの抑制にも資するためです。</p> <p>また、国債等の入札については、入札参加者にとって予見可能性の高い運営を図ることが、必要な財政資金を確実かつ低コストで調達する上で重要です。</p> <p>さらに、令和元年度国債発行計画においても引き続き、市場のニーズ・動向等を踏まえた計画策定が重要です。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>平成30年度国債発行計画に沿って、市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行を行うとともに、国債市場の流動性維持・向上に取り組みました。具体的には、</p> <p>(1) 年限別発行額については、当初計画では、各ゾーンでバランスを取って減額し、中短期債（5年、2年、1年債）は、5年債の対29年度当初比▲2.4兆円の減額、2年債の同▲1.2兆円の減額、1年割引短期国債の同▲2.2兆円の減額、長期債（10年債）は、同▲1.2兆円の減額、超長期債（40年、30年、20年債）は、40年債の同▲0.6兆円の減額、30年債の同▲1.2兆円の減額を行いました。</p> <p>(2) 国債市場の流動性の維持・向上については、当初計画では、流動性供給入札（用語集参照）の対29年度当初比1.8兆円の増額を行いました。</p> <p>なお、平成30年度国債発行計画については、①補正予算（第1号）における建設国債の対当初比0.7兆円の増額、②補正予算（第2号）における建設国債の対当初比2.0兆円の増額、特例国債の同▲0.3兆円の減額、復興債の同▲0.3兆円の減額、借換債の同0.9兆円の増額等を反映し、国債発行計画を変更しました。</p> <p>また、国債、政府短期証券及び借入金の入札について、その実施日・発行額等を事前に周知するとともに、入札結果の発表（https://www.mof.go.jp/jgbs/auction/calendar/index.htm）を、当日所定の時刻に行うなど、一連の入札業務を円滑かつ確実に実施し、入札参加者にとって予見可能性の高い運営に努めました。</p>

測定指標 (定性的な指標)		<p>令和元年度国債発行計画についても、「国債市場特別参加者会合」、「国債投資家懇談会」等の場を通じ、丁寧に市場との対話を行い、国債発行総額が減少（対平成30年度当初比▲1.2兆円）する中で、市場のニーズ・動向等を踏まえた年限構成としました。</p> <p>具体的には、</p> <p>(1) 年限別発行額については、各ゾーンでバランスを取って減額し、中短期債は、5年債の対30年度当初比▲1.2兆円の減額、2年債の同▲1.2兆円の減額、長期債は、同▲1.2兆円の減額、超長期債は、20年債の同▲1.2兆円の減額を行いました。</p> <p>(2) 流動性供給入札については、市場の状況を踏まえ、現状維持としました。</p> <p>令和元年度国債発行計画（当初（変更後））（平成31年1月18日公表） https://www.mof.go.jp/jgbs/issuance_plan/fy2019/index.html</p> <p>上記実績のとおり、市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行・計画の策定を行ったことから、達成度は、「○」としました。</p>	
	[主要]政3-1-1-B-2:適切な債務管理		
	目標	<p>借換債の発行額の将来推計等の分析を活用し、令和元年度国債発行計画の策定を行います。</p> <p>また、買入消却（用語集参照）の枠の範囲内で、市場参加者の意見や市場の状況等を踏まえ、適切に買入消却を実施します。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>国債残高が多額に上り、今後も大量の国債発行が見込まれる中、将来の借換債の動向等を分析・把握することは、適切な債務管理を行っていく上で重要なためです。</p> <p>同時に、過去に発行した国債の適切な管理に取り組むことも重要です。</p>	達成度
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>借換債の発行額の将来推計等の分析を行い、国債発行計画を策定する際の参考としました。</p> <p>買入消却については、国債市場特別参加者会合等における市場参加者の声や市場の変化を踏まえ、物価連動債を対象として総額約1,205億円実施しました。</p> <p>上記実績のとおり、借換債の発行額の将来推計等の定量的な分析や、買入消却の実施を行ったことから、達成度は、「○」としました。</p>	○	
施策についての評定	s 目標達成		
評定の理由	<p>平成30年度国債発行計画に基づき、市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行を行うとともに、買入消却を継続する等、適切な債務管理を行いました。</p> <p>また、令和元年度国債発行計画の策定に当たり、借換債の発行額の将来推計等も参考とした上で、「国債市場特別参加者会合」、「国債投資家懇談会」等の場を通じ、丁寧に市場との対話を行いました。令和元年度の年限別発行額については、市場のニーズ・動向等も踏まえつつ、バランスを取って減額をするとともに、流動性供給入札については、市場の状況を踏まえ、平成30年度（当初）と同額としました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>		

政 3 - 1 - 1 に係る参考情報

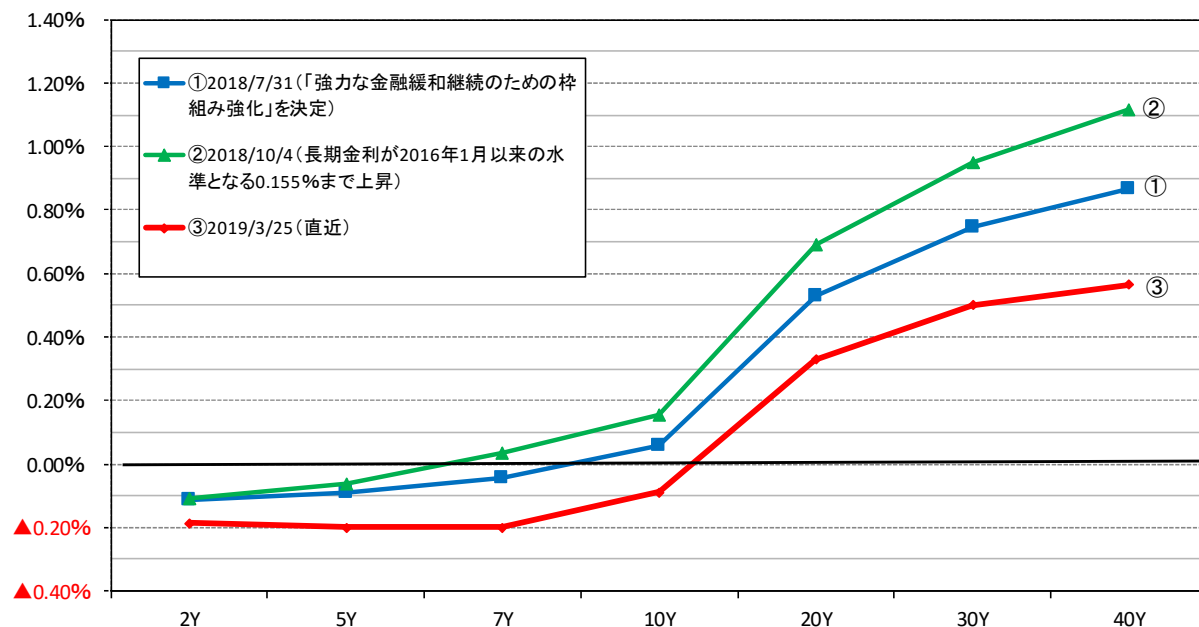
参考指標 1 : 10年新発債利回りの推移

10年新発債利回りの推移



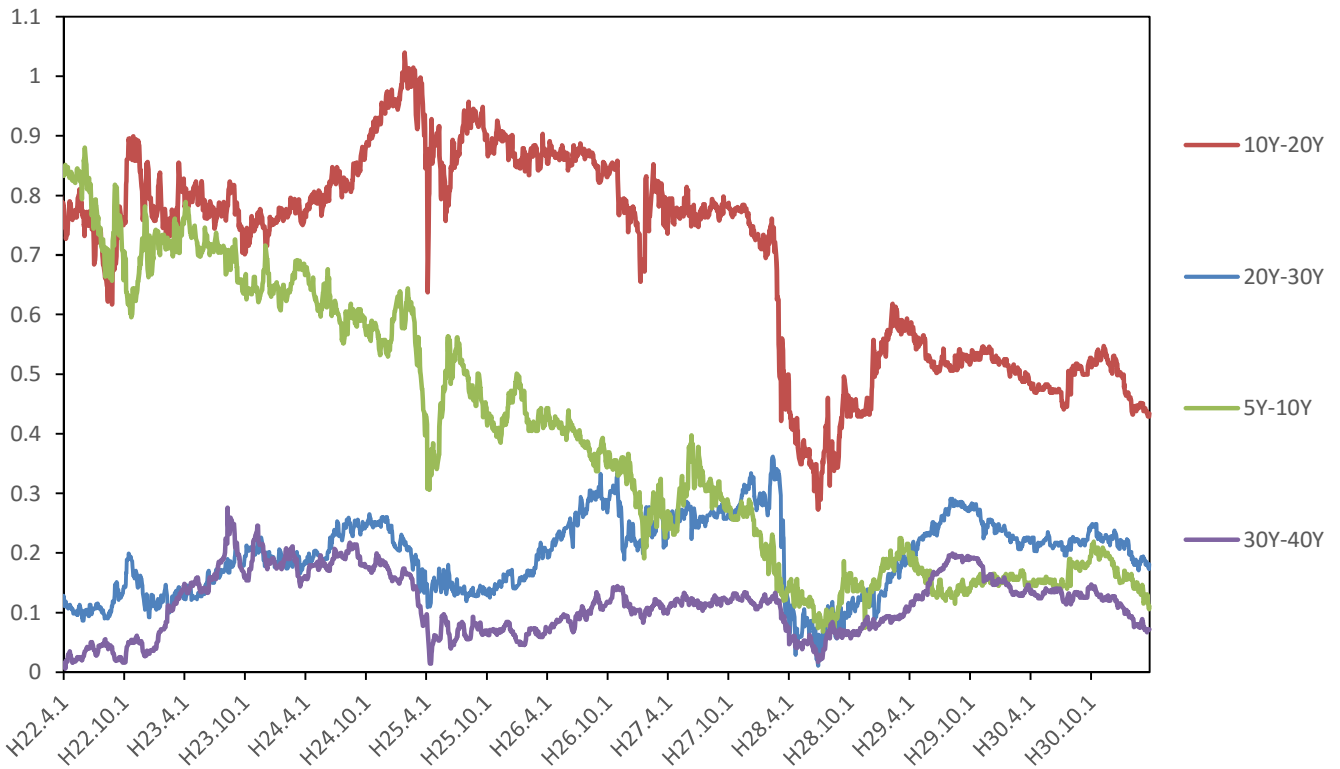
(出所) 10年新発債利回り (日本相互証券) を基に、理財局国債業務課で作成

参考指標 2 : 国債のイールドカーブ



(出所) 日本相互証券からの金利情報を基に、理財局国債業務課で作成

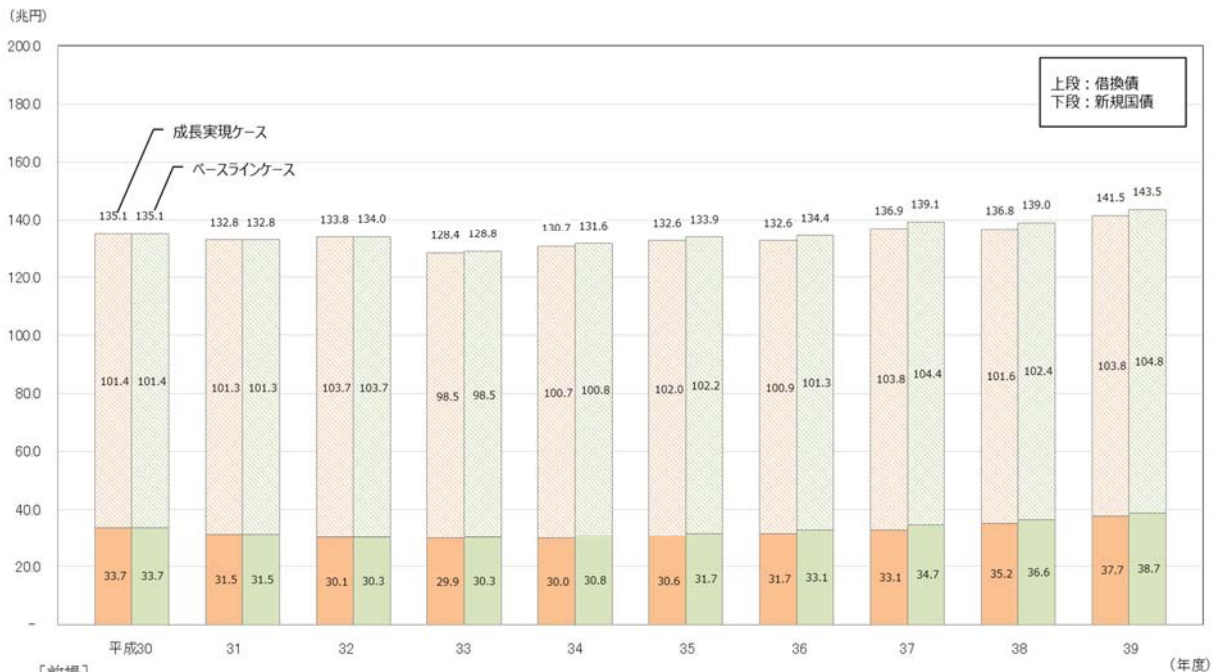
参考指標 3：国債の年間間スプレッドの推移



(出所) 日本相互証券からの金利情報を基に、理財局国債業務課で作成

参考指標 4：借換債発行額の将来推計

内閣府中長期試算に基づく国債発行額(財投債及び復興債を除く)の将来推計



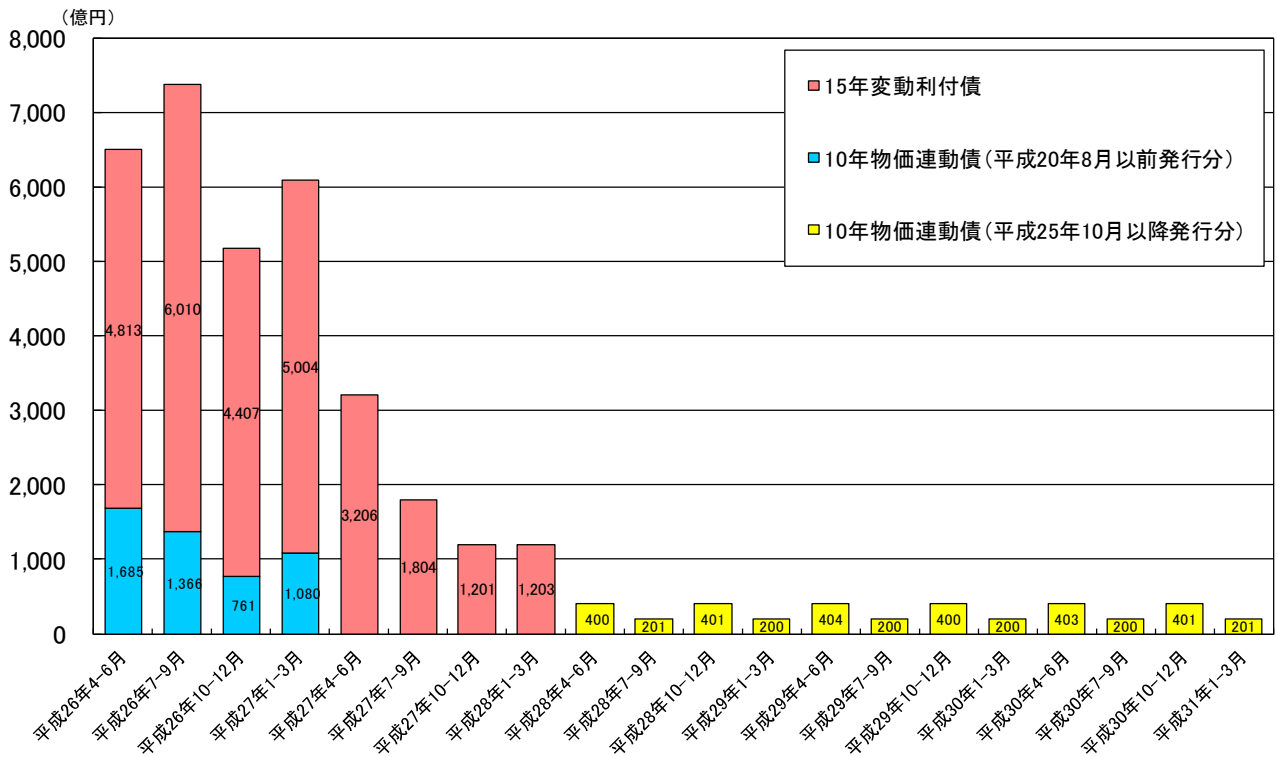
[前提]
 ・新規国債：内閣府「中長期の経済財政に関する試算(平成30年7月)」の「成長実現ケース」・「ベースラインケース」の計数を使用。
 ・借換債：平成30年度は国債発行計画(当初)の普通国債(復興債を除く。以下同じ。)の額を使用。平成31年度以降は、平成30年3月末の普通国債の償還予定をベースに平成30年度計画と同一の年限構成割合(注)で発行されるものとし、国債整理基金特別会計の余剰資金の活用を加味して推計。前倒債の発行額は、平成30年度計画ベースの見込額を使用。

(注) 平成31年度以降の流動性供給入札の実施額及びゾーンごとの配分額は、平成30年度計画と同一額で推移すると仮定しつつ、年限別発行額は過去の実績を基に推計。

(出所) 「国の債務管理の在り方に関する懇談会」

(https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/gov_debt_management/proceedings/material/d20181022-2.pdf)

参考指標5：買入消却実施実績



(出所) 理財局国債業務課調

(注) 金額は実績。

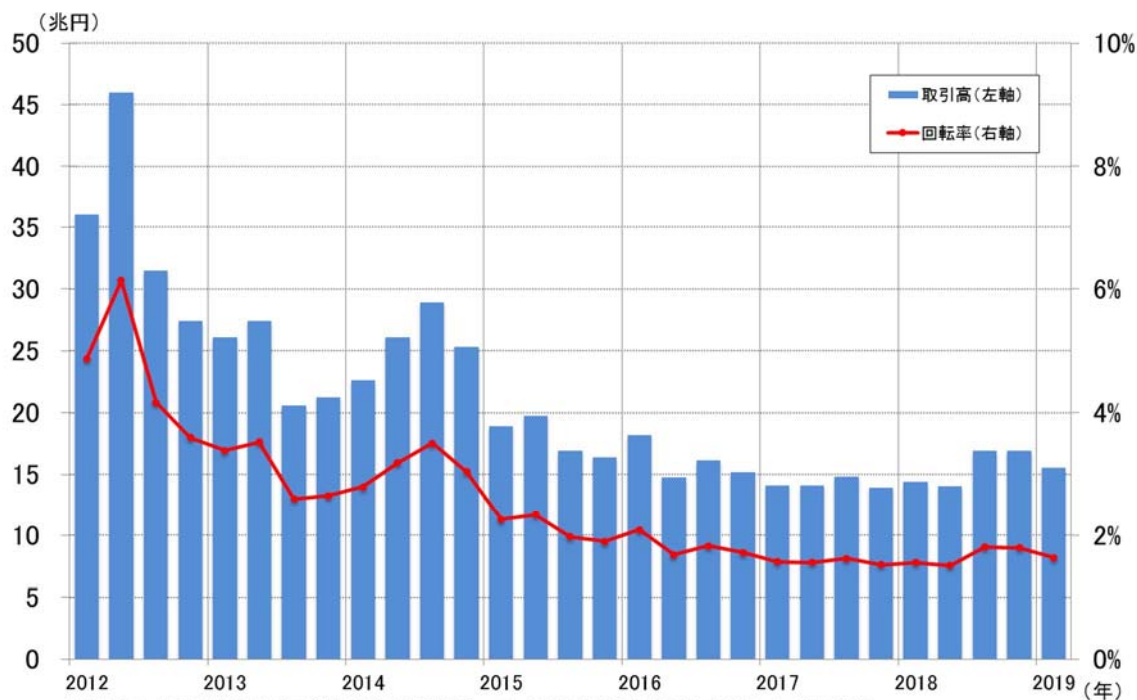
施策	政3-1-2：国債市場の流動性維持・向上	
測定指標 (定性的な指標)	[主要] 政3-1-2-B-1: 国債市場の流動性維持・向上	
	目標	平成30年度国債発行計画に沿って、国債市場の流動性維持・向上を行います。具体的には、流動性供給入札について、市場において流動性低下を懸念する声に配慮し、前年度当初から増額します。 (目標の設定の根拠) 流動性供給入札を増額することは、流動性の維持・向上に寄与すると考えられるためです。
	実績及び目標の達成度の判定理由	平成30年度国債発行計画に沿って、国債市場の流動性維持・向上策を拡充しました。具体的には、流動性供給入札の総額を、当初、対平成29年度(当初)計1.8兆円増額し、12.6兆円としました。 また、流動性供給入札のゾーン毎の発行額等は、市場参加者との意見交換を踏まえ、市場環境や投資ニーズに応じて柔軟に調整することとしています。平成30年度は、結果としてゾーン毎の発行額について変更を行いませんでしたが、四半期毎に「国債市場特別参加者会合」や「国債投資家懇談会」等の場を通じ、市場参加者から市場のニーズ・動向等の意見を聴取し、引き続き市場環境等に応じた運用を行いました。 なお、令和元年度国債発行計画では、「国債市場特別参加者会合」、「国債投資家懇談会」等の場を通じ、市場関係者の意見を聴取した上で、市場の状況を踏
	達成度	○

		<p>まえ、現状維持としています。</p> <p>また、国債の一銘柄当たりの市場流通量を確保するという観点から、平成30年度においても、リオープン（用語集参照）発行を実施し、国債の流動性向上に取り組みました。</p> <p>平成30年度リオープン方式について (https://www.mof.go.jp/jgbs/topics/press_release/300326-03.htm)</p> <p>上記実績のとおり、平成30年度国債発行計画に沿って流動性維持・向上策を拡充したこと等から、達成度は、「○」としました。</p>	
施策についての評定		s 目標達成	
評定の理由	<p>平成30年度国債発行計画に基づき、平成29年度に比べて流動性供給入札を増額したほか、令和元年度国債発行計画についても市場関係者の意見を聴取しつつ、流動性の維持・向上に関する施策を講ずることとしました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>		

政3-1-2に係る参考情報

参考指標1：投資家の国債取引高と回転率

投資家の国債取引高と回転率



(出所) 日本証券業協会「国債投資家別売買高」、日本銀行「公社債発行・償還および現存額」

(注1) 取引高は、債券ディーラー間の取引及び「その他」(政府、日本銀行、ゆうちょ銀行、かんぽ生命等)を除く、投資家の国債gross買入額の月額平均。2019年第1四半期分は、1月、2月のデータをもとに作成

(注2) 回転率は(月間平均買入高/月末平均残高)で計算

(出所) 日本証券業協会「国債投資家別売買高」、日本銀行「公社債発行・償還および現存額」を基に、理財局国債業務課で作成

参考指標 2：流動性供給入札の発行額（総額及びゾーン別発行額）の推移

(単位：億円)

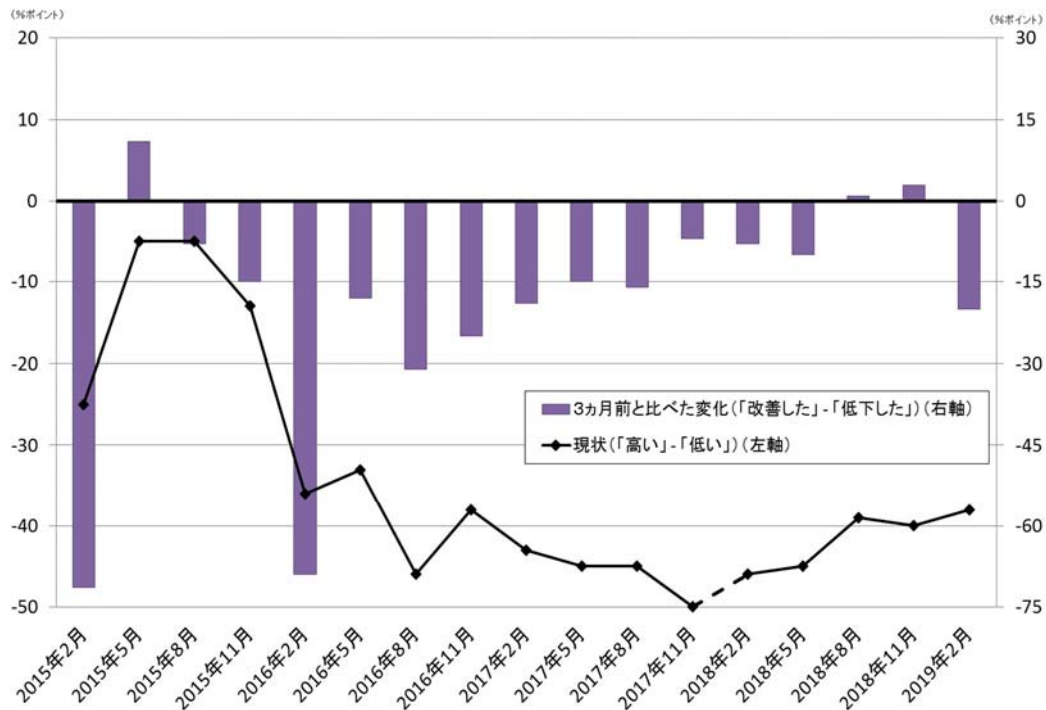
	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
1年超～5年以下	—	—	11,971	16,971	23,946
5年超～15.5年以下	47,931	59,884	59,862	65,778	71,754
15.5年超～39年未満	35,903	35,914	23,959	25,905	29,971
合計	83,834	95,798	95,792	108,654	125,671

(出所) 理財局国債業務課調

(注) 平成25年10-12月期からは残存5～15.5年及び残存15.5年～39年を区切りとしている。また、平成26年4-6月期以降は、残存5～15.5年においても30年債が対象に加わっている。平成28年度以降、残存1～5年を対象に追加。

参考指標 3：債券市場の機能度（日本銀行「債券市場サーベイ」）

債券市場の機能度(市場関係者の見方)



(出所) 日本銀行「債券市場サーベイ」(2019年2月調査) (調査期間:2019年2月4日～2月8日)

(注) 2018年2月調査より、調査対象先に大手機関投資家(生命保険会社、損害保険会社、投資信託委託会社等)が追加された

(出所) 日本銀行「債券市場サーベイ」を基に、理財局国債業務課で作成

施策	政3-1-3：保有者層の多様化	
測定指標 (定性的な指標)	[主要] 政3-1-3-B-1: 保有者層の多様化	
	目標	<p>個人や海外投資家を含めた保有者層の多様化を図る観点から、個人向け国債の利便性の向上や海外投資家に対するIRに取り組んでいきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>銀行等の市中金融機関の保有割合が高く、個人や海外投資家の保有割合が低い日本の国債市場は、市況が変化した場合に、市場参加者の取引が一方に流れがち傾向にあります。そのため、国債市場の安定化の観点から、様々な市場の見方や投資スタンスに基づいた国債取引が行われるよう、国債の保有者層の多様化を図ることが重要なためです。</p>
		達成度

	<p>実績及び目標の達成度の判定理由</p>	<p>個人投資家については、平成30年度においても引き続きすべての個人向け国債を毎月募集・発行するなど、個人の国債保有の促進に向けた取組を実施しました。</p> <p>海外投資家については、引き続き国内における国債の安定消化に努めつつ、多様な投資家層による取引は市場を安定させる効果があること、海外投資家の中には中央銀行、年金基金、生命保険など国債の安定保有が見込める投資家も存在すること等を踏まえ、様々なネットワークやチャンネルを通じた海外 I R（用語集参照）を実施しました。具体的には、海外投資家への個別訪問等を中心に、きめ細かい投資家ニーズ等の把握や情報提供を行いました。また、継続的な投資や長期安定保有が見込める投資家を重視するなど、より効果的かつ効率的な海外 I Rを実施しました。こうした取組を通して、海外投資家との緊密なりレーションを構築し、海外投資家による日本国債の保有促進に努めました。</p> <p>（参考）平成30年度の国内における海外投資家との面談件数：73件 （参考指標 2 参照）</p> <p>同年度の在外の海外投資家への訪問件数：139件 （参考指標 3 参照）</p> <p>日本国債ニュースレター（英）の送付部数：1,981先（平成31年 3 月） （参考指標 5 参照）</p> <p>上記実績のとおり、個人や海外投資家を含めた保有者層の多様化を図る観点から、個人の国債保有の促進に向けた取組や海外投資家に対する I Rを実施しており、達成度は、「○」としました。</p>	○
<p>施策についての評価</p>	<p>s 目標達成</p>		
<p>評価の理由</p>	<p>個人投資家については、平成30年度においても引き続きすべての個人向け国債を毎月募集・発行するなど、個人の国債保有の促進に向けた取組を行いました。</p> <p>海外投資家については、引き続き国内における国債の安定消化に努めつつ、多様な投資家層による取引は市場を安定させる効果があること、海外投資家の中には中央銀行、年金基金、生命保険など国債の安定保有が見込める投資家も存在すること等を踏まえ、海外 I Rを実施し、海外投資家との緊密なりレーションを構築することにより、日本国債の保有促進に向けた取組を実施しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>		

政 3 - 1 - 3 に係る参考情報

参考指標 1 : 国債の保有者別内訳の推移

(単位：億円)

所 有 者	平成26年度末	27年度末	28年度末	29年度末	30年12月末	割合
一般政府 (除く公的年金)	214,543	42,202	40,117	36,007	33,568	0.3%
公的年金	547,110	533,010	490,274	463,925	455,028	4.1%
財政融資資金	30,566	5	10	10	5	0.0%
日本銀行	2,746,067	3,644,155	4,273,429	4,590,281	4,775,497	43.0%
市中金融機関	5,633,897	5,220,858	4,634,793	4,452,677	4,261,755	38.4%
海外	977,347	1,106,863	1,167,948	1,196,392	1,344,198	12.1%
家計	158,406	123,732	125,273	123,823	129,637	1.2%
その他	128,231	120,651	105,086	108,142	109,653	1.0%
合 計	10,436,167	10,791,476	10,836,930	10,971,257	11,109,341	100%

(出所) 日本銀行「資金循環統計」を基に、理財局国債企画課で集計

参考指標 2 : 海外投資家との面談回数

平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
68	84	141	119	73

(出所) 理財局国債企画課調

参考指標 3 : 在外海外投資家への訪問回数

平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
128	105	98	131	139

(出所) 理財局国債企画課調

参考指標 4 : 個人向け国債の発行額 (実績) 及び計画額

(単位：億円)

年度		平成 26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
計画額	当初	25,000	23,000	20,000	30,000	33,000
	補正後	26,000	21,000	32,000	30,000	47,000
発行額 (実績)		26,326	21,367	45,565	34,493	46,927

(出所) 理財局国債業務課調

参考指標 5 : 英文ニュースレター送付先件数

平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
1,183	1,443	2,142	2,007	1,981

(出所) 理財局国債企画課調

施策	政3-1-4：市場との対話等							
測定指標（定量的な指標）	[主要]政3-1-4-A-1:国債関係の懇談会等の開催状況							
			平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	達成度
	国の債務管理の在り方に関する懇談会	目標値	実施	実施	実施	実施	実施	/
		実績値	○	○	○	○	○	
	国債市場特別参加者会	目標値	実施	実施	実施	実施	実施	/
		実績値	○	○	○	○	○	
	国債投資家懇談会	目標値	実施	実施	実施	実施	実施	/
		実績値	○	○	○	○	○	
	<p>(出所) 理財局国債企画課調 (注) 当該年度内に懇談会等の開催実績がある場合には○、ない場合には×を記載。</p> <p>(目標値の設定の根拠) 市場との対話等(施策3-1-4)は、国債関係の懇談会等を中心に行っていることから、これらの開催を指標としました。市場参加者・有識者との定期的かつオープンな対話を通じ、国債管理政策の企画及び立案を行うこと、並びに施策を適時・的確に市場に発信することは重要であることから、これらの趣旨を踏まえて開催することを目標としました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 国債関係の懇談会等は、昨年度に引き続き各会合を開催し、国債管理政策の企画及び立案の参考としたほか、施策の適時・的確な市場への発信を行ったことから、達成度は、「○」としました。</p>							
	[主要]政3-1-4-A-2:入札の結果発表を当日所定の時刻に行った割合							(単位:%)
		年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	達成度
		目標値(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	/
	実績値	入札回数(a)	233	229	229	229	229	
		うち入札の結果発表を所定の時刻に行った回数(b)	231	228	229	229	228	
		割合(%) (b) / (a)	99.1	99.6	100.0	100.0	99.6	○
<p>(出所) 理財局国債業務課調 (注1) 測定対象は、国債、国庫短期証券及び借入金の入札回数。 (注2) 国債(割引短期国債は除く)の入札結果発表は、入札当日の午後0時35分に実施。 (注3) 国庫短期証券の入札結果発表は、入札当日の午後0時30分に実施。 (注4) 借入金の入札結果発表は、入札当日の午後1時に実施。 (注5) 平成26、27、30年度において、入札の結果発表を当日所定の時刻に公表できなかった理由は、入札参加者の応札ミス(それぞれ2件、1件、1件)。 (注6) この指標は入札が行われる場合における結果発表状況に係るもので、入札回数に対する目標値ではありません。</p>								

<p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>市場との対話等(施策3-1-4)において、入札の結果発表を確実かつ速やかに行うことは、市場参加者の予測可能性を高めることにつながり、政策目標を達成する観点から重要であるため、目標値として「100.0%」を設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>実績値が99.6%と目標の100.0%に達していませんが、平成30年度における入札の結果発表遅延の理由は入札参加者の応札ミス(1件)であり、発行当局側の事情により遅延したものではないため、達成度は「○」としました。</p>			
<p>[主要]政3-1-4-B-1:市場との対話等</p>			
<p>測定指標 (定性的な指標)</p>	<p>目標</p>	<p>国債関係の懇談会等の開催、入札結果の確実かつ速やかな発表のほか、市場との緊密な意見交換を行います。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>市場との対話等を通じて、国債発行当局の施策を適時・的確に市場に発信することや、市場のニーズや動向を的確に把握することは、政策目標の達成のために重要です。</p>	<p>達成度</p>
	<p>実績及び目標の達成度の判定理由</p>	<p>国債市場特別参加者会合や国債投資家懇談会等の開催に加え、国債市場特別参加者や投資家に対する国債市場の動向等に関するヒアリングを実施する等により、市場との緊密な意見交換を行いました。</p> <p>上記実績のとおり、国債市場特別参加者や投資家など市場関係者との緊密な意見交換を行ったことから、達成度は、「○」としました。</p>	<p>○</p>
<p>施策についての評価</p>		<p>s 目標達成</p>	
<p>評価の理由</p>	<p>国債関係の懇談会等の開催、入札結果の確実かつ速やかな発表を行ったほか、市場関係者との緊密な意見交換を実施し、市場との対話の推進に努めたところです。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>		

政3-1-4に係る参考情報

平成29年度に引き続き、公的債務全体の現状や政策を概観する「債務管理レポート」を発行しました。
https://www.mof.go.jp/jgbs/publication/debt_management_report/2018/index.html

施策 政3-1-5：国債に係る国民等の理解の向上のための取組								
[主要]政3-1-5-A-1:国債関係の定期的な公表資料の年間公表回数								
年度		平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	達成度	
債務管理レポート (日)	目標値	1	1	1	1	1	/	
	実績値	1	1	1	1	1	○	
債務管理レポート (英)	目標値	1	1	1	1	1	/	
	実績値	1	1	1	1	1	○	
日本国債ニュース レター(英)	目標値	12	12	12	12	12	/	
	実績値	12	12	12	12	12	○	
国債統計年報	目標値	1	1	1	1	1	/	
	実績値	1	1	1	1	1	○	
測定指標 (定量的な指標)	(出所) 理財局国債企画課調							
	(注) レポート等を当該年度内に所定の頻度で発行した場合には○、所定の頻度で発行していない場合には×を記載。							
	(目標値の設定の根拠)							
	定期的な公表資料を通じて、我が国の国債市場や国債管理政策についての情報を発信していくことが、国債に係る国民等の理解の向上(施策3-1-5)のためには重要であるため、公表回数の達成を目標値としました。							
	(目標の達成度の判定理由)							
	各定期的な公表資料を全て当該年度内に所定の頻度で発行しましたので、達成度は、「○」としました。							
	[主要]政3-1-5-A-2:「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」を所定の時期に公表した割合							
	年度		平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	達成度
	目標値		100	100	100	100	100	/
	実績値	前年度 第4四半期分	○	○	○	○	○	○
第1四半期分		○	○	○	○	○		
第2四半期分		○	○	○	○	○		
第3四半期分		○	○	○	○	○		
割合		100	100	100	100	100		
(出所) 理財局国債企画課調								
(注) 国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」を所定の時期(該当する月の翌々月10日)に公表した場合には○、所定の時期に公表していない場合に×を記載。								

	<p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>公的債務全体の現状に関する情報を所定の時期に公表し、国債管理政策の透明性の向上を図ることは、国債に係る国民の理解の向上(施策3-1-5)を図る上で重要であるため、目標値として「100%」を設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」を所定の時期に公表した割合は100%であるため、達成度は、「○」としました。</p>	
測定指標 (定性的な指標)	[主要]政3-1-5-B-1:国債に係る国民等の理解の向上	
	<p>目標</p> <p>「債務管理レポート」や「国債ニュースレター」の発行のほか、積極的にウェブサイト等を通じた情報発信や広報活動に努めます。また、個人向け国債の国債広告についても、内容を充実させ、国民の理解の向上に努めます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>国債の安定消化を確保する等の観点から、国債市場や国債管理政策についての透明性を高めるには、国債に係る国民等の理解の向上が重要なためです。</p>	達成度
	<p>実績及び目標の達成度の判定理由</p> <p>「債務管理レポート」(年1回発行)や「国債ニュースレター」(毎月発行)の発行、各種会合の議事要旨、資料の迅速な公表等、積極的にウェブサイト等を通じた情報発信や広報活動に努めました。</p> <p>また、国債広告についても、個人投資家層の裾野を広げる観点等から、新聞広告を減少させる一方で、電車内ビジョン等の動画広告を行うとともに、インターネット広告等の掲載を増やしました。個人向け国債ウェブサイトでは、動画等のコンテンツを充実させるなど、国民等の理解の向上に努めました(参考指標3参照)。</p> <p>上記実績のとおり、積極的に国債管理政策に関する情報発信を行ったほか、国債広告についても内容を充実させ、国民等の理解の向上に努めたこと等から、達成度は、「○」としました。</p>	○
<p>施策についての評価</p>		s 目標達成
<p>評価の理由</p>	<p>平成30年度においても、国債市場や国債管理政策についての透明性を高め、国債の安定消化を確保する等の観点から、積極的にウェブサイト等を通じた情報発信や広報活動に努め、債務残高についても所定の時期に公表しました。また、国債広告についても内容を充実させ、国民等の理解の向上に努めました。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>	

政3-1-5に係る参考情報

参考指標1:個人向け国債及び、その商品性の認知状況の推移

(単位:%)

	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
認知度	95.6	95.0	93.1	89.4	92.0

(出所) 国債広告の効果測定に関する調査

参考指標 2：個人向け国債お知らせメールの登録者数

(単位：件)

	平成26年度末	27年度末	28年度末	29年度末	30年度末
登録者数	23,130	23,144	23,087	23,168	23,023

(出所) 大臣官房文書課広報室調

参考指標 3：国債等に関する情報のウェブサイトへのアクセス件数と個人向け国債ウェブサイトへのアクセス件数の合計

(単位：件)

	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
国債等に関する情報のウェブサイトへのアクセス件数と個人向け国債ウェブサイトへのアクセス件数の合計	1,047,499	1,087,570	906,069	986,555	1,072,656

(出所) 大臣官房文書課広報室調

(注) 平成29年度のシステム変更に伴いアクセス件数を集計するソフトウェアが変更となったため、平成29年度よりアクセス件数の集計方法が変更されていることから、その集計結果には留意する必要がある。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施していきます。
	国債発行計画の策定に当たっては、市場のニーズ・動向等を踏まえつつ、国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制の観点から、国債の発行額・発行年限を設定します。さらに、令和元年度においても、「国債市場特別参加者会合」等の場を通じ丁寧に市場との対話を行いつつ、流動性供給入札などの国債市場の流動性維持・向上に向けた施策を実施していきます。
	個人や海外投資家を含めた保有者層の多様化を図る観点から、個人投資家の国債保有促進や海外投資家に対するIRに取り組んでいきます。
	また、国債市場や国債管理政策についての透明性を高めるため、積極的にウェブサイト等を通じた情報発信や広報活動に引き続き努めます。
	なお、平成30年度政策評価結果を踏まえ、令和2年度においても、国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制のため、引き続き必要な経費（公債の償還及び利子の支払い等を行うために必要な経費等）の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	
-------------------------	--

政策目標に係る予算額等	区 分		平成28年度	29年度	30年度	令和元年度
	予算の状況 (千円)	当初予算	225,195,618,969	220,251,923,580	214,621,186,920	214,255,801,595
		補正予算	△3,755,346,502	△1,395,465,326	△1,774,735,935	
		繰越等	530,652,439	647,506	N. A.	
		合 計	221,970,924,906	218,857,105,760	N. A.	
執行額 (千円)		218,008,715,249	210,716,214,215	N. A.		

(概要)

国債の償還・利払い・事務手数料、国債の円滑な発行を図るための経費等です。

(注) 平成30年度「繰越等」、「執行額」等については、令和元年11月頃に確定するため、令和元年度実績評価書に掲載予定です。

政策目標に関する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	第196回国会 財務大臣財政演説（平成31年1月28日）
---	------------------------------

政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報	「資金循環統計」（日本銀行） 等
--	------------------

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	<p>平成29年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。</p> <p>国債発行計画の策定に当たっては、市場のニーズ・動向等を踏まえつつ、国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制の観点から、国債の発行額・発行年限を設定しました。さらに、平成30年度においても、「国債市場特別参加者会合」等の場を通じ丁寧に市場との対話を行いつつ、流動性供給入札などの国債市場の流動性維持・向上に向けた施策を実施しました。</p> <p>個人や海外投資家を含めた保有者層の多様化を図る観点から、個人投資家の国債保有促進のための取組や海外投資家に対するIRを実施しました。</p> <p>また、国債市場や国債管理政策についての透明性を高めるため、積極的にウェブサイト等を通じた情報発信や広報活動に引き続き努めました。</p> <p>なお、平成29年度政策評価結果を踏まえ、令和元年度においても、国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制のため、引き続き必要な経費（公債の償還及び利子の支払い等を行うために必要な経費等）の確保に努めました。</p>
--------------------------------	---

担当部局名	理財局（国債企画課、国債業務課）	政策評価実施時期	令和元年6月
--------------	------------------	-----------------	--------

政策目標3-2：財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実

上記目標の概要	<p>財政投融资（用語集参照）は、財投債（国債）（用語集参照）の発行により調達した資金などを財源として、政策金融機関・独立行政法人等や地方公共団体に対し、政策的な必要性はあるものの、民間だけでは対応が困難な長期・低利の資金供給や大規模・超長期プロジェクトへの資金供給を行うものです。また、補助金等の予算措置とは異なり、利用料収入が見込まれる等、将来のリターンを前提としている点に特徴があります。</p> <p>財政投融资の資金を、どのような事業に、どの程度供給するかについては、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査し、必要な資金需要に的確に対応していきます。</p> <p>さらに、財政投融资に対する国民の信頼を確保し、対象事業の重点化・効率化を図る観点から、財政投融资計画（用語集参照）編成、運用プロセス、将来の政策コスト等に関する情報開示の推進を通じて、財政投融资に関するディスクロージャーを推進するとともに、財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実を図っていきます。</p> <p>その他、貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理（ALM）（用語集参照）により財務の健全性の確保に努めます。</p> <p>（上記目標を達成するための施策）</p> <p>政3-2-1：社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资対象機関に対する適切な審査に基づく財政投融资計画の編成</p> <p>政3-2-2：政策コスト分析等のディスクロージャーの推進</p> <p>政3-2-3：財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実</p> <p>政3-2-4：貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保</p>
----------------	--

政策目標3-2についての評価結果

政策目標についての評定 **S** 目標達成

評定の理由

全ての施策が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。

政策の分析

（必要性・有効性・効率性等）

財政投融资の対象事業の重点化・効率化を図りつつ、必要な事業への資金供給を確保することは、資源配分の調整機能や経済の安定化機能を通じて、我が国経済の健全な発展を実現するために必要です。

また、財政投融资のディスクロージャーに努めることは、財政投融资に関する透明性を確保し、国民からの信頼、市場からの信認を維持するために必要です。

令和元年度財政投融资計画については、成長力強化に向けて、低金利を活用した高速道路整備と関西国際空港の防災機能強化の加速、産業投資を呼び水とした民間からのリスクマネー供給強化等、真に必要な資金需要に的確に対応しています。また、必要な資金需要に的確に対応するため、平成30年度財政投融资資金運用計画において、弾力追加を行いました。

政策目的の達成のため、対象分野、スキーム、事業及び財投の規模等について、政策的必要性、民業補完性、有効性及び償還確実性等の観点から、対象事業の重点化・効率化を図りました。

施策	政3-2-1：社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资対象機関に対する適切な審査に基づく財政投融资計画の編成		
測定指標（定性的な指標）	[主要]政3-2-1-B-1：社会経済情勢等の変化を踏まえ、政策評価を活用した適切な審査に基づく財政投融资計画の編成		
	目 標	<p>令和元年度財政投融资計画の編成においては、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査し、政策的に必要な資金需要に的確に対応していきます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>政策的必要性や民業補完性・償還確実性を精査し、国民のニーズや社会情勢等の変化などを踏まえた編成を行うことで、財政投融资を活用して政策的に必要な資金需要に的確に対応することが可能となるためです。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>令和元年度財政投融资計画の策定にあたっては、成長力強化に向けて、低金利を活用した高速道路整備と関西国際空港の防災機能強化の加速、産業投資を呼び水とした民間からのリスクマネー供給強化等に取り組むこととしました。この結果、令和元年度財政投融资計画の規模は、131,194億円（平成30年度計画比9.3%減）となりました。</p> <p>なお、平成30年7月豪雨に係る予備費使用に伴う災害復旧事業等及び平成30年度第1次補正予算に盛り込まれた「防災・減災、国土強靱化のための三か年緊急対策」のうち初年度対策として速やかに着手すべき喫緊の課題等に対応するための資金を確保するため、平成30年度中に、地方債計画の改定に合わせて、同年度の財政融資資金運用計画において、地方公共団体に対する財政融資資金を6,458億円増額手当て（弾力追加）しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「令和元年度財政投融资計画（平成30年12月21日公表）」 (https://www.mof.go.jp/filp/plan/fy2019/index.htm) ・「令和元年度予算編成等における政策評価の活用状況」 (https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/policy_evaluation/proceedings/material/65hyoukakon3.pdf) ・「令和元年度財政投融资計画編成における政策評価の活用」 (https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/policy_evaluation/proceedings/material/65seiyoukon10.pdf) <p>上記実績のとおり、令和元年度財政投融资計画の策定においては、社会経済情勢等の変化を踏まえ、必要な資金需要に的確に対応することとしたことから、当該測定指標の達成度を「○」と評価しました。</p>	○
	[主要]政3-2-1-B-2：産業投資を活用した長期リスクマネーの供給		
目 標	<p>令和元年度財政投融资計画の編成において、産業投資については、投資によって長期リスクマネーを供給し、リターンが期待できるものの、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない事業を支援していきます。</p> <p>その際、出資先の官民ファンドに対しては、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」（平成25年9月27日関係閣僚会議決定）に基づき、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、的確に投資を実行するための業務態勢の確保や投資実</p>	達成度	

		<p>績の適切な評価等、適切な運営を求めるとともに、投資内容及び投資実行後の状況等を確認してまいります。</p>	
		<p>(目標の設定の根拠)</p> <p>中長期的な視点に立った投資は、日本経済の持続的成長を支える重要な要素のひとつであるため、民間が負担しきれないリスクマネーを政府が呼び水として供給する必要があります。このため、官民の適切なリスク分担の下、産業投資による中長期のリスクマネーや成長資金の供給拡大を図るものです。</p> <p>投資内容及び投資実行後の状況等についての報告を求め、運営状況の確認を行うことによって、官民ファンドの適切な運営が確保され、ひいては政策目的の実現及び産業投資の毀損の回避が可能となるからです。</p>	
	<p>実績及び目標の達成度の判定理由</p>	<p>令和元年度財政投融资計画における産業投資において、日本企業の成長力強化や海外展開支援等のために必要なリスクマネーを供給することとしました。なお、出資に際しては、事業の進捗等を踏まえて実行しています。</p> <p>また、出資先の官民ファンドに対しては、必要に応じ株主総会等の機会において、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」等に基づき、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、投資内容及び投資実行後の状況等を踏まえ、運営上の課題を指摘し、適切な対応を求めました。</p> <p>上記実績のとおり、産業投資を活用した長期リスクマネーの供給を行ったことから、当該測定指標の達成度を「○」と評価しました。</p>	○
<p>施策についての評価</p>	<p>s 目標達成</p>		
<p>評価の理由</p>	<p>令和元年度財政投融资計画については、政策評価を活用した適切な審査等を踏まえた上で、成長力強化に向けて、低金利を活用した高速道路整備と関西国際空港の防災機能強化の加速、産業投資を呼び水とした民間からのリスクマネー供給強化等、真に必要な資金需要に的確に対応しています。また、平成30年度財政融資資金運用計画においても、弾力追加を行い、必要な資金需要に的確に対応しました。</p> <p>更に、産業投資を活用して長期リスクマネーを積極的に供給するとともに、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、投資内容及び投資実行後の状況等を踏まえ、運営上の課題を指摘し、適切な対応を求めました。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>		

政3-2-1に係る参考情報

○ 令和元年度財政投融资計画の重要施策について見ると、以下のとおりです。

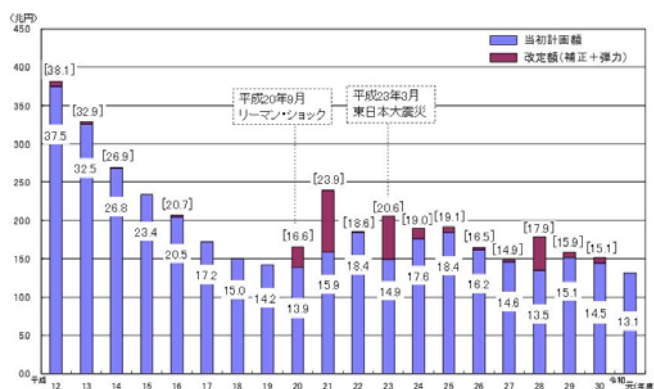
- 成長力強化のための重点投資等については、企業の成長力強化に向けて、株式会社日本政策金融公庫において、消費税率引上げに係る小規模事業者等の資金需要への万全な対応を図るとともに、株式会社日本政策投資銀行において、産業投資を呼び水とした民間からのリスクマネー供給強化を行うこととしました。また、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び新関西国際空港株式会社において、今後発行を予定している政府保証債等の一部を予め財政融資資金に置き換えることとし、これにより物流効率化に直結する高速道路ネットワークの整備による生産性の向上及び安心・安全な国民生活の礎を担う基幹イ

インフラの防災機能の強化を推進することとしました。

- 日本企業の海外展開支援等については、株式会社国際協力銀行、独立行政法人国際協力機構、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構において、日本企業によるインフラ海外展開への支援等を行うこととしました。
 - 教育・福祉・医療については、独立行政法人日本学生支援機構において、進学意欲のある学生等に対し貸付規模として所要の額を確保することとしているほか、独立行政法人福祉医療機構において、福祉医療サービスの基盤強化を行うこととしました。
 - 地方公共団体向けについては、地方債計画に基づき、社会資本整備や災害復旧を中心に、地方公共団体の円滑な資金調達に貢献する観点から、必要な資金需要に的確に対応することとしました。
- 財政融資資金の資金調達に関しては、新たな貸付け及び既往の貸付けの継続に必要な財源として、令和元年度において、財政投融资特別会計国債12兆円の発行を予定しています。なお、財政融資資金の資金繰りのため、財政融資資金証券（用語集参照）1.5兆円の発行を予定しています。

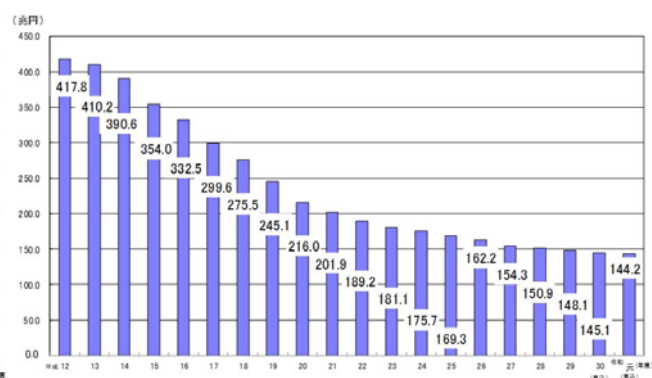
参考指標1：「財政投融资計画の推移（フロー・ストック）」

財政投融资計画の推移（フロー）



(注) 1. 当初計画ベース。「」は補正・弾力による改定後。
2. 平成12年度は、一般財政投融资ベース。

財政投融资計画の推移（ストック）



(注) 平成29年度までは実績。平成30年度以降は、平成30年度12月21日時点の見込であり、今後異同を生ずることがある。

参考指標 2 : 「財政投融资計画及び実績（機関別）」

(単位：億円)

区 分	平成29年度		平成30年度 改定計画	令和元年度 当初計画
	改定計画	実績		
(特別会計)				
食料安定供給特別会計	25	24	20	22
エネルギー対策特別会計	91	81	82	130
(政府関係機関)				
(株)日本政策金融公庫	37,315	31,545	38,175	38,373
沖縄振興開発金融公庫	845	787	1,036	1,352
(株)国際協力銀行	16,660	12,448	11,724	10,928
(独)国際協力機構	5,487	4,576	6,184	5,492
(独立行政法人等)				
日本私立学校振興・共済事業団	317	317	291	291
(独)日本学生支援機構	7,003	7,003	7,075	6,744
(独)福祉医療機構	3,531	3,395	3,486	2,931
(独)国立病院機構	558	558	864	855
(国研)国立がん研究センター	14	12	54	29
(国研)国立循環器病研究センター	200	200	172	30
(国研)国立成育医療研究センター	6	6	8	12
(国研)国立長寿医療研究センター	17	16	—	18
(独)大学改革支援・学位授与機構	551	540	499	466
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構	15,294	15,271	272	383
(独)住宅金融支援機構	931	395	681	635
(独)都市再生機構	4,420	3,647	3,464	4,454
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	13,850	13,150	27,450	15,200
(独)水資源機構	56	56	57	58
地方公共団体金融機構	6,050	6,050	4,000	1,000
(国研)森林研究・整備機構	59	59	58	57
(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構	530	204	423	370
(地方公共団体)				
地方公共団体	32,407	30,020	34,560	29,527
(特殊会社等)				
(株)農林漁業成長産業化支援機構	130	—	—	—
(株)日本政策投資銀行	9,800	9,757	7,790	7,800
新関西国際空港(株)	320	320	201	1,500
(一財)民間都市開発推進機構	272	50	281	250
中部国際空港(株)	82	44	307	34
(株)民間資金等活用事業推進機構	160	—	160	500
(株)商工組合中央金庫	240	120	—	—
(株)海外需要開拓支援機構	210	—	135	170
(株)海外交通・都市開発事業支援機構	1,137	163	1,268	1,231
(株)海外通信・放送・郵便事業支援機構	416	—	312	352
合 計	158,984	140,813	151,089	131,194

(出所) 理財局財政投融资総括課調

(注1) 平成29年度実績は、平成29年度の決算時の見込値である。

(注2) 改定計画には、各年度の特別会計予算総則の規定に基づく長期運用予定額の増額分を含む。

参考指標 3 : 「財政融資資金の融通条件」

(https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/subof_filp/proceedings/material/zaitoa301219/zaito301219_gian3.pdf)

施策	政3-2-2：政策コスト分析等のディスクロージャーの推進							
測定指標（定量的な指標）	[主要] 政3-2-2-A-1：財政投融资関係の定期的な資料の公表及び内容の充実							
	年度	作成頻度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	達成度
	財政投融资レポート	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	○
		年1回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	
	FILP REPORT	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	
		年1回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	
	財政投融资レポート （別冊）	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	
		年1回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	
	FILP REPORT （Extension Volume）	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	
		年1回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	
	財政金融統計月報	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	
		年1回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	
	財政融資資金現在高	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	
		月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	
	産業投資現在高	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	
		月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	
	財政融資資金預託金 利・貸付金利	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	
		月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	
	翌年度財政投融资計 画要求	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	
		年1回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	
財政投融资計画月別 実行状況	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値		
	月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12		
財政投融资レポートの内容の 充実に向けた取組（解説を充 実させたトピック）	官民ファンド を通じたリス クマネー供給 等	「地方への 好循環拡大 に向けた緊 急経済対 策」への対 応	低金利状況 を活かした 財政投融资 の積極的な 活用	平成28年 度における 財政投融资 計画の補 正・追加	主な施策に ついて、事 業例を記載			
<p>（出所）理財局財政投融资総括課調</p> <p>（注）実績値／目標値で記載しています。</p> <p>（目標値の設定の根拠）</p> <p>財政投融资に関するディスクロージャーを推進し、国民からの信頼、市場からの信託を維持するため、財政投融资計画の編成及び運用、財政融資資金の資産・負債の状況等に関して情報開示を行うことが重要です。</p> <p>（目標の達成度の判定理由）</p> <p>実績値が目標値に達したため、当該測定指標の達成度は「○」と評価しました。</p>								

測定指標（定性的な指標）	[主要] 政3-2-2-B-1：政策コスト分析の充実		
	目 標	<p>財政融資対象の全機関において政策コスト分析の実施及び公表内容の充実に努めます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>財政投融資に対する国民の信頼を確保する観点から、ディスクロージャーを積極的に推進する必要があるためです。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>財政融資を活用している事業について、財政融資対象の全機関が一定の前提条件を設定して政策コスト分析を実施しました。公表にあたっては、より国民の理解につながるよう、政策コストの枠組みや分析手法、分析結果の概要などについて、ポイントを絞ってわかりやすくまとめた資料を作成しました。</p> <p>また、従来より作成・公表している「財政投融資レポート（別冊）」については、技術的な解説の部分を平易な表現と図表を用いたわかりやすいものに変えたほか、財政融資対象機関による政策コスト分析の具体的な活用例を加筆し、内容の充実を図りました。</p> <p>・「財政投融資レポート2018別冊・財政投融資対象事業に関する政策コスト分析（平成30年度）」 https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/report/zaitoa300726/300726c.pdf</p> <p>上記実績のとおり、財政融資を活用している事業について、財政融資対象の全機関において政策コスト分析を実施するとともに、公表内容の充実を図ったことから、当該測定指標の達成度を「○」と評価しました。</p>	○
	[主要] 政3-2-2-B-2：財政投融資計画編成に係る情報の公表 [新]		
目 標	<p>令和元年度財政投融資計画編成過程において開催される財政制度等審議会財政投融資分科会への提出資料等を速やかに公表します。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>財政投融資計画編成に対する国民の信頼を高める観点から、ディスクロージャーを積極的に推進する必要があるためです。</p>	達成度	
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>財政制度等審議会財政投融資分科会への提出資料については、財政投融資分科会終了後、同日中に財務省ウェブサイトにて公表を行いました。また、議事要旨についても、速やかに公表しました。</p> <p>以上のとおり、財政投融資分科会への提出資料等については、速やかに公表していることから、当該測定指標の達成度を「○」と評価しました。</p>	○	
施策についての評定	s 目標達成		

評定の理由

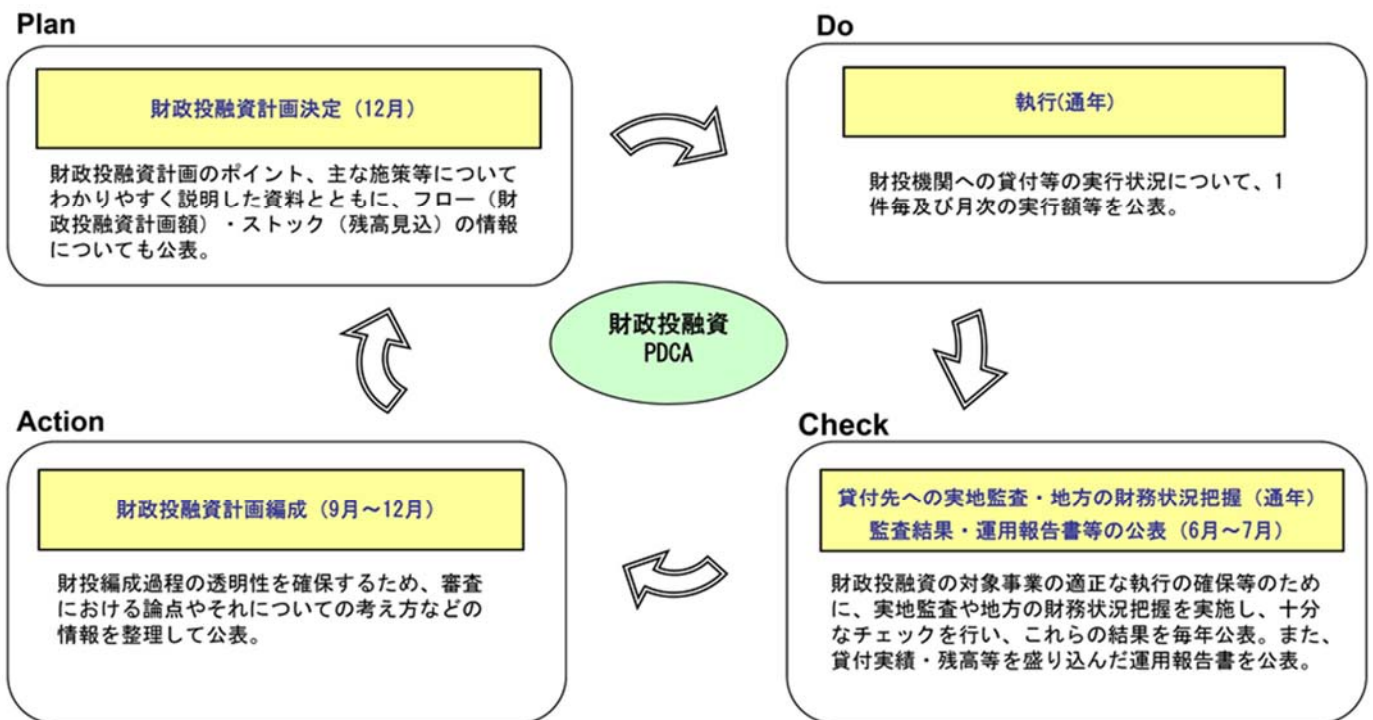
財政投融资について、国民の理解を深め、その運営についてのチェックを容易にする観点から、PDCAの各段階において、わかりやすい情報発信や透明性の確保に努めています。また、財政融資を活用している事業について、財政融資対象の全機関の政策コストの分析結果を取りまとめ、公表するとともに、公表内容の充実に努めました。

また、財政投融资計画編成に対する国民の信頼を高める観点から、財政制度等審議会財政投融资分科会への提出資料等を速やかに公表しました。

以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

政3-2-2に係る参考情報

財政投融资の透明性の確保への取組



(出所) 理財局財政投融资総括課

- 平成30年度においては、①財政投融资計画決定時における、重点分野をわかりやすく説明した「財政投融资計画参考資料」や財投機関別の残高見込を記載した「財政投融资計画残高見込」等の公表（Plan）、②財政投融资の貸付けなどの実行状況の月次別・一件別の公表（Do）、③従来の財務局等が行う実地監査に加えて、地方公営企業の病院事業及び上下水道事業について、財務本省の実地監査官が財務局等と連携した監査の実施（Check）、④編成過程における審査の論点や審査当局の考え方について整理した情報の公表（Action）、などに取り組みました。

また、「財政投融资リポート」や、財政融資資金の月々の資産・負債の概要を示している「財政融資資金月報」は、多くの人が手軽にアクセスできるよう、財務省ウェブサイト (<https://www.mof.go.jp/filp/publication/index.html>) に掲載しています。

参考指標 1 : 「各機関における政策コスト」

(単位：億円)

機 関 名		政策コスト (30年度)	① 分析期首までに 投入された出資金等 の機会費用分	② 分析期間中に 新たに見込まれる 政策コスト
融 資 系 機 関	(株) 日本政策金融公庫	8,225	7,770	454
	(株) 国際協力銀行	568	2,895	△ 2,327
	(独) 国際協力機構	1,374	36,616	△ 35,242
	(独) 日本学生支援機構	1,301	0	1,301
	(独) 福祉医療機構	△ 335	68	△ 403
	地方公共団体金融機構	△ 5,573	—	△ 5,573
	(株) 日本政策投資銀行	△ 3,785	2,524	△ 6,309
	その他7機関	317	488	△ 171
事 業 系 機 関	(独) 国立病院機構	1,093	426	667
	(国研) 国立循環器病研究センター	147	50	97
	(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構(建設勘定)	9,727	—	9,727
	(独) 都市再生機構	△ 38,502	4,836	△ 43,339
	(独) 日本高速道路保有・債務返済機構	10,841	10,517	325
	(独) 水資源機構	708	18	690
	(国研) 森林研究・整備機構	7,125	5,499	1,626
	新関西国際空港(株)	△ 847	320	△ 1,167
	中部国際空港(株)	△ 531	37	△ 568
	その他2機関	110	164	△ 54
合 計		△ 8,040	72,227	△ 80,267

(出所) 理財局財政投融資総括課

「財政投融資レポート2018別冊・財政投融資対象事業に関する政策コスト分析(平成30年度)」

(https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/report/zaitoa300726/300726c.pdf)

(注) マイナス(△)の政策コストは、分析期間全体を通じて、国への納付金・配当金等の現在価値の合計が、国から投入される補助金等と出資金等の機会費用の現在価値の合計を上回ることを示しています。

参考指標 2 : 「財政投融资特別会計財政融資資金勘定の損益計算書・貸借対照表」

■損益計算書

(単位：億円)

損失			利益		
科目	平成28年度	平成29年度	科目	平成28年度	平成29年度
諸支出金	2,346	2,190	資金運用収入	14,013	11,604
事務取扱費	56	56	雑収入	72	36
公債金利子等	8,537	7,050			
本年度利益	3,146	2,344			
合計	14,085	11,640	合計	14,085	11,640

■貸借対照表

(単位：億円)

借方			貸方		
科目	平成28年度末	平成29年度末	科目	平成28年度末	平成29年度末
現金預金	36,846	36,474	預託金	328,431	318,481
有価証券	2,216	1,577	公債等	966,541	949,220
貸付金	1,261,610	1,237,605	金利変動準備金	5,746	8,892
未収収益等	3,193	3,281	本年度利益	3,146	2,344
合計	1,303,864	1,278,937	合計	1,303,864	1,278,937

(出所) 「財政投融资リポート2018」

(https://www.mof.go.jp/filp/publication/filp_report/zaito2018/index.html)

参考指標 3 : 「財政投融资特別会計投資勘定の損益計算書・貸借対照表」

■損益計算書

(単位：億円)

損失			利益		
科目	平成28年度	平成29年度	科目	平成28年度	平成29年度
事務取扱費	1	1	貸付金利息	1	1
地方公共団体金融機構納付金収入交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入	2,000	4,000	株式配当金・納付金	4,233	6,291
本年度利益	4,761	2,292	株式処分益	2,528	—
			預託金利子等	1	1
合計	6,762	6,292	合計	6,762	6,292

■貸借対照表

(単位：億円)

借方			貸方		
科目	平成28年度末	平成29年度末	科目	平成28年度末	平成29年度末
現金預金	5,743	5,220	資本	30,862	30,862
貸付金	1,572	1,687	利益積立金	23,883	28,090
土地等	0	0	本年度利益	4,761	2,292
出資金	139,435	137,753	固定資産評価差益	87,244	83,417
合計	146,750	144,661	合計	146,750	144,661

(出所)「財政投融资リポート2018」

(https://www.mof.go.jp/filp/publication/filp_report/zaito2018/index.html)

参考指標4：「財政投融资に関するウェブサイトへのアクセス件数の推移」

(単位：件)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
アクセス件数	134,576	111,143	119,709	102,072	88,762

(出所) 大臣官房文書課広報室調

(注1) 財務省ウェブサイト内に開設している財政投融资関連のページ (/filp/indexを含むページ) へのアクセス件数。

(注2) 平成29年度のシステム変更に伴いアクセス件数を集計するソフトウェアが変更となったため、平成29年度よりアクセス件数の集計方法が変更されていることから、その集計結果には留意する必要がある。

施策	政3-2-3：財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実						
測定指標 (定量的な指標)	[主要]政3-2-3-A-1：実地監査結果						
	独立行政法人等	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	達成度
	目標値 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	/
	計画件数	6	5	3	4	4	
	実施件数	6 (1)	5 (1)	3 (0)	4 (1)	4 (0)	
	実績 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	○
	地方公共団体等	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	達成度
	目標値 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	/
	計画件数	278	280	254	256	239	
	実施件数	277	280	254	256	239	
	実績 (%)	99.6	100.0	100.0	100.0	100.0	

公営 企業	目標値 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	計画件数	429	431	414	408	398	
	実施件数	428	431	414	408	398	
	実績 (%)	99.8	100.0	100.0	100.0	100.0	○

(出所) 理財局管理課調
(注1) 独立行政法人等についての実施件数の()書は、政策効果の検証等特定の事項に重点を置いて実施する実地監査(スポット監査)の件数(内書)です。
(注2) 公営企業についての計画及び実施件数は、経営状況把握を実施した公営企業数です。
(注3) 独立行政法人等については、事務年度(7月から翌年6月までの期間)ベースで計上しています。

(目標値の設定の根拠)

財政投融资対象機関に対する実地監査の実施は、財政投融资の対象事業の適正な執行の確保、財務の健全性の維持につながり、財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実を図る観点から重要であるため、実施率の目標値として「100.0%」を設定しています。

(目標の達成度の判定理由)

上記実績のとおり、実績値が目標値に達したため、当該測定指標の達成度は、「○」と評価しました。

施策についての評定

s 目標達成

評定の理由

実地監査について、財務局等が行う実地監査の充実を図るため、平成28年度から財務本省の実地監査官が財務局等と連携して監査を実施しており、平成29年度からは、前年度までの地方公営企業の病院事業に加えて、新たに上下水道事業についても連携して監査を実施しております。これまでの償還確実性の確認に加え、経営上の問題点及び将来リスクをより重点的に確認することで、財政投融资の対象事業の適正な執行の確保、財務の健全性の維持に努めました。なお、実地監査の結果及び反映状況等については、財政制度等審議会財政投融资分科会に報告の上、公表しています。

・「財政融資資金等の実地監査について(平成30年6月22日財政制度等審議会財政投融资分科会資料)」
(https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/proceedings/material/zaitoa300622/zaito300622_2.pdf)

この他、財政融資資金の償還確実性を確認する観点から、平成17年度より地方公共団体の財務状況把握を実施しており、平成30年度においては、モニタリングを行った1,788の地方公共団体のうち、280団体に対してヒアリングを行いました。なお、財務状況把握の結果については、財務省ウェブサイトに公表しています。

・「地方公共団体の財務状況把握」
(https://www.mof.go.jp/filp/summary/filp_local/21zaimujoukyouhaaku.htm)

以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

施策	政3-2-4：貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保	
	[主要]政3-2-4-B-1：貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保	
測定指標（定性的な指標）	目標	<p>財政投融资対象機関に対する既往の貸付金の確実な回収を行うとともに、金利変動リスクを低減させるよう財投債の発行年限を可能な限り調整すること等、的確な資産負債管理を行い、財務の健全性を確保します。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>財政投融资として、政策的必要性の高い資金需要に的確に対応していくためには、その前提として、貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保が重要なためです。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>財政投融资対象機関に対する既往の貸付金について、対象事業の収益性が確保されているかなどを財政投融资計画の編成を通じて確認するとともに、定期的に各機関の収支状況をモニタリングしつつ、確実な回収を行いました。</p> <p>財政投融资の対象分野は広範囲に及び、様々な性質の事業があるため、各財政投融资対象機関が求める貸付金の期間は、5年から40年に至るまで多岐にわたります。また、貸付金の回収が主に均等償還型であるのに対し、財投債及び預託金の償還は満期一括型となっています。</p> <p>このため、常に資産と負債を適切に管理しながら、デュレーション・ギャップ（平均残存期間の差：用語集参照）の調整等に努めなければ、金利変動によるリスクを増大させてしまうことになります。</p> <p>加えて、将来生じうる損失の発生に備えるための財政投融资特別会計財政融資資金勘定の積立金（金利変動準備金）については、平成18年度以降、臨時的・特例的に一般会計等に繰り入れた結果、金利変動に対する対応余力が著しく低下しています。</p> <p>これらを踏まえ、財政投融资対象機関に対する貸付金から生じるキャッシュフローに見合った資金調達（財投債の発行）を行うことなどを通じて資産と負債のデュレーションギャップの調整及び金利スワップ取引（用語集参照）等を実施し、金利変動リスクを低減することにより、的確な資産負債管理に取り組みました。</p> <p>上記実績のとおり、財政投融资対象機関に対する既往の貸付金について約定通りの確実な回収を行うとともに、的確な資産負債管理に取り組んだことから、当該測定指標の達成度を「○」と評価しました。</p>
施策についての評定	s 目標達成	
評定の理由	<p>財政投融资対象機関に対する既往の貸付金について約定通りの確実な回収を行いました。また、財務の健全性を確保する観点から財政投融资対象機関に対する貸付金から生じるキャッシュフローに見合った資金調達（財投債の発行）を行うことなどを通じて資産と負債のデュレーションギャップの調整等を実施し、金利変動リスクを低減することにより、的確な資産負債管理に取り組みました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」と評価しました。以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」と評価しました。</p>	

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。
	財政投融资計画の策定にあたっては、各省庁・機関から要求とともに提出された、政策的必要性、民業補完性、事業等の有効性、償還確実性等の観点から行った政策評価を積極的に活用し、審査を行います。
	また、財政投融资に関する透明性の確保に努めるとともに、財政融資対象の全機関において政策コスト分析を実施します。さらに、財政投融资対象機関に対するチェック機能の発揮に努めます。
	加えて、財政投融资特別会計の財務の健全性確保のため、的確な資産負債管理に取り組むこととします。
	その他、政策的必要性はあるものの、民間では実施が困難な事業を行う機関への資金供給の確保と、的確な資産負債管理を実施するために必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	
-------------------------	--

政策目標に係る予算額	区 分		平成28年度	29年度	30年度	令和元年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	37,853,102,935	27,336,172,487	26,443,203,293	/
		補正予算	3,447,460,438	-	-	
		繰越等	△202,350,000	202,550,000	N. A.	
		合 計	41,098,213,373	27,538,722,487	N. A.	
執行額 (千円)	40,766,966,197	26,906,521,842	N. A.			

(概要)	
民間では実施困難ではあるが政策として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と、財政投融资対象事業の重点化・効率化等のために必要な経費です。	
(注1) 平成28年度の補正予算及び執行額には、一般会計から財政投融资特別会計投資勘定への繰入2,590億円を含んでいます。	
(注2) 平成30年度「繰越等」、「執行額」等については、令和元年11月に確定するため、令和元年度実績評価書に掲載予定。	

政策目標に関係する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	第198回国会 財務大臣財政演説 (平成31年1月28日) 経済財政運営と改革の基本方針2018 (平成30年6月15日閣議決定) 未来投資戦略2018 (平成30年6月15日閣議決定) 新経済・財政再生計画 改革工程表2018 (平成30年12月20日経済財政諮問会議決定)
--	---

政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	財政政策の状況：令和元年度財政投融资計画、「財政融資金月報」、「財政投融资レポート2018」、平成29年度財政融資資金運用報告書 等
--	--

<p>前年度政策評価結果の政策への反映状況</p>	<p>平成29年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。</p> <p>財政投融资計画の策定にあたっては、各省庁・機関から要求とともに提出された、政策的必要性、民業補完性、事業等の有効性、償還確実性等の観点から行った政策評価を積極的に活用し、審査を行いました。</p> <p>また、財政投融资に関する透明性の確保に努めるとともに、財政融資対象の全機関において政策コスト分析を実施しました。さらに、財政投融资対象機関に対するチェック機能の発揮に努めました。</p> <p>加えて、財政投融资特別会計の財務の健全性確保のため、適切な資産債務管理（ALM）に取り組みました。</p> <p>その他、政策的必要性はあるものの、民間では実施が困難な事業を行う機関への資金供給の確保と、適切なALMを実施するために必要な経費の確保に努めました。</p>
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>理財局（財政投融资総括課、管理課、計画官室）</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和元年6月</p>
---------------------	-------------------------------	------------------------	---------------

政策目標3-3：庁舎及び宿舍を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実

<p>上記目標の概要</p>	<p>国民共有の貴重な財産である国有財産（用語集参照）については、地域・社会のニーズや経済財政状況の変化を踏まえ、国有財産である庁舎及び宿舍の管理・運用の最適化の推進や未利用国有地（用語集参照）等の活用など、個々の財産の特性に応じた適正な管理・処分及び有効活用に取り組めます。</p> <p>また、地域・社会のニーズを適切に反映させるため、地方公共団体等との連携強化に取り組み、国有財産に関する情報提供の充実を図っていくという考えから、上記の目標を設定しています。</p> <p>（上記目標を達成するための施策）</p> <p>政3-3-1：庁舎の効率的な使用の推進</p> <p>政3-3-2：宿舍の適正な管理の実施</p> <p>政3-3-3：行政財産等の監査の実施</p> <p>政3-3-4：未利用国有地等の有効活用の推進</p> <p>政3-3-5：普通財産等（土地、政府保有株式等）の管理・処分の適正かつ迅速な事務処理</p> <p>政3-3-6：国有財産増減及び現在額総計算書等の国会への早期報告と情報提供の充実</p>
----------------	---

政策目標3-3についての評価結果

政策目標についての評価 A 相当程度進展あり

<p>評価の理由</p>	<p>国有財産について、適正な方法による管理・処分、有効活用の推進や情報提供の充実に取り組ましました。</p> <p>学校法人森友学園に対する国有地の売却等事案について、国会での指摘や会計検査院の検査結果を踏まえ、公共随契を中心とする国有財産の管理処分手続きに関して、関係する通達を改正するなど手続きを明確化しました。これに基づき、普通財産（用語集参照）の管理処分業務を行うことにより、適正性の向上に取り組むとともに、公文書管理においても電子決裁を徹底するなど、一層適切な管理を行うよう取り組みました。</p> <p>他方で、施策3-3-1～3-3-4、3-3-6の5つの施策については「s 目標達成」であるものの、コンプライアンスの確保などの取組を財務省全体で進めている最中であることから、施策3-3-5の評価については「a 相当程度進展あり」としているため、当該政策目標の評価は、上記の通り、「A 相当程度進展あり」としました。</p>
<p>政策の分析</p>	<p>（必要性・有効性・効率性）</p> <p>国民共有の貴重な財産である国有財産を適正な方法により管理・処分することや有効活用を推進することは必要な取組です。具体的には、庁舎の効率的な使用の推進、宿舍の適正な管理の実施、行政財産（用語集参照）等の監査の実施、未利用国有地等の有効活用の推進、普通財産等の管理・処分の適正かつ迅速な事務処理に取り組ましました。</p> <p>また、国有財産増減及び現在額総計算書等の国会への早期報告や情報提供の充実に取り組ましました。</p> <p>これらの取組は、政策目標達成のために有効な施策であるほか、外部委託を活用した事務運営は効率化に資する取組です。</p>

(平成30年度行政事業レビューとの関係)

・ 国有財産台帳価格改定時価倍率調査

「調査の執行に当たっては、引き続き、競争性・透明性の確保によりコストの削減に努める」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、執行に当たっては、引き続き適切に発注時期の設定を行い、繁忙期である年末年始等の業者の負担を軽減することにより、競争性を高め、コストの削減に努めました。(事業番号0014)

・ 府省共通国有財産総合情報管理システム

「一者応札の改善に向け具体的な取組を実施するとともに、コストの妥当性、透明性の確保にも努める。また、最新技術の導入等による更なる運用コスト削減について、引き続き取り組む」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、サーバ機器更新時(平成31年1月)における仮想化技術の導入によるサーバ機器集約化等により、運用コストの縮減を図りました。また、民間事業者からのヒアリングも行いつつ、既存設計書や作業報告書等の閲覧資料の拡充、入札情報の業者への積極的な情報提供、国庫債務負担行為による複数年度契約の活用などの取組を行うことにより、より多くの事業者が入札に参加できることを目指すとともに、より一層の公平性・透明性の確保に努めました。(事業番号0015)

・ 公務員宿舎建設等に必要な経費(民間資金等を活用した公務員宿舎の整備、維持管理及び運営に必要な経費を含む)

「既存ストックの長寿命化等によるトータルコストの軽減に努めるとともに、国有財産としての効果的な活用の観点も踏まえ、中長期的なコスト抑制に努める」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、改修費の節減に引き続き取り組み、コスト削減に努めました。(事業番号0016)

・ 特定国有財産の整備(一般会計及び財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定)

「特定国有財産整備計画(用語集参照)の不断の見直しを行い、事業を進めるとともに、PFI(用語集参照)事業の積極的な活用、一者応札の改善、新たな工法や使用資材等に関する知見を取り入れることなどにより、引き続き、コスト削減に努める」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、重要性・緊急性の観点から、特定国有財産整備計画の不断の見直しを行うなど、コスト削減に努めました。(事業番号0017及び0020)

・ 公務員宿舎の維持管理に必要な経費

「行政監視に基づく事業の見直しに関する決議(平成23年12月8日衆議院決算行政監視委員会)」の趣旨を踏まえ、国家公務員宿舎の維持管理に当たっては民間委託を推進し、日常管理業務等及び修繕に係る費用については、過去の執行実績を踏まえた単価の見直しを行うなど、引き続きコスト削減に努める」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、「行政監視に基づく事業の見直しに関する決議」の趣旨を踏まえ、民間委託を推進し、日常管理業務等及び修繕に係る費用については、過去の執行実績を踏まえた単価の見直しを行い、引き続きコスト削減に努めました。(事業番号0019)

・ 普通財産管理処分経費

「普通財産の処分の在り方については、引き続き、個々の財産の特性に応じ、きめ細かな検討を行う。また、管理処分業務の外部委託に当たっては、これまでの導入の効果を踏まえながら、地域の実情も考慮した調達に努める」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、引き続き、過去の執行実績を精査し、地域の実情も考慮したうえで、業務発注数の見直し等を行いコスト削減に努め、概算要求へ反映しました。(事業番号0018)

施策	政3-3-1: 庁舎の効率的な使用の推進		
測定指標 (定性的な指標)	[主要] 政3-3-1-B-1: 庁舎の入替調整等の実施状況		
	目標	<p>庁舎については、行政組織の見直しによって生じる既存庁舎の過不足を解消し、借受庁舎の解消による借受費用の縮減や売却可能財産の創出を図るため、監査の結果等を有効に活用した上で省庁横断的な入替調整等を積極的に行うことにより、引き続き、既存庁舎の効率的な活用を推進します。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>現下の厳しい財政事情を踏まえ、庁舎の効率的な活用を推進する必要があるためです。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>借受庁舎の解消による借受費用の縮減や売却可能財産の創出(参考指標2参照)を図るため、監査の結果等を有効に活用した上で省庁横断的な入替調整等(参考指標1参照)を積極的に実施しました。具体的には、平成30年7月に、財政制度等審議会に諮った上で、中央合同庁舎第2号館について、庁舎等使用調整計画を策定するなど、既存庁舎の効率的な活用を推進しました。</p> <p>※庁舎等使用調整計画(平成30年7月19日諮問) https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_national_property/zaisana30071920b.pdf</p> <p>上記実績のとおり、既存庁舎の効率的な活用の推進に取り組んだことから、達成度は、「○」としました。</p>	○
施策についての評定	s 目標達成		
評定の理由	<p>現下の厳しい財政事情を踏まえ、監査の結果等を有効に活用した上で省庁横断的な入替調整等を積極的に実施するため、財政制度等審議会に諮った上で庁舎等使用調整計画を策定するなど、既存庁舎の効率的な使用を推進しました。</p> <p>また、老朽化等により継続して使用することが困難な庁舎については、利用者利便に十分配慮しつつ、スクラップ・アンド・ビルドの考え方に基づく特定国有財産整備計画の活用も含めた移転・集約化等を推進するとともに、建替えと民間借受けのコスト比較を行い、最も効率的な調達方法の選択に努めました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>		

政3-3-1に係る参考情報

参考指標1: 既存庁舎等の入替調整等実績の推移

(単位: 件)

	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
庁舎数	55	60	72	37	32
官署数	107	99	105	53	39

(出所) 理財局国有財産調整課調

参考指標 2：庁舎等使用調整計画による借受費用縮減及び売却可能財産の創出実績の推移

		平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
借受費用縮減	(㎡)	2,234	5,254	16,470	390	—
	(億円)	0.9	2.9	15.5	0.1	—
売却可能財産	(㎡)	19,440	7,562	1,820	1,060	—

(出所) 理財局国有財産調整課調

施策	政3-3-2： 宿舎の適正な管理の実施		
測定指標 (定性的な指標)	[主要] 政3-3-2-B-1： 宿舎の改修等工事の実施状況 [新]		
	目標	<p>宿舎については、既存ストックの有効活用を図る観点から、長寿命化等によるトータルコストの軽減を図ることとし、個々の宿舎の状況に基づいて、引き続き、計画的に改修等を行います。</p> <p>(目標設定の根拠)</p> <p>現下の厳しい財政事情を踏まえ、個々の宿舎の状況に基づき、適正に管理を実施する必要があるためです。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>既存ストックの有効活用を図る観点から、トータルコストの軽減を図るため、個々の宿舎の状況に基づいて、宿舎ごとに維持整備に係る中長期的な計画を策定しました。</p> <p>当該計画に基づき、宿舎の長寿命化に資するべく必要な改修等工事を計画的に行いました。以上のことから、達成度は「○」としました。</p>	○
施策についての評定	s 目標達成		
評定の理由	<p>宿舎については、真に公務のために必要な戸数まで削減したところであり、今後も現下の厳しい財政事情も踏まえつつ、国家公務員宿舎の適正な管理を実施することとしています。</p> <p>適正な管理を実施するに当たり、既存ストックの有効活用を図る観点から、長寿命化等によるトータルコスト軽減を図るため、宿舎の維持整備に係る中長期的な計画を定めた上で、計画的に改修等を行いました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>		

政3-3-2に係る参考情報

参考指標 1： 宿舎戸数の推移

(単位：万戸)

平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
17.5	16.6	16.5	16.3	16.3

(出所) 理財局国有財産調整課調

(注) 各年9月1日現在の戸数

施策	政3-3-3：行政財産等の監査の実施						
測定指標（定量的な指標）	[主要]政3-3-3-A-1：監査実施割合						(単位：%)
	年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	達成度
	目標値	100.0	100.0	100.0 (525)	100.0 (520)	100.0 (516)	○
	実績値	100.0 (530)	100.0 (530)	100.7 (529)	100.1 (521)	100.3 (518)	
<p>(出所) 理財局国有財産調整課国有財産監査室調 (注1) 目標値の()内は年度当初計画の件数 実績値の()内は実績の件数 (注2) 平成26年度及び27年度の実施率は、最終的な監査計画に対する実施割合としていますが、平成28年度から30年度までの実施率は年度当初計画に対する実施割合としています。</p> <p>(目標値の設定の根拠) 国有財産の有効活用を促進するため、国有財産の監査の充実・強化を図っており、現地における深度ある監査を進めています。 引き続き、現地における深度ある監査を監査計画に対して100%実施するため、目標値を設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 実績値が目標値に達したため、達成度は、「○」としました。</p>							
施策についての評価	s 目標達成						
評価の理由	<p>未利用国有地の洗い出しや空きスペースの創出などに主眼を置いた「庁舎等、省庁別宿舎の公用財産に対する監査」及び「市街地に所在する道路、河川等の公共用財産に対する監査」に事務量を重点的に配分するとの方針に基づき、現地において、国有財産の現況を正しく把握したうえで、財政への貢献や地域のニーズを踏まえた有効活用を求める等の深度ある監査を計画どおり実施し、指標を達成しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>						

施策	政3-3-4：未利用国有地等の有効活用の推進						
測定指標（定量的な指標）	政3-3-4-A-1：未利用国有地（財務省所管一般会計所属普通財産）の一般競争入札実施状況						(単位：%)
	年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	達成度
	目標値	— (1,676)	— (1,358)	90以上 (1,342)	90以上 (1,262)	90以上 (1,102)	○
	実績値	75.5 (1,265)	97.3 (1,322)	99.9 (1,341)	98.1 (1,238)	96.6 (1,065)	
<p>(出所) 理財局国有財産業務課調 (注1) ()内は入札件数 (注2) 平成26年度の一般競争入札実施件数（実績値）は、前年度以前の不調、不落財産で売却可能性の向上が見込めない財産を入札に付さなかったことから、一般競争入札実施計画件数を大幅に下回っています。これを受け、平成27年度以降の一般競争入札実施計画件数については、財産の内容をより精査して設定しています。</p>							

	上記実績のとおり、地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用に積極的に取り組んだことから、達成度は、「○」としました。	
政3-3-4-B-2：災害応急対策等の備えなど防災に関する諸活動の推進への国有財産の有効活用		
目 標	災害応急対策等への備えとして、国有地を活用した避難場所、避難所、備蓄など防災に関する諸活動の推進に配慮します。	達成度
	(目標の設定の根拠) 「防災基本計画」(平成30年6月29日中央防災会議決定)において、防災に関する諸活動の推進に当たり、国有財産の有効活用を図るとされているためです。	
実績及び目標の達成度の判定理由	災害応急対策等への備えとして、避難場所、避難所、備蓄など防災の諸活動の推進に配慮し、今年度は平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震等の災害時に地方公共団体へ未利用国有地の情報提供に取り組みました。その結果、3件の財産について売買契約等を締結しました。 以上のことから、達成度は、「○」としました。	○
政3-3-4-B-3：地区計画活用型一般競争入札や二段階一般競争入札の活用		
目 標	一定規模以上で、需要が高く、民間事業者による様々な企画提案が期待されるなどの土地については、資産価値の向上やまちづくりの観点から、地区計画活用型一般競争入札(用語集参照)や二段階一般競争入札(用語集参照)の活用も含めて検討し、地方公共団体と連携のうえ、処理方針を決定します。	達成度
	(目標の設定の根拠) まちづくりに配慮した土地利用を行いつつ、民間の企画力・知見を具体的な土地利用に反映させ、資産価値の向上や地域経済の活性化等の効果を実現するためです。	
実績及び目標の達成度の判定理由	平成30年度においては、上記の効果を実現するために、地方公共団体と連携のうえ、地区計画活用型一般競争入札や二段階一般競争入札の活用を検討しました。 その結果、地区計画活用型一般競争入札を実施した財産2件について売買契約を締結しました。 以上のことから、達成度は、「○」としました。	○
政3-3-4-B-4：交換制度の活用及び瑕疵等明示売却の実施		
目 標	無道路地・不整形地といった土地の形状により建物が建てられない財産等において、隣接している土地と交換することで土地の有効活用が可能な場合には、交換制度を活用します。 また、隣接地との境界が未確定となっている財産等については、その現状を明示した上で積極的に入札(瑕疵等明示売却)に付します。	達成度
	(目標の設定の根拠) 現下の厳しい財政状況の下、土地の形状により建物が建てられない財産、隣接地との境界が未確定となっている財産など売却困難事由のある財産について、積極的な処理促進を図る必要があるためです。	

実績及び目標の達成度の判定理由	<p>無道路地・不整形地といった土地の形状により建物が建てられない財産等について、交換制度の活用を検討し、交換の実施には至っていないものの、交換に向けた手続きを3件行いました。</p> <p>また、隣接地との境界が未確定となっている財産等については、その現状を明示した上で積極的に入札（瑕疵等明示売却）に付した結果、170件の売買契約を締結しました。</p> <p>以上のことから、達成度は「○」としました。</p>	○
政3-3-4-B-5：暫定活用の推進		
目標	<p>売却までの間、暫定活用が可能な未利用国有地や売却困難財産及び売れ残り財産について、一時貸付に係る要望を募るなどの有効活用を図ります。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>税外収入の確保に加え、国有地の管理コストを削減するためです。</p>	達成度
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>売却までの間、暫定活用が可能な未利用国有地や、一般競争入札に付したものの成約に至らなかった売れ残り財産等については、財務局等のウェブサイトにて一時貸付等に係る要望を募り、暫定活用の推進に努めた結果、281件の財産について一時貸付等の契約を締結しました。</p> <p>以上のことから、達成度は、「○」としました。</p>	○
政3-3-4-B-6：売却及び貸付にかかる公正、透明な処理及び暴力団排除の徹底		
目標	<p>売却や貸付を行うに当たっては、法令等に基づいて明確化された手続に従い、公正、透明な処理を行います。</p> <p>なお、契約に当たっては、警察当局と連携して暴力団等の排除を徹底します。</p> <p>また、国有地の取得に関する架空取引話への対策として、財務省ウェブサイト等を通じ、一般に向けた注意喚起とともに、原則一般競争入札で売却することを周知します。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>未利用国有地の売却等について、公用・公共用の利用を優先する考え方を基本としつつ、公正、透明に行う必要があるためです。</p> <p>「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）の施行を受け、普通財産の管理・処分に係る契約に関し、警察当局と連携した暴力団排除を行うためです。</p> <p>国有地の架空取引話による被害を防止するためです。</p>	達成度
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>売却や貸付を行うに当たっては、法令等に基づいて明確化された手続に従い、公正、透明な処理を行いました。</p> <p>なお、契約に当たっては、警察当局と連携して暴力団等の排除を徹底しました。</p> <p>また、国有地の取得に関する架空取引話への対策として、財務省ウェブサイト等を通じて注意喚起するとともに、原則一般競争入札で売却することを周知しました。</p> <p>以上のことから、達成度は、「○」としました。</p>	○

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	<p>未利用国有地については、公用・公共用優先の原則に基づき、優先的に地方公共団体等からの利用要望を受け付け、地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用の観点から、介護や保育などの分野で国有財産を積極的に活用することとし、介護施設や保育所等の整備に当たっては、地方公共団体等の要望に応じ、売却に加えて定期借地制度を利用した貸付けを行いました。また、一定期間内に利用要望がない場合には、財政収入確保の観点から、一般競争入札により処分しました。</p>
	<p>そのほか、地方公共団体へ未利用国有地の情報提供や売買契約等を行い避難場所、避難所、備蓄などの防災に関する諸活動の推進に寄与したことや、地方公共団体と連携のうえ地区計画活用型一般競争入札や二段階一般競争入札を実施しました。</p>
	<p>売却困難事由のある財産や売れ残り財産については、交換制度の活用や瑕疵等明示売却を行うとともに、売却までの間は財政収入の確保や維持管理コスト削減のため、暫定活用を推進しました。</p>
	<p>なお、売却等にあたっては、法令等に基づいて明確化された手続きに従い、公正、透明な処理を行うとともに、契約にあたっては、警察当局と連携し、暴力団等の排除を徹底し、ウェブサイト等を通じて、国有地の取得に関する架空取引話への注意喚起をするとともに、原則一般競争入札で売却することを周知しました。</p>
<p>以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>	

政 3 - 3 - 4 に係る参考情報

参考指標 1：財務省所管一般会計所属普通財産（土地）の年度別現在額の推移

(単位：百万㎡、億円)

	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
面積	787	786	785	783	N. A
台帳価格	47,398	45,959	45,904	45,298	N. A

(出所)「国有財産増減及び現在額総計算書」(理財局管理課国有財産情報室)

(注)平成30年度については、令和元年11月に確定後、国会に報告される国有財産増減及び現在額総計算書に掲載予定。

参考指標 2：未利用国有地の推移

(単位：件、百万㎡、億円)

	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
件数	3,284	3,873	3,463	3,125	N. A
面積	9	10	9	9	N. A
台帳価格	5,613	4,558	4,234	3,626	N. A

(出所)理財局国有財産業務課調

(注)平成30年度については、令和元年11月に確定後、令和元年度実績評価書に掲載予定。

参考指標 3：未利用国有地の状況（平成29年度末）

合計 3,125件 (3,626億円)					
地方公共団体等が利用する財産		処分対象財産		処分困難事由のある財産	
国利用	地方公共団体等利用	入札未実施	売残(注1)	直困難(注2)	当分困難(注3)
44件 (314億円)	229件 (1,278億円)	626件 (372億円)	1,107件 (238億円)	428件 (363億円)	691件 (1,059億円)

(出所) 財務局等から報告を受けて、理財局国有財産業務課で集計。

(注1) 「売残」は、過去の入札において、成約に至らなかった財産である。

(注2) 「直困難」は、境界の再確認等のために直ちには入札により処分することができない財産である。

(注3) 「当分困難」は、境界係争中など、当分の間処分が困難な財産である。

参考指標 4：一般競争入札における落札状況

(単位：件、%)

		平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
合 計	実施件数	1,265	1,322	1,341	1,238	1,065
	落札件数	476	517	724	469	282
	落札率	37.6	39.1	54.0	37.9	26.5
最低売却価格 公表物件	実施件数	1,261	1,319	1,333	1,237	1,065
	落札件数	472	514	716	468	282
	落札率	37.4	39.0	53.7	37.8	26.5
最低売却価格 非公表物件	実施件数	4	3	8	1	0
	落札件数	4	3	8	1	0
	落札率	100.0	100.0	100.0	100.0	—

(出所) 財務局等から報告を受けて、理財局国有財産業務課で集計。

(注) 平成30年度実績は速報値。令和元年度に確定後、令和元年度実績評価書に掲載。

参考指標 5：未利用国有地等（財務省所管一般会計所属普通財産）の売却結果の推移

(単位：件数、%、億円)

	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
実施件数	1,265	1,322	1,341	1,238	1,065
落札件数	476	517	724	469	282
契約件数	542	633	817	576	323
成約率	42.8	47.9	60.9	46.5	30.3
契約金額	829	557	1,311	325	110

(出所) 財務局等から報告を受けて、理財局国有財産業務課で集計。

(注1) 上記表は、一般競争入札の売却結果の推移を示したものである。

(注2) 平成30年度実績は速報値。令和元年度に確定後、令和元年度実績評価書に掲載。

(注3) 平成29年度の契約件数及び契約金額については、入札の結果、落札となった財産を、30年4月1日以降に契約したものを含むため、29年度実績評価書の計数と異なっている。

(注4) 契約件数及び契約金額は、各年度に入札を実施し、契約が翌年度になったものも含まれる。

施策	政3-3-5：普通財産等（土地、政府保有株式等）の管理・処分の適正かつ迅速な事務処理						
測定指標（定量的な指標）	政3-3-5-A-1：旧里道・旧水路等の売却事務処理状況 （単位：％）						
	年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	達成度
	目標値	100.0	100.0	82.7以上	82.7以上	83.7以上	○
	実績値	100.0	100.0	83.7	83.0	83.9	
	売却通知 件数	2,059 (2,059)	1,983 (1,983)	2,163 (1,811)	1,691 (1,403)	1,544 (1,295)	
	<p>（出所）財務局等から報告を受けて、理財局国有財産業務課で集計。 （注1）目標値及び実績値は、売却価格通知をした件数のうち30日（閉庁日を除く）以内に処理した件数の処理率。 （注2）（ ）内は30日（閉庁日を除く）以内に処理した件数 （注3）平成27年度までの目標値及び実績値は、売却通知件数から相手方の事情（相手方から契約時期を指定される、書類の補正に時間を要するなど）により売却通知を30日以内にできなかったものを件数から除いて算出していたが、平成28年度以降は、手続きの一層の迅速化の観点からこれらのうち書類の補正に時間を要したものを売却通知件数に加えて目標値及び実績値を算出しています。</p> <p>（目標値の設定の根拠） 迅速な事務処理を徹底するため、申請書を受領してから売却価格を通知するまでの期間を30日（閉庁日を除く）以内とし、期限内の処理を図ることとしておりますが、財産の個別事情によっては事務処理に時間を要するケースがあることも踏まえ、過去の実績値を参考に目標値を設定しました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由） 実績値が目標値に達したため、達成度は、「○」としました。平成30年度においても、業務委託した民間事業者に対して迅速な事務処理を徹底するよう指導することに努めました。</p>						
	政3-3-5-A-2：国有財産に関する相談、照会の処理状況（1週間以内に回答又は途中経過を連絡した割合） （単位：％）						
	年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	達成度
	目標値	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.8以上	99.8以上	○
	実績値	99.8	99.8	99.9	99.9	99.9	
相談、照会 件数	10,492 (10,470)	11,376 (11,361)	10,748 (10,736)	9,883 (9,878)	9,540 (9,535)		
<p>（出所）財務局等からの報告及び理財局国有財産業務課国有財産審理室における処理件数を同室で集計。 （注）（ ）内は相談、照会件数のうち1週間以内に回答又は途中経過を連絡した件数</p> <p>（目標値の設定の根拠） 国有財産に関する相談、照会に対して、迅速な対応を行うこととしていますが、相談、照会の内容によっては調査に時間を要するケースがあることも踏まえ、過去の実績値を参考に目標値を設定しました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由） 実績値が目標値に達したため、達成度は、「○」としました。平成30年度においても、迅速な対応に努め、応接に当たってはできる限り専門用語を避け、平易な言葉を用いつつ、親切・丁寧な対応を心掛けました。</p>							

測定指標（定性的な指標）	[主要] 政3-3-5-B-1：処分等価格の見積り合せの実施及び契約金額の情報開示の徹底 [新]	
	目標	<p>公共随意契約（以下、「公共随契」といいます。用語集参照）による売却や貸付けの処分等価格の決定にあたっては、すべての場合において見積り合せを実施します。</p> <p>また、公共随契による売却や貸付けの契約金額については、公表の同意を契約締結の要件とし、すべて公表します。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>国有財産は国民共有の貴重な財産であり、国にとってより有利な価格を追求するとともに、価格を公表することにより透明性の向上を図る必要があるためです。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>公共随契による売却や貸付けの処分等価格を決定する際に、すべての場合において見積り合せを徹底して行いました。</p> <p>また、公共随契による売却や貸付けの契約金額については、公表の同意を要件とし、すべて公表しました。</p> <p>以上のことから、達成度は「○」としました。</p>
	政3-3-5-B-2：貸付中財産の積極的な買受勧奨の実施	
	目標	<p>物納財産などの貸付中財産については、貸付料改定等の機会を捉えて積極的に買受勧奨を行います。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>歳入の確保及び資産の圧縮を図るためです。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>貸付中の財産については、管理事務の軽減等の観点から、借主に対して買受意向の確認調査を実施するとともに、面談を行うことにより、機会を捉えて積極的に買受勧奨を行い、売却促進に努めました。その結果、614件（速報値）の財産を売却しました。</p> <p>以上のことから、達成度は、「○」としました。</p>
	政3-3-5-B-3：貸付中財産の東日本大震災等にかかる適切な対応の実施	
	目標	<p>東日本大震災等における被災地に所在する貸付中財産については、その被災状況に応じて貸付期間の不算入措置を講ずるなど、貸付相手方からの相談に丁寧に対応していきます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>東日本大震災等における被災地に所在する貸付中の財産にかかる不算入措置などは、被災した貸付相手方への配慮のためです。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>東日本大震災等における被災地に所在する貸付中の財産については、その被災状況に応じて、24件の貸付期間の不算入措置を講じました。また、貸付相手方からの相談に丁寧に対応しました。</p> <p>以上のことから、達成度は、「○」としました。</p>

測定指標（定性的な指標）	[主要] 政3-3-5-B-4：国有財産の管理処分事務等の外部委託		
	目 標	<p>国有財産の管理処分事務等については、国の事務・事業の減量及びその運営の効率化を推進する観点から、会計法令に則り国自ら行わなければならない事務を除き、外部委託により実施します。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」（平成11年4月27日閣議決定）に基づき、国の事務・事業の減量及びその運営の効率化を図るためです。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>未利用国有地の管理業務、一般競争入札に係る物件調書の作成、売却等に係る鑑定評価及び合同宿舍の施設改修工事の設計・監理の事務などのうち、会計法令に則り国自ら行わなければならない事務を除き、外部委託を行いました。</p> <p>以上のことから、達成度は、「○」としました。</p>	○
	政3-3-5-B-5：政府が保有する特殊会社等の株式の管理・処分		
	目 標	<p>特殊会社等の株式に係る株主議決権の行使等については、「政府保有株式に係る株主議決権行使等の方針」（平成28年5月17日公表）に基づき、個別の議案等に対応し、その結果については、財務省ウェブサイトで公表します。</p> <p>また、処分が求められている特殊会社の株式については、適切な処分に向けた所要の準備を進め、個々の株式処分の環境が整った場合、株式市場の状況等を勘案しつつ、処分を行います。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>特殊会社等の株式については、国民共有の財産であり、企業価値及び株式価値の向上を図る観点から、適切に株主議決権の行使等を行う必要があること、また、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）等により、処分が求められているためです。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>特殊会社等の株式については、企業価値及び株式価値の向上を図る観点から適切に株主議決権の行使等を行うため、平成28年5月に策定した「政府保有株式に係る株主議決権行使等の方針」に基づいて、特殊会社等との対話を行うとともに、特殊会社等の株主総会において個別の議案等に対応し、その結果を平成30年9月に公表しました。</p> <p>また、法律により売却が求められている政府保有株式については、適切な時期に売却が行えるよう所要の事務準備を進めました。</p> <p>以上のことから、達成度は、「○」としました。</p>	○
	政3-3-5-B-6：物納株式等の管理・処分		
	目 標	<p>物納株式等については、引き受け後、可能な限り速やかに所要の準備を進め、個々の株式処分の環境が整った場合、株式市場の状況等を勘案しつつ、外部委託の活用等により処分を行います。</p>	達成度

		<p>(目標の設定の根拠)</p> <p>物納株式等については、金銭に代わるものとして納付されたものであり、株式市場の状況等を考慮しつつ、可能な限り速やかに換価する必要があるためです。</p>	
実績及び目標の達成度の判定理由		<p>物納のあった上場株式については、株式市場の状況等に応じて処分を行いました。また、非上場株式等については、積極的な買受勧奨等を実施し、処分できるものは処分を行いました。</p> <p>以上のことから、達成度は、「○」としました。</p>	○
施策についての評価	a 相当程度進展あり		
評定の理由	<p>未利用国有地の管理業務等について、外部委託を活用し効率的な事務処理を行いました。</p> <p>旧里道・旧水路（用語集参照）等の財産についての調査依頼等に対し、関係機関への照会調査や現地確認調査等を的確に行い、その結果、誤信使用財産（用語集参照）であることが確認された場合には、使用者の申請により売却を行いました。なお、売却事務処理にあたり申請者に対して丁寧な説明を行い、適正かつ迅速な事務処理をしました。</p> <p>誤信使用財産については、優先順位をつけた計画を策定し、計画的に処理しました。</p> <p>公共随契による売却や貸付けの処分等価格を決定するにあたり、すべての場合において見積り合せを徹底して行うとともに、当該契約金額についてもすべて公表し、透明性の確保に努めました。</p> <p>貸付中の財産について、維持管理にかかる事務を軽減する観点から買受勧奨を行うことにより売却促進に努め、東日本大震災等における被災地に所在する貸付中の財産について、貸付相手方からの相談に丁寧に対応しました。これらの事務についても、会計法令に則り国自らが行わなければならない事務を除き、外部委託を活用し、効率的な事務処理を行いました。</p> <p>国有財産に関する相談、照会に対して、迅速かつ丁寧な対応に努めました。</p> <p>特殊会社の株式に係る株主議決権の行使等については、個別の議案等に対応し、その結果について、財務省ウェブサイトで公表しました。</p> <p>特殊会社の株式については、適切な時期に売却が行えるよう所要の事務準備を進めました。</p> <p>なお、物納株式等については、引き受け後、可能な限り速やかに所要の準備を進め、株式処分環境が整ったものについては、株式市場の状況等に応じつつ、外部委託の活用等により処分を行いました。</p> <p>学校法人森友学園に対する国有地の売却等事案について、国会での指摘や会計検査院の検査結果を踏まえ、公共随契を中心とする国有財産の管理処分手続きに関して、関係する通達を改正するなど手続きを明確化しました。これに基づき、普通財産の管理処分業務を行うことにより、適正性の向上に取り組むとともに、公文書管理においても電子決裁を徹底するなど、一層適切な管理を行うよう取り組みました。</p> <p>他方で、コンプライアンスの確保などの取組を財務省全体で進めている最中であることから、すべての測定指標が「○」であるものの、当該施策の評価は、上記の通り、「a 相当程度進展あり」としました。</p>		

政3-3-5に係る参考指標

参考指標1：財務省所管普通財産の管理業務の状況

(単位：件、箇所、棟)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
巡回 箇所	3,963	4,262	5,265	4,128	3,627
草刈 箇所	3,838	4,313	4,848	3,996	4,087
柵設置 箇所	484	454	33	3980	425
不法投棄物処理 件	310	256	236	227	341
立木伐採・剪定 箇所	589	554	609	600	705
立看板設置 件	1,128	1,568	1,681	1,454	622
建物解体 棟	31	30	55	59	30
合計 件、箇所、棟	10,343	11,437	13,024	10,862	9,837

(出所) 財務局等から報告を受けて、理財局国有財産業務課で集計。

施策	政3-3-6：国有財産増減及び現在額総計算書等の国会への早期報告と情報提供の充実						
測定指標 (定量的な指標)	政3-3-6-A-1：国有財産増減及び現在額総計算書等の会計検査院への送付日						
	年度	平成26年度 (平成25年度 決算)	平成27年度 (平成26年度 決算)	平成28年度 (平成27年度 決算)	平成29年度 (平成28年度 決算)	平成30年度 (平成29年度 決算)	達成度
	目標値	—	—	28.9月初旬	29.9月初旬	30.9月初旬	○
	送付日	26.9.2	27.9.1	28.9.2	29.9.1	30.9.4	
	(出所) 理財局管理課国有財産情報室調 (目標値の設定の根拠) 決算について、平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に国会へ提出するよう要請を受けたところであり、歳入歳出決算の国会提出と合わせて国会に報告している国有財産増減及び現在額総計算書等について、会計検査院における検査確認に2か月程度の期間を要していることを考慮し、9月初旬を目標とするものです。						
	(目標の達成度の判定理由) 平成29年度国有財産増減及び現在額総計算書等については、国有財産総合情報管理システムにより効率的かつ的確に作成しました。また、平成30年9月4日に会計検査院に送付し、国会からの早期提出(会計年度翌年の11月20日前後)の要請に応えるよう努めたことから、達成度は「○」としました。						
	[主要] 政3-3-6-A-2：国有財産増減及び現在額総計算書等の国会への報告日						
	年度	平成26年度 (平成25年度 決算)	平成27年度 (平成26年度 決算)	平成28年度 (平成27年度 決算)	平成29年度 (平成28年度 決算)	平成30年度 (平成29年度 決算)	達成度
	目標値	—	—	28.11.20前後	29.11.20前後	30.11.20前後	○
	報告日	26.11.18	28.1.8	28.11.18	29.11.21	30.11.20	

	<p>(出所) 理財局管理課国有財産情報室調 (注) 平成26年度国有財産増減及び現在額総計算書等の国会報告が平成28年1月8日となったのは、平成27年11月20日前後に国会が開会されていなかったためです。</p> <p>(目標値の設定の根拠) 決算について、平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に国会へ提出するよう要請を受けたところであり、歳入歳出決算の国会提出と合わせて国会に報告している国有財産増減及び現在額総計算書等についても、当該要請を踏まえて対応するためです。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 平成29年度国有財産増減及び現在額総計算書等については、国会からの早期提出(会計年度翌年の11月20日前後)の要請に応え、平成30年11月20日に国会へ報告したことから、達成度は「○」としました。</p>		
測定指標(定性的な指標)	政3-3-6-B-1: 財務省ウェブサイトにおける情報内容の充実、利便性の向上		
	目 標	財務省ウェブサイトや国有財産情報公開システムについて、最新の国有財産行政を反映した国有財産レポートや国有財産の各種統計、並びに庁舎・宿舍・未利用国有地等の「国有財産一件別情報」を作成・更新し、引き続き公表するなど情報内容の充実や利便性の向上に努めます。 (目標の設定の根拠) 国有財産行政の透明性を高め、より積極的な説明責任を果たす必要があるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	国有財産レポートについて、最新の国有財産行政を反映するなど内容の充実を図ったほか、国有財産の各種統計について、「財政金融統計月報(国有財産特集)」にまとめ、財務省ウェブサイトに掲載しました(参考指標2)。 また、庁舎・宿舍・未利用国有地等の「国有財産一件別情報」について、作成・更新の前倒しを行い、国有財産情報公開システムを通じて提供しました。 ※国有財産情報公開システム https://www.kokuyuzaisan.mof.go.jp/info/ 以上のことから、達成度は、「○」としました。	
	政3-3-6-B-2: 未利用国有地の売却情報等の公開・情報発信		
	目 標	すべての未利用国有地については、財務省ウェブサイトやメールマガジン等を通じて、所在地、数量のほか都市計画法上の制限や図面など国民のニーズに即応した情報の公開に努めるとともに売却予定財産及び売却結果等についてタイムリーに公表します。 (目標の設定の根拠) 未利用国有地に関する情報については、国民の利便性の向上等の観点から、積極的に情報提供する必要があるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	すべての未利用国有地について、「公用・公共用の取得等要望を受け付ける物件」、「今後入札を予定している物件」等に係る所在地、数量、都市計画法上の制限、図面などの財産情報を各財務局等ウェブサイトに掲載し、それを定期的に更新することにより、国民のニーズに即応したタイムリーな公開に努めると	

	<p>ともに、一般競争入札及び公共団体等への売却結果等を取りまとめて公表しました。</p> <p>また、一般競争入札にあたっては、新聞広告や折込みチラシにより、未利用国有地の売却情報を発信しました。</p> <p>更に、平成26年6月以降、引き続き国有地の売却情報等に関するメールマガジン（「国有財産物件情報メールマガジン」）の配信を実施し、平成30年度は206回の配信を行いました。</p> <p>以上のことから、達成度は、「○」としました。</p>	
施策についての評定	s 目標達成	
評定の理由	<p>平成29年度国有財産増減及び現在額総計算書等については、国有財産総合情報管理システムにより効率的かつ的確に作成し、会計検査院の検査を経た上で、平成30年11月20日に国会に報告しました。</p> <p>また、国有財産レポートの内容を充実し、国有財産の各種統計とともに財務省ウェブサイトに掲載したほか、「国有財産一件別情報」を国有財産情報公開システムを通じ提供するなど、情報内容の充実に努めました。</p> <p>すべての未利用国有地については、引き続き、国民のニーズに即応した情報のタイムリーな公開を行うとともに、一般競争入札で売却を予定している財産や、一般競争入札及び公共団体等への売却結果を取りまとめて随時公表し、積極的に情報開示を行いました。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>	

政3-3-6に係る参考情報

参考指標1：国有財産情報公開システムへのアクセス件数

(単位：件)

	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
アクセス件数	92,902	86,244	106,315	117,205	99,051

(出所) 理財局管理課国有財産情報室調

参考指標2：国有財産に関する定期的な公表資料の公表状況及び内容の充実

	作成頻度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
国有財産増減及び現在額総計算書 (https://www.mof.go.jp/national_property/reference/houkoku/index.htm)	年1回	○	○	○	○	○
国有財産無償貸付状況総計算書 (https://www.mof.go.jp/national_property/reference/houkoku/index.htm)	年1回	○	○	○	○	○
国有財産の増減及び現在額に関する説明書・国有財産の無償貸付状況に関する説明書 (https://www.mof.go.jp/national_property/reference/houkoku/index.htm)	年1回	○	○	○	○	○
国有財産レポート (https://www.mof.go.jp/national_property/publication/report/)	年1回	○	○	○	○	○
国有財産統計 (https://www.mof.go.jp/national_property/reference/statistics/index.htm)	年1回	○	○	○	○	○

(出所) 理財局国有財産企画課・管理課国有財産情報室調

評 価 結 果 の 反 映	以下のとおり、実施していきます。
	国民共有の貴重な財産である国有財産については、有効活用を図っていくとともに適正な管理・処分を行います。具体的には、国有財産の有効活用の推進、行政財産の適正な管理の実施と効率的な使用の推進、普通財産の適正な管理処分に引き続き取り組みます。
	学校法人森友学園に対する国有地の売却等事案に関連し、公共随契を中心とする国有財産の管理処分手続きを明確化したところであり、引き続き、これに基づき、普通財産の管理処分業務を行うことにより、適正性の向上に取り組むとともに、公文書管理においても電子決裁を徹底するなど、一層の適切な管理を行います。
	また、コンプライアンスの確保などの取組についても財務省全体で進めていきます。
	国有財産行政の適正な運営と情報提供の充実に引き続き取り組みます。 国有財産の適正な管理及び有効活用の推進並びに情報提供の充実に必要な経費、庁舎の計画的かつ効率的な整備に必要な経費、庁舎の耐震化に必要な経費及び合同宿舍の長寿命化等を図るための改修等に必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見

政策目標に係る予算額	区 分		平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算		81,583,238	51,060,771	50,175,294	44,325,807
		補正予算		△188,567	△365,552	△160,264	
		繰越等		△5,601,082	16,643,739	N. A.	
		合 計		75,793,589	67,338,958	N. A.	
執行額 (千円)			71,430,476	62,536,832	N. A.		

(概要)

国有財産一般事務費、普通財産管理処分費、国有財産制度等調査経費などの国有財産の管理及び処分に必要な経費及び老朽化等に伴う宿舍の改修等に必要な経費、庁舎等の集約立体化・移転再配置等に必要な経費です。

(注) 平成30年度「繰越等」、「執行額」については、令和元年11月頃に確定するため、令和元年度実績評価書に掲載予定です。

政策目標に関する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策（平成27年11月26日一億総活躍国民会議取りまとめ） ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定） 防災基本計画（平成30年6月29日中央防災会議決定） 未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定） 新経済・財政再生計画 改革工程表2018（平成30年12月20日経済財政諮問会議決定） まち・ひと・しごと創生総合戦略（2018改訂版）（平成30年12月21日閣議決定）
---	--

政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報	該当なし
--	------

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	<p>平成29年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組みを実施しました。</p> <p>国民共有の貴重な財産である国有財産については、有効活用を図っていくとともに適正な管理・処分を行いました。具体的には、庁舎の効率的な使用の推進、宿舍の適正な管理の実施、行政財産等の監査の実施、未利用国有地等の有効活用の推進に引き続き取り組みました。</p> <p>普通財産等（土地、政府保有株式等）の管理・処分の適正かつ迅速な事務処理について、学校法人森友学園に対する国有地の売却等事案への、国会での指摘や会計検査院の検査結果を踏まえ、平成30年度においては、公共随契を中心とする国有財産の管理処分手続きに関して、関係する通達を改正するなど手続きを明確化しました。これに基づき、普通財産の管理処分業務を行うことにより、適正性の向上に取り組むとともに、公文書管理においても電子決裁を徹底するなど、一層適切な管理を行うよう取り組みました。</p> <p>また、コンプライアンスの確保などの取組についても財務省全体で進めました。</p> <p>国有財産増減及び現在額総計算書等の国会への早期報告や情報提供の充実に引き続き取り組みました。</p> <p>国有財産の適正な管理及び有効活用の推進並びに情報提供の充実のために必要な経費、庁舎の計画的かつ効率的な整備に必要な経費、庁舎の耐震化に必要な経費及び合同宿舍の長寿命化等を図るための改修等に必要な経費の確保に努めました。</p>
--------------------------------	--

担当部局名	理財局（国有財産企画課、国有財産調整課、国有財産業務課、政府出資室、国有財産有効活用室、国有財産監査室、国有財産審理室、国有財産情報室）	政策評価実施時期	令和元年6月
--------------	--	-----------------	--------

政策目標3-4：国庫金の効率的かつ正確な管理

上記目標の概要	<p>財務省では、国庫金（用語集参照）受払状況や残高の確認及び予測に基づいて国庫金の過不足の調整（用語集参照）をすること等により、国庫金の管理を行っています。国庫金の管理にあたっては、効率的に行うとともに、出納の正確性を引き続き確保することを目指します。</p> <p>（上記目標を達成するための施策）</p> <p>政3-4-1：国庫金の効率的な管理</p> <p>政3-4-2：国庫金の出納事務の正確性の確保</p> <p>政3-4-3：国庫収支に関する情報提供</p>
----------------	---

政策目標3-4についての評価結果

政策目標についての評価	A 相当程度進展あり
--------------------	------------

評価の理由	<p>施策3-4-1、3-4-3の評価については、「s 目標達成」であるものの施策3-4-2の評価が「a 相当程度進展あり」であることから、当該政策目標の評価は「A 相当程度進展あり」としました。</p>
政策の分析	<p>（必要性・有効性・効率性等）</p> <p>国庫金は、国の資産の一部を成しており、その効率的かつ正確な管理は、適正な財務管理のために不可欠です。</p> <p>また、国庫金の効率的な管理を図るうえで、国庫内に生じた余裕資金を最大限活用する施策は、有効な取組であったと考えます。</p> <p>さらに、国庫収支事務オンラインシステムを活用すること等により、事務を効率的に行っています。</p> <p>（平成30年度行政事業レビューとの関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> 国庫収支見込システム <p>国庫収支事務オンラインシステムは行政事業レビューの所見において「システム運用経費について、入札における競争性の確保を図るなど、引き続きコストの削減に努める。」とされたことを踏まえ、令和元年度予算において、執行状況等を踏まえ、運用コストを見直したことによる削減を反映しました。</p> <p>（事業番号021）</p>

施策 政3-4-1：国庫金の効率的な管理							
測定指標 (定量的な指標)	[主要]政3-4-1-A-1：資金需要に対して国庫内の資金で対応した割合 (単位：%)						
	年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	達成度
	目標値	-	-	19.6	20.5	23.2	○
	実績値	17.4	21.6	27.0	31.3	35.3	
<p>(出所) 理財局国庫課調</p> <p>(注1) 資金需要の平均額に対し、国庫余裕金の繰替使用及び政府短期証券の国庫内引受の平均残高の合計額が占める割合。</p> <p>(注2) 年度ごとの財政状況等による特別な変動の影響をなるべく排除するため、目標値には過去5年の平均を利用しています。</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>国庫金の効率的な管理のためには、各会計の資金需要の状況を的確に把握し、国庫内に生じた余裕資金を最大限有効活用することが重要です。</p> <p>市場への影響等も勘案しつつ、国庫内に生じた余裕資金を用いて、資金需要が生じている特別会計等へ無利子での貸し付け(国庫余裕金の繰替使用)や、特別会計等が発行する政府短期証券の引受け(政府短期証券の国庫内引受)を行うことにより、特別会計等の資金需要を満たすと同時に民間からの資金調達額を抑制することが可能となります。</p> <p>したがって、資金需要に対して国庫内の資金で対応した割合について、過去5年の平均より増加させることを目標値として設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>国庫内に生じた余裕資金を有効活用し、特別会計等への貸し付けを行い、民間からの資金調達額を抑制しました。実績値が目標値に達したため、達成度は「○」としました。</p>							
施策についての評価		s 目標達成					
評価の理由	<p>国庫収支事務オンラインシステムを活用することで、各府省庁等の歳出金等の受払情報を迅速に入手するとともに、受払実績のデータを蓄積することにより、国庫の資金繰り業務を効率的に行いました。</p> <p>国庫金の受入と支払のタイミングのずれにより、国庫に一時的に発生する国庫余裕金を抑制するため、国庫金の受入日(租税・年金保険料の受入日)に支払日を合わせる調整を行いました。</p> <p>国庫収支の時期的な調整を行った上で、それでも国庫に余裕が生じている場合には、外国為替資金特別会計に国庫余裕金の繰替使用を行うことにより、外国為替資金証券(用語集参照)の発行残高が抑制されました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>						

政3-4-1に係る参考情報

参考指標1：国庫余裕金繰替使用による政府短期証券（外国為替資金証券）発行残高抑制額（平均残高）の推移

（単位：億円）

	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
4月	24,633	—	314,133	304,767	386,667
5月	15,032	1,742	326,516	328,516	395,065
6月	22,933	31,667	327,067	335,133	398,733
7月	23,355	45,903	323,484	340,935	401,613
8月	62,484	82,194	319,161	347,613	406,000
9月	49,067	136,367	310,233	353,700	411,200
10月	39,774	83,323	296,871	359,161	411,548
11月	34,733	80,467	292,667	361,533	407,867
12月	113,935	210,645	288,226	365,452	401,226
1月	90,161	139,000	290,065	370,774	398,323
2月	94,286	195,862	294,714	376,714	400,179
3月	83,258	300,097	293,032	381,258	403,839
平均抑制額	54,381	108,975	306,392	352,074	401,877

（出所）理財局国庫課調

（注）平成27年度9月以降は、政府短期証券の流通市場相場における利回りが恒常的にマイナスとなったことから、政府短期証券の国庫内引受に代えて国庫余裕金繰替使用を実施したため、国庫余裕金繰替使用による外国為替資金証券発行残高の抑制額が増加した。

参考指標2：政府短期証券（財務省証券）の平均残高の推移

（単位：億円）

	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
4月	8,833	24,300	—	—	—
5月	16,548	21,194	—	—	—
6月	—	—	—	—	—
7月	—	—	—	—	—
8月	—	—	—	—	—
9月	—	—	—	—	—
10月	—	—	—	—	—
11月	—	—	—	—	—
12月	—	—	—	—	—
1月	—	—	—	—	—
2月	—	—	—	—	—
3月	—	—	—	—	—
年度平均	2,132	3,787	—	—	—
年度末残	—	—	—	—	—

（出所）理財局国庫課調

（注）国庫金が不足する場合には、財務省証券（用語集参照）の発行による資金調達を行います。

施策 政3-4-2：国庫金の出納事務の正確性の確保							
[主要]政3-4-2-A-1：一般会計歳入歳出主計簿と国庫原簿との突合結果						(単位：円)	
年度	平成26年度 (25年度分)	27年度 (26年度分)	28年度 (27年度分)	29年度 (28年度分)	30年度 (29年度分)	達成度	
目標値	0	0	0	0	0	△	
実績値	0	0	0	0	△6,243		
測定指標 (定量的な指標)	<p>(出所) 主計局司計課、理財局国庫課調 (注1) 年度は、突合年度。 (注2) 目標値及び実績値は、歳入、歳出及び歳入歳出差引剰余金のそれぞれについて、一般会計歳入歳出主計簿から国庫原簿を差し引いたもの。30年度(29年度分)の実績値は、歳入及び歳入歳出差引剰余金に差異(△6,243円)が生じている。</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>国庫金の出納結果を記帳した「国庫原簿(用語集参照)」は、日本銀行からの報告に基づき作成しています。国庫金の出納事務が正確に行われているかどうかの検証として、毎年度、この国庫原簿と各府省庁等の予算執行の結果(歳入歳出主計簿)が一致することを確認しているため、国庫原簿と歳入歳出主計簿との金額の差異を指標として設定しました。</p> <p>引き続き日本銀行の国庫金の出納事務が正確に行われていくように、歳入歳出差引剰余金等について一般会計歳入歳出主計簿と国庫原簿との金額の差異を「0」として目標値を設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>日本銀行の国庫金の出納事務は各府省庁等の指示を受けて行われており、日本銀行の国庫金の出納事務が正確に行われているかどうかの検証として、平成30年7月、日本銀行による出納結果を記帳した「国庫原簿」と各府省庁等の予算執行の結果である「一般会計歳入歳出主計簿」とを突合し、両者の金額の差異を確認しました。</p> <p>平成30年度(平成29年度分)において両者の金額の差異が発生している理由は、一省庁の平成30年度分の歳入として受けるべき6,243円について、当該省庁の日本銀行に対する誤指示により、平成29年度分の歳入として誤納され、その後、当該省庁が一般会計歳入歳出主計簿に係る訂正処理を行ったものの、国庫原簿に係る訂正処理の指示を出納期間内に日本銀行に行わなかったことによるものですが、法令に則り、すえ置整理を行った結果、外観上発生したものであります。</p> <p>なお、国庫原簿上誤納となっていた金額は、平成30年11月、平成29年度分の歳入から平成30年度分の歳入に振り替えるとともに、当該省庁に対し、日本銀行への指示を正確に行うよう、改めて要請しました。また、平成30年10月に全府省庁等に対しても注意喚起を行い、適正な処理を要請しました。</p> <p>財務省では、国庫原簿と歳入歳出主計簿が一致しない場合、その原因を特定した上で、日本銀行が指図どおりに正確な出納事務を行っていたかどうかの検証を行います。当該省庁の誤納は、日本銀行では、当該省庁からの訂正処理の指示がない限り認識できないものであり、日本銀行の国庫金の出納事務は、各府省庁等の指示どおり正確に行われ、財務省においても適切に対応しておりました。今回発生した金額の差異は僅差であります。結果として目標値には達成していないことから、達成度は「△」としました。</p> <p>なお、特別会計についても、国庫原簿と歳入歳出主計簿の突合を行いました。</p>						
	施策についての評定						
	a 相当程度進展あり						

評価の理由	<p>以上のとおり、測定指標が「△」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。</p>
-------	--

施策	政3-4-3：国庫収支に関する情報提供
----	----------------------------

測定指標 (定量的な指標)	[主要]政3-4-3-A-1：国庫収支に関する定期的な公表資料の公表の状況 (単位：%)						
	年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	達成度
	目標値	100	100	100	100	100	○
	実績値	100	100	100	100	100	
<p>(出所) 理財局国庫課調 (目標値の設定の根拠) 国庫収支に関する迅速かつ正確な情報提供を以下のとおり行うため、定期的な作成資料を予定通りに公表した割合を目標値として「100%」と設定しました。</p> <p>①「財政資金対民間収支」を毎月報道発表し、財務省ウェブサイトに掲載します。(年12回) ②「国庫の状況報告書」を財政法の規定に基づき四半期毎に閣議を経て国会に報告するとともに、国民に対する報告として官報及び財務省ウェブサイトに掲載します。(年4回) ③「財政金融統計月報(国庫収支特集)」に前年度の財政資金対民間収支の実績と国庫収支に関する統計資料を掲載します。(年1回)</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 引き続き、上記の定期的な作成資料を予定通りに公表しました。実績値が目標値に達したため、達成度は「○」としました。</p>							

施策についての評価	s 目標達成
-----------	---------------

評価の理由	<p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>
-------	--

評価結果の反映	<p>資金の受け手の事情も考慮しつつ、資金の受入と支払を合わせる調整を行うとともに、それでも国庫全体の現金に余裕が生じている場合には、これを資金需要への対応に際して有効活用するなど、引き続き国庫金の効率的な管理を進めます。</p> <p>国庫金の出納事務の正確性の確保については、国庫原簿と歳入歳出主計簿との突合により、日本銀行の国庫金の出納事務が正確に行われているかどうかの検証を引き続き行います。</p> <p>なお、国庫原簿上誤納となっていた金額は、平成30年11月、平成29年度分の歳入から平成30年度分の歳入に振り替えるとともに、当該省庁に対し、日本銀行への指示を正確に行うよう、改めて要請しました。また、平成30年10月に全府省庁等に対しても注意喚起を行い、適正な処理を要請しました。</p> <p>国庫収支に関する情報提供については、財政資金対民間収支を毎月報道発表し、財務省ウェブサイトに掲載すること等により、国庫収支に関する迅速かつ正確な情報提供を引き続き行います。</p> <p>また、国庫収支の見込みの精度向上に必要なシステム関係経費等、国庫金の効率的な管理に必要な経費の確保に努めます。</p>
---------	---

財務省政策評価懇談会における意見	
-------------------------	--

政策目標に係る予算額	区 分		平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算		134,425	55,667	55,629	51,513
		補正予算		△7,921	—	—	
		繰越等		—	—	N. A.	
		合 計		126,504	55,667	N. A.	
執行額 (千円)			117,512	43,633	N. A.		

(概要)
 国庫の資金繰りを効率的に行うため、日本銀行や各府省等から報告されるべき情報をオンラインで登録・確認するための国庫収支事務オンラインシステムに関する経費等です。

(注1) 平成30年度「繰越等」、「執行額」等については、令和元年11月頃に確定するため、令和元年度実績評価書に掲載予定です。

(注2) 平成28年度のみ予算額が大きいのは、国庫収支事務オンラインシステムの更改に伴う一時的経費が含まれていることによるものです。

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	該当なし
----------------------------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし
----------------------------------	------

前年度政策評価結果の政策への反映状況	<p>29年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。</p> <p>資金の受け手の事情も考慮しつつ、資金の受入と支払を合わせる調整を行うとともに、それでも国庫全体の現金に余裕が生じている場合には、これを資金需要への対応に際して有効活用するなど、引き続き国庫金の効率的な管理を進めました。</p> <p>出納事務の正確性の確保については、国庫原簿と歳入歳出主計簿との突合により、日本銀行の国庫金の出納事務が正確に行われているかどうかの検証を引き続き行いました。</p> <p>国庫収支に関する情報提供については、財政資金対民間収支を毎月報道発表し、財務省ウェブサイトに掲載すること等により、国庫収支に関する迅速かつ正確な情報提供を引き続き行いました。</p> <p>また、国庫収支の見込みの精度向上に必要なシステム関係経費等、国庫金の効率的な管理に必要な経費の確保に努めました。</p>
---------------------------	--

担当部局名	理財局 (国庫課)	政策評価実施時期	令和元年6月
--------------	-----------	-----------------	--------

政策目標 4-1 : 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止

<p>上記目標の概要</p>	<p>財務省設置法（平成11年法律第95号）第3条では「通貨に対する信頼の維持」が任務とされています。これは、通貨（用語集参照）を通じた取引の安全の確保という国民生活に直結する重要な責務です。通貨に対する信頼を維持することを目的として、通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止等通貨制度（用語集参照）の適切な運用を行います。</p> <p>（上記目標を達成するための施策）</p> <p>政4-1-1：通貨の円滑な供給</p> <p>政4-1-2：偽造通貨対策の推進</p> <p>政4-1-3：国家的な記念事業としての記念貨幣の発行</p> <p>政4-1-4：貨幣回収準備資金の保有する地金の適正な管理</p> <p>政4-1-5：通貨への関心の向上</p>
----------------	---

政策目標 4-1 についての評価結果

政策目標についての評価 A 相当程度進展あり

<p>評価の理由</p>	<p>施策4-1-3の評価については「a 相当程度進展あり」であり、その他の4つの施策の評価については「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。</p>
<p>政策の分析</p>	<p>（必要性・有効性・効率性等）</p> <p>財務省の任務である「通貨に対する信頼の維持」（財務省設置法第3条）を図る上で、通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止は必要です。</p> <p>通貨の流通状況等を勘案した製造計画の策定や通貨の偽造・変造の防止のための国内外の関係機関との連携強化等は、通貨に対する信頼を維持するために有効な取組と言えます。</p> <p>（平成30年度行政事業レビューとの関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> 貨幣の製造に必要な経費 <p>「貨幣の信頼性の維持に十分配慮しつつ、製造現場での生産管理ノウハウの活用等により、引き続き、コスト削減に努める。また、設備投資等により貨幣製造体制の効率化を図り、コスト削減に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、当該事業の実施に当たっては、コストの削減に取り組みました。（事業番号0023）</p>

施策	政4-1-1: 通貨の円滑な供給	
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政4-1-1-B-1: 通貨を円滑に供給するための製造計画の策定等の適切な実行	
	目標	<p>通貨が様々な経済取引の決済において、国民から信頼され、安心して使われるよう、通貨の流通状況等を勘案の上、通貨を円滑に供給できるように製造計画の策定等を適切に行います。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>日本銀行券及び貨幣を円滑に供給するためには、市中における通貨の流通状況等を勘案した製造計画の策定等を行う必要があるためです。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>平成30年度に製造する貨幣について、日本銀行と連携しつつ貨種毎の市中の流通状況や磨損の状況等を勘案のうえ、必要枚数を検証し、年度途中で適切に製造計画を見直しました。具体的には、五百円貨幣及び百円貨幣の製造枚数を引き下げる一方、五十円貨幣及び十円貨幣の製造枚数を引き上げる等の変更を行いました。日本銀行券及び貨幣ともに、計画に基づき独立行政法人国立印刷局（以下、「国立印刷局」といいます。）及び独立行政法人造幣局（以下、「造幣局」といいます。）に製造させることで通貨の円滑な供給を行いました。</p> <p>平成31年度（令和元年度）に製造する通貨については、通貨の流通状況等を勘案のうえ、円滑に供給できるよう製造計画を策定しました。</p> <p>（注）財務省ウェブサイト 「日本銀行券製造計画について」 https://www.mof.go.jp/currency/bill/lot/2019ginnkoukennkeikaku.html 「貨幣製造計画について」 ○平成30年度貨幣製造計画（改定） https://www.mof.go.jp/currency/coin/lot/2018kaheiseizou-henkou3.html ○平成31年度貨幣製造計画 https://www.mof.go.jp/currency/coin/lot/2019kaheikeikaku.html</p> <p>上記実績のとおり、通貨の流通状況等を勘案した製造計画の策定等により、通貨を円滑に供給したため、達成度は「○」としました。</p>
	目標	<p>製造貨幣大試験（用語集参照）を実施し、貨幣の量目（用語集参照）が適正であることを適切に確認します。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>市中に対して貨幣の量目が適正であることを公開の場で適切に確認し、国民の通貨に対する信頼の維持を図るためです。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>昨年度の製造貨幣大試験以降に製造された貨幣について、平成30年11月5日に第147次製造貨幣大試験を行い、製造貨幣大試験要領に基づき、貨幣の量目が適正であることを公開の場で適切に確認しました。</p> <p>（注）財務省ウェブサイト 「第147次製造貨幣大試験の実施結果について」 https://www.mof.go.jp/currency/coin/test/20181108.html</p>
	政4-1-1-B-2: 製造貨幣大試験の適切な実施	

上記実績のとおり、貨幣の量目が適正であることを確認したため、達成度は「○」としました。

施策についての評定 s 目標達成

評定の理由

通貨を円滑に供給するための製造計画の策定等の適切な実行については、必要枚数を検証し、平成30年度の貨幣製造計画の見直しなどにより通貨を円滑に供給したほか、平成31年度（令和元年度）の製造計画について、通貨を円滑に供給できるよう流通状況等を勘案し策定しました。

また、製造貨幣大試験の適切な実施についても、大試験を行い、貨幣の量目が適正であることを適切に確認しました。

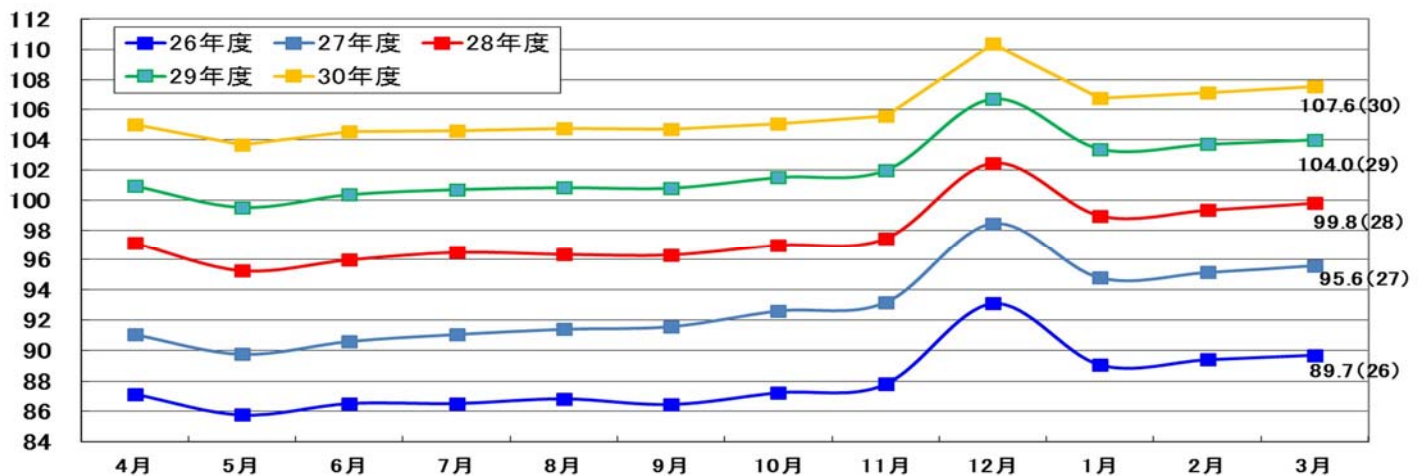
以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

政4-1-1に係る参考情報

参考指標1：通貨の流通高

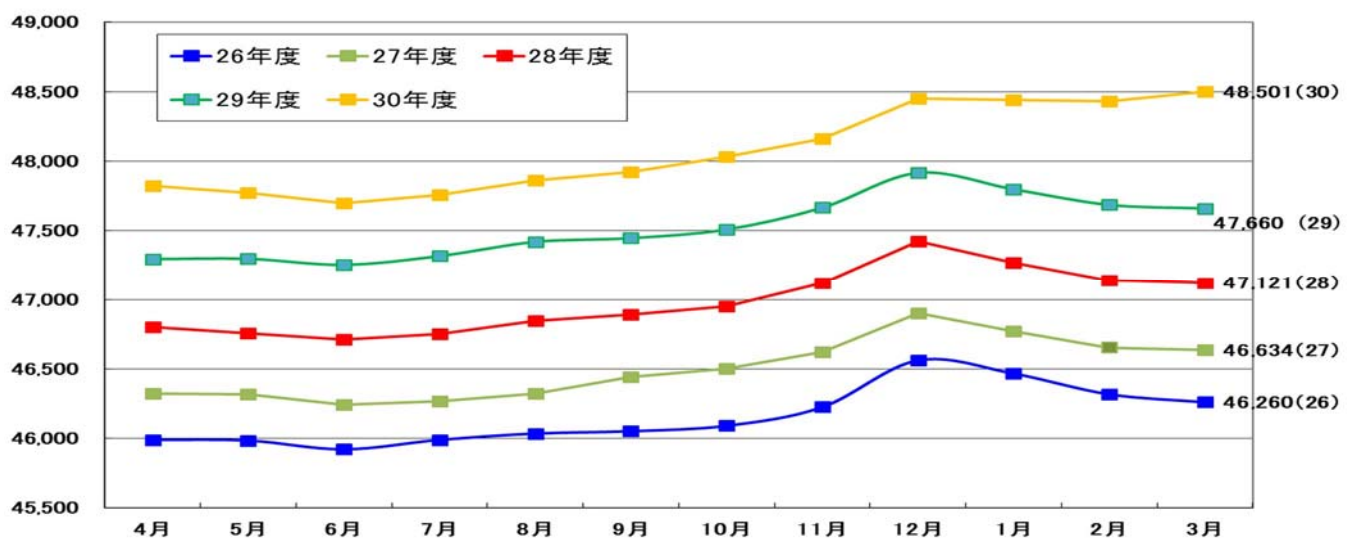
① 日本銀行券

(単位：兆円)



② 貨幣

(単位：億円)



(出所) 日本銀行調 (日本銀行統計) を国庫課通貨企画調整室においてグラフ化したもの。

(注) () 内の数字は年度を示しています。

施策	政4-1-2：偽造通貨対策の推進		
測定指標 (定性的な指標)	[主要]政4-1-2-B-1：偽造通貨対策の適切な推進		
	目標	国内外の関係機関との連携強化を図るなど、通貨の偽造・変造の防止等通貨制度の適切な運用に万全を期します。 (目標の設定の根拠) 通貨の偽造・変造は、国民の通貨に対する信頼を失わせ、経済社会に深刻な影響を及ぼすおそれがあり、これを防止する必要があるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	各国の通貨当局等の情報の収集に努めるとともに、国立印刷局、造幣局、日本銀行、警察当局、税関当局や関係業界団体等との意見交換の実施等による連携強化を図りました。また、五百円貨幣のクリーン化（用語集参照）の継続、偽造抵抗力の強い技術を採用した記念貨幣の発行、通貨偽造及び偽造通貨行使の防止を企図したポスターの配布（約7万先）などを行いました。 「世界一安全な日本」創造戦略について（平成25年12月10日閣議決定）も踏まえたこれらの取組により、通貨の偽造・変造を防止する環境整備を進め、通貨制度の適切な運用に万全を期しました。 こうした取組の結果として、平成30年度における偽造通貨の発見枚数は、日本銀行券1,422枚、五百円貨幣445枚と低い水準でした（参考指標1参照）。 上記のとおり、通貨の偽造・変造を防止する環境整備を進め、通貨制度の適切な運用に万全を期したため、達成度は「○」としました。	○
施策についての評定	s 目標達成		
評定の理由	偽造通貨対策の推進については、通貨の偽造・変造を防止する環境整備を進め、通貨制度の適切な運用に万全を期しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

政4-1-2に係る参考情報

参考指標1：偽造通貨の発見枚数

(1) 日本銀行券

(単位：枚)

	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
一万円札	1,649	904	2,495	1,012	1,361
五千円札	107	43	13	39	15
二千円札	1	18	0	0	0
千円札	543	364	68	185	46
合計	2,300	1,329	2,576	1,236	1,422

(出所) 警察庁公表資料を基に理財局国庫課通貨企画調整室が作成。

(注) 発見枚数とは、届出等により警察が押収した枚数。

(2) 貨幣

(単位：枚)

	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
五百円貨幣	610	592	656	608	445

(出所) 警察庁公表資料を基に理財局国庫課通貨企画調整室が作成。

(注) 発見枚数とは、届出等により警察が押収した枚数。

施策		政4-1-3：国家的な記念事業としての記念貨幣の発行		
測定指標 (定性的な指標)	[主要]政4-1-3-B-1：記念貨幣の適切な発行			達成度
	目標	記念貨幣の発行について、関係機関と連携しつつ、適切に発行します。		
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>(目標の設定の根拠)</p> <p>記念貨幣は、国家的な記念事業（用語集参照）として閣議の決定を経て発行されるものであり、適切な発行により、通貨に対する信頼の維持を図るためです。</p> <p>明治150年記念貨幣、天皇陛下御在位30年記念貨幣及びラグビーワールドカップ2019TM日本大会記念貨幣の発行が閣議決定されたことを踏まえ、政令改正により発行する貨幣の図柄や発行枚数を定める等、所要の手続きを経て、関係機関との連携の下、同記念貨幣を適切に発行しました。なお、明治150年記念貨幣については、造幣局の販売過程において追加発行が必要な事態が生じたため、速やかに政令改正を実施し、追加発行を行うとともに、造幣局に対し、再発防止策を講じるよう要請しました。</p> <p>また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会記念貨幣について、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会記念貨幣に関する会合」を踏まえ、一連のシリーズとして大会開催までに4回に分けて37種類を発行することとしており、その第一次発行分に関し、関係機関との連携の下、当該記念貨幣を適切に発行しました。また、第二次発行分に関し、図柄等を定める政令改正を行い、所要の準備を進めました。</p> <p>(注) 財務省ウェブサイト 「明治150年記念貨幣」 https://www.mof.go.jp/currency/coin/commemorative_coin/meiji150/index.html</p> <p>「天皇陛下御在位三十年」及び「皇太子殿下の御即位」に係る記念貨幣 https://www.mof.go.jp/currency/coin/commemorative_coin/30th_emperors_en_thronement/index.html</p> <p>「ラグビーワールドカップ2019TM日本大会記念貨幣」 https://www.mof.go.jp/currency/coin/commemorative_coin/rugby_worldcup_2019/rugby_index.html</p> <p>「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会記念貨幣」 https://www.mof.go.jp/currency/coin/commemorative_coin/2020_olymparagames/index.html</p> <p>「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会記念貨幣に関する会合」 https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/2020_olymparagames/index.html</p> <p>上記のとおり、平成30年度発行分の記念貨幣については、関係機関と連携しつつ、所要の手続きを経て着実に発行したため、達成度は「○」としました。</p>	○	
施策についての評定	a 相当程度進展あり			

評定の理由	<p>国家的な記念事業としての記念貨幣の発行については、平成30年度発行の記念貨幣について、関係機関と連携しつつ、所要の手続きを着実に発行しましたが、一部追加的な対応が必要な事態が生じました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるものの、当該施策の評定は、上記のとおり、追加的に対応すべき事態が生じたことを受けて、「a 相当程度進展あり」としました。</p>
--------------	--

施策 政4-1-4：貨幣回収準備資金の保有する地金の適正な管理

[主要]政4-1-4-A-1：地金の売払い計画及び実績 (単位：t、%)

年 度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	達成度
目標値	1,200.0	850.0	250.0	0.0	250.0	○
実績値	1,204.4 (100.4)	851.5 (100.2)	251.4 (100.6)	0.0 (-)	249.1 (99.6)	

(出所) 理財局国庫課通貨企画調整室調
(注) 平成26年度及び28年度の目標値については、年度途中に見直しを行っています。

(目標値の設定の根拠)

磨損等により市中の流通に不相当となり政府が受け入れた貨幣を溶解した地金は、新たな貨幣を製造するために使用することとされています。ただし、新たな貨幣の製造等に使用しない地金がある場合には、地金の需要動向も見極めつつ一般競争入札により市中へ売却しており、地金の適正な管理を行うため、指標を設定しています。目標値については、地金の種類ごとの標準的な総重量（入札参加者が取扱いやすいロットとして設定した売払い実施単位）に、売払い実施回数に乗じた概数値としており、30年度においては次のとおりです。

- ・アルミニウム地金：約 50 t（1単位）× 3回＝150 t
- ・青銅地金：約100 t（1単位）× 1回＝100 t 合計 250 t

※地金は重量の異なる複数の塊で保有しており、これらをまとめて1単位としています。

(目標の達成度の判定理由)

磨損等により市中の流通に不相当となり政府が受け入れる貨幣の数量や、新たな貨幣の製造に必要な地金の在庫量の動向を見極め、貨幣を安定的に製造するために必要な地金の数量を確保するとともに、貨幣の製造等に使用しない地金については、平成30年度において計画どおり合計4回の一般競争入札に付し、その全量について売払いを完了しました。

なお、目標値である1単位当たりの標準的な総重量と、実際に入札に付す1単位当たりの総重量には誤差が生じるため、全量を売払った場合でも必ずしも目標値と実勢値は一致しません。

上記のとおり、貨幣回収準備資金(用語集参照)の保有する地金を適正に管理したため、達成度は「○」としました。

施策についての評定 s 目標達成

評定の理由	<p>新たな貨幣の製造に必要な地金の数量を確保し、新たな貨幣の製造等に使用しない地金については地金の在庫量等を見極めつつ売払いを行うなど、貨幣回収準備資金の保有する地金を適正に管理しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>
--------------	--

施策	政４－１－５：通貨への関心の向上				
	[主要]政4-1-5-B-1：通貨に関する適切な情報の発信と質問への対応				
目標	通貨に関する適切な情報提供や寄せられた質問に対する親切丁寧かつ速やかな回答により、国民の通貨への関心の向上に努めます。				達成度
	（目標の設定の根拠） 通貨は生活上も経済上も国民にとって必要不可欠な存在であり、国民の通貨に関する関心の高まりは、通貨に対する信頼の維持に寄与するものであるためです。				
測定指標（定性的な指標）	実績及び目標の達成度の判定理由 通貨に関する情報については、財務省ウェブサイト、財務省公式SNS及びポスターの活用等により、分かりやすく正確な提供に努めました。平成29年12月より通貨の偽造防止技術を紹介するため、政府インターネットテレビでの動画配信による広報を実施しており、平成30年度には当該インターネットテレビへ接続するインターネットサイトテキスト広告を行いました。 また、寄せられた質問等（参考指標1参照）については速やかに回答するとともに、応接に当たっては、専門用語を避け、平易な言葉を用いつつ、インターネットが使用できる方には内容に関連する事項が記載されているウェブサイトも参照していただきながら説明するなど丁寧な対応に努めました。 （注）財務省ウェブサイト 「通貨に関する報道発表の実施状況」 （平成30年） https://www.mof.go.jp/whats_new/2018currency.htm （平成31年・令和元年） https://www.mof.go.jp/whats_new/2019currency.htm 上記のとおり、通貨に関する適切な情報提供に努めたため、達成度は「○」としました。				○
施策についての評定	s 目標達成				
評定の理由	通貨への関心の向上のための取組については、通貨に関する適切な情報提供に努めました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。				

政４－１－５に係る参考情報

参考指標１：通貨に関する質問、照会等の受付件数

（単位：件）

	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
質問・照会等件数	4,637	2,595	3,535	881	3,316

（出所）理財局国庫課通貨企画調整室調

（注）理財局国庫課通貨企画調整室にあった質問、照会の件数です。

評価結果の反映	<p>平成30年度政策評価結果においては、一定の評価を得られたものの、記念貨幣の発行に関し、一部追加的な対応が必要な事態が生じたことから、通貨が様々な経済取引の決済等において、国民から信頼され、安心して使われるために、令和元年度以降においては、通貨に対する信頼を維持することを目的として、通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止等通貨制度の適切な運用に一層努めます。</p> <p>このため、通常貨幣や記念貨幣の発行のために必要な経費、通貨の偽造・変造を防止する環境整備のために必要な経費など、通貨の円滑な供給のために必要な経費の確保に努めます。</p>
----------------	---

財務省政策評価懇談会における意見	
-------------------------	--

政策目標に係る予算額	区 分		平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算		14,789,726	14,712,923	14,846,120	16,008,628
		補正予算		—	—	—	/
		繰越等		—	—	N. A.	
		合 計		14,789,726	14,712,923	N. A.	
執行額 (千円)			14,782,363	14,707,564	N. A.		

(概要)	
貨幣の製造等に必要な経費。	
(注) 平成30年度「繰越等」、「執行額」等については、令和元年11月頃に確定するため、令和元年度実績評価書に掲載予定です。	

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）
----------------------------------	---------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし
----------------------------------	------

前年度政策評価結果の政策への反映状況	<p>平成29年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。</p> <p>(通貨の円滑な供給) 通貨の流通状況等を勘案した製造計画の策定等により、通貨の円滑な供給を行いました。</p> <p>(通貨の偽造・変造の防止) 関係機関との偽造通貨発見時の連絡体制を確認し、情報交換をより緊密に行ったほか、五百円貨幣のクリーン化の継続、偽造抵抗力の強い技術を採用した記念貨幣の発行、通貨偽造及び偽造通貨行使の防止を企図したポスターの配布など通貨の偽造・変造を防止する環境整備を進めました。</p> <p>(国家的な記念事業としての記念貨幣の発行) 平成30年度発行分の記念貨幣については、関係機関と連携しつつ、所要の手続きを経</p>
---------------------------	---

	<p>て着実に発行しました。</p> <p>(貨幣回収準備資金の保有する地金の適正な管理)</p> <p>新たな貨幣の製造に必要な地金の数量を確保するなど、貨幣回収準備資金の保有する地金を適正に管理しました。</p> <p>(通貨への関心の向上)</p> <p>通貨に関する情報については、財務省ウェブサイト、財務省公式SNS、政府インターネットテレビ及びポスターの活用等により、分かりやすく正確な提供に努めました。</p>
--	--

担当部局名	理財局（国庫課）	政策評価実施時期	令和元年6月
--------------	----------	-----------------	--------

政策目標 4-2 : 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理

上記目標の概要	<p>金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定を確保するため、信用不安の連鎖が金融機関に波及し、社会不安を招かないようにする一方、健全な財政の確保の観点から、金融機関の安易な救済によって国民負担が生じないようにバランスを取ることが重要であると考えます。このような考えの下、金融庁等とともに、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画・立案、それに伴う関連法令の制定・改廃、金融機関の破綻処理に関する業務を行う関係機関の監督を行っています。仮に金融システムの安定に支障が生じるおそれがある場合には、金融庁等と緊密に連携しつつ、金融システムの安定のための諸措置を実施します。</p> <p>また、地域経済の活性化支援や東日本大震災への対応も含め、関係機関の適切な監督を通じて、地域の信用秩序の基盤強化等を図ります。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>政4-2-1 : 金融システムの安定のために必要な制度の整備</p> <p>政4-2-2 : 預金保険機構等の適切な監督、金融システムの安定のための諸措置の実施</p>
----------------	--

政策目標 4-2 についての評価結果

政策目標についての評価 **S** 目標達成

評定の理由	<p>金融庁等と連携しつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を行ったほか、預金保険機構等について、令和元年度予算の認可等を通じて適切な監督を行いました。</p> <p>以上のとおり、施策4-2-1の評定は、「s 目標達成」、施策4-2-2の評定は、「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p>
政策の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすものであることから、国民経済の発展のために、引き続き、金融システムの安定の確保に取り組んでいく必要があります。</p> <p>金融機関等を巡る情勢の変化を踏まえつつ、預金保険機構等が行う資金調達について、金融破綻処理や金融危機管理などに十分対応できる規模の政府保証枠（用語集参照）の設定等を行うことは、金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理に有効です。</p> <p>また、金融庁等と連絡調整を密に行うことにより、事務運営を効率的に行うよう努めました。</p>

施策	政4-2-1：金融システムの安定のために必要な制度の整備		
測定指標 (定性的な指標)	[主要]政4-2-1-B-1：金融システムの安定のために必要な制度の整備		
	目標	金融破綻処理制度及び金融危機管理の企画・立案に関する情報収集等を行い、金融庁等と連携して、必要な制度整備を行います。預金保険機構等における政府保証枠について、金融機関の経営状況や市場の動向も踏まえつつ、政府保証枠が適切なものとなるようにします。 (目標の設定の根拠) 金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定を確保するためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	金融庁における金融制度のあり方等に関する議論に参画したほか、金融機関の経営状況や市場の動向も踏まえつつ、預金保険機構等に対する政府保証枠の設定を行うなど、金融庁等と連携して金融破綻処理制度の整備・運用を行ったことから、「○」としました。	
施策についての評定	s 目標達成		
評定の理由	金融庁等と連携しつつ、金融制度のあり方等に関する議論に参画するなど金融破綻処理制度の適切な整備・運用を行いました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

政4-2-1に係る参考情報

参考指標1：預金保険機構等に対する政府保証枠

(単位：兆円)

		平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
預金保険機構		69	69	69	69	69
(内訳)	一般勘定	19	19	19	19	19
	危機対応勘定	35	35	35	35	35
	金融再生勘定	3	3	3	3	3
	金融機能強化勘定	12	12	12	12	12
生命保険契約者保護機構		0.46	0.46	0.46	0.46	0.46
銀行等保有株式取得機構		20	20	20	20	20
(株) 地域経済活性化支援機構		1	1	1	1	1
(株) 東日本大震災事業者再生支援機構		0.50	0.50	0.50	0.50	0.50

(出所) 一般会計予算書を基に、大臣官房信用機構課で作成。

参考指標2：国内金融機関の自己資本比率【再掲(総4：参考指標1)】

参考指標3：国内金融機関の不良債権比率・残高【再掲(総4：参考指標2)】

施策	政4-2-2: 預金保険機構等の適切な監督、金融システムの安定のための諸措置の実施		
測定指標 (定性的な指標)	[主要] 政4-2-2-B-1: 預金保険機構等の適切な監督		
	目標	<p>預金保険機構、保険契約者保護機構及び投資者保護基金等について、金融システムの安定性を支える組織として適切な運営がなされるとともに、予算・資金計画の策定や借入残高等の管理等が適切に行われるよう、金融庁等と連携しつつ、監督します。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>適切な監督を通じて国民負担を避けるためです。</p> <p>また、預金者や保険契約者、投資者の保護を図り、金融システムの安定を確保するためです。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>預金保険機構等については、金融システムの安定性を支える組織として適切な運営がなされるとともに、国民負担が生じないよう、令和元年度予算・資金計画や借入の認可、保険料率変更の認可等を行いました。上記のとおり、預金保険機構等について、適切に監督を行ったことから、「○」としました。</p>	○
	[主要] 政4-2-2-B-2: 株式会社地域経済活性化支援機構の適切な監督		
	目標	<p>地域金融機関等との連携により設立したファンドの活用等を通じ地域経済の活性化に資する事業活動を支援する株式会社地域経済活性化支援機構について、関係省庁と連携しつつ、適切に監督します。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>公的資金を適正に活用し、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化を図り、これにより地域の信用秩序の基盤強化を図るためです。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>株式会社地域経済活性化支援機構については、令和元年度予算の認可等に当たり、地域の信用秩序の基盤強化を図る観点から、業務運営が適切に行われるよう監督を行いました。なお、平成30年度においては、4件の事業再生支援決定、19件の特定専門家派遣(用語集参照)決定、3件のファンド設立、25件の特定支援(用語集参照)決定が行われました(参考指標6参照)。</p> <p>上記のとおり、株式会社地域経済活性化支援機構について、適切に監督を行ったことから、「○」としました。</p>	○
	[主要] 政4-2-2-B-3: 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の適切な監督		
	目標	<p>被災地域における事業者の再生を支援する株式会社東日本大震災事業者再生支援機構について、関係省庁と連携しつつ、適切に監督します。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>公的資金を適正に活用し、東日本大震災に見舞われた地域における経済活動の維持等を図るためです。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>株式会社東日本大震災事業者再生支援機構については、令和元年度予算や借入の認可等に当たり、被災地域における経済活動の維持等を図る観点から、業務運営が適切に行われるよう監督を行いました。なお平成30年度においては、4件の再生支援決定が行われました(参考指標7参照)。</p>	○

	上記のとおり、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構について、適切に監督を行ったことから、「○」としました。
施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	<p>預金保険機構等について、令和元年度予算・資金計画や借入の認可、保険料率変更の認可等を通じて適切に監督を行うとともに、株式会社地域経済活性化支援機構や株式会社東日本大震災事業者再生支援機構についても、令和元年度予算の認可等を通じて適切な監督を行いました。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>

政4-2-2に係る参考情報

参考指標1：預金保険機構の資金援助の件数及び額の推移

(単位：件、億円)

	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
資金援助の件数	0	0	0	0	0
金銭贈与	—	—	—	—	—
金銭贈与 (衡平資金援助)	—	—	—	—	—
資産買取	—	—	—	—	—

(出所)「資金援助実績表(年度別内訳)」(預金保険機構)

(https://www.dic.go.jp/katsudo/page_000882.html)

参考指標2：預金保険機構等の借入等残高

(単位：億円)

	平成26年度末	27年度末	28年度末	29年度末	30年度末
預金保険機構	22,474	21,196	20,897	20,610	19,910
(内訳)					
一般勘定	—	—	—	—	—
危機対応勘定	—	—	—	—	—
金融再生勘定	17,969	16,810	16,410	16,130	15,670
金融機能強化勘定	4,505	4,386	4,407	4,480	4,240
生命保険契約者保護機構	—	—	—	—	—
銀行等保有株式取得機構	8,500	10,500	10,500	9,500	8,500
(株)地域経済活性化支援機構	—	—	—	—	—
(株)東日本大震災事業者再生支援機構	450	400	400	375	236

(出所) 預金保険機構等の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

(注) いずれも政府保証付借入等の残高を記載しています。

参考指標 3：預金保険機構の資本増強額の状況

(単位：億円)

根拠法	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
旧金融安定化法	1,900	1,300	1,300	1,300	1,300
早期健全化法	3,353	1,200	1,200	1,200	1,200
預金保険法 (102条1項1号措置)	—	—	—	—	—
金融機能強化法	4,875	4,731	4,843	4,943	4,743
返済額 (年度ごと)	2,485	2,958	—	—	200

(出所) 預金保険機構の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

(注) 返済額以外については、年度末の残高を記載しています。

参考指標 4：生命保険契約者保護機構の資金援助の件数及び額の推移

(単位：件、億円)

	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
資金援助件数	0	0	0	0	0
資金援助額	—	—	—	—	—

(出所) 生命保険契約者保護機構の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

参考指標 5：銀行等保有株式取得機構の株式等買取額の推移

(単位：億円)

	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
株式等買取額	499	1,667	1,129	551	907

(出所) 「銀行等保有株式取得機構による買取実績」(銀行等保有株式取得機構) (<https://www.bspc.jp/pdf/kaitori.pdf>) を基に、大臣官房信用機構課で作成。

参考指標 6：株式会社地域経済活性化支援機構の支援決定件数等の推移

	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事業再生支援決定件数	18	19	20	12	4
特定専門家派遣決定件数	44	52	37	7	19
ファンド設立件数	15	12	4	2	3
特定支援決定件数	3	21	21	28	25

(出所) 株式会社地域経済活性化支援機構の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

参考指標 7：株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の支援決定件数の推移

	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
再生支援決定件数	169	93	54	10	4

(出所) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

評価結果の反映

以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。

金融システムの状況を適切に踏まえながら、金融庁等と連携をとりつつ、政府保証枠の適切な設定、預金保険機構等の監督等を通じた金融破綻処理制度の適切な整備・運用や迅速かつ的確な金融危機管理に努めるほか、株式会社地域経済活性化支援機構や株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の監督等を通じた地域の信用秩序の基盤強化等に努めます。

また、金融破綻処理制度の適切な整備・運用とともに、迅速・的確な金融危機管理による金融システムの安定の確保を目的として、引き続き、事務運営のために必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	
-------------------------	--

政策目標に係る予算額	区 分		平成28年度	29年度	30年度	令和元年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	10,652	10,549	10,506	11,248
		補正予算	—	—	—	
		繰越等	—	—	N. A.	
		合 計	10,652	10,549	N. A.	
執行額(千円)	9,329	8,861	N. A.			

(概要)
 金融破綻処理制度の適切な整備・運用とともに、迅速・的確な金融危機管理による金融システムの安定の確保を目的とした、事務運営のために必要な経費
 (注) 平成30年度「繰越等」、「執行額」等については、令和元年11月頃に確定するため、令和元年度実績評価書に掲載予定。

政策目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定） 未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定） まち・ひと・しごと創生基本方針2017について（平成29年6月9日閣議決定） まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017改訂版）（平成29年12月22日閣議決定）
---------------------------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	預金保険機構等に対する政府保証枠等 預金保険機構の資金援助の件数及び額の推移 預金保険機構等の借入等残高 預金保険機構の資本増強額の状況（残高、返済額） 生命保険契約者保護機構の資金援助の件数及び額の推移 銀行等保有株式取得機構の株式等買取額の推移 (株)地域経済活性化支援機構の支援決定件数等の推移 (株)東日本大震災事業者再生支援機構の支援決定件数の推移
----------------------------------	--

前年度政策評価結果の政策への反映状況	金融システムの状況を適切に踏まえながら、金融庁等と連携をとりつつ、政府保証枠の適切な設定、預金保険機構等の監督等を通じた金融破綻処理制度の適切な整備・運用や迅速かつ的確な金融危機管理に努めたほか、株式会社地域経済活性化支援機構や株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の監督等を通じた地域の信用秩序の基盤強化等に努めました。 また、金融破綻処理制度の適切な整備・運用とともに、迅速・的確な金融危機管理による金融システムの安定の確保を目的として、引き続き、事務運営のために必要な経費の確保に努めました。
---------------------------	--

担当部局名	大臣官房信用機構課	政策評価実施時期	令和元年6月
--------------	-----------	-----------------	--------

政策目標5-1：内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等

上記目標の概要	<p>関税率の設定・関税制度の改善等に際しては、関税の機能の一つとしての国内産業保護機能に留意しつつ、国際的な経済・貿易の発展への貢献、国内産業の実情、需要者・消費者への影響等を総合的に勘案し、他の政策手段とあいまって、国民経済の健全な発展、更には世界経済の健全な発展につながるものとする必要があります。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>政5-1-1：生産者・消費者・利用者等の現状、政策評価の結果等を踏まえた適切な関税改正の実施</p> <p>政5-1-2：特殊関税制度の適正な運用</p>
---------	---

政策目標5-1についての評価結果

政策目標についての評価	S 目標達成
評価の理由	<p>内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等に積極的に取り組みました。</p> <p>全ての施策が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p>
政策の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>内外経済情勢等を踏まえた関税率の設定・関税制度の改善等は、政府の方針に沿うものであり、また、需要者・消費者への影響等を勘案しつつ、他の政策手段とともに、国民経済の健全な発展、更には世界経済の健全な発展につなげるためには、重要で必要な取り組みです。</p> <p>令和元年度関税改正の検討に当たり、内外の市況や国内産業の実情等客観的なデータの収集を行い、国民のニーズの的確な把握に努め、改正作業に活用することや、WTO協定(用語集参照)及び国内関係法令に基づいて、不当廉売関税(用語集参照)の課税といった特殊関税制度の透明かつ公平・適正な運用を行うことも、内外経済情勢等を踏まえた関税率の設定・関税制度の改善等に寄与しています。</p> <p>また、要望を受け付ける際に客観的情報の提示を求めるとともに、政策評価の結果等について記載した改正要望書の提出を求め、関係省庁との協議の際、それらの資料の十分な活用に努める等、効率的な事務運営に努めています。</p> <p>(平成30年度行政事業レビューとの関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸出入・通関情報処理システム等経費 <p>平成30年度事前分析表において輸出入・通関情報処理システム等経費は当該目標に関連する予算額として記載していますが、当該経費は政策目標5-3と共通するものであるため、そちらで記載します。</p> <p>(事業番号0024)</p>

施策	政5-1-1：生産者・消費者・利用者等の現状、政策評価の結果等を踏まえた適切な関税改正の実施	
測定指標（定性的な指標）	[主要]政5-1-1-B-1：適切な関税改正の実施	
	目標 適切な関税率の設定・関税制度の改善等を行う。 （目標の設定の根拠） 関税率の設定・関税制度の改善等に際しては、関税の国内産業保護機能に留意しつつ、国際的な経済・貿易の発展への貢献、国内産業の実情、需要者・消費者への影響、貿易実績等を総合的に勘案し、国民経済、更には世界経済の健全な発展につながるものとする必要があるため、これらを踏まえ、適切な関税の改正を行うことを目標として設定しました。	達成度
実績及び目標の達成度の判定理由 内外経済情勢等を踏まえ、主に以下のような令和元年度関税改正を実施しました。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年3月31日に適用期限が到来する暫定税率等について、その適用期限を延長 ・乳幼児用調製液状乳（液体ミルク）の製造に使用されるホエイについて、関税割当制度の対象に追加 上記のとおり適切な関税改正を実施したため、達成度を「○」としました。 平成31年度における関税率及び関税制度の改正等についての答申（平成30年12月14日） https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/report/kana20181214.htm	○	
施策についての評定		s 目標達成
評定の理由	<p>関税改正に当たっては、関係府省からの関税改正要望において、政策の目的、要望措置の必要性・適正性・効果、政策評価の結果等に関して記載を求めるとともに、関係府省から提出された関税改正要望を精査するにあたり、関係府省からその所管する産業の情勢や個別要望の国民経済全体への影響の聴き取りをしました。</p> <p>その後、関税・外国為替等審議会において、平成30年10月から、計4回にわたり検討が重ねられ、同年12月14日、「平成31年度における関税率及び関税制度の改正等についての答申」が取りまとめられ、本答申を踏まえて策定した関税改正案の主要事項を「平成31年度税制改正の大綱」に盛り込みました。</p> <p>これらを踏まえて作成した関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案を、平成31年2月8日に通常国会に提出しました。同法律案は、同年3月29日に成立し、翌30日に公布され、同年4月1日から施行されています。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定を、「s 目標達成」としました。</p>	

施策	政5-1-2：特殊関税制度の適正な運用									
測定指標（定性的な指標）	[主要]政5-1-2-B-1：特殊関税制度の適正な運用									
	<p>目標</p>	<p>特殊関税制度の適正な運用を行う。</p> <p>(注) 特殊関税制度とは、WTO協定等で認められたルールとして、不公正な貿易取引や輸入の急増など特別の事情がある場合に、通常課されている関税に割増関税を追加的に賦課する制度の総称であり、報復関税（用語集参照）、相殺関税（用語集参照）、不当廉売関税（用語集参照）及び緊急関税（用語集参照）が含まれます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>グローバル化の進展による貿易の拡大に伴って特殊関税制度の重要性が増している中、その運用に際して、WTO協定及び国内関係法令に則って制度の濫用や恣意的な運用を避けつつ、調査や賦課決定等を適正に行う必要があることから、特殊関税制度の適正な運用を目標として設定しました。</p> <p>例えば、不当廉売関税に関する調査に当たっては、これまで調査開始から終了（最終決定）まで平均14か月程度の調査期間を要していたところ、調査や賦課決定等の適正性にも留意しつつ特殊関税の調査期間の短縮を進めることを目標としています。</p> <p>（参考）不当廉売関税に関する調査の実績（直近2年）</p> <table border="1" data-bbox="389 958 1043 1108"> <thead> <tr> <th></th> <th>最終決定件数</th> <th>平均調査期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>3</td> <td>14か月</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>1</td> <td>10か月</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 最終決定件数は、調査の対象となる貨物及び輸出国ごとに計上しています。</p> <p>(注2) 調査期間は、1か月未満を四捨五入した上で、平均の算出上、同一の貨物は1件として計上しています。</p> <p>(注3) 不当廉売関税に関する手続等についてのガイドラインにおいては、最終決定について調査開始から1年後を目途に行うこととされています。</p>		最終決定件数	平均調査期間	平成29年度	3	14か月	平成30年度	1
	最終決定件数	平均調査期間								
平成29年度	3	14か月								
平成30年度	1	10か月								
<p>実績及び目標の達成度の判定理由</p>	<p>WTO協定及び国内関係法令に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中華人民共和国産電解二酸化マンガンに対する不当廉売関税の課税期間の延長 <p>について調査や延長決定等を適正に行いました。</p> <p>上記のとおりWTO協定及び国内関係法令に基づき、特殊関税制度の適正な運用を行ったため達成度を「○」としました。</p> <p>中国産電解二酸化マンガンに対する不当廉売関税の課税の期間延長についての答申（平成31年2月14日） https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/report/kana20190214.htm</p>									
<p>施策についての評定</p>	<p>s 目標達成</p>									
<p>評定の理由</p>	<p>WTO協定及び国内関係法令に則り、利害関係人に意見表明の機会を付与するなど制度の濫用や恣意的な運用を避け、厳正な調査を行ったのはもとより、不当廉売関税に関する調査期間を参考に示せば、国内関係法令に定められた期間内の10か月であったなど、特殊関税制度を適正に運用しました。</p> <p>以上のとおり測定指標が「○」であるため、当該施策の評定を、「s 目標達成」としました。</p>									

評 価 結 果 の 反 映	<p>上記の施策を引き続き実施します。</p> <p>関税改正に当たっては、内外の経済情勢の変化等を踏まえつつ、関係府省より提出された改正要望について、関係府省の政策評価結果を適切に活用し、措置の必要性や実現される具体的な効果、更にはその所管する産業の情勢や個別要望の国民経済全体への影響を聴取し、関係府省とも協議を十分に行った上で、関税・外国為替等審議会の調査・審議の結果を踏まえながら、適切に判断していきます。</p> <p>また、これらの過程において、国民のニーズの的確な把握に努めるとともに、内外の市況や国内の生産者の状況など客観的なデータの収集を行っていきます。</p> <p>不当廉売関税等の特殊関税制度については、WTO協定及び国内関係法令等に則り、透明かつ公平・適正に運用を行っていきます。</p>
	<p>令和2年度予算概算要求に当たっては、最近における内外の経済情勢等を踏まえ、公平・中立・簡素という観点に留意しつつ、関税改正において適切な関税率の設定等の関税制度の改善、及び特殊関税制度の適正な運営を行うため、関税制度等の企画及び立案等に必要な経費の確保に努めます。</p>

財務省政策評価懇談会における意見	
-------------------------	--

政策目標に係る予算額	区 分		平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算		517,577	582,420	663,131	589,122
		補正予算		△3,804	—	—	
		繰越等		—	△16	N.A.	
		合 計		513,773	582,404	N.A.	
執行額 (千円)			477,159	526,269	N.A.		

(概要)

関税制度等の企画及び立案の基礎データとなる貿易統計等を作成するための貿易統計業務機能の開発・運用等に係る経費です。

(注) 平成30年度「執行額」等については、令和元年11月頃に確定するため、令和元年度実績評価書に掲載予定です。

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	平成31年度の税制改正大綱（平成30年12月21日閣議決定）
----------------------------------	--------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし
----------------------------------	------

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	<p>(適切な関税改正の実施)</p> <p>関税改正に当たっては、内外の経済情勢の変化等を踏まえつつ、関係府省より提出された改正要望について、関係府省の政策評価結果を適切に活用し、措置の必要性や実現される具体的な効果、更にはその所管する産業の情勢や個別要望の国民経済全体への影響を聴取し、関係府省とも協議を十分に行った上で、関税・外国為替等審議会の調査・審議の結果を踏まえながら、適切に判断しました。</p> <p>また、これらの過程において、国民のニーズの的確な把握に努めるとともに、内外の市況や国内の生産者の状況など客観的なデータの収集を行いました。</p> <p>(特殊関税制度の適正な運用)</p> <p>不当廉売関税等の特殊関税制度については、WTO協定及び国内関係法令等に則り、透明かつ公平・適正に運用を行いました。</p> <p>平成31年度予算概算要求に当たっては、最近における内外の経済情勢等を踏まえ、公平・中立・簡素という観点に留意しつつ、関税改正において適切な関税率の設定等の関税制度の改善、及び特殊関税制度の適正な運営を行うため、関税制度等の企画及び立案等に必要な経費の確保に努めました。</p>
--------------------------------	---

担当部局名	関税局関税課	政策評価実施時期	令和元年6月
--------------	--------	-----------------	--------

政策目標5-2：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進

上記目標の概要	<p>自由貿易は世界経済成長の源泉であり、力強い経済成長を実現するためには、自由貿易体制を強化し、諸外国の活力を我が国の成長に取り込む必要があるというのが、政府全体としての基本的立場です。この点につき、第196回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成30年1月22日）は「引き続き、自由貿易の旗手として、自由で公正なルールに基づく21世紀型の経済秩序を世界へと広げてまいります」としています。さらに、「未来投資戦略2017」（平成29年6月9日閣議決定）を踏まえ、海外の成長市場の取り込みを図るため、経済連携交渉を戦略的かつスピード感を持って推進することが求められています。</p> <p>財務省としては、関係省庁と連携しつつ、WTO（世界貿易機関：用語集参照）を中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に引き続き取り組むとともに、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を推進していきます。</p> <p>また、税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の一層の円滑化の促進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献し、日系企業の海外展開の側面支援につながります。こうした観点から、各国における貿易手続の改善を通じたビジネス環境の改善に積極的に関与していきます。具体的には、WCO（世界税関機構：用語集参照）等の国際機関、APEC（アジア太平洋経済協力：用語集参照）等の地域協力やEPA（用語集参照）等の枠組みにおいて、税関手続の国際的調和・簡素化や税関分野における安全・安心の確保に向けた取組がなされており、これらの取組にも積極的に貢献していきます。</p> <p>（上記目標を達成するための施策）</p> <p>政5-2-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進</p> <p>政5-2-2：税関分野における貿易円滑化の推進</p>
---------	---

政策目標5-2についての評価結果

政策目標についての評価 A 相当程度進展あり

評価の理由	<p>多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進に積極的に取り組みました。</p> <p>主要な測定指標「税関相互支援等の枠組みを構築した国・地域数」について、年度内に実質合意が2か国あったものの、平成30年度末時点の実績値に着目した場合、形式的には前年度より増加していないため、達成度を「×」としたことから、施策「政5-2-2 税関分野における貿易円滑化の推進」の評価については「b 進展が大きくない」としました。</p> <p>しかしながら、財務省は多角的自由貿易体制の維持・強化を推進する観点から、WTO改革に関する議論に積極的に参画・貢献しました。また、経済連携の推進については、TPP11協定（CPTPP：用語集参照）や日EU・EPA（用語集参照）の発効に際し、その円滑な実施を図る観点から、関係事業者向け説明会を積極的に開催する等の取組を行いました。RCEP（用語集参照）については、平成30年度には税関手続・貿易円滑化章を含む5つの章の交渉が実質的に妥結した他、平成30年11月の首脳会議において、2019年に妥結する決意が表明されています。貿易円滑化の推進については、上記のとおり税関相互支援協定について、平成30年度中に2か国との実質合意に至った他、WC</p>
-------	--

	<p>○において財務省は改正京都規約（用語集参照）の見直しの検討において重要な役割を果たす等、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進に向けて大きく前進していることから、当該政策目標は評定を「A 相当程度進展あり」としました。</p>
政策の分析	<p>（必要性・有効性・効率性等）</p> <p>国内外の情勢及び政府全体の方針に鑑み、力強い経済成長を達成するためにも、多角的貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進、税関分野における貿易円滑化の推進は引き続き必要です。</p> <p>平成30年12月30日に発効したTPP11（用語集参照）と平成31年2月に発効した日EU・EPA（用語集参照）は、世界的に保護主義的な動きが広がりを見せる中で、自由貿易の旗を高く掲げ続け、我が国が率先して世界に範を示すものであり、アジア・太平洋及び日EU関係の重要な基盤となり、戦略的関係を更に強化させるものです。また、ASEAN諸国を中心として相手国税関の支援ニーズ等を踏まえた技術協力を実施し、貿易円滑化の推進に積極的に貢献しています。これらの取組は、政策目標を達成するために有効な取組と言えます。</p> <p>また、上記施策に効率的に取り組むため、関係省庁等と協力しつつ、政府一体となって取り組んでいます。</p>

施策	政5-2-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進	
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政5-2-1-B-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進	
	目標	<p>WTOやEPA交渉における我が国の国益実現のため、財務省所管物品等の関税交渉や、関税関係法令等の財務省が所管する制度等を通じた財務省としての交渉への貢献を行います。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>主に関税制度・通関制度を所管する立場から、多角的自由貿易体制の維持・強化への取組に貢献するとともに、EPA交渉及び必要な関係法令の整備等を着実に進めるため、目標として設定しました。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>A WTOにおける取組</p> <p>平成29年2月に発効したWTO貿易円滑化協定（用語集参照）について、受諾した各加盟国において協定が適切に実施されるよう、各加盟国・関係する国際機関等と連携して取り組みました。加えて、引き続き未受諾国の受諾に向けた取組を促し、発効当時112か国だった受諾国数が141か国（平成31年3月末時点）（WTO貿易円滑化協定ホームページ参照）に増加しました。また、関係省庁と連携しつつ、WTO改革に関する議論等、多角的貿易体制の維持・強化に向けた議論に積極的に参画・貢献し、平成30年12月に開催されたG20首脳会議（ブエノスアイレス）では、WTOが市場歪曲的な補助金等の今日的課題に有効に対処できるようWTO改革が喫緊の課題であるとの認識が共有され、「WTO改革の支持」が合意されました。</p> <p>B 経済連携の推進に係る取組</p> <p>TPP交渉については、平成29年1月に米国が離脱を宣言した後、我が国が議論を主導し、平成30年3月に11か国で署名が行われ、同年12月30日にTPP11協定（CPTPP）として発効しました。平成31年3月現在、メキシコ、日本、シ</p>

		<p>ンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア、ベトナムの7か国（内閣官房TPP等政府対策本部ホームページ参照）で発効しています。TPPのもつハイスタンドを維持しつつバランスの取れた内容となっており、アジア太平洋地域に自由で公平な21世紀型のルールを作っていく上で、大きな一歩を踏み出しました。</p> <p>日EU・EPAは、平成30年7月に署名に至り、平成31年2月に発効しました。日EU・EPAは、世界中で保護主義の動きが広まる中で、日本とEUが自由貿易の旗手としてその旗を高く掲げ、自由貿易を力強く前進させていくとの揺るぎない政治的意思を全世界に対して示すものとなりました。</p> <p>また、TPP11協定（CPTPP）及び日EU・EPAの発効に際し、関係事業者向け説明会を積極的に開催し周知を行った（税関主催：計23回）他、通関システムへの関税率等の反映を適切に行う等、経済連携協定の着実な実施に取り組みました。</p> <p>その他、平成30年9月には日米首脳間で日米物品貿易協定（TAG）の交渉開始に合意しました。また、RCEPは、平成30年度には税関手続・貿易円滑化章を含む5つの章の交渉が実質的に妥結した他、平成30年11月の首脳会議において、2019年に妥結する決意を表明する等、経済連携交渉の推進に取り組みました。</p> <p>上記のとおり多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携に進展があったため、達成度は「○」としました。</p>	
施策についての評定	s 目標達成		
評定の理由	<p>WTOやEPA交渉における我が国の国益実現のため、財務省所管物品等の関税交渉や、関税関係法令等の財務省が所管する制度等を通じた財務省としての交渉への貢献を行い、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携に進展がありました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>		

政5-2-1に係る参考情報

参考指標1：日本の貿易総額に占めるEPA締結国・地域の割合【再掲（総5-2：参考指標1）】

参考指標2：EPA交渉会合開催数、交渉妥結数、署名数及び発効数

平成30年度における各EPAの主な交渉実績は以下のとおり。

- RCEP
 - 計1回の首脳会議、計5回の閣僚会合、計4回の交渉会合（第22回～第25回）を開催。
- 日中韓FTA
 - 計1回の交渉会合（第14回）を開催。
- 日トルコEPA
 - 計5回の交渉会合（第9回～第13回）を開催。

（出所）関税局参事官室（国際交渉担当）・経済連携室調

政5-2-2-B-1：税関分野における貿易円滑化の推進		
測定指標（定性的な指標）	目標	達成度
	<p>税関分野における技術協力、WCOをはじめとする国際機関等での取組、EPAにおける税関協力や税関相互支援協定（用語集参照）の締結等の取組を通じた貿易円滑化の推進への貢献を行います。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の一層の円滑化の促進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献し、日系企業の海外展開の側面支援につながるものであるため、指標として設定しました。</p>	
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>A 途上国の税関行政近代化への取組</p> <p>関税技術協力については、平成30年度に82か国から289名の受入、28か国へ132名の派遣を実施し（参考指標2参照）、特に、ベトナム及びミャンマーについては、我が国の支援で両国に導入された日本型通関システム（NACCS：用語集参照）が適切に運用されており、両国の税関手続の近代化、効率化の促進に貢献しました。</p> <p>B 地域協力の枠組みにおける取組</p> <p>APECにおいては、貿易・渡航円滑化や水際取締の強化に向けたキャパシティビルディング（途上国の能力構築）支援の実施を通じ、貿易円滑化及び地域経済統合等の実現に向けて積極的に貢献しました。</p> <p>ASEM（用語集参照）においては、国際郵便物の国境取締りに関する取組のアジア側コーディネーターを務め、ASEM域内における貿易円滑化の促進に貢献しました。</p> <p>ロシアとの間では、平成29年4月に日露局長級税関協力会議を開催し、税関協力と貿易円滑化に関する協力覚書に署名しました。本協力覚書は、両国の税関当局間で、リスクの低い輸出者に関する情報、摘発情報等の交換や、専門家対話の設置等をその内容としています。平成30年10月には、同覚書に基づく第3回の専門家対話がソチ（ロシア）で開催され、貿易円滑化に向けた様々な協力について意見交換を行いました。</p> <p>中国及び韓国との間では、平成29年11月に開催された第6回日中韓3か国関税局長・長官会議において更新した、「日中韓3か国税関の協力に係る行動計画」に基づき、3か国税関当局の協力強化の取組みを進め、密輸情報、知的財産、AEO、税関手続の分野における実務レベルの協力を推進しました。また、平成30年10月には、日中間でAEO相互承認に係る取決めに署名しました。これにより、日中両国のAEO事業者による輸出入貨物の通関手続の円滑化が一層促進されることとなります。なお、平成30年11月には、台湾との間においてもAEO相互承認に係る枠組みを構築しました。</p> <p>C EPAにおける取組</p> <p>日EU・EPA等のEPA交渉において、貿易円滑化を促進する観点から、税関手続の透明性の向上や迅速化・簡素化、税関当局間の協力等に関する規定を盛り込みました。</p>	○

		<p>D 税関当局間の情報交換等に関する取組</p> <p>平成30年12月にセネガルとの間で税関相互支援協定の政府間交渉を開始しました。また、平成30年12月にウルグアイとの間で実質合意した他、すでに政府間交渉中であったボリビアについても署名に向けて交渉が着実に進展しました。これに加え、ベラルーシについては、内容に係る当局間の合意後、政府間交渉の開始に向けた最終段階に至った（4月25日政府間交渉開始）ほか、オーストリアとの間の税関当局間の協力覚書の内容につき最終合意に至り、署名を待つだけの段階に入っていました（5月7日署名）。このような取組を通じ、貿易円滑化の推進に貢献しました。</p> <p>E WCOにおける取組</p> <p>平成30年6月、WCOにおいて税関を取り巻く環境の変化を踏まえ、改正京都規約見直し作業部会を立上げ、規定の更新・追加を行うことが決定されました。財務省は作業部会を通じ、合計8本の見直し提案を提出するとともに、これまでに開催された3回の見直し作業部会において積極的に発言する等、更なる貿易円滑化等に向けた議論の重要な役割を果たしています。</p> <p>税関分野における貿易円滑化の推進に向けて、目標に掲げる各取組を着実に実施しましたので、達成度は「○」としました。</p>	
施策についての評定		b 進展が大きくない	
評定の理由	<p>測定指標「税関分野における貿易円滑化の推進」の達成度は「○」であり、着実に貿易円滑化の推進に貢献しています。</p> <p>しかしながら、測定指標「税関相互支援等の枠組みを構築した国・地域数」については、税関相互支援等の枠組みの構築に向けて着実に進展があったものの、平成30年度末時点の実績値に着目した場合、形式的には前年度より増加していないため、達成度を「×」としたことから、「b 進展が大きくない」としました。</p>		

政5-2-2に係る参考情報

参考指標1：改正京都規約（税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約）（平成18年2月発効）に係る締約国数

平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末
97 各国及びEU	102 各国及びEU	107 各国及びEU	112 各国及びEU	115 各国及びEU

(出所) WCOホームページ

<http://www.wcoomd.org/-/media/wco/public/global/pdf/about-us/legal-instruments/conventions-and-agreements/revise-kyoto/20180630e115.pdf?db=web>

参考指標2：研修・セミナーの実施状況（関税技術協力）

		平成28年度	平成29年度	平成30年度
受入研修	コース数	34	35	30
	受入人数	393	401	289
専門家派遣	案件数	81	69	60
	派遣人数	223	144	132

(出所) 関税局参事官室（国際協力担当）調

評価結果の反映

以下のとおり、上記施策を引き続き実施します。

多角的自由貿易体制の維持・強化については、WTO貿易円滑化協定の適切な実施を他の加盟国に促すとともに、様々なWTO上の取組にも貢献していきます。

経済連携の推進については、日米物品貿易協定（TAG）交渉やRCEP等の経済連携交渉に引き続き積極的に取り組んでいきます。

税関分野における貿易円滑化の推進に関し、税関相互支援協定の締結数について、オーストリアとの間の税関当局間の協力覚書については、平成30年度内に最終合意に至り、署名を待つだけの段階に入っていました（5月7日署名）。また、平成30年12月には、日ウルグアイ首脳会談においてウルグアイとの間の協定について実質合意が確認され、現在署名に向け必要な手続を進めているほか、すでに政府間交渉中であったボリビアについても署名に向けて交渉が着実に進展しました。なお、平成30年12月にセネガルとの間で税関相互支援協定の政府間交渉を開始したほか、ベラルーシについては、内容に係る当局間の合意後、政府間交渉の開始に向けた最終段階に至りました（4月25日政府間交渉開始）。このほか、英国、フランス等欧州諸国の税関当局との間で、航空旅客による密輸等の情報交換協力の強化に大枠合意しており、引き続き税関相互支援協定等の締結数の増加に努めます。また相手国税関の支援ニーズ等を的確に把握した上で、各地域の特性等に応じて、技術協力を進めていきます。

また、APEC等の地域協力の枠組み、EPA及び外国税関当局等との協力の枠組みにおいて、引き続き、税関手続の国際的調和・簡素化を推進するための取組や税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組を進めていきます。

更に、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進のため、必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見

政策目標に係る予算額	区 分		平成28年度	29年度	30年度	令和元年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	52,709	49,162	55,293	/
		補正予算	—	—	—	
		繰越等	—	—	N. A.	
		合計	52,709	49,162	N. A.	
執行額（千円）		37,569	33,032	N. A.		

(概要)

多角的貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進や、税関分野における手続等の国際的調和の推進に係る経費です。

(注) 平成30年度「繰越等」、「執行額」等については、令和元年11月頃に確定するため、令和元年度実績評価書に掲載予定です。

政策目標に関係する
施政方針演説等内閣
の主な重要政策

第196回国会 総理大臣施政方針演説（平成30年1月22日）
 未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）
 総合物流施策大綱（2017年度～2020年度）（平成29年7月28日閣議決定）
 経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）
 総合的なTPP等関連政策大綱（平成29年11月24日TPP等総合対策本部決定）

政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	なし
--	----

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	<p>多角的自由貿易体制の維持・強化については、WTO貿易円滑化協定の適切な実施を他の加盟国に促すとともに、WTO改革に関する議論に積極的に参画する等、様々なWTO上の取組にも貢献しました。</p> <p>経済連携の推進については、TPP11協定（CPTPP）及び日EU・EPAの円滑な発効に努めた他、RCEPは、平成30年11月の首脳会議において、2019年に妥結する決意を表明する等、その他の経済連携交渉についても引き続き積極的に取り組みました。また、平成30年9月には日米首脳間で日米物品貿易協定（TAG）の交渉開始に合意した。</p> <p>税関分野における貿易円滑化の推進に関し、税関相互支援協定等の交渉を積極的に進めるとともに、相手国税関の支援ニーズ等を的確に把握した上で、各地域の特性等に応じて、技術協力を進めました。</p> <p>また、WCO、APEC等の地域協力の枠組み、EPA及び外国税関当局等との協力の枠組みにおいて、引き続き、税関手続の国際的調和・簡素化を推進するための取組や税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組を進めました。</p> <p>更に、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進のため、必要な経費の確保に努めました。</p>
--------------------------------	--

担当部局名	関税局（参事官室（国際交渉担当）、参事官室（国際協力担当）、経済連携室）	政策評価実施時期	令和元年6月
--------------	--------------------------------------	-----------------	--------

政策目標5-3：関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上

上記目標の概要	<p>経済のグローバル化、ネットワーク化が急速に進む中で、貿易の秩序維持と健全な発展を目指すに当たっては、変化する時代の要請に主体的かつ積極的に応えていくことが重要です。</p> <p>「未来投資戦略2017」においては、我が国の貿易関連手続等の迅速化を図るとされているなど貿易円滑化を推進することが要請されています。また、「明日の日本を支える観光ビジョン」では、訪日外国人旅行客数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人に増加させることを目指すとされています。一方、「世界一安全な日本」創造戦略や「知的財産推進計画2017」に示されているように、不正薬物、銃器といった社会悪物品をはじめ、テロ関連物資、知的財産侵害物品（用語集参照）等の社会の安全・安心を脅かす物品等の密輸出入に対して、より一層厳格な水際での取締りが要請されています。</p> <p>これらの要請に応えるために、税関手続の改善、リスク管理手法の高度化等により、貿易円滑化の推進と水際取締りの強化をより高いレベルで両立させることを目標として、税関行政の運営に取り組んでいきます。</p> <p>（上記目標を達成するための施策）</p> <p>政5-3-1：関税等の適正な賦課及び徴収 政5-3-2：社会悪物品等の密輸阻止 政5-3-3：税関手続における利用者利便の向上 政5-3-4：税関手続システムの機能拡充及び利用者利便の向上 政5-3-5：税関行政に関する情報提供の充実</p>
----------------	--

政策目標5-3についての評価結果

政策目標についての評価 **A 相当程度進展あり**

評価の理由	<p>施策「政5-3-3 税関手続における利用者利便の向上」は「b 進展が大きくない」とされましたが、これは主要な測定指標「輸出入通関における利用者満足度」の一部の達成度が「×」であったことによるものでした。一方で、当該指標は、不正薬物の密輸取締りや公平かつ適正な課税の確保を目的として税関が利用者に対して厳正に対処する必要もあり、「利用者満足度」の観点からは常に良い評価を得られるとは限らない側面があります。施策政5-3-3の評価が「b 進展が大きくない」であるものの、主要な測定指標「密輸取締り活動に関する認知度」が目標値を上回ったこと及び他の重要性の高い施策が「s 目標達成」又は「a 相当程度進展あり」であることから、当該政策目標の評価は「A 相当程度進展あり」としました。</p>
政策の分析	<p>（必要性・有効性・効率性等）</p> <p>政策目標5-3は、適正な課税と厳格な水際取締りを確保しつつ、貿易の円滑化を図るという、税関の使命を達成する上で、非常に重要な取組であり、引き続き、本目標に資する有益な施策に取り組んでいくべきものと考えています。</p> <p>適正な関税等の賦課及び徴収の確保のため、申告誤りといった非違事案の捕捉に取り組むとともに、事後調査を活用した適正な課税に努めているほか、事前教示制度（用語集参照）を的確に運用しています。さらに、社会悪物品等の密輸阻止のため、取締・検査機器の使用状況等に応じた配備替えなどによ</p>

る有効活用、関係機関との連携、有効な情報の収集・活用等により、厳格な取締りを実施しています。

加えて、利用者利便の向上を図るために、制度の改善に取り組むとともに、制度が活用されるよう十分な情報提供に努めています。

(平成30年度行政事業レビューとの関係)

- ・ 輸出入・通関情報処理システム等経費

「ユーザーニーズの的確な把握による利便性の向上を引き続き推し進めながら、平成33年度の運用コストの3割削減に向け、その間のアクションプランを明確にしつつ、確実な達成に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、維持管理経費の削減を図りました。(反映額：▲0.3百万円)(事業番号0024)

- ・ 取締機器等調査研究経費

「価格面における競争性の確保に努めるとともに、有効な技術や機器等の情報収集に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、検査機器の調査研究に係る運用方法を見直し、コストの削減を図りました。(反映額▲2百万円)(事業番号0025)

- ・ 税関監視艇整備運航経費

「外部有識者の所見を踏まえ、関係諸機関との連携も考慮しつつ、引き続き、効果的・効率的な活用に向けた検討に努めるとともに、成果目標について、新たな成果目標の設定について検討に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、監視艇の建造にあたり仕様の見直しを実施し、コストの削減を図りました。(反映額▲50百万円)(事業番号0026)

- ・ X線検査装置整備等経費

「引き続き、貨物の取扱量や使用実績などの稼働状況等を的確に把握し、機器の計画的かつ効果的・効率的な配備・活用に努めるとともに、機器の更新に当たっては、最新の技術動向を踏まえるとともに、法定耐用年数等にとらわれることなく、使用状況等を勘案し使用期間を延長するなど、コストの削減に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、固定式X線検査装置等の更新を見送ることによる削減を図りました。(反映額▲165百万円)(事業番号0027)

- ・ 大型X線検査装置整備等経費

「外部有識者の所見を踏まえ、引き続き、コスト削減に努めつつ、円滑な通関と効率的な検査体制の両立に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、既存機器の再リースを活用することで機器借料の削減を図りました。(反映額▲17百万円)(事業番号0028)

- ・ 埠頭監視カメラ整備等経費

「引き続き、リスク分析の定量化、監視手段の機能面の検討を行い、適正配置と最新鋭化に努め、効果的・効率的なシステムの運用に取り組む。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、機器の更新を見送ることによる削減を図りました。(反映額▲118百万円)(事業番号0029)

- ・ 麻薬探知犬整備等経費

「引き続き、麻薬探知犬の育成過程の効率化に向けた知見の集約に努めるとともに、育成コストの削減に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、麻薬探知犬の退役延長による削減を図りました。(反映額▲1百万円)(事業番号0030)

- ・ 国際観光旅客税財源を活用した税関業務経費

「入国旅客がストレスフリーで快適に旅行できるように、迅速な通関による旅客の利便性向上と、厳格な検査の実施による国民の安心安全の確保の両立に向けた機器整備等に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、機器整備等を図りました。(事業番号新30-0001)

施策	政5-3-1: 関税等の適正な賦課及び徴収							
測定指標 (定量的な指標)	政5-3-1-A-1: 事前教示制度の運用状況 (一定期間内で回答した割合等 (単位: %、日))							
	年度		平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	達成度
	文書による回答 (%)	目標値	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	○
		実績値	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	
	平均処理日数 (日)	目標値	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	○
		実績値	13.3	13.1	13.0	13.0	12.4	
	口頭による回答 (%)	目標値	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	○
		実績値	99.9	99.9	99.8	99.9	99.9	
	<p>(出所) 関税局業務課調 (注) 各回答割合は、品目分類に係る事前教示回答件数のうち、受付から回答までの所要日数(処理日数)が一定期間(文書による回答については30日(回答するために必要な資料等の提供が遅れるなど税関が関与できない要因により30日以内に回答できない場合を除く。)、口頭による回答については即日(回答又は質問のための税関からの電話等に照会者が応答しないなど税関が関与できない要因により即日回答できない場合を除く。)以内であったものの割合。平均処理日数は、文書による回答についての処理日数の平均。</p> <p>(目標値の設定の根拠) 輸入者等が、輸入を予定している貨物に係る関税率表適用上の所属区分等について、輸入前に税関に対して照会を行い、税関からその回答を受けることができる制度(事前教示制度)があります。 輸入者等による事前教示制度の利用を更に促進し、税関における運用を引き続き高いレベルで維持するべく、高い目標値を設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 各税関の困難事例に対する統一的解釈の確保、進捗管理を適切に実施することにより、事前教示制度の運用の効率化を図り、回答の早期化に努めました。こうした取組の結果、各項目について目標を達成したことから、達成度は「○」としました。</p>							
	測定指標 (定性的な指標)	[主要] 政5-3-1-B-1: 輸入(納税)申告の適正性の確保						
目標		関税等の適正な賦課及び徴収のため、輸入(納税)申告の適正性を確保します。					達成度	
		(目標の設定の根拠) 関税等の適正な賦課及び徴収のためには、申告時や輸入許可後の申告内容の適正性の確認、通関業者・通関士等に対する指導・監督、保税制度の適切な運用等によって、輸入(納税)申告の適正性を確保することが重要であることから、これを目標として設定しました。						
実績及び目標の達成度の判定理由	税関において、輸入(納税)申告された貨物の品目分類、課税価格及び原産地等が適正かどうかを審査・確認し、疑義がある場合には貨物の検査等を行いました。その結果、申告誤りを発見した場合には輸入者に申告を修正するよう懲慥しました。主な具体例としては、以下のようなものがあります。 ① 輸入申告時に提出された書類の審査において、その記載内容から申告された貨物に係る品目分類に疑義を持ち、貨物確認及び分析を実施し、成分比率を					○		

		<p>確認したところ、申告された貨物の品目分類が適正なものとなっていないことが判明しました。そのため、当該申告を修正させるとともに、過去の同様の輸入申告についても修正申告を慫慂しました。</p> <p>②輸入申告時に提出された書類の審査において、その記載内容から申告価格の単価に疑義を持ち、貨物確認を実施したところ、低価申告であることが判明しました。そのため、当該申告を修正させるとともに、過去の同様の輸入申告についても修正申告を慫慂しました。</p> <p>③輸入許可後に輸入者に対し臨場調査を行い、課税価格に関する資料等を精査したところ、輸入貨物の部品を無償でメーカーに提供していました。この提供に要した費用は税関に申告するべきものでしたが、この費用が適正に申告されていなかったため、申告価格が過少であったことが判明しました。そのため、申告価格が過少となっている申告に関し、修正申告を慫慂しました。</p> <p>また、通関業者に対する立入調査のほか、通関業者の経営者等に対し、申告誤りの発生状況に応じた原因究明と再発防止策を検討させた上で、コンプライアンス体制の整備について助言を行うなど、通関業者に対する適切な指導・監督に努めました。さらに、適正な輸入（納税）申告の確保を図るため、保税地域（用語集参照）の巡回及び保税地域に出し入れされる貨物の取締りを実施するとともに、保税地域の検査等において貨物管理者に対して外国貨物の適正な管理について指導・助言をするなどし、保税制度の適切な運用に努めました。</p> <p>この他、国際観光旅客税法が平成31年1月より施行され、税関が税務署と並んで徴収を担うこととなりましたが、施行前には関係省庁とともに全国での事業者説明会の実施等により制度周知を図るなど、円滑な実施に向けて取り組みました。</p> <p>申告時や輸入許可後に申告内容の適正性を的確に確認し、通関業者・通関士に対して適切に指導・監督するとともに、保税制度の適切な運用、国際観光旅客税の制度周知等を実施することができたため、達成度は○としました。</p>	
施策についての評価	s 目標達成		
評価の理由	<p>測定指標「事前教示制度の運用状況」について、すべての項目について目標を上回りました。また、主要な測定指標「輸入（納税）申告の適正性の確保」については、申告時や輸入許可後の申告内容の適正性の確認、通関業者・通関士に対する指導・監督、保税制度の適切な運用、国際観光旅客税の制度周知等に努めました。</p> <p>以上のとおり、すべての測定指標の達成度が「○」であるため、当該施策の評価は、「s 目標達成」としました。</p>		

政5-3-1に係る参考情報

参考指標1：関税等の徴収額（国税全体に対する割合を併記）

（単位：億円、％）

	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
収納額	89,028	85,768	79,241	85,988	N. A.
国税全体に対する割合	15.4	14.3	13.4	13.8	N. A.

（出所）関税局業務課調

（注1）収納額：税関による関税、消費税及び地方消費税、酒税、たばこ税及びたばこ特別税、石油石炭税、揮発油税及び地方揮発油税（地方道路税）、石油ガス税並びにとん税及び特別とん税の徴収額を合算したもの。

（注2）国税全体に対する割合：税関による関税等の収納額／租税及び印紙収入。

（注3）平成30年度（事務年度）実績値は、令和元年8月以降にデータの集計が終了するため、令和元年度実績評価書に掲載予定。

参考指標2：審査・検査における非違発見件数

（単位：件数）

年 度	平成26年度 (平成22～26年度 平均)	27年度 (平均23～27年度 平均)	28年度 (平成24～28年度 平均)	29年度 (平成25～29年度 平均)	30年度 (平成26～30年度 平均)
実績値	104,660	105,267	102,215	102,739	102,213

（出所）関税局業務課調

（注）当該年を含めた過去5年間の審査・検査を行った結果、申告内容に誤り等を発見した件数の1年間あたりの平均値。

参考指標3：輸入事後調査実績

（単位：件、百万円、％）

事務年度（7～6月）	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施件数	3,545	4,302	4,325	4,266	N. A.
不足申告価格	108,254	152,135	140,593	148,374	N. A.
非違の割合	66.7	69.2	76.5	78.9	N. A.

（出所）関税局調査課調

（注1）実施件数：輸入事後調査部門において実地調査を行った輸入者数。

（注2）不足申告価格：非違に係る申告漏れ課税価格。

（注3）非違の割合：非違発見件数（実地調査を行った輸入者のうち非違のあった輸入者数）／実施件数。

（注4）平成30年度（事務年度）実績値は、令和元年11月以降にデータの集計が終了するため、令和元年度実績評価書に掲載予定。

参考指標4：通関業者の業務の運営状況（通関業の許可件数及び総数、通関業者通関士の処分件数）

（単位：件）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
許可件数	46	27	31	19	26
総数	1473	1478	1490	933	955
処分件数	2	0	4	0	0

（出所）関税局業務課調

（注1）許可件数：年度内に通関業の許可を与えた件数。

（注2）法改正により平成29年度から財務大臣許可に変更。同一事業者の税関毎の許可を一本化。

（注3）処分件数：通関業者・通関士に対する通関業法上の監督処分及び懲戒処分を行った件数。

参考指標5：保税業務検査等における非違発見件数及び処分件数

（単位：件）

事務年度（7～6月）	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
非違発見件数	95	116	83	65	N. A.
処分件数	7	9	11	1	N. A.

（出所）関税局監視課調

（注1）非違発見件数：保税蔵置場等に対する検査等を行った結果、保税蔵置場等の業務について記帳義務違反などの関税法の規定に違反する行為（非違）を発見した件数。

（注2）処分件数：非違のあったもののうち、その非違の程度（回数、実行行為者等）によって保税蔵置場に外国貨物を搬入することの停止又は保税蔵置場の許可の取消しなどの行政処分を行った件数。

（注3）平成30年度（事務年度）実績値は、令和元年11月以降にデータの集計が終了するため、令和元年度実績評価書に掲載予定。

施策 政5-3-2：社会悪物品等の密輸阻止								
政5-3-2-A-1：不正薬物の水際押収量の割合							(単位：%)	
年 度		平成26年度 (22年～26 年平均)	27年度 (23年～27 年平均)	28年度 (24年～28 年平均)	29年度 (25年～29 年平均)	30年度 (26年～30 年平均)	達成度	
不正薬物	目標値	増加	増加	増加	増加又は前 年並み	増加又は前 年並み	×	
	実績値	75.4	78.1	82.5	87.7	87.6		
うち覚醒剤	目標値	増加	増加	増加	増加又は前 年並み	増加又は前 年並み		
	実績値	99.8	99.3	98.4	99.6	98.4		
測定指標 (定量的な指標)	<p>(出所) 関税局調査課調</p> <p>(注1) 国内全押収量に占める税関関与分の割合。当該年を含めた過去5年間の平均値。(注2, 3)</p> <p>(注2) 当該年を含めた過去5年間における不正薬物(覚醒剤、大麻、あへん、麻薬類(ヘロイン、コカイン))の国内全押収量(厚生労働省統計)中、税関押収量(税関が摘発した事件、または警察等他機関が摘発した事件で税関が関与したものに係る押収量)の占める割合。</p> <p>(注3) 関係機関による実績等外的要因による変動が大きいため、過去5年間の平均値で把握。</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>具体的な数値目標の設定は困難ですが、国際貿易における秩序維持を図るため、水際において不正薬物等の輸出入が禁止されている物品に対する厳格な取締りを行う必要があり、実績値は高水準で推移していることから、目標値を「増加又は前年並み」としました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>平成30年度(平成26年～30年平均)における不正薬物全体の水際押収量は87.6%とほぼ前年並みの高水準ではあるものの、増加又は前年並みとした目標に対して対前年比▲0.1%であり、また、不正薬物全体のうち、覚醒剤の水際押収量の割合についても、98.4%と高水準であるものの、増加又は前年並みとした目標に対して対前年比▲1.2%であったことから、達成度は「×」としました。</p>							
	政5-3-2-A-2：出港前報告情報による検査の割合							(単位：%)
	年 度		平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	達成度
	目標値		—	—	—	増加	増加	○
	実績値		9.2	10.4	11.4	12.7	13.9	
	<p>(出所) 関税局監視課調</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>輸入貨物の検査においては、輸入申告前に出港前報告情報(用語集参照)を活用した検査対象貨物の選定(事前選定：用語集参照)を行い、重点的な取締りを行っています。今後とも、当該情報を活用し、事前選定することを、より充実していくこととしているため、目標値を「増加」としました。</p>							

測定指標（定性的な指標）	<p>（目標の達成度の判定理由）</p> <p>平成30年度においては、海上貨物の検査に占める出港前報告情報の検査の割合は増加しており、出港前報告情報が有効活用されています。実績値（速報値）が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p>	
	<p>[主要]政5-3-2-B-1：密輸事犯に対する水際取締りの厳正な実施</p>	
	目 標	<p>国際貿易における秩序維持を図るため、水際において社会悪物品等（不正薬物、鉄砲類、テロ関連物資、知的財産侵害物品及び金地金等）に対する水際取締りの厳正な取締りを実施します。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>税関においては、取締・検査機器の有効活用、関係機関との連携、有効な情報の収集・活用等により、厳正な取締りを実施することが社会悪物品等の密輸阻止に貢献する施策の根幹であること、その実績を評価する上ではこれらの取組を総合的に勘案する必要があることから、これら密輸事犯に対する水際取締りの厳正な実施を行うことを目標として設定しました。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>入国者数の増加や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた水際対策を強化するため、X線検査装置、不正薬物・爆発物探知装置等の取締・検査機器の整備を行い、積極的に活用しました。（平成30年度において、X線検査装置42台、不正薬物・爆発物探知装置（TDS）5台等を整備）</p> <p>社会悪物品等の密輸を水際で阻止するためには、国内外の関係機関との連携を積極的に図る必要があるところ、平成30年度には、関係機関との合同訓練を367件実施するとともに、密輸事犯を摘発した際には積極的に情報交換・犯則調査を実施するなど国内関係機関との連携を強化しました。また、国外関係機関との連携についても、平成30年11月に英国と、同年12月にはセネガルとの間で税関相互支援協定の政府間交渉を開始する等、積極的な情報交換に資する環境整備に努めました。</p> <p>さらに、航空機旅客については、乗客予約記録（PNR：用語集参照）の電子的取得を進め、ほぼすべての航空会社から電子的PNRを取得し、それを分析・活用する等、情報の収集・活用を進め、効率的かつ効果的な取締りを行いました。</p> <p>取締・検査機器の有効活用等による水際取締りの結果、平成30年における不正薬物全体の押収量は1,493kgと高水準となり、特に覚醒剤については1,156kgと3年連続で1トンを超えました（参考指標1参照）。</p> <p>また、平成30年に全国の税関が摘発した金地金密輸入事犯の件数は1,088件（前年比20%減）、押収量は2,119kg（前年比約65%減）と、摘発件数・押収量共に減少しました（参考指標4参照）。</p> <p>上記のとおり、取締・検査機器の有効活用、関係機関との連携、有効な情報の収集・活用等により、厳格な取締りを実施したことから、達成度を「○」としました。</p>
<p>施策についての評価 a 相当程度進展あり</p>		

評 定 の 理 由	<p>主要な測定指標「密輸事犯に対する水際取締りの厳正な実施」については、各種取締・検査機器やP NR等の事前情報を活用した効果的・効率的な水際取締りに努めるとともに、合同取締りや犯則事件の 共同調査等を通じて国内外の関係機関との連携を積極的に図るとともに、情報交換を積極的に推進しま した。また、「出港前報告情報による検査の割合」については、前年を上回りました。なお、平成30年度 の「不正薬物の水際押収量の割合」は87.6%であることに加え、平成30年における不正薬物全体の押収 量は1,493kgと昨年を上回る高水準となっており、特に覚醒剤については3年連続で1トンを超えまし た。</p>
	<p>以上のとおり、確定している指標について、主要な測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、 「a 相当程度進展あり」としました。</p>

政5-3-2に係る参考情報

参考指標1：社会悪物品の摘発実績

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
覚醒剤	件	174	83	104	151	171
	kg	549	422	1,501	1,159	1,156
大 麻	件	99	122	118	171	230
	kg	74	34	9	131	156
大麻草	件	52	58	81	115	129
	kg	35	29	6	117	143
大麻樹脂	件	47	64	37	56	101
	kg	40	6	3	13	13
あへん	件	-	-	-	-	-
	kg	-	-	-	-	-
麻薬	件	91	213	182	170	229
	kg	6	26	121	82	165
	千錠	2	1	1	2	22
ヘロイン	件	2	2	6	6	8
	kg	0	2	0	70	0
コカイン	件	10	8	12	24	56
	kg	2	18	119	10	152
MDMA等	件	5	23	27	49	59
	kg	0	0	1	0	9
	千錠	0	0	1	2	21
ケタミン	件	7	12	20	18	16
	kg	1	4	1	0	1
その他麻薬	件	67	168	117	74	90
	kg	3	2	1	1	2
	千錠	2	1	0	0	1
向精神薬	件	26	16	11	17	38
	kg	-	0	-	0	-
	千錠	9	7	2	4	26
指定薬物	件	-	1,462	477	275	218
	kg	-	40	19	8	16
合計	件	390	1,896	892	784	886
	kg	630	522	1,650	1,380	1,493
	千錠	11	8	3	6	48

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
銃砲	件	3	5	4	7	10
	丁	4	5	4	19	12
うち拳銃	件	3	5	4	6	9
	丁	4	5	4	18	11
拳銃部品	件	2	-	-	3	1
	点	2	-	-	4	1
ワシントン条約該当物品 (輸入差止件数)	件	545	728	723	803	674
盗難車両 (輸出申告時における摘 発件数)	件	42	34	23	33	26
		60	55	34	83	30

(出所) 関税局業務課、調査課調

(注1) 税関が摘発した密輸入事犯の他、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。

(注2) 覚醒剤は、覚醒剤及び覚せい剤原料の合計を示す。

(注3) 大麻樹脂は、大麻樹脂その他の大麻の製品の合計を示す。

(注4) MDMA等は、MDMA、MDA及びMDEの合計を示す。

(注5) 端数処理のため数値が合わないことがある。

(注6) 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

(注7) 平成30年の数値は速報値である。

参考指標2：不正薬物の密輸形態別摘発件数

(単位：件)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	
航空機旅客等による密輸入	171	107	176	214	248	
国際郵便物を利用した密輸入	166	1,734	640	526	564	
商業貨物等を利用した密輸入	39	45	60	36	62	
	航空貨物等	27	34	49	32	48
	海上貨物等	12	11	11	4	14
船員等による密輸入	14	10	16	8	12	
合計	390	1,896	892	784	886	

(出所) 関税局調査課調

(注) 航空機旅客等には、航空機乗組員を含み、船員等には、船舶旅客を含む。また、商業貨物等には、別送品を含む。

参考指標3：覚醒剤の密輸形態別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	
航空機旅客等による密輸入	126	37	53	99	92	
	246	84	79	190	159	
国際郵便物を利用した密輸入	22	21	20	38	52	
	16	3	53	96	48	
商業貨物等を利用した密輸入	16	18	21	11	24	
	261	328	653	398	948	
	航空貨物等	12	13	15	10	13
	71	80	72	48	22	
海上貨物等	4	5	6	1	11	
	189	248	581	351	926	
船員等による密輸入	10	7	10	3	3	
	27	6	715	475	0	

合 計	174	83	104	151	171
	549	422	1,501	1,159	1,156

(出所) 関税局調査課調

(注1) 航空機旅客等には、航空機乗組員を含み、船員等には、船舶旅客を含む。また、商業貨物等には、別送品を含む。

(注2) 端数処理のため数値が合わないことがある。

参考指標4：金密輸の摘発実績・処分実績

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
摘発件数(件)	119	465	811	1,347	1,088
押収量(Kg)	449	2,032	2,802	6,277	2,119

(出所) 関税局調査課調

(注) 平成30年の押収量は速報値である。

参考指標5：知的財産侵害物品の差止実績

(単位：件)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
輸入差止件数	32,060	29,274	26,034	30,627	26,005

(出所) 関税局業務課調

参考指標6：輸出事後調査実績(実施件数)

(単位：件)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
実施件数	638	577	545	518	513

(出所) 関税局調査課調

参考指標7：関係機関との連携・情報収集の実績

(単位：件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
国内関係機関からの情報入手件数	176	277	238	239	264
密輸情報ダイヤルへの情報提供件数	185	202	167	184	295
国内関係機関との合同取締・犯則調査件数	4,111	4,609	4,817	4,927	5,448

(出所) 関税局監視課、調査課調

(注1) 国内関係機関からの情報入手件数については、国内の関係機関(警察、海上保安部、地方厚生局麻薬取締部、入国管理局等)から入手した社会悪物品等の密輸に関する個別情報(国内で摘発した密輸事件についての通報(文書か否かを問わない)を受けたものを含む。)の件数。

(注2) 密輸情報ダイヤルへの情報提供件数については、各税関に設置されている密輸情報提供のためのフリーダイヤルへの民間からの情報提供件数。

(注3) 国内関係機関との合同取締・犯則調査件数については、国内関係機関(警察、海上保安部、地方厚生局麻薬取締部、入国管理局等)と合同で取締りを行った件数及び社会悪物品等密輸事件を共同で犯則調査した件数。

(単位：件)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
外国関係機関との情報交換件数	21,123	13,389	14,518	20,920	22,872
密輸防止に関する覚書に基づく通報件数	3,238	3,337	2,870	3,252	3,328

(出所) 関税局監視課、調査課調

(注1) 外国関係機関との情報交換件数については、外国税関(含む在京アタッシェ)、WCO(用語集参照)、RILO等からの個別情報及び新聞報道等を含む一般的な情報提供、入手件数。

(注2) 密輸防止に関する覚書に基づく通報件数については、「密輸防止に関する覚書」に係る関係業界団体からの通報件数。

施策	政5-3-3 : 税関手続における利用者利便の向上							
測定指標(定量的な指標)	政5-3-3-A-1 : AEO事業者新規承認数 (単位: 者)							
	年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	達成度	
	目標値	30	30	30	45	35	○	
	実績値	33	44	38	60	41		
	<p>(出所) 関税局業務課調 (注) 平成30年度末現在のAEO事業者数は、699者(うち輸出者239者(貿易額シェアは53.3%)、輸入者98者(貿易額シェアは12.8%)、倉庫業者137者、通関業者218者(者数シェアは23.4%、輸出入申告件数シェアは65.8%)、運送者7者)。 (目標値の設定の根拠) AEO制度(用語集参照)とは、貨物のセキュリティ管理を含む法令遵守の体制が整備された事業者の貨物に関する手続を簡素化・迅速化する制度です。制度の信頼性維持・向上に努めつつ、普及を図ることによって、国際物流全体のセキュリティ向上と円滑化を両立させるための指標であり、目標値は近年の実績値やAEO制度についての相談状況等を踏まえ、設定しました。 (目標の達成度の判定理由) 全体としてAEO事業者の増加のための努力を行ったこと、特に、AEO事業者を対象として平成29年10月から実施された「輸出入申告官署の自由化」の利用を目的として、通関業者からのAEO認定取得についての相談が増加しており、税関において個々の事業者の実情に応じた指導・助言等に努めました。その結果、AEO事業者、とりわけAEO通関業者の新規承認数が増加し、目標値を上回る実績値となったことから、達成度は「○」としました。</p>							
	[主要]政5-3-3-A-2 : 輸出入通関における利用者満足度(上位3段階及び4段階) (単位: %)							
	年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	達成度	
	輸出入者 (上位3段階)	目標値	—	—	65.0	65.0	65.0	×
		実績値	60.1	56.2	56.5	52.3	58.6	
	輸出入者 (上位4段階)	目標値	維持	維持	維持	95.0	95.0	○
実績値		95.8	94.0	97.1	95.4	97.7		
通関業者 (上位3段階)	目標値	—	—	75.0	75.0	75.0	×	
	実績値	72.6	68.4	70.3	71.9	73.3		
通関業者 (上位4段階)	目標値	維持	維持	維持	維持	維持	○	
	実績値	97.3	97.1	95.9	95.0	98.9		
<p>(出所) 関税局業務課調 (注) 輸出入者及び通関業者に対し、輸出入通関手続等について、「大変良い」「良い」「やや良い」「普通」「やや悪い」「悪い」「大変悪い」までの7段階評価で、アンケート調査したものです。 (参考) 利用者満足度については、利用者利便の向上を目指す一方で、水際における密輸取締りや適切な課税の確保のためには、利用者に対して厳正に対処する必要もあり、常に良い評価を得られるとは限らない側面があることから、それらのバランスを考慮して、上位3段階及び4段階で評価することとしました。</p>								

	<p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>輸出入通関制度の改善を図り、利用者の一層の利便向上に努めるとともに、通関手続の適正な運営を図るための指標です。上位4段階の指標については、輸出入者に関しては近年の実績値を踏まえて95%とし、通関業者に関しては平成28年度の実績値が97%以上と極めて高い値であったことからこれを維持することにしました。上位3段階の指標については、輸出入者、通関業者とも近年の実績値を上回る目標値を設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>輸出入者(上位3段階)の実績値は目標値を下回ったため「×」としましたが、輸出入者(上位4段階)の実績値は目標値を上回ったため「○」としました。通関業者(上位3段階)の実績値は前年度実績値を上回ったものの目標値を下回りましたので「×」としましたが、通関業者(上位4段階)の実績値は目標値を上回ったため、達成度は「○」としました。</p>
	<p>施策についての評定 b 進展が大きくない</p>
<p>評定の理由</p> <p>主要な測定指標「輸出入通関における利用者満足度」については、測定指標欄「(参考)」にも記載したとおり、水際における不正薬物等の密輸取締りや公平かつ適正な課税の確保を目的として税関が利用者に対して厳正に対処する必要もあり、「利用者満足度」の観点からは常に良い評価を得られるとは限らない側面があります。</p> <p>輸出入者(上位3段階)の実績値は昨年より向上したものの目標値を下回りましたが、輸出入者(上位4段階)の実績値は目標値を上回りました。通関業者(上位3段階)の実績値は、近年で改善が見られるものの目標値を下回りました。他方、通関業者(上位4段階)の実績値については98.9%という高い水準を達成しました。</p> <p>以上のとおり、目標値に届かず達成度を「×」とした指標があることから、「b 進展が大きくない」としました。</p>	

政5-3-3に係る参考情報

参考指標1：旅具通関に対する利用者の評価

(単位：%)

	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
評価 (上位4段階)	97.4	96.5	97.3	97.7	94.4

(出所) 関税局監視課調

(注) 入国者に対し、旅具通関(用語集参照)手続等について、「大変良い」から「大変悪い」の7段階評価で、アンケート調査したものです。

施策	政5-3-4：税関手続システムの機能拡充及び利用者利便の向上						
測定指標 (定量的な指標)	[主要]政5-3-4-A-1：NACCSの利用状況(システム処理率)						(単位：%)
	年度	平成26年	27年	28年	29年	30年	達成度
	目標値	/			維持	維持	○
	実績値	98.5	98.5	98.8	98.8	99.6	
(出所) 関税局総務課事務管理室調							
(注1) (NACCSにより処理された輸出入申告件数) / (税関への全輸出入申告件数)							
(注2) 「輸出入申告件数」は、輸出入許可、蔵入承認、移入承認、積戻し許可などに係る申告等をいう。							

	<p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>税関への全輸出入申告件数のうちNACCSにより処理された輸出入申告件数の割合で、国際物流の電子化への貢献状況を示す指標であり、近年の実績が98%以上であることを踏まえ、平成29年の実績値を維持することとしました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>平成29年10月に行った大規模なシステム更改により、より一層の利用者利便の向上が図られ、実績値が目標値以上となったことから、達成度は「○」としました。</p>	
測定指標 (定性的な指標)	政5-3-4-B-1：NACCSセンターの監督	
	目標	<p>NACCSの利便性向上等に努めるとともに、NACCSセンターの事業計画の認可等を通じて、適切な監督を行います。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>NACCSの安定稼働が国際物流の円滑化にとって重要であることから、NACCSの利便性向上等に努めるとともに、NACCSを管理・運営するNACCSセンターの適正な業務の運営を確保するためです。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>NACCSセンターの平成31年度事業計画では、システムの安定運用を最優先課題とし、リスクへの事前対応やシステム障害対応訓練を実施すること等が記載されており、NACCSの安定稼働の確保及び利用者利便の向上の観点からも審査を行い、認可しました。</p> <p>平成30年度は障害が発生せず安定稼働していることから、達成度は「○」としました。</p>
施策についての評価	s 目標達成	
評価の理由	<p>主要な測定指標「NACCSの利用状況」については、目標値を上回りました。</p> <p>民間利用者からの要望を受けたプログラム変更を実施するなど利用者利便の向上に努めるとともに、NACCSセンターの適正かつ確実な運営の観点から事業計画の認可を行いました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、「s 目標達成」としました。</p>	

政5-3-4に係る参考情報

参考指標1：NACCSの運用状況（システム稼働率）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
システム稼働率	100.00	100.00%	99.99%	100.00%	100.00%

(出所) 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社調

(注1) システム実稼働時間÷1日のうちメンテナンス時間及び計画的な停止による停止時間を除く時間。

(注2) 年間稼働時間の0.01%のシステム障害が発生するとシステム停止時間は1時間弱(24時間(分換算)×365日×0.01%=52.56分)となる。

施策	政5-3-5 : 税関行政に関する情報提供の充実						
測定指標 (定量的な指標)	政5-3-5-A-1 : 税関ホームページへのアクセス状況 (単位: 者)						
	年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	達成度
	目標値	2,500,000	2,900,000	3,000,000	3,500,000	3,600,000	○
	実績値	2,897,470	2,937,334	3,559,752	3,813,486	4,271,569	
	<p>(出所) 関税局総務課調 (注) 税関ホームページ (http://www.customs.go.jp) の訪問者数を月単位で計測しました。ただし、同一の訪問者 (IP アドレス) は、月内の税関ホームページ訪問回数に関わらず1件として計上しています。</p> <p>(目標値の設定の根拠) 税関の取組については、迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信し、知っていただくよう努めています。実際に国民の皆様を知っていただいているかどうか状況を測定していく必要があるため指標化しています。引き続き取組の周知に努めていく必要があることから、近年の実績値を上回る目標値を設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 目標値を上回る実績値となったことから、達成度は「○」としました。</p>						
	政5-3-5-A-2 : 講演会及び税関見学における満足度 (上位3段階) (単位: %)						
	年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	達成度
	目標値	維持	維持	維持	維持	維持	○
	実績値	92.9	92.2	95.4	94.3	95.1	
	<p>(出所) 関税局総務課調 (注) 講演会や税関見学の参加者に対して、「大変良い」「良い」「やや良い」「普通」「やや悪い」「悪い」「大変悪い」までの7段階評価で、アンケート調査したものです。</p> <p>(目標値の設定の根拠) 税関の取組については、講演会や税関見学の際に分かり易い形で積極的に説明し、理解していただくよう努めています。実際に国民の皆様にとって有益な内容であるかどうか状況を測定していく必要があるため指標化しています。近年の実績値が90%以上であることを踏まえ、直近の実績値を維持することとしました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 近年の実績値を維持できていることから、達成度は「○」としました。</p>						

政5-3-5-A-3：輸出入通関制度の認知度 (単位：%)

年 度		平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	達成度
事前教示 制度	目標値	75.0	75.0	80.0	80.0	80.0	○
	実績値	78.9	79.0	80.0	79.1	89.0	
納期限延 長制度	目標値	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	○
	実績値	78.2	78.0	82.8	80.3	85.0	
AEO制度	目標値	90.0	90.0	維持	90.0	90.0	○
	実績値	87.2	86.4	89.4	89.5	95.1	

(出所) 関税局業務課調

(注) 輸出入者に対し、事前教示制度やAEO制度等の各種通関制度を知っているかどうか、アンケート調査したものです。

(目標値の設定の根拠)

各種通関制度に係る情報提供を行い、利用者の利便性の向上に努めるとともに、実効性ある税関行政実現を図るための指標であり、近年の実績値を踏まえ、目標値を設定しました。

(目標の達成度の判定理由)

各項目について、実績値が目標を達成したことから達成度は「○」としました。

[主要]政5-3-5-A-4：密輸取締り活動に関する認知度 (単位：%)

年 度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	達成度
目標値	80.0	80.0	81.0	85.0	85.0	○
実績値	80.4	83.5	83.4	82.2	89.6	

(出所) 関税局総務課調

(注) 輸出入者や講演会参加者等に対し、麻薬探知犬やX線検査装置による検査などの各密輸取締り活動を知っているかどうか、アンケート調査したものです。

(目標値の設定の根拠)

税関の不正薬物やテロ関連物資等の水際取締りの取組やその重要性については、迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信し、知っていただくよう努めていますが、実際に国民の皆様を知っていただいているかどうか状況を測定していく必要があるため指標化しています。近年の実績値を踏まえ、目標値を設定しました。

(目標の達成度の判定理由)

目標値を達成できたことから、達成度は「○」としました。

測定指標(定量的な指標)

政5-3-5-A-5：税関相談官制度の運用状況（税関相談についての利用者満足度） （単位：％）

年 度		平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	達成度
上位3 段階	目標値	—	—	80.0	80.0	80.0	×
	実績値	72.9	69.8	66.7	68.0	67.6	
上位4 段階	目標値	維持	維持	維持	95.0	96.0	○
	実績値	96.4	95.7	95.9	96.1	97.6	

（出所） 関税局業務課調

（注） 輸出入者、通関業者及び窓口来訪者に対し、税関相談等について、「大変良い」「良い」「やや良い」「普通」「やや悪い」「悪い」「大変悪い」までの7段階評価で、アンケート調査したものです。

（参考） 利用者満足度については、利用者利便の向上を目指す一方で、水際における密輸取締りや適切な課税の確保のためには、利用者に対して厳正に対処する必要もあり、常に良い評価を得られるとは限らない側面があることから、それらのバランスを考慮して、上位3段階及び4段階で評価することとしました。

（目標値の設定の根拠）

税関相談官制度の業務改善を図り、一層効率的な行政サービスを提供するための指標であり、上位4段階の指標については、近年の実績値を踏まえ、十分に高い目標値に、上位3段階の指標については、近年の実績値を上回る目標値を設定しました。

（目標の達成度の判定理由）

上位3段階の指標については、目標値を下回る実績値となったことから、達成度は「×」としました。上位4段階の指標については、目標値を上回る実績値となったことから、達成度は「○」としました。

政5-3-5-A-6：カスタムスアンサー利用件数 （単位：件）

年 度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	達成度
目標値	—	—	—	1,600,000	1,600,000	○
実績値	1,447,352	1,536,354	1,552,290	1,929,582	2,007,358	

（出所） 関税局業務課調

（目標値の設定の根拠）

税関ホームページでは、通関手続等についてのQ&Aを掲載しています（カスタムスアンサー）。平成28年度までは、カスタムスアンサーのトップページへのアクセス件数を目標値に係る指標としていましたが、カスタムスアンサー全体としての利用状況（Q&Aの閲覧回数）、Q&Aの充実度を測定できる指標とするため、平成29年度から、カスタムスアンサーの各ページのアクセス件数の合計を指標として用いることとしました。目標値については、近年のカスタムスアンサー全体へのアクセス件数の実績値を上回る値を設定しました。

（目標の達成度の判定理由）

目標値を大幅に上回る実績値となったことから、達成度は「○」としました。

施策についての評定

a 相当程度進展あり

評定の理由	<p>主要な測定指標政5-3-5-A-4「密輸取締り活動に関する認知度」、測定指標政5-3-5-A-1「税関ホームページへのアクセス状況」、5-3-5-A-2「講演会及び税関見学における満足度（上位3段階）」、5-3-5-A-3「輸出入通関制度の認知度」及び5-3-5-A-6「カスタムスアンサーの利用件数」についてはいずれも目標値を上回ったものの、5-3-5-A-5「税関相談官制度の運用状況（税関相談についての満足度）」のうち（上位3段階）については目標値を下回りました。</p> <p>以上のことから「a 相当程度進展あり」としました。</p>
--------------	---

政5-3-5に係る参考情報

参考指標1：税関相談制度の運用状況（相談処理件数） （単位：件）

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
処理件数	174,195	180,340	175,690	178,620	178,482

（出所） 関税局業務課調

（注） 税関相談官が税関相談を受け付けた件数。

参考指標2：税関ツイッター、税関チャンネル及び税関公式フェイスブックページの利用状況 （単位：件）

	平成30年度
税関ツイッターのフォロワー数（単位：者）	449
税関チャンネルの再生回数（単位：回）	139,954
税関フェイスブックの「いいね」数（単位：者）	308

（出所） 関税局総務課調

（注1） 税関ツイッターと税関フェイスブックの数値は、平成30年度中における増加数

（注2） 税関チャンネルの数値は、掲載されている動画が平成30年度中に再生された回数

評価結果の反映	<p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>政策運営に当たっては、評価結果を踏まえた改善を行ってまいります。</p> <p>適正な納税申告が行われ、関税等の適正な賦課及び徴収が確保されるよう、研修等による関係職員の知識向上を通じて、通関審査及び輸入事後調査（用語集参照）の一層的確な実施を図るとともに、通関業者に対する指導・監督、保税制度の適切な運用等に努めます。</p> <p>また、安全・安心な社会の構築のため、内外関係機関との積極的な連携や情報交換等を行うとともに、近年の密輸事犯の悪質・巧妙化や多様化に対応した取締体制の整備、取締・検査機器等の充実化及び的確な貨物、旅客等のリスク評価を図ることにより、社会悪物品、テロ関連物資、知的財産侵害物品、金地金等の一層効果的な水際取締りが可能となるよう努めます。</p> <p>さらに、国際貿易の安全確保と円滑化を両立させるため、AEO制度の利用拡大に努めていきます。また、職員の資質向上のための研修の充実や、事業者からの相談に丁寧に対応するなど、各種の取組に努め、利用者利便の向上に努めます。これまでも輸出入申告官署の自由化等事業者のニーズを踏まえた施策を実施しており、今後も事業者ニーズの把握に努め、適切な施策を実施してまいります。さらに、引き続きNACCSの安定稼働に努めます。</p> <p>加えて、税関ホームページや説明会等を通じて、利用者ニーズを踏まえつつ、これらの施策や制度のメリット等について、情報をわかりやすく提供・発信することによって税関の取組に対する国民の理解向上や新しい制度等の利用拡大に努めます。その際、ソーシャルメディアを活用した情報提供を充実させることにより、税関の密輸取締り活動に関する認知度の向上に努めます。</p> <p>令和2年度予算概算要求に当たっては、関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上のため、引き続き必要な経費の確保に努めます。</p>
----------------	--

財務省政策評価懇談会における意見

政策目標に係る予算額	区 分		平成28年度	29年度	30年度	令和元年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	30,695,197	31,408,413	33,005,263	/
		補正予算	2,339,007	826,202	1,834,684	
		繰越等	△336,999	△162,335	N. A.	
		合 計	32,697,205	32,072,280	N. A.	
執行額(千円)	30,348,038	30,477,120	N. A.			

(概要)

不正薬物・銃砲等の社会悪物品、テロ関連物資、知的財産侵害物品等の水際取締り強化を図るための機器整備経費のほか、国際物流の迅速化・円滑化及び利用者利便の向上を図るための税関システムの運用に係る経費等、税関手続の処理に係る経費です。

(注) 平成30年度「繰越等」、「執行額」等については、令和元年11月頃に確定するため、令和元年度実績評価書に掲載予定です。

政策目標に関する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	<p>「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）</p> <p>2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱（平成29年12月11日 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）</p> <p>明日の日本を支える観光ビジョン（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）</p> <p>観光ビジョン実現プログラム2018（平成30年6月12日観光立国推進閣僚会議決定）</p> <p>知的財産推進計画2018（平成30年6月12日知的財産戦略本部決定）</p> <p>未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）</p> <p>平成31年度税制改正の大綱（平成30年12月21日閣議決定）</p>
---	--

政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	<p>関税等の賦課・徴収状況：審査・検査における非違発見件数（財務省）、事前教示制度の運用状況（財務省）、輸入事後調査実績（財務省）等</p> <p>社会悪物品等の密輸阻止状況：不正薬物の国内全体押収量（厚生労働省）、不正薬物の水際押収量（財務省）等</p> <p>税関手続き状況：輸入通関における利用者満足度（財務省）、NACC Sの運用状況（輸出入・港湾関連情報処理センター(株)）等</p>
--	--

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	<p>研修等を通じた関係職員の知識向上、輸入事後調査における調査水準の維持・向上に努めたほか、通関業者への指導・監督の充実や、事前教示制度における迅速な回答等に努めました。</p> <p>内外関係機関との積極的連携や情報交換等を行うとともに、近年の密輸事犯の悪質・巧妙化や多様化に対応した取締体制の整備、取締・検査機器等の充実化及び的確な貨物、旅客等のリスク評価を図ることにより、社会悪物品、テロ関連物資、知的財産侵害物品、金地金等の一層効果的な水際取締りが可能となるよう努めました。</p>
--------------------------------	--

	<p>AEO制度の利用拡大に努めたほか、輸出入者等の利用者利便の向上に努めました。NACCSの安定稼働に努めました。</p> <p>税関ホームページや説明会等を通じて情報をわかりやすく提供・発信することによって税関の取組に対する国民の理解向上や新しい制度の利用拡大に努めました。ソーシャルメディアによる積極的な情報発信を行い、税関の密輸取締り活動に関する認知度の向上に努めました。利用者満足度の把握については、利用者の評価をより詳細に把握する観点からアンケート調査項目の見直しを実施しました。具体的には、輸出入通関に係る個々の制度の利便性が低いと回答した者に対して、その理由についての質問項目を設ける等の改善を行いました。</p> <p>また、カスタムスアンサーの掲載内容について掲載内容の更新を行うとともに、税関に問い合わせが多い質問事項について新規掲載を行い、利用者の利便性向上に努めました。</p> <p>平成31年度予算概算要求に当たっては、関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上のため、引き続き必要な経費の確保に努めました。</p>
--	--

担当部局名	関税局（業務課、総務課、監視課、調査課、参事官室（国際交渉担当）、参事官室（国際協力担当）、事務管理室、税関調査室）、関税中央分析所	政策評価実施時期	令和元年6月
--------------	--	-----------------	--------

政策目標6-1：外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保

<p>上記目標の概要</p>	<p>世界各国の経済の相互連関が深まり、国際的な資金移動が活発化する中で、我が国と外国との間の資金移動が円滑に行われる環境を整えるとともに、国際金融システムを安定させることが重要です。</p> <p>このような認識の下、財務省では、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づいて外国為替制度の運営に当たっているほか、国際金融システムの安定に向けた制度強化に取り組んでいます。特に、我が国と密接な経済的結びつきを有するアジア地域の経済の安定は重要であり、域内における地域金融協力を更に強化していきます。また、テロ資金供与や大量破壊兵器の拡散への資金支援といった国際金融システムの濫用の防止にも取り組んでいきます。</p> <p>（上記目標を達成するための施策）</p> <p>政6-1-1：外国為替市場の安定</p> <p>政6-1-2：国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画</p> <p>政6-1-3：アジアにおける地域金融協力の推進</p> <p>政6-1-4：テロ資金や北朝鮮の核関連及び大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応</p>
----------------	---

政策目標6-1についての評価結果

政策目標についての評価 **S** 目標達成

<p>評価の理由</p>	<p>全ての施策が「S 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p>
<p>政策の分析</p>	<p>（必要性・有効性・効率性等）</p> <p>G20（用語集参照）、G7（用語集参照）等の国際的な枠組への参画は、世界経済の安定を通じて我が国経済の健全な発展を実現するために重要な意義のある取組であり、引き続き取り組んでいくべきです。また、アジア地域の経済の安定のため、同地域における地域金融協力を強化していくことが重要です。</p> <p>財務省単独で解決することが困難な政策課題に関しては、G20各国や国際金融機関等の多様な主体と適切に連携して効率的に実行しています。</p>

施策 政6-1-1: 外国為替市場の安定								
[主要] 政6-1-1-A-1: 外国為替市場の安定に向けた取組、外貨準備の運用状況、国際金融市場動向にかかる正確かつ適時な情報の提供								
測定指標 (定量的な指標)	作成頻度		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	達成度
	外国為替平衡操作実施状況(月ベース)	月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	○
	外国為替平衡操作実施状況(日ベース)	年4回	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	
	外貨準備等の状況	月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	
	外国為替資金特別会計の外貨建資産の内訳及び運用収入の内訳等	年1回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	
	国際収支状況	月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	
	本邦対外資産負債残高	年1回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	
	オフショア勘定残高	月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	
	対外及び対内証券売買契約等の状況	月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	
	達成割合		100%	100%	100%	100%	100%	
<p>(出所) 国際局為替市場課 (目標値の設定の根拠) 外国為替市場の安定に資するため、外国為替平衡操作実施状況・外貨準備等の状況や国際収支状況等について、引き続き正確にかつ適時公表することとし、上記目標値を設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 外国為替市場の安定に資するため、平成30年度においても適切な作成かつ遅滞なく適時の公表を行いましたので、達成度は「○」としました。</p>								
施策についての評定		s 目標達成						
評定の理由	<p>外国為替市場の安定に関しては、国際金融市場のモニタリングや各国当局との意見交換、国際協調等を実施してきました。国内においても、金融庁や日本銀行とも協力し、国際金融市場の動向把握に努めました。</p> <p>イタリア・バーリでの、G7財務大臣・中央銀行総裁会議(平成29年5月12-13日)では、「為替レートは市場において決定されること」、「競争力のために為替レートを目標にはしないこと」、「為替レートの過度の変動や無秩序な動きは、経済及び金融の安定に対して悪影響を与え得ること」等を再確認しましたが、こうした為替に関する認識をG7シャルルボワサミット(平成30年6月8-9日)においても首脳間で再確認し、サミットコミュニケとして発出しました。</p> <p>また、G20ブエノスアイレス財務大臣・中央銀行総裁会議(平成30年3月19-20日)の共同声明においては、「強固なファンダメンタルズや健全な政策、強靱な国際通貨システムは、為替レートの安定に不可欠であり、強固で持続可能な成長や投資に貢献する」、「柔軟な為替レートは、場合によっては、ショックを吸収するものになりうる」、「為替レートの過度な変動や無秩序な動きが、経済及び金融の安定に</p>							

対して悪影響を与え得る」などの認識を改めて共有し、G20ブエノスアイレス財務大臣・中央銀行総裁会議（平成30年7月21-22日）やG20ブエノスアイレスサミット（平成30年11月30-12月1日）においても同様の認識を確認し、コミュニケとして発出しました。

外国為替資金特別会計の保有する外貨資産に関しては、安全性及び流動性に最大限留意しつつ、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求する運用を行い、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買に備えました。

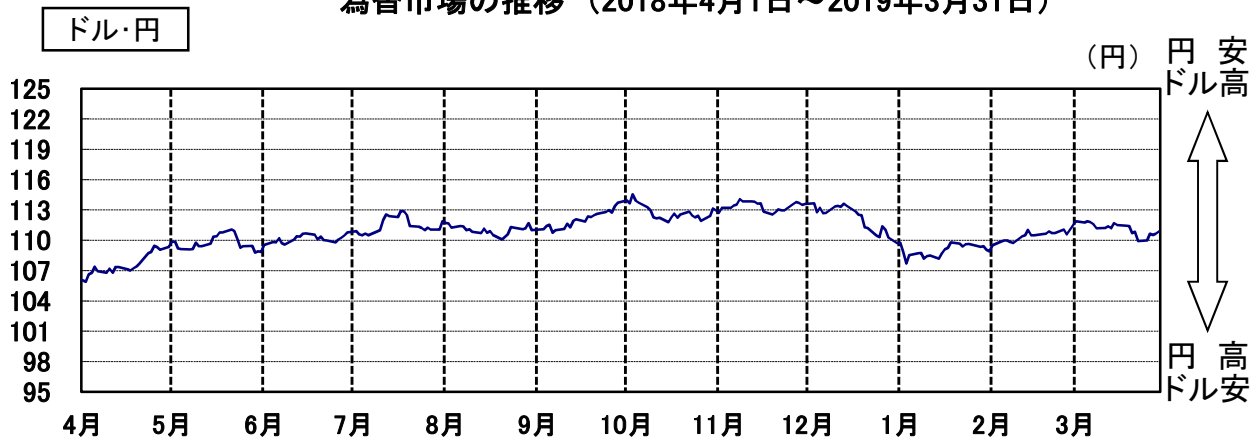
国際収支統計及び対外資産負債残高統計に関しては、平成26年に移行したIMF国際収支マニュアル第6版に基づく統計について、適切な作成・公表を行いました。

以上のとおり、測定指標の達成度が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

政6-1-1に係る参考情報

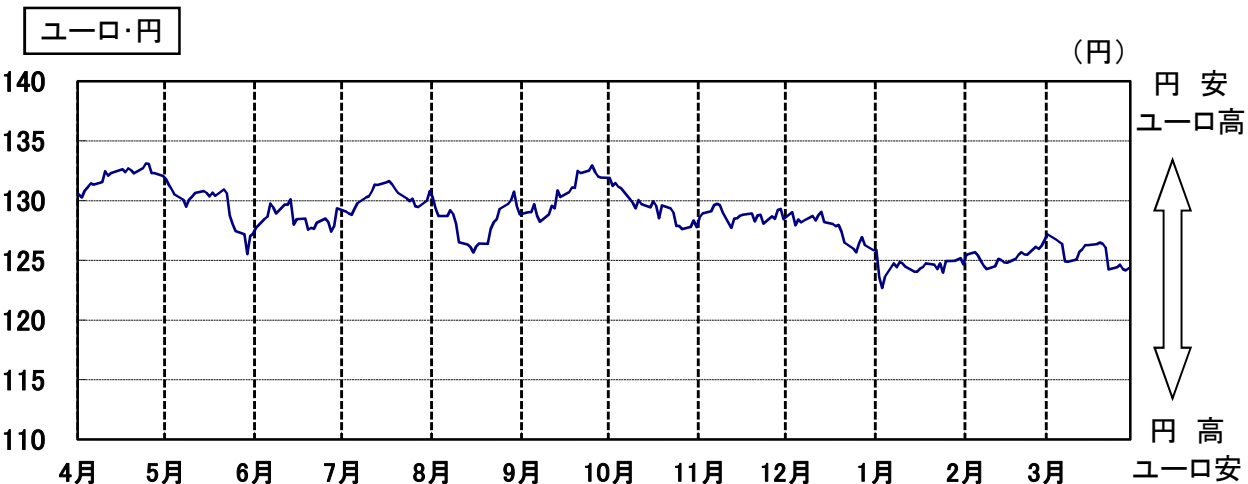
参考指標1：為替相場の動向

為替市場の推移（2018年4月1日～2019年3月31日）



(出所) Bloomberg (日次、NY終値)より財務省国際局為替市場課作成

	円の最安値	円の最高値	最高値と最安値の変化幅
平成30年度	114円55銭 (30年10月4日)	104円10銭 (31年1月3日)	10円45銭 (9.1%)
29年度	114円75銭 (29年11月6日)	104円56銭 (30年3月26日)	10円19銭 (8.9%)
28年度	118円66銭 (28年12月15日)	99円00銭 (28年6月24日)	19円66銭 (16.6%)



(出所) Bloomberg (日次、NY終値)より財務省国際局為替市場課作成

参考指標 2 : 国際収支動向

国際収支状況

(単位:億円)

	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
経常収支	87,031	182,957	216,686	221,749	194,144
貿易収支	-66,389	2,999	57,863	45,396	7,068
輸出	756,403	731,761	708,026	782,829	803,171
輸入	822,792	728,762	650,163	737,434	796,103
サービス収支	-27,728	-13,140	-13,779	-4,567	-6,378
第一次所得収支	200,488	213,195	193,646	202,668	210,652
金融収支	142,128	242,833	249,879	206,805	214,974
直接投資(資産)	151,669	177,699	213,836	167,277	246,679
“(負債)	17,755	15,881	36,308	21,998	42,634
証券投資(資産)	292,558	384,090	160,810	168,566	255,682
“(負債)	241,469	83,748	109,076	99,915	187,045
その他投資(ネット)	-92,303	-220,147	7,363	-48,460	-92,361

(出所) 財務省「国際収支統計」

(注1) 金融収支の符号は「+」は資産、負債又はネットの増加、「-」は資産、負債又はネットの減少を示す。

(注2) 平成30年度実績値は速報値。令和元年7月にデータが更新されるため、令和元年度実績評価書に確定値を掲載予定。

直接投資・証券投資の地域別状況(国際収支ベース)

(単位:億円)

		資産(本邦資本)		負債(外国資本)	
		直接投資	証券投資	直接投資	証券投資
世界	平成29年度	167,277	168,566	21,998	99,915
	30年度	246,679	255,682	42,634	187,045
米国	29年度	49,507	-52,915	3,714	9,295
	30年度	32,763	39,417	9,159	-84,040
EU	29年度	40,557	73,526	3,887	424,690
	30年度	63,321	121,882	15,275	449,310
アジア	29年度	46,258	15,324	7,878	-62,147
	30年度	64,494	6,858	6,891	21,571

(出所) 財務省「国際収支統計」

(注1) 符号は「+」は資産又は負債の増加、「-」は資産又は負債の減少を示す。

(注2) 平成30年度実績値は速報値。令和元年7月にデータが更新されるため、令和元年度実績評価書に確定値を掲載予定。

参考指標 3：対外資産負債残高

主要国の対外資産負債残高（円ベース比較）

	対外純資産額
日本	341兆5,560億円（平成30年末）
アメリカ	▲1,076兆9,500億円（平成30年末）
イギリス	▲20兆 926億円（平成30年末）
ドイツ	260兆2,760億円（平成30年末）
フランス	▲33兆9,869億円（平成30年末）
イタリア	▲8兆7,573億円（平成30年末）
カナダ	42兆9,458億円（平成30年末）
中国	236兆 779億円（平成30年末）

（出所）日本：財務省資料、英国：英国統計局資料、その他：IMF資料

（注）日本以外の計数は、IMFで公表されている年末の為替レートにて円換算。

参考指標 4：外貨準備動向

（単位：百万ドル）

	平成26年度末	27年度末	28年度末	29年度末	30年度末
外貨準備高	1,245,316	1,262,099	1,230,330	1,268,287	1,291,813

（出所）財務省「外貨準備等の状況」(https://www.mof.go.jp/international_policy/reference/official_reserve_assets/data.htm)

参考指標 5：外国為替平衡操作の実施状況

	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
金額	0円	0円	0円	0円	0円

（出所）財務省「外国為替平衡操作の実施状況」(https://www.mof.go.jp/international_policy/reference/feio/data.htm)

施策	政6-1-2：国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画	
測定指標 （定性的な指標）	[主要] 政6-1-2-B-1：国際金融システムの安定に向けた国際的な協力への参画	
	目標	<p>G20、G7等の国際的な枠組において積極的に貢献するとともに、国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>国際金融システムの安定を実現し、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すためには国際的な協力が重要なためです。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>平成30年4月、7月、10月に開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議、同年11-12月に開催されたG20ブエノスアイレスサミットなどの場において、世界経済に関する議論に積極的に参画したほか、我が国の経済政策について説明し、各国の理解を得ました。より強固で持続可能かつ均衡ある成長に向けたG20全体の計画である「ブエノスアイレス行動計画」の策定に当たっては、日本の成長戦略の取組を具体的に説明・発信すること等を通じて議論に貢献しました。</p>
	達成度	○

また、平成30年12月には、アルゼンチンの次の議長国として、日本議長下でのG20財務トラックのプライオリティに関する大臣談話を発表しました。日本議長下のG20財務トラックでは、「世界経済の持続可能で包摂的な成長の実現のための基盤づくり」の観点から「Ⅰ. 世界経済ーリスクと課題」、「Ⅱ. 成長力強化のための具体的取組」、及び「Ⅲ. 技術革新・グローバル化がもたらす経済社会の構造変化への対応」の3つの柱に沿って議論を進めることを各国に説明しました。

【日本議長下のG20 財務大臣・中央銀行総裁会議におけるプライオリティ】

Ⅰ. 世界経済ーリスクと課題

- (A) 世界経済リスクのサーベイランス
- (B) グローバル・インバランス問題への対処
- (C) 高齢化の課題・政策対応成長力強化のための具体的取組

Ⅱ. 成長力強化のための具体的取組

- (D) 質の高いインフラ投資
- (E) 自然災害に対する強靱性の強化
- (F) 途上国におけるUHC(Universal health Coverage)ファイナンスの強化
- (G) 低所得国における債務透明性の向上及び債務持続可能性の確保

Ⅲ. 技術革新・グローバル化がもたらす経済社会の構造変化への対応

- (H) 国際租税
- (I) 金融市場の分断を回避する国際的な連携・協力
- (J) 金融セクターにおける技術革新ー機会と課題

これらの日本議長下でのG20財務トラックのプライオリティは、G20各国から支持を得るとともに、世界経済の持続可能で包摂的な成長の基盤づくりに向けた議論の進展に大きく貢献しました。

G7では、平成28年に議長国を務めた経験を踏まえ、積極的に議論に参加し、カナダ議長下において平成30年5月のG7ウィスラー財務大臣・中央銀行総裁会議での「包摂的な成長」に関する議論や、6月のG7シャルルボワ・サミットで発出された「平等と経済成長に関するシャルルボワ・コミットメント」の策定に貢献するなど、世界経済や国際金融システムの安定に向けて、議論をリードしました。

また、IMFの関連では、IMF融資制度改革の議論に参画し、建設的な検討を行うなど、IMFの機能強化に向けて主導的な役割を果たしました。また、平成28年1月に発効に至ったIMFの第14次クォータ見直しに続き、第15次クォータ見直しを令和元年10月のIMF・世銀総会までに完了させるべく、IMFのガバナンス向上につながる議論に積極的に貢献しました。

IMFの組織の在り方に関しては、IMFの正統性、有効性、信頼性を高めるために、IMFスタッフの出身地域、学業・職業の経歴等多様性を改善する必要があることに加え、日本から人材面でも貢献を行う準備があることを、引き続き主張しました（IMFにおける日本人職員数等（日本人幹部職員数等）については、参考指標2参照）。

上記実績の通り取組を積極的に推進することができたため、達成度を「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	<p>国際金融システムの安定に関しては、G20やG7における国際的な議論・取組に積極的に参画しました。G20としての「ブエノスアイレス行動計画」策定の取組に対しては、現在進行中である日本の成長戦略の取組を具体的に説明・発信することを通じて大きく貢献しました。また、令和元年のG20議長国として前議長国アルゼンチンと協働し、議論に貢献しました。</p> <p>IMFに関しては、IMFのガバナンスや機能強化等の議論に積極的に参画しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>

政6-1-2に係る参考情報

参考指標1：国際通貨基金（IMF）への主要国出資

国名	出資額（億SDR）	シェア（%）
米	829.9	17.46
日	308.2	6.48
中	304.8	6.41
独	266.3	5.60
英	201.6	4.24
仏	201.6	4.24

（出所）IMF公表統計等

（注）SDR（Special Drawing Right）は、金やドル等の既存の準備資産を補完するための公的準備資産として創設されたもの。1SDR＝約1.39米ドル（平成31年4月現在）

参考指標2：国際通貨基金（IMF）の活動状況

IMFの融資状況（平成31年3月末現在）（単位：億SDR）

一般資金勘定融資残高（借入国：29か国）	560.1
譲許的融資残高（借入国：52か国）	64.0

（出所）IMFウェブサイト（<http://www.imf.org>）

IMFにおける日本人職員数等（日本人幹部職員数等を含む）

	平成26年4月	27年4月	28年4月	29年4月	30年4月
日本人職員数	57 (20)	53 (18)	55 (19)	56 (18)	61 (19)
日本人幹部職員数	8	6	6	5	6
日本人比率	2.69%	2.45%	2.47%	2.48%	2.64%

（出所）IMF公表統計等

（注1）（ ）内は女性職員数。

（注2）日本人幹部職員数は、審議役以上を指す。

（注3）マネジメントを含み、サポートスタッフを除く。

施策	政6-1-3：アジアにおける地域金融協力の推進	
測定指標（定性的な指標）	[主要]政6-1-3-B-1：アジアにおける地域金融協力への取組	
	目 標	<p>チェンマイ・イニシアティブ（CMIM）やアジア債券市場育成イニシアティブ（ABMI）等の地域金融協力や、二国間の金融協力を積極的に推進していきます。</p> <p>（目標の設定の根拠） アジア地域での金融協力を強化することは、地域金融市場の安定を図る上で重要なためです。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>地域金融協力を一層強化する観点から、CMIMについては、IMFとの連携強化のための合同テストランを実施し、CMIMの即時性・有効性の向上のための機能強化の取組を進めました。</p> <p>域内の経済監視を行う機関であるASEAN+3マクロリサーチオフィス（AMRO）に関しては、サーベイランス機能や分析ツールの強化をはじめとするAMROの機能強化や、CLMV（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）をはじめとする域内国家の能力向上のための技術支援を推進しました。</p> <p>更に、ABMIにも積極的に取り組んでおり、CGIF（信用保証・投資ファシリティ：用語集参照）の一層の業務拡大を可能とする増資や、現地通貨建て債券の情報を提供するウェブサイトの拡充などを通じて、投資家が市場にアクセスしやすい環境整備等を推進しました。</p> <p>ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議のプロセスについては、平成30年5月にマニラで開催された同会議において、CMIMの強化、AMROの組織強化、ABMIの推進等地域金融協力強化のための議論を主導しました。また、同会議では、我が国が主導し、世界銀行の技術支援のもと、東南アジア諸国の自然災害に対する強靱性の向上を目的とした東南アジア災害リスク保険ファシリティ（SEADRIF）の設立に合意することができました。</p> <p>二国間財務・金融協力に関しては、平成30年8月31日に中国との間で日中財務対話を開催し、両国のマクロ経済情勢やG20及びASEAN+3といった多国間の枠組について活発な意見交換を行ったほか、日中金融協力に関する同年5月の日中首脳の合意に沿って相手国での企業活動を支えるため、日中の金融機関に対して中央銀行を通じて現地通貨を供給する日中通貨スワップ取極の締結のための作業を速やかに進めることなどに合意しました。その上で、同年10月に、中国との間で同取極が締結されました。また、インドとの間では、平成30年10月の日印首脳会談を経て、インドにおいて対外商業借入規制の緩和が行われたことに加え、平成31年2月には金融・経済協力の強化を通じた経済・貿易関係の一層の発展及び金融市場の安定のため、二国間通貨スワップ取極（用語集参照）がインドとの間で締結されました。更に、シンガポール・インドネシア・タイとの二国間通貨スワップ取極を、米ドルだけでなく円でも引き出し可能とした上で契約期限を延長するなど、アジア各国との二国間金融協力の強化を通じ、アジアにおける金融市場の環境整備を支援しました。</p>
達成度	<p>○</p>	

		上記実績の通り積極的に推進することができたため、達成度を「○」としました。	
施策についての評定		s 目標達成	
評定の理由	<p>地域金融協力に関しては、平成30年5月にマニラで開催されたASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議において、CMIMの強化、AMROの組織強化、ABMIの推進等地域金融協力強化のための議論を主導したほか、我が国が主導し、世界銀行の技術支援のもと、東南アジア諸国の自然災害に対する強靱性の向上を目的としたSEADRIFの設立について合意に達しました。</p> <p>二国間財務・金融協力に関しては、中国との間で日中財務対話を開催して意見交換を行い、平成30年10月には通貨スワップ取極の締結を行いました。インドとの間では、平成31年2月に金融・経済協力の強化を通じた経済・貿易関係の一層の発展及び金融市場の安定のため二国間通貨スワップ取極を締結しました。これに加え、シンガポール・インドネシア・タイとの二国間通貨スワップ取極を、米ドルだけでなく円でも引き出し可能とした上で契約期限を延長するなど、アジア各国との二国間金融協力の強化を通じ、アジアにおける金融市場の環境整備を支援しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>		

政6-1-3に係る参考情報

参考指標1：チェンマイ・イニシアティブのマルチ化における各国の貢献額と買入可能総額

		貢献額 (億ドル)		貢献割合 (%)		借入乗数	借入可能総額 (億ドル)
日中韓		1,920.0		80.00			1,173.0
中国	中国 (香港除く)	768.0	684.0	32.00	28.50	0.5	342.0
	香港		84.0		3.50		
日本		768.0		32.00		0.5	384.0
韓国		384.0		16.00		1	384.0
ASEAN		480.0		20.00			1262.0
インドネシア		91.04		3.793		2.5	227.6
タイ		91.04		3.793		2.5	227.6
マレーシア		91.04		3.793		2.5	227.6
シンガポール		91.04		3.793		2.5	227.6
フィリピン		91.04		3.793		2.5	227.6
ベトナム		20.0		0.833		5	100.0
カンボジア		2.4		0.100		5	12.0
ミャンマー		1.2		0.050		5	6.0
ブルネイ		0.6		0.025		5	3.0
ラオス		0.6		0.025		5	3.0
合計		2,400.0		100.00			2,435.0

(出所) 国際局地域協力課調 (平成31年3月時点)

参考指標 2 : ASEAN+3 (除く日本) の現地通貨建て債券市場の規模

(単位: 10億ドル)

	平成 9年	14年	26年	27年	28年	29年	30年	対前年比
中国	58	342	5,273	6,248	7,129	8,739	9,453	8.2%
香港	45	68	194	208	236	244	249	2.0%
韓国	36	486	1,703	1,720	1,714	2,020	2,014	-0.3%
インドネシア	3	56	123	127	163	184	197	7.1%
マレーシア	-	79	316	261	260	318	339	6.7%
フィリピン	-	27	104	101	98	110	116	5.6%
シンガポール	24	61	244	228	232	272	295	8.8%
タイ	11	47	281	278	303	346	385	11.2%
ベトナム	-	-	42	41	44	48	51	7.1%
合計	176	1,167	8,279	9,212	10,179	12,280	13,099	6.7%

(出所) ADB “Asian Bonds Online”

(注) 数値は国債及び社債の年末発行残高

施策	政6-1-4: テロ資金や北朝鮮の核関連及び大量破壊兵器の拡散等に関する資金等による国際金融システムの濫用への対応		
測定指標 (定性的な指標)	[主要] 政6-1-4-B-1: 国連安保理決議及び国際協調等に基づく制裁措置の実施等		
	目標	<p>国連安保理決議等を踏まえ、外為法に基づく資産凍結の措置等の着実な実施を図ります。</p> <p>また、国際社会と協調し、資金洗浄・テロ資金対策に関するFATF（金融活動作業部会）勧告の実施等を関係省庁と協力して推進していきます。</p> <p>更に、金融機関等における外為法等の遵守体制の整備・強化を図るとともに、制裁措置の実効性の確保及びFATF勧告の着実な実施等を図るため、内部監査ヒアリングを含む外国為替検査を実施していきます。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>(目標の設定の根拠)</p> <p>国連安保理決議等を踏まえた外為法に基づく資産凍結の措置等の着実な実施が、国際金融システムの安定に資するためです。</p> <p>国連安保理決議等を踏まえ、タリバーン関係者等及び北朝鮮の核・ミサイル計画等に関与した者等に対して、外為法に基づく資産凍結等の措置を着実に実施しました。</p> <p>タリバーン関係者その他のテロリスト等に対しては、平成13年9月以降、累次にわたって外為法に基づく資産凍結等の措置を講じてきており、平成30年度においては、11個人・団体を措置の対象に追加し、4個人に対する措置を解除しました。これにより、平成30年度末時点で外為法に基づく資産凍結等の措置の対象に指定されているタリバーン関係者その他のテロリスト等は計510個人・団体となりました。</p> <p>特に、北朝鮮に関しては、外為法に基づき、国連安保理で指定された22個人・団体に対し、資産凍結等の措置を実施しました。これにより、平成30年度末時点</p>	○

で北朝鮮関連の外為法に基づく資産凍結等の措置の対象者は236個人・団体となりました（参考指標1参照）。

また、関係省庁と緊密に連携して、F A T F 勧告実施に向けた国内法令整備のための取組や、その履行状況の有効性を高める取組を推進し、平成31年度（令和元年度）に行われる第四次対日相互審査（注）に向けた対応を着実に進めたほか、国内のF A T F 勧告実施を推進するため、他国の審査に係る会合を含めF A T F 関連会合にも出席し、他国の事例等に関する情報を収集し、国内の関係者に積極的に還元しました。

（注）平成24年に策定されたFATF勧告を用いた審査であり、法令整備状況に加え、有効性も審査対象となっています。

更に、財務局とも連携し、「外国為替検査マニュアル」及び平成30年9月26日に制定した「外国為替検査ガイドライン」（注）に基づく外国為替検査を行い、資産凍結等の措置の実効性の確保及びF A T F 勧告の着実な実施等を図りました（参考指標2参照）。

（注）外国為替検査マニュアルには、資産凍結等経済制裁に関する外為法令を始めとした法令の遵守状況等を確認するためのチェックリストが定められていました。平成30年9月26日に制定した外国為替検査ガイドラインは、外国為替検査マニュアルを発展的に改組し、検査先が主体的かつ積極的にリスクベースアプローチを踏まえた外為法令等の遵守を促進できるよう、必要な態勢整備等に関する具体的な検査項目が定められています。

平成30年度は計123の金融機関等に対し外国為替検査を実施し、検査先における法令遵守体制の整備状況や個別取引における法令遵守状況を検証しました。平成30年度は、北朝鮮関係送金などのリスクが高い分野に重点を置いた検査を実施しました。また、外国為替検査マニュアルに基づく検査においては、検査の効率性及び有効性を高める観点から、立入検査前に金融機関の内部監査部門へのヒアリングを行い、その状況により立入検査の項目や日数に差を設ける「内部監査ヒアリング」を引き続き実施しました。更に、平成30年9月の外国為替検査ガイドライン制定以降は、内部監査ヒアリングを改組し、検査計画の策定や個別検査における重点検査事項の選定等に活用するため、検査先の業務状況や外為法令等を遵守するための内部管理態勢を実地検査前に把握するオフサイトでのモニタリングを実施しました。

上記のほか、平成30年度は計27の各財務局・業界団体が主催する説明会等の機会を捉え、資産凍結等の措置の実効性の確保及びF A T F 勧告の着実な実施に係る講演を実施しました。

更に、対内直接投資等に関して、国の安全の見地から安全保障上重要な技術の流出や防衛生産・技術基盤の棄損等を防ぐため、平成31年3月に、集積回路製造業等を届出審査対象業種に追加する告示改正に係るパブリックコメントを実施しました（本改正は、令和元年5月27日に告示し、同年8月1日から適用。）。

以上のとおり、平成30年度においては、外為法に基づく資産凍結等の措置を行ったほか、F A T F 勧告の実施に向けた国内法令整備のための取組を推進するとともに、これらの着実な実施のための外国為替検査及び対外的な情報発信を適切に実施したこと、対内直接投資等に関して、届出審査対象業種を追加する告示改正に係るパブリックコメントを実施したことから、達成度を「○」としました。

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	<p>タリバーン関係者等及び北朝鮮の核・ミサイル計画等に関与した者等に対して、平成30年度も、国連安保理決議に基づく資産凍結等の措置を適切に実施しました。</p> <p>また、F A T F 勧告実施のために関係省庁と緊密に連携して取組を推進するとともに、F A T F 関連会合に出席して収集した情報を国内に還元する等、平成31年度（令和元年度）に行われる第四次対日相互審査に向けた対応を進める等、F A T F 勧告の実施に向けた取組を進めました。資産凍結等の措置の実効性の確保及びF A T F 勧告の着実な実施等を図るため、北朝鮮関係送金などのリスクが高い分野に重点を置いた外国為替検査を実施するとともに、外国為替検査マニュアルに基づく検査では、検査の効率性及び有効性を高める観点から、立入検査に先立ち金融機関への内部監査のヒアリングを実施しました。平成30年9月の外国為替検査ガイドライン制定以降は、これまで実施していた内部監査ヒアリングを改組し、検査計画の策定や個別検査における重点検査事項の選定等に活用するため、検査先の業務状況や外為法令等を遵守するための内部管理態勢を実地検査前に把握するオフサイトでのモニタリングを実施しました。</p> <p>上記のほか、各財務局や業界団体が主催する説明会等において、資産凍結等の措置の実効性の確保及びF A T F 勧告の着実な実施等に係る講演を実施しました。</p> <p>更に、外為法に基づく対内直接投資等に関して、制度所管省庁として事業所管省庁と連携し、国の安全の見地から事前届出対象業種の見直しに係る検討を行い、パブリックコメントを実施しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>

政6-1-4に係る参考情報

参考指標1：テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数【再掲（総5-1）（4）】

参考指標2：外国為替検査の実施状況

（単位：件、人日）

	検査実施件数				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
都市銀行 信託銀行	1	3	2	6	3
在日外国銀行	3	16	11	6	9
地方銀行	2	33	32	29	22
信用金庫	27	66	50	42	35
その他金融機関	—	7	9	6	1
資金移動業者	1	3	11	4	10
両替業者	8	16	22	34	43
計	42	144	137	127	123
延べ人日数	371	1,385	1,270	1,408	1,289

（出所）国際局調査課為替実査室調

（注）平成26年度は、新たな検査手法の導入に向けた検討作業等を行ったため、検査実施件数は例年より減少した。なお、平成30年度は検討作業等の一環として、内部監査ヒアリング調査を計170件実施した。

評価結果の反映	<p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>今後とも、G20声明やG7声明で確認されている考え方を踏まえつつ、各国当局との意見交換や国際協調等を行うなど、外国為替市場の安定に向けた取組を行っていきます。また、外国為替資金特別会計の保有する外貨資産に関しては安全性及び流動性に最大限留意しつつ、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求する運用を行い、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買に備えます。</p> <p>世界経済の持続的発展等を目的として、G20、G7等の国際的な枠組において積極的に貢献します。とりわけ、令和元年のG20議長国として、G20における議論を主導します。また、国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行うとともに、IMFのガバナンスや機能強化の議論にも積極的に貢献します。</p> <p>ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁プロセスでは、CMIM、AMROの強化及びABMIを推進していきます。</p> <p>また、ASEAN諸国との二国間金融協力の枠組等を通じて、より率直かつ密接な意見交換を行っていきます。</p> <p>各国・関連国際機関等との協力、外為法及び「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(犯収法)の実効性の確保や、平成31年度(令和元年度)に行なわれる第四次対日相互審査への対応も見据えたFATF勧告の実施に向けた更なる取組の推進、タリバーン関係者その他のテロリスト等に係る資産凍結等の措置等を適切に実施していきます。併せて、外国為替業務を行っている金融機関等を対象とするオフサイトモニタリングの結果を考慮しつつ、外国為替検査を適切に実施して参ります。</p> <p>また、平成30年度政策評価結果を踏まえ、国際的な取組への参画及び外国為替資金の運営のため、必要な経費の確保に努めます。</p>
---------	--

財務省政策評価懇談会における意見

政策目標に係る予算額	区 分		平成28年度	29年度	30年度	令和元年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	890,144,814	613,964,179	670,436,698	746,261,160
		補正予算	—	—	—	
		繰越等	—	—	N.A.	
		合 計	890,144,814	613,964,179	N.A.	
執行額(千円)		69,784,460	69,921,708	N.A.		

(概要)

政府短期証券の利子の支払に充てるための国債整理基金特別会計への繰入れ等に必要な経費です。

(注)平成30年度「繰越等」、「執行額」等については、令和元年11月頃に確定するため、令和元年度実績評価書に掲載予定です。

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	<p>第193回国会 総理大臣施政方針演説(平成29年1月20日)</p> <p>未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定)</p>
---------------------------	--

政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	外国為替等の状況：国際収支状況、本邦対外資産負債残高、外貨準備等の状況、外国為替資金特別会計の外貨建資産の内訳及び運用収入の内訳等、外国為替平衡操作実施状況（月ベース）、外国為替平衡操作実施状況（日ベース）、オフショア勘定残高、対外及び対内証券売買契約等の状況（財務省ウェブサイト）
--	---

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	<p>G20声明やG7声明で確認されている考え方を踏まえつつ、各国当局との意見交換や国際協調等を行うなど、外国為替市場の安定に向けた取組を行いました。また、外国為替資金特別会計の保有する外貨資産に関しては、安全性及び流動性に最大限留意しつつ、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求する運用を行い、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買に備えました。</p> <p>世界経済の持続的発展等を目的として、G20、G7等の国際的な枠組を通じ、国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話を積極的に行うなど、一層協働して国際金融システムの安定に向けた取組を進めました。またIMFのガバナンスや機能強化の議論に積極的に貢献しました。</p> <p>ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁プロセスでは、CMIM、AMROの強化及びABMIを推進しました。また、アジア各国との二国間金融協力の枠組等を通じて、率直かつ密接な意見交換を行いました。</p> <p>各国・関連国際機関等との協力、外為法及び「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（犯収法）の実効性の確保、FATF勧告の実施に向けた更なる国内措置の検討、タリバーン関係者その他のテロリスト等に係る資産凍結等の措置等を適切に実施しました。</p> <p>また、平成29年度政策評価結果を踏まえ、国際的な取組への参画及び外国為替資金の運営のため、必要な経費の確保に努めました。</p>
--------------------------------	---

担当部局名	国際局（総務課、調査課、国際機構課、地域協力課、為替市場課）	政策評価実施時期	令和元年6月
--------------	--------------------------------	-----------------	--------

政策目標6-2：開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

上記目標の概要	<p>世界経済の中で大きな地位を占める我が国として、自由かつ公正な国際経済社会の実現やその安定的発展に向け、開発途上国における貧困の問題や地球環境問題等の課題への対応を含む国際的な協力を積極的に取り組むことが求められています。こうした状況に鑑み、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。国際協力機構（JICA）の有償資金協力や国際協力銀行（JBIC）による支援については、現地の社会・経済への貢献等の要素を備える「質の高いインフラ投資」の実現も含め、開発途上国の経済発展を支援していく観点から、重点的に取り組んでいきます。</p> <p>（上記目標を達成するための施策）</p> <p>政6-2-1：ODA等の効率的・戦略的な活用</p> <p>政6-2-2：有償資金協力（国際協力機構（JICA））を通じた支援並びに国際協力銀行（JBIC）及び国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援等</p> <p>政6-2-3：債務問題への取組</p> <p>政6-2-4：開発途上国に対する知的支援</p>
---------	---

政策目標6-2についての評価結果

政策目標についての評価	S 目標達成
評価の理由	<p>全ての施策が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p>
政策の分析	<p>（必要性・有効性・効率性等）</p> <p>円借款やJBIC業務等の実施を含む取組は、開発途上国の安定的な経済社会の発展に重要かつ必要です。</p> <p>ODAの効率的・戦略的な活用、MDBsを通じた積極的な支援への参画等は、開発途上国の安定的な経済社会の発展に貢献しています。</p> <p>MDBs及び諸外国との援助協調の推進、官民連携やNGOとの連携の促進、国別開発協力方針の策定等を通じて、ODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組むなど、業務の効率化に努めています。</p> <p>（平成30年度行政事業レビューとの関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アジア開発銀行貧困削減日本基金（JFPR）への拠出 他19事業 <p>国際開発金融機関等への拠出等については、行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、PDCAサイクルを強化し、効果的な拠出に努めるとともに、各政策目的に沿った成果目標（アウトカム）の設定についても引き続き検討に努めました。（事業番号0031～0049、0051）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門への出資 <p>独立行政法人国際協力機構（JICA）の有償資金協力については、行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、有償資金協力事業の効率的な執行を図るため、国際機関との連携に一層努めました。ま</p>

た、円借款対象事業の実施において入札手続の透明性・公正性の確保に引き続き努めました。(事業番号0050)

施策 政6-2-1: ODA等の効率的・戦略的な活用		
測定指標 (定性的な指標)	[主要] 政6-2-1-B-1: ODAの効率的・戦略的な活用	
	目 標	<p>円借款等を実施するにあたって、適切な事業規模の確保、他機関との連携及び必要に応じた制度改善等を通じて、その効率的・戦略的な活用を図っていきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>効率的かつ戦略的にODAを実施していくことが、我が国の経済・財政状況が厳しい中で、幅広い国民の理解を得てODAを実施していくために必要であるためです。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>政府が平成28年5月に発表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえ、民間投融資の奨励や円借款・海外投融資(用語集参照)の迅速化等、他機関との連携を図りながら取組を進めました。JICAについては、平成30年度において、円借款の本邦技術活用条件(STEP)に関して、応札企業が1者以下であると入札前に予見された場合等においては、最終資機材の主要な部材が日本で製造される等の場合、調達される最終資機材の最終組立て等を行う企業の国籍を問わず、当該部材の価格を「原産地ルール」における本邦調達比率に算入可能とする等、入札の競争性の向上等を図るための制度改善を行いました。また、JICAが海外投融資業務で出資する際の現地企業等への直接出資にかかる限度額を、原則は25%以下であるところ、質の高いインフラの推進に資する事業については50%未満とする出資比率上限規制の柔軟化を実施しました。</p> <p>以上のとおり、円借款等の更なる効果的な活用に努めたことから、達成度を「○」としました。</p>
	達成度	○
[主要] 政6-2-1-B-2: その他の政府資金(OOF: Other Official Flows)の効率的・戦略的な活用		
目 標	<p>JBICの機能強化及び他機関との連携を通じて、途上国の安定的な経済社会の発展や、地球規模課題の解決に貢献していきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>「開発協力大綱」にも示されている通り、開発協力は、ODAのみならず、OOFとの連携を強化し、開発のための相乗効果を高めることが求められているためです。</p>	
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>JBICの更なるリスク・テイクを可能とする「特別業務」(平成28年に創設)を活用し、イラク共和国政府向け及びアルゼンチン共和国向けバイヤーズ・クレジットに続く「特別業務」の第3号案件として、平成30年にアルゼンチン共和国最大の商業銀行であるアルゼンチン国立銀行との間で、輸出クレジットラインを設定する契約を締結しました。加えて、日本企業によるイノベーション及び新規事業投資を促進するため、特別業務におけるリスク類型として、技術リスク等を追加しました。</p> <p>JBICは、これまでGREEN(Global action for Reconciling Economic</p>	
達成度	○	

		<p>growth and Environmental preservation) 等を通じて、途上国の安定的な経済社会の発展や、気候変動問題等の地球規模課題の解決に貢献する施策を進めてきました。平成30年7月には、ESG（環境、社会、ガバナンス）投資という世界的潮流を踏まえ、地球環境保全目的に資するインフラ整備を幅広く支援することを目的とする「質高インフラ環境成長ファシリティ」（JBIC Global Facility to Promote Quality Infrastructure Investment for Environmental Preservation and Sustainable Growth: QI-ESG）を創設しました。平成30年度末までに、このファシリティの下で、計10件、官民合わせて約90億米ドルの支援を決定しました。</p> <p>以上のように、地球規模課題の解決への貢献や、新興国や途上国の安定的な経済社会の発展を促進したことから、達成度を「○」としました。</p>	
施策についての評価	s 目標達成		
評価の理由	<p>JICAについては、入札の競争性の向上を図るための制度改善を行ったほか、JICAが海外投融資業務で出資する際の現地企業等への直接出資にかかる出資比率上限規制の柔軟化を実施するなど、円借款等の更なる効果的な活用に努めました。</p> <p>JBICについては、JBICの更なるリスク・テイクを可能とする「特別業務」の取組を進めたほか、地球環境保全目的に資するインフラ整備を幅広く支援することを目的とする「質高インフラ環境成長ファシリティ」を創設し、それに基づく支援を決定するなど、地球規模課題の解決への貢献や、新興国や途上国の安定的な経済社会の発展を促進しました。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>		

政6-2-1に係る参考情報

参考指標1：開発途上国に対するODA、OOF及びPF（民間資金）の実施状況

（単位：百万ドル）

	平成25年	26年	27年	28年	29年
ODA	11,582	9,266	9,203	10,417	11,463
ODA以外の政府資金(OOF)	1,286	-899	-1,055	-1,762	-2,412
民間資金(PF)	45,133	31,667	29,262	30,814	28,173
非営利団体による贈与	458	467	498	683	475
資金の流れ総計	58,459	40,501	37,909	40,152	37,699

（注1）支出純額（ネット）ベース。

（注2）平成30年の数字は令和2年3月に公表される予定。

（出所）財務省ウェブサイト「開発途上国に対する資金の流れ」

(https://www.mof.go.jp/international_policy/reference/financial_flows_to_developing_countries/index.htm)

（参考）開発途上国に対する資金の流れ（純額）

(https://www.mof.go.jp/international_policy/reference/financial_flows_to_developing_countries/index.htm)

参考指標 2 : 円借款実施状況

円借款実績の推移

(単位：億円、件数)

	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
金額	8,280	20,510	17,535	15,221	10,936
件数	44	66	51	49	31

(出所) 国際局開発政策課 (参事官室) 調

(注1) 数字は交換公文ベース (円建て) (債務救済を含まない)。

(注2) 平成26年度、国際開発協会 (IDA) に対する円借款「国際開発協会第17次増資のための借款」1,903億8,645万円を含めた場合の金額及び件数は約1兆184億円、45件。

平成29年度、国際開発協会 (IDA) に対する円借款「国際開発協会第18次増資のための借款」2,923億8,773万円を含めた場合の金額及び件数は約1兆8145億円、50件。

円借款実施状況 (地域別) の推移

(金額単位：億円、シェア：%)

	平成26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア
アジア	5,254	63.5	14,240	69.4	11,423	65.1	11,503	75.6	9,828	89.9
ASEAN	2,671	32.3	7,860	38.3	5,413	30.9	4,979	32.7	3,304	30.2
中東・北アフリカ	746	9.0	2,527	12.3	1,531	8.7	2,170	14.3	373	3.4
サブサハラ	789	9.5	1,763	8.6	1,156	6.6	1,498	9.8	347	3.2
中南米	405	4.9	50	0.2	3,426	19.5	49	0.3	—	—
大洋州	—	—	315	1.5	—	—	—	—	—	—
欧州	100	1.2	1,452	7.1	—	—	—	—	—	—
合計	8,280	100.0	20,510	100.0	17,535	100.0	15,221	100.0	10,936	100.0

(出所) 国際局開発政策課 (参事官室) 調

(注1) 数字は交換公文ベース (債務救済を含まない)。

(注2) 地域分類は外務省による。

(注3) アフリカ開発銀行及びアフリカ開発基金はサブサハラに分類。

(注4) 平成29年度、国際譲許的融資制度 (GCFF: Global Concessional Financing Facility) の枠組みを通じたヨルダン、レバノンその他の中東及び北アフリカ地域の中所得国支援のための借款は中東・北アフリカに分類。

参考指標 3 : 円借款の標準処理期間の達成状況

要請から借款契約調印までに要する「標準処理期間」(9か月間)の達成率

	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
達成率	51.10%	47.80%	56.90%	63.50%	54.30%

(出所) 外務省調 (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/keitai/enshakan/tasseiritsu.html>)

参考指標4：JICAの詳細型事後評価完了案件の分布

平成29年度外部評価結果（注）

（総合評価）

レーティング	A（非常に高い）	B（高い）	C（一部課題がある）	D（低い）
総合評価	42%	34%	20%	4%

（項目別評価）

	③高い	②中程度	①低い
妥当性	96%	4%	0%
有効性・インパクト	71%	28%	1%
効率性	25%	65%	10%
持続性	44%	50%	6%

（出所）国際協力機構調

(https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/general_new/2018/ku57pq00002j99qe-att/part02_a4.pdf)

（注）国際的基準に基づき、①妥当性、②有効性・インパクト、③効率性、④持続性について評価を実施したうえで、総合評価をA～Dの4段階でレーティング（格付）。平成29年度は86件が総合評価のレーティング対象。

参考指標5：国際協力銀行（JBIC）の出融資等実施状況（国際協力銀行業務）

出融資および保証承諾状況

（承諾ベース、単位：億円）

	平成26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
融 資	251	29,042	287	22,763	246	19,299	117	10,673	99	13,225
輸出金融	49	4,064	22	1,410	20	1,750	14	347	13	1,027
輸入金融	-	-	1	2,523	-	-	1	2,380	-	-
投資金融	197	24,510	260	18,581	222	17,210	101	7,644	83	11,780
事業開発等金融等	5	467	4	248	4	337	1	300	3	417
保 証	15	3,123	7	1,066	8	2,935	8	481	13	3,507
出 資	5	328	4	143	3	162	5	777	5	437
合 計	271	32,493	298	23,974	257	22,397	130	11,932	117	17,171

（出所）国際協力銀行調

（注）切り捨ての関係上、端数が一致しないことがある。

（注）平成30年度評価書においては、四捨五入で算出を行ったため、過去の数値については遡及修正を施している。

地域別出融資承諾状況

（承諾ベース、単位：億円）

	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
アジア	5,788	2,751	6,932	1,735	3,220
（東南アジア）	(2,589)	(1,954)	(6,878)	(1,325)	(2,894)
大洋州	1,738	69	111	182	-
ヨーロッパ	2,288	5,983	5,257	600	6,044
中 東	3,776	4,276	1,342	3,875	1,514
アフリカ	1,323	149	-	1,384	343
北 米	13,008	4,553	5,502	1,497	161
中南米	1,236	4,968	62	2,012	2,273
国際機関等	-	-	98	-	56
その他	212	155	154	161	50
合 計	29,370	22,907	19,462	11,451	13,663

（出所）国際協力銀行調

（注）切り捨ての関係上、端数が一致しないことがある。

（注）平成30年度評価書においては、四捨五入で算出を行ったため、過去の数値については遡及修正を施している。

地域別保証承諾状況

(承諾ベース、単位：億円)

	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
アジア	316	577	1,499	8	2,396
(東南アジア)	(116)	(550)	(1,499)	(8)	(2,396)
ヨーロッパ	—	—	—	—	650
中東	1,160	—	—	164	—
アフリカ	633	—	—	—	—
北米	885	383	556	308	355
中南米	126	105	828	—	52
国際機関等	—	—	50	—	53
合計	3,123	1,066	2,935	481	3,507

(出所) 国際協力銀行調

(注) 切り捨ての関係上、端数が一致しないことがある。

(注) 平成30年度評価書においては、四捨五入で算出を行ったため、過去の数値については遡及修正を施している。

施策	政6-2-2：有償資金協力（国際協力機構（JICA））を通じた支援並びに国際協力銀行（JBIC）及び国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援等		
	[主要]政6-2-2-B-1：国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援への参画		
測定指標（定性的な指標）	目標	<p>世界銀行グループ、アジア開発銀行等の国際開発金融機関（MDBs）の主要出資国として、業務運営に積極的に参画します。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>MDBsの業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念や経験・専門的知見をMDBsの政策や業務に反映させることで、我が国支援の効果・効率を増大させていくことが重要であるためです。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>我が国は、本年度もMDBsの業務運営政策を決定する理事会等での議論に積極的に参画し、質の高いインフラ投資、保健、防災など、我が国が重視する分野においてMDBsとの連携を進めることで、我が国支援の効果・効率を増大させました。</p> <p>インフラ分野では、質の高いインフラ投資の考え方をMDBsのプロジェクトに反映させるための取組として、平成28年に世界銀行「質の高いインフラパートナーシップ基金」を設置しこれまで29件1,131万ドルの技術支援案件を承認したほか、他のMDBsにおいても同様の取組を行っております。また政府向けの案件に加え、民間向けの融資においても質の高いインフラ案件が形成されるよう、平成30年に米州開発銀行（IDB）において、PPPファシリティ（用語集参照）を設置し、これまで約1百万ドルのプロジェクト組成を支援したほか、他のMDBsにおいても同様の取組を行っています。更に、アジア開発銀行（ADB）や米州開発銀行（IDB）、アフリカ開発銀行（AfDB）との協調融資の枠組みにおいても、質の高いインフラ案件の実施に努めています。加えて、日本が働きかけを行い、世銀が質の要素を考慮した新たな調達制度を導入するなど、質の高いインフラ投資の国際的展開を図っています。</p> <p>防災分野では、平成26年2月に世銀東京事務所に設置された「世界銀行東京防災ハブ」を活用し、自然災害が多く、日本との関係が密接なアジア諸国を中心に、地震、津波、洪水等の対策に日本の知見・技術を活用した支援を実施しています。</p>	○

	<p>平成30年度には、途上国の国家開発計画や投資プログラムにおける防災の主流化を支援するため、「日本―世銀防災共同プログラム・フェーズ2」を開始し、10件約797万ドルの技術支援案件を承認しました。また、IDBでも、これまで信託基金を活用し、中南米カリブ地域の災害対策を行ってきました。</p> <p>また、平成30年4月に実質合意に至った世界銀行グループの増資とそれに伴う改革に関して、我が国が議論を主導し、合意形成に大きく貢献しました。増資に向けて我が国が重視していた、高中所得国向け融資の段階的な縮小を通じた所得の低い国への支援強化など、増資に当たって合意された改革を世界銀行グループが着実に実施していくよう働きかけています。増資に応じるための法改正も、平成30年度内に完了しました。</p> <p>更に、ADB総裁、世界銀行グループの多数国間投資保証機関(MIGA)長官、地球環境ファシリティ(GEF:用語集参照)CEO、世界銀行開発金融担当副総裁等、日本人は様々なMDBsで幹部として貢献しています。日本政府としては、MDBsにおいて、日本人職員が一層活躍することを目指し、各MDBsと協力しながら、採用決定権を持つ採用担当者が参加するリクルートミッションの来日を求め、日本国内の採用活動の実施を促すなど、日本人採用の促進に積極的に取り組んでいます。</p> <p>上記を踏まえ、達成度は「○」としました。</p>	
政6-2-2-B-2: UHC実現に向けた議論への参画[新]		
目 標	<p>我が国が国際的な取組を先導しているUHC(ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ:用語集参照)の実現に向けた議論に積極的に参画していきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>開発途上国を含むあらゆる国・地域における持続的な経済発展のためには、UHCの実現が必要であり、その観点から、議論への積極的な参加とUHC実現に向けた取組の推進が重要であるためです。</p>	達成度
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>UHCは平成27年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標(SDGs)のターゲットの一つとして挙げられています。UHCの推進に当たっては、国際開発金融機関の主要ドナーとして世界銀行等と共同して途上国におけるUHC推進のイニシアティブを積極的に進めています。</p> <p>その一環として、平成30年4月にはIMF・世界銀行春総会においてUHC財務大臣会合を開催し、UHC実現に向けた持続可能な保健財政枠組みを構築するための財務当局の関与の重要性や、財務大臣と保健大臣の連携の重要性について発信しました。</p> <p>また、平成31年1月に、G20関連イベントとして、世界銀行・ADBと共催で「包摂的な開発のためのイノベーションに関するセミナー」を開催し、その中で、G20財務トラックの優先課題である「途上国におけるUHCファイナンスの強化」に関連して、UHCを支える保健財政制度の重要性と財務当局の果たすべき役割について議論しました。更に、平成31年2月には、ADBとJICAが共催したアジア太平洋地域におけるUHC達成のための国際会議「ADB-JICA Meeting on Achieving Universal Health Coverage in Asian and the Pacific」に参加しました。</p>	○

		<p>加えて、世界銀行に設けた信託基金を通じ、UHC推進のための政策分析等に係る支援を実施するなど、開発途上国の取組を後押ししました。</p> <p>その他にも、感染症危機への対応に関して、平成29年6月に世界銀行等とともに立ち上げたパンデミック発生時に迅速かつ効率的な資金動員を行うための枠組みであるパンデミック緊急ファシリティ（PEF：用語集参照）を通じた支援を行っています。具体的には、平成30年5月に、コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱の感染拡大を受け、PEFから初めて同国に対する12百万ドルのグラント支援を行いました。続けて、平成31年2月には最大20百万ドルのグラント支援を承認しました。</p> <p>上記を踏まえ、達成度は「○」としました。</p>	
[主要] 政6-2-2-B-3：地球環境保全に向けた議論への参画			
	目 標	<p>我が国が主要な拠出国となっている地球環境ファシリティ（Global Environment Facility：GEF）、気候投資基金（Climate Investment Funds：CIF）及び、緑の気候基金（Green Climate Fund：GCF）（用語集参照）の運営に係る議論に積極的に参画していきます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>我が国は、気候変動等の地球環境問題が開発途上国に与える問題の重要性を認識し、引き続き必要な援助を提供することにより開発途上国における地球環境の保全を支援する観点から、議論に積極的に参画する必要があります。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>平成30年12月にポーランド・カトヴィツェで行われたCOP24（気候変動枠組条約第24回締約国会議）での議論に加え、各基金の意思決定機関である評議会（GEF）、運営委員会（CIF）、理事会（GCF）の会合に出席し、各基金の運営に係る議論に積極的に参画しました。</p> <p>上記を踏まえ、達成度は「○」としました。</p>	○
施策についての評定		s 目標達成	
評定の理由	<p>MDBsを通じた支援に関しては、MDBsの業務運営についての議論に積極的に参画することにより、日本とMDBsの間の連携を深めることができました。</p> <p>UHC実現に向けた持続可能な保健財政枠組みを構築するためには財務当局の関与が重要であるとの認識の下、関係省庁や国際機関と連携し、積極的に国際的な議論を主導することができました。</p> <p>国際社会が一丸となった取り込むべき分野である地球環境保全・改善への取組として、地球環境ファシリティ（GEF）や緑の気候基金（GCF）等多国間の資金メカニズムの運営等の議論に積極的に参画し、業績指標の目標値を達成しました。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>		

政6-2-2に係る参考情報

参考指標1：国際開発金融機関（MDBs）に対する主要国の出資

	世界銀行グループ			
	国際復興開発銀行 (IBRD)	国際開発協会 (IDA)	国際金融公社 (IFC)	多数国間投資保証機関 (MIGA)
日 (順位)	7.3% (第2位)	17.4% (第2位)	6.3% (第2位)	5.1% (第2位)
米	16.9	19.8	22.2	18.4
独	4.2	10.2	5.0	5.0
英	4.0	12.0	4.7	4.8
仏	4.0	7.1	4.7	4.8

	アジア開発銀行	
	通常資本 (OCR)	アジア開発基金 (ADF)
日 (順位)	15.6% (第1位)	38.1% (第1位)
米	15.6	13.8
独	4.3	5.7
英	2.0	5.0
仏	2.3	4.2

	米州開発銀行グループ		
	米州開発銀行		米州投資公社 (IIC)
	米州開発銀行 (IDB)	多数国間投資資金 (MIF)	
日 (順位)	5.0% (第5位)	33.1% (第2位)	3.3% (第11位)
米	30.7	36.3	8.5
独	1.9	—	0.7
英	1.0	1.3	—
仏	1.9	0.9	1.6

	アフリカ開発銀行グループ		欧州復興開発銀行 (EBRD)
	アフリカ開発銀行 (AfDB)	アフリカ開発基金 (AfDF)	
日 (順位)	5.6% (4位)	10.2% (3位)	8.6% (第2位)
米	6.7	11.2	10.1
独	4.2	10.3	8.6
英	1.8	10.2	8.6
仏	3.8	10.0	8.6

(出所) 各機関年次報告書等（令和元年5月末現在における最新版）。

(注) 米州開発銀行（IDB）通常資本の出資シェアに関しては、直近の増資に係る手続きが各国とも完了した場合の数字。

参考指標2：国際開発金融機関（MDBs）等に対する拠出金（単位：億円）

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
MDBs	205.2	243.6	255.4	245.8	247.6
世界銀行グループ	116.7	146.1	143.9	142.0	149.3
アジア開発銀行	72.6	79.8	84.8	81.8	73.4
米州開発銀行	7.1	7.2	14.3	13.1	13.5
アフリカ開発銀行	7.7	7.5	10.6	6.2	5.0
欧州復興開発銀行	1.1	2.9	1.9	2.8	6.5
IMF 拠出金	40.4	35.1	42.0	39.0	34.7
合計	245.6	278.7	297.4	284.9	282.4

(出所) 国際局開発機関課及び国際機構課調

参考指標3：国際開発金融機関（MDBs）の活動状況（日本人幹部職員数等を含む）

世界銀行（セクター別融資等承諾額）

（単位：億ドル）

	26年	27年	28年	29年	30年
農業・漁業・林業	30.6	30.3	22.0	27.8	40.0
教育	34.6	35.3	30.6	28.5	45.2
エネルギー・鉱業	66.9	45.1	72.0	63.3	71.1
金融	19.8	40.5	30.9	31.1	13.1
保健・その他の社会サービス	33.5	66.5	57.0	51.3	84.7
産業・貿易	18.1	23.1	41.6	42.4	54.1
情報・通信	3.8	3.2	2.5	10.2	7.4
法務・司法・行政	88.4	81.8	86.1	67.1	72.0
運輸	69.5	51.5	63.7	58.2	35.3
上下水・治水	43.3	47.6	52.5	41.0	47.2
合計	408.4	425.0	459.0	420.9	470.1

（出所）世界銀行年次報告書

（注1）世界銀行の年度は、前年7/1～当年6/30。

（注2）国際復興開発銀行（IBRD）及び国際開発協会（IDA）の合計。

アジア開発銀行（セクター別融資等の額）

（単位：億ドル）

	26年	27年	28年	29年	30年
農業・天然資源	9.8	10.0	10.9	15.3	23.4
エネルギー	25.1	50.0	37.9	62.6	50.7
金融	10.6	22.9	17.8	27.6	19.9
産業・貿易	4.6	0.2	10.3	3.6	6.1
教育	7.9	6.7	9.0	7.1	16.3
保健・社会保障	0	3.2	1.7	2.1	5.2
給水・衛生・廃棄物処理	17.4	18.1	15.8	15.7	21.9
運輸・通信	38.2	27.9	37.9	54.6	49.7
公共政策	15.6	15.5	22.3	12.5	22.6
多目的	0	0	0	0	0
合計	129.2	154.5	163.5	201.0	215.8

（出所）アジア開発銀行年次報告書等

（注1）アジア開発銀行の年度は、1/1～12/31。

（注2）アジア開発基金分を含む。

（注3）28年までは理事会承認日ベース、29年以降は融資契約日ベース

MDBsにおける日本人職員数等

	世界銀行 グループ	アジア 開発銀行	米州開発銀 行グループ	アフリカ 開発銀行	欧州復興 開発銀行	
日本人職員数	(29年12月)	187	142	21	9	20
	(30年12月)	204	155	21	12	18
日本人幹部職員数 (30年12月)	8	29	2	2	1	
日本人比率 (30年12月)	3.3%	12.7%	1.1%	0.9%	0.9%	

（出所）各機関資料、理事室調べ

（注）世界銀行グループに関して、「日本人職員数（29年12月）」は平成29年6月末時点、「日本人職員数（30年12月）」、「日本人幹部職員数（30年12月）」及び「日本人比率（30年12月）」は、平成30年6月末時点の数値。

参考指標4「円借款実施状況」【再掲（政6-2-1）（2）】

参考情報

（1） J I C A円借款業務

イ J I C A円借款の供与実績

平成30年度の円借款業務は、アジア地域を中心に、全体で1兆936億円の円借款供与を決定しました。円借款供与は、未来投資戦略等の趣旨も踏まえ、日本の優れた技術・ノウハウをできるだけ活用しつつ、アジアを始めとする開発途上国の経済開発等を支援できるよう取り組みました。アジア地域に対する円借款供与額は約9,828億円で、円借款供与総額の約90%であり、主な供与国は、インド、フィリピン、バングラデシュ、及びインドネシアでした。

ロ M D B sとの協調融資

我が国は、世界銀行やアフリカ開発銀行等のM D B sの専門性と豊富な現地ネットワークを活用するため、円借款とM D B sの協調融資を行っています。

① E P S Aイニシアティブ

我が国は、平成17年のG 8サミットにおいて、アフリカにおける民間主導の経済成長を促進するため、アフリカ開発銀行との共同イニシアティブE P S A(エプサ：Enhanced Private Sector Assistance for Africa)を表明しました。平成30年度はコートジボワールに対する円借款を供与しました。

引き続き、E P S Aの枠組みの下、借入国の債務持続可能性に十分配慮しつつ、質の高いインフラの整備等を通じ、アフリカにおける民間主導の経済成長の促進を図っていきます。

② I D B協調融資スキーム(C O R E)

中南米地域における質の高いインフラ投資を支援するため、省エネルギー・再生可能エネルギー関連分野を対象に、米州開発銀行(I D B)と協調融資を行う枠組として、平成24年以降、C O R E(コア：Cofinancing for Renewable Energy and Energy Efficiency)を推進しています。平成30年度は、ドル建て借款で、エクアドル共和国向けの協調融資を実施しました。

今後も、借入国の債務の持続可能性に十分配慮しつつ、省エネルギー・再生可能エネルギー関連分野における協力を進め、中南米地域における質の高いインフラ投資を支援していきます。

（2） J I C A海外投融資業務

J I C Aの海外投融資は、開発途上国において、民間企業等が行う開発効果の高い事業であり、かつ、一般の金融機関だけでは対応が困難な場合に、「出資」と「融資」という2つの資金面から支えるものです。平成30年度は、開発効果の高い案件の着実な実施、実施体制や案件選択の方法等について随時レビュー等に努めました。

参考指標5「国際協力銀行(J B I C)の出融資等実施状況(国際協力銀行業務)」【再掲(政6-2-1)(5)】

参考情報

国際協力銀行(J B I C)業務に関しては、民業補完の原則の下、我が国にとって重要な資源の海外における開発・取得の促進や我が国の産業の国際競争力の維持及び向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする事業の促進、国際金融秩序の混乱への対処に努めており、平成30年度のJ B I C出融資および保証の承諾額合計は1兆7,171億円でした。

また、フィリピン、ロシア、マレーシアの各政府等が日本市場で円建ての国債、いわゆるサムライ債(用語集参照)を発行する際、これを円滑に行えるようJ B I Cが支援を行い、平成30年度のJ B I Cによる保証・一部取得を通じたサムライ債の発行額は4,192億円となりました。

参考指標 6 : 国際協力銀行 (J B I C) によるサムライ債発行支援の実績 (平成30年度)

(単位 : 億円)

支援形態	発行体	サムライ債発行額
一部取得	フィリピン政府	1,542
保証	ロシア法人ガスプロムの特別目的会社	650
保証	マレーシア政府	2,000

(注) フィリピン政府発行のサムライ債については、1,542億円の一部分を J B I C が取得。

施策	政6-2-3 : 債務問題への取組	
測定指標 (定性的な指標)	[主要] 政6-2-3-B-1 : 債務に関する諸問題についての議論への参画	
	目標	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	○
施策についての評価	s 目標達成	
評価の理由	我が国は引き続き、IMF・世界銀行やパリクラブ等の国際的枠組みにおける議論に積極的に参画しました。 パリクラブにおいては、累積債務問題に直面する開発途上国に関し、積極的に情報収集に努めました。また、G20の議長国として、IMFや世界銀行、及び関係国と協議を行い、借入国と公的および民間の債権者の双方の債務問題に関する取組の重要性を主張し、債務問題に対する取組を推進しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。	

施策	政6-2-4：開発途上国に対する知的支援						
測定指標 (定量的な指標)	[主要]政6-2-4-A-1：知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度（研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合） (単位：%)						
	年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
	目標値	95以上	95以上	95以上	95以上	95以上	○
	実績値	98.9	99.1	99.1	95.8	96.9	
<p>(出所) 財務総合政策研究所、関税局参事官室（国際協力担当）調</p> <p>(注1) 研修・セミナーの参加者を対象に実施するアンケート調査で「非常に有意義」、「有意義」、「普通」、「あまり有意義ではない」、「有意義ではない」の回答項目の内、研修・セミナーの総合的な評価に対して「非常に有意義」、「有意義」と回答した者の割合。</p> <p>(注2) 数値(割合)はそれぞれの研修・セミナーのアンケート調査で得られた数値を単純平均したもの。</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>知的支援の効果・有効性の向上を一層図っていく観点から目標値を「95以上」としています。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>目標値である95%を達成しているため、達成度は「○」としました。</p>							
施策についての評定	s 目標達成						
評定の理由	<p>税関では、通関制度・税関手続きの簡素化・透明化、取締手法の効率化、税関能力向上等に取り組んでいる開発途上国税関当局に対し、支援ニーズを的確に把握した上で、WCO（世界税関機構）等と連携しつつ、本邦受入研修や専門家派遣を実施しました。</p> <p>財務総合政策研究所では、政策担当者等を日本に受け入れての経済財政政策等についての調査研究・セミナー等の実施、開発途上国が抱える政策課題等について現地に専門家等を派遣しての調査研究・セミナー等による技術支援の実施、また、海外の研究機関とのワークショップ等による研究交流を通じ、我が国の経験に裏打ちされた知識やノウハウを提供しました。(参考指標1参照)</p> <p>実施に当たっては、相手国の要望に即した内容となるように事前に相手国の政策・実務担当者、在外公館の財政経済担当者及び長期派遣されているJICA専門家等との意見交換を十分に行うとともに、事後のアンケート・意見交換に基づき、内容の見直しに努め、測定指標の目標値を達成しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>						

政6-2-4に係る参考情報

【財務総合政策研究所による知的支援】

		平成30年度の実施状況
財政経済セミナー		<ul style="list-style-type: none"> ・開発途上国の財政・経済の政策運営の中心となる人材を育成することを目的として、日本と社会・経済的に関係の密接なアジアを中心とした開発途上国の財務省等の若手幹部候補生を受け入れ、日本にてセミナーを実施しました。 ・大学教授や財務省職員等が講師となって、財政経済全般にわたる日本の諸政策や経験等に関して講義を実施したほか、グループワーク指導等を行いました。
中央アジア・コーカサスセミナー		<ul style="list-style-type: none"> ・中央アジア・コーカサス地域の市場経済移行国に対する人材育成を目的として、ウズベキスタン金融財政アカデミーの学生のほか、アルメニア、アゼルバイジャン、キルギス、ジョージア、タジキスタン及びトルクメニスタンの財務省職員等を対象に、日本にてセミナーを実施しました。 ・大学教授や財務省職員等が講師となって、財政経済全般にわたる日本の諸政策や経験等に関して講義を実施したほか、ポリシーペーパー指導等を行いました。
ウズベキスタン金融財政アカデミー支援		<ul style="list-style-type: none"> ・ウズベキスタン政府により、財政等の専門家育成を目的に設立されたウズベキスタン金融財政アカデミーから、人材育成を目的として、同アカデミーの学生を中央アジア・コーカサスセミナー（上述）へ招へいしました。 ・同アカデミーでの英語による講義及び修士論文の口頭試問への参加等のため、現地（タシケント）へ専門家を派遣しました。
ラオス簿記普及支援		<ul style="list-style-type: none"> ・ラオスにおける簿記・会計の普及や現地ニーズの調査を目的として、川崎商工会議所及びラオス商工会議所の協力の下、簿記セミナーを実施しました。
ミャンマー計画・財務省研修機関支援		<ul style="list-style-type: none"> ・ミャンマー計画・財務省職員を対象とした研修機関の設立支援にあたり、同省のニーズ調査・ワークショップを実施しました。
ミャンマー中小企業金融支援		<ul style="list-style-type: none"> ・ミャンマー経済銀行等職員の融資審査能力向上を目的として、日本公庫の協力の下、セミナーを実施しました。セミナーではケーススタディー等により、中小企業向け融資審査の具体的な手法について講義を実施しました。
海外の研究機関との研究交流		<ul style="list-style-type: none"> ・中国、インド等の研究機関と、経済・財政等に関するワークショップの開催等を行いました。

【財務省関税局による知的支援】

		平成30年度の実施状況
受入研修	二国間援助経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ASEAN諸国を中心とした開発途上国の税関職員を対象に、関税評価や事後調査等の分野において、相手国の実情に即した受入研修を実施しました。
	JICAプログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・JICAと協力して、開発途上国の税関職員を対象に、日本の関税行政の全般的な知識の修得を目的とした税関行政セミナー等を実施しました。
	WCOプログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・WCOに加入している開発途上国の税関職員を対象に、WCO事務局における理論研修及び我が国における実務研修等を実施しました。 ・WCO事務局及び同アジア・大洋州地域キャパシティ・ビルディング事務所と協力して、開発途上国の税関職員の技術的な能力向上に資する地域セミナー等を実施しました。
専門家派遣	二国間援助経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ASEAN諸国を中心に、関税評価や事後調査等の分野において、相手国の実情に即して専門家を派遣しました。
	JICAプログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・カンボジア関税消費税局、マレーシア関税局、フィリピン関税局、ラオス関税局、ミャンマー関税局、タイ関税局へ長期専門家を派遣しました。また、各国からの要請に基づき短期専門家を派遣しました。
	WCOプログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・WCO事務局及び同アジア・大洋州地域キャパシティ・ビルディング事務所と協力して、開発途上国の税関職員の技術的な能力向上に資する地域セミナー等を実施し、専門家を派遣しました。

参考指標 1：研修・セミナー等の実施状況（財務総合政策研究所・関税局）

[受入研修・セミナーの実績]

（単位：件、人）

		平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
コース数	財務総研	2	3	3	2	2
	関税局	30	29	34	35	30
	合計	32	32	37	37	32
受入人数	財務総研	26	59	52	40	38
	関税局	283	325	393	401	289
	合計	309	384	445	441	327

（出所）財務総合政策研究所、関税局参事官室（国際協力担当）調

[専門家派遣の実績]

（単位：件、人）

		平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
案件数	財務総研	9	7	6	6	8
	関税局	76	69	81	69	60
	合計	76	69	81	69	68
派遣人数	財務総研	39	38	31	28	31
	関税局	207	184	223	144	132
	合計	207	184	223	144	163

（出所）財務総合政策研究所、関税局参事官室（国際協力担当）調

（注） 専門家派遣には現地セミナーを含む。関税局分には税関、税関研修所、関税中央分析所を含む。

評価結果の反映	<p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>関係省庁間で密接な連携を図りながら、ODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組みます。</p> <p>JICA円借款業務に関しては、円借款の迅速化を進める等、ODAの効率的・戦略的な活用に向けた取組を引き続き推進していきます。</p> <p>JBICに関しては、その目的である日本及び国際経済社会の健全な発達に寄与するための取組を引き続き推進していきます。</p> <p>MDBsに関しては、引き続き主要出資国として業務運営に積極的に参画していきます。</p> <p>UHC実現に向けた持続可能な保健財政枠組構築のためには財務当局の関与が重要であるとの認識の下、引き続き、関係省庁や国際機関と連携しつつ、UHC実現に向けた国際的な議論を主導していきます。</p> <p>我が国は、気候変動等の地球環境問題分野における支援を引き続き実施し、GEFやCIF、及びGCFの運営に係る議論に、積極的に参画していきます。</p> <p>開発途上国の債務救済や債務に関する諸問題に取り組むため、パリクラブをはじめとする国際的枠組みにおける議論に積極的に参加するとともに、G20議長国として、債務問題にかかる国際的な議論を主導します。</p> <p>知的支援については、引き続き、相手国のニーズに即した内容となるよう、必要に応じて見直しを行い、効果的・効率的に実施していきます。</p> <p>また、平成30年度政策評価結果等を踏まえつつ、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保するとともに、国際公約及び国際的責務を果たすため、令和2年度予算において、必要な経費の確保に努めていきます。</p>
----------------	---

財務省政策評価懇談会における意見	
-------------------------	--

政策目標に係る 予算額	区 分		平成28年度	29年度	30年度	令和元年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	77,290,463	77,834,856	77,622,110	76,802,128
		補正予算	85,691,850	△15,852	3,925,150	
		繰越等	—	—	N. A.	
		合計	162,982,313	77,819,004	N. A.	
執行額(千円)		162,773,635	77,695,473	N. A.		

(概要)

アジア開発銀行等拠出経費などの経済協力に必要な経費です。

(注)平成30年度「執行額」等については、令和元年11月に確定するため、令和元年度実績評価書に掲載予定です。

政策目標に関係する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	<p>インフラシステム輸出戦略（平成25年5月17日第4回経協インフラ戦略会議決定、平成27年6月2日、平成28年5月23日、平成29年5月29日、平成30年6月7日改訂）</p> <p>開発協力大綱（平成27年2月10日閣議決定）</p> <p>質の高いインフラパートナーシップ（平成27年5月21日公表）</p> <p>質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ（平成27年11月21日公表）</p> <p>質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ（平成28年5月23日公表）</p> <p>未来への投資を実現する経済対策（平成28年8月2日閣議決定）</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）</p> <p>未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）</p>
--	--

政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	<p>政策目標に係る予算額等の状況：平成28～30年度一般会計補正予算書（財務省）、平成31年度一般会計予算書（財務省）、平成28・29年度一般会計歳入歳出決算書（財務省）</p>
--	--

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	<p>JICA円借款業務に関しては、円借款の迅速化を進めるとともに、必要に応じた制度改善を実施するなど、ODAの効率的・戦略的な活用に向けた取組を推進しました。</p> <p>JBICに関しては、その目的である日本及び国際経済社会の健全な発達に寄与するための取組を推進しました。</p> <p>MDBsに関しては、引き続き主要出資国として業務運営に積極的に参画しました。</p> <p>我が国は、気候変動等の地球環境問題分野における支援を引き続き実施し、GEF、CIFおよびGCFの運営に係る議論に、積極的に参画しました。</p> <p>開発途上国の債務救済や債務に関する諸問題に取り組むため、パリクラブをはじめとする国際的枠組みにおける議論に積極的に参加しました。</p> <p>知的支援については、引き続き、相手国のニーズに即した内容となるよう、必要に応じて見直しを行い、効果的・効率的に実施しました。</p> <p>また、平成29年度政策評価結果等を踏まえつつ、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保するとともに、国際公約及び国際的責務を果たすため、令和元年度予算において、必要な経費の確保に努めました。</p>
--------------------------------	---

担当部局名	<p>国際局（総務課、地域協力課、開発政策課、開発機関課）、 関税局（総務課、参事官室（国際協力担当））、税関研修 所、財務総合政策研究所（総務研究部国際交流課）</p>	政策評価実施時期	令和元年6月
--------------	---	-----------------	--------

政策目標6-3：日本企業の海外展開支援の推進

上記目標の概要	<p>新興国を中心に世界の市場は急速に拡大しており、この成長市場の獲得に向けて、世界各国が激しい競争を繰り広げています。こうした中、日本企業が持つ技術力をはじめとした強みを活かし、積極的に世界市場への展開を図っていくことが重要となっています。</p> <p>世界の膨大なインフラ需要を積極的に取り込むため、政府は「インフラシステム輸出戦略」（平成25年5月17日「経協インフラ戦略会議」決定、平成30年6月7日改訂）において、日本の「強みのある技術・ノウハウ」を最大限に活かし、2020年において年間約30兆円（2010年時点で約10兆円）のインフラシステムの受注目標を達成するとの目標を掲げています。加えて、各地域の膨大なインフラ整備需要に各国・国際機関と協働し、日本の官民の力を総動員して対応すべく、政府は平成28年5月に「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」を発表しました。</p> <p>財務省としては、「未来投資戦略2018」や「インフラシステム輸出戦略」、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえ、下記に掲げる施策等を関係省庁、関係機関と連携しつつ、日本企業の海外展開支援を推進していきます。</p> <p>（上記目標を達成するための施策）</p> <p>政6-3-1：円借款、国際協力銀行（JBIC）業務を通じた支援の推進</p>
---------	--

政策目標6-3についての評価結果

政策目標についての評定 S 目標達成

評定の理由	<p>施策6-3-1が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p>
政策の分析	<p>（必要性・有効性・効率性等）</p> <p>日本企業の海外展開支援は、「未来投資戦略2018」において新興国を中心に拡大する世界のインフラ需要に応えるため、必要かつ重要な取組の一つとされており、円借款や国際協力銀行（JBIC）の活用を通じて推進しています。</p>

施策 政6-3-1：円借款、国際協力銀行（JBIC）業務を通じた支援の推進

測定指標（定性的な指標）	<p>政6-3-1-B-1：円借款を通じた支援の取組</p>	達成度
目 標	<p>日本企業の優れた技術・ノウハウを開発途上国に提供することを通じて、新興国の成長を取り込み、日本経済の活性化につながるよう、円借款による支援を着実に実施していきます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>我が国が開発途上国の持続的な経済発展を支援しつつ、日本企業の海外展開を支援していく上で、円借款は重要なツールの一つであるためです。</p>	達成度

実績及び目標の達成度の判定理由	<p>政府が平成28年5月に発表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等において、質の高いインフラ輸出促進のための更なる制度改善を進めることとされています。これを踏まえ、関係省庁・機関との連携を図りつつ、円借款の更なる迅速化等に努めるなど、新興国・開発途上国の経済発展と日本経済の活性化を支援しています。平成30年度中に計8件、約4,025億円（交換公文（E/N）ベース）のSTEP（本邦技術活用条件：用語集参照）による円借款供与をはじめとした着実な支援を実施したほか、平成30年12月には、円借款の本邦技術活用条件に関して、応札企業が1者以下であると入札前に予見された場合等においては、最終資機材の主要な部材が日本で製造される等の場合、調達される最終資機材の最終組立て等を行う企業の国籍を問わず、当該部材の価格を「原産地ルール」における本邦調達比率に算入可能とする等、入札の競争性の向上等を図るための制度改善を行いました。また、JICA（独立行政法人国際協力機構）が海外投融资業務で出資する際の現地企業等への直接出資にかかる限度額を、原則は25%以下であるところ、質の高いインフラの推進に資する事業については50%未満とする出資比率上限規制の柔軟化を実施しました。</p> <p>新興国・開発途上国の経済発展を支援するとともに、日本企業の海外展開を支援するための重要なツールでもある円借款の活用により、着実に支援するとともに、制度改善等を実施していることから、達成度は「○」としました。</p>	○
[主要]政6-3-1-B-2：国際協力銀行（JBIC）を通じた支援の取組		
目標	<p>国際協力銀行（JBIC）においては、「質の高いインフラパートナーシップ」等を踏まえ、JBICの更なるリスク・テイクや現地通貨建て融資の拡大を可能にする等、リスクマネーの供給拡大のための機能強化等を行ったところであり、民間の資金・ノウハウを活用した海外のインフラプロジェクト等について、日本企業の海外展開をより一層後押ししていきます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>日本企業の海外展開を支援していく上では、平成28年の株式会社国際協力銀行法の改正により「特別業務」の新設による更なるリスク・テイクや現地通貨建て融資の拡大を可能にする等のリスクマネーの供給拡大のための機能強化を行ったJBICによる出融資保証業務が、重要なツールの一つであるためです。</p>	達成度
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>JBICについては、更なるリスク・テイクを可能とする「特別業務」を活用し、イラク共和国政府向け及びアルゼンチン共和国向けバイヤーズ・クレジットに続く「特別業務」の第3号案件として、平成30年11月にアルゼンチン共和国最大の商業銀行であるアルゼンチン国立銀行との間で、融資金額36百万米ドル（JBIC分）を限度とするアルゼンチン向けの輸出クレジットラインを設定する契約を締結しました。加えて、日本企業によるイノベーション及び新規事業投資を促進するため、JBIC特別業務の対象とするリスクの種類として、技術リスク等を追加しました。</p> <p>また、平成30年7月には、ESG（環境、社会、ガバナンス）投資という世界的潮流を踏まえ、地球環境保全目的に資するインフラ整備を幅広く支援することを目的とする「質高インフラ環境成長ファシリティ」（JBIC Global Facility to Promote Quality Infrastructure Investment for Environmental Preservation</p>	○

	and Sustainable Growth: Q I - E S G) を創設しました。平成30年度末までに、このファシリティの下で、計10件、官民合わせて約90億米ドルの支援を決定しました。 以上のように日本企業の海外展開をより一層後押しするために J B I C を通じた支援の取組を引き続き推進したことから、達成度は「○」としました。	
施策についての評定	s 目標達成	
評定の理由	<p>J I C A については、入札の競争性の向上を図るための制度改善を行ったほか、J I C A が海外投融資業務で出資する際の現地企業等への直接出資にかかる出資比率上限規制の柔軟化を実施するなど、円借款等の更なる効果的な活用に努めました。</p> <p>J B I C については、J B I C の更なるリスク・テイクを可能とする「特別業務」の取組を進めたほか、地球環境保全目的に資するインフラ整備を幅広く支援することを目的とする「質の高いインフラ環境成長ファシリティ」を創設し、それに基づく支援を決定するなど、地球規模課題の解決への貢献や、新興国や途上国の安定的な経済社会の発展を促進しました。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>	

政 6 - 3 - 1 に係る参考情報

参考指標 1 : 円借款実施状況【再掲 (政 6 - 2 - 1) (2)】

参考指標 2 : J B I C による出融資等実施状況 (国際協力銀行業務)【再掲 (政 6 - 2 - 1) (5)】

参考指標 3 : 海外インフラ案件の受注金額【再掲 (総 5 - 1) (5)】

評価結果の反映	「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえ、リスクマネー供給の拡大等を内容とする法改正等により機能強化された J B I C の活用等を通じて、引き続き日本企業の海外展開支援を推進していきます。
----------------	--

財務省政策評価懇談会における意見	
-------------------------	--

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	<p>「インフラシステム輸出戦略」 (平成25年5月17日第4回経協インフラ戦略会議決定、平成27年6月2日、平成28年5月23日、平成29年5月29日、平成30年6月7日改訂)</p> <p>「質の高いインフラパートナーシップ」 (平成27年5月21日公表)</p> <p>「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」 (平成27年11月21日公表)</p> <p>「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」 (平成28年5月23日公表)</p> <p>「未来への投資を実現する経済対策」 (平成28年8月2日閣議決定)</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針2018」 (平成30年6月15日閣議決定)</p> <p>「未来投資戦略2018」 (平成30年6月15日閣議決定)</p> <p>「新しい経済政策パッケージ」 (平成29年12月8日閣議決定)</p>
----------------------------------	--

政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報	該当なし		
前年度政策評価結果 の政策への反映状況	「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえ、リスクマネー供給の拡大等を内容とする平成28年の株式会社国際協力銀行法の改正等により機能強化された J B I C の活用を通じて、日本企業の海外展開支援を引き続き推進しました。		
担当部局名	国際局（総務課、開発政策課）	政策評価実施時期	令和元年6月

政策目標7-1：政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保

上記目標の概要	<p>政策金融は、金融という資金供給の手法によって、特定の政策目的を達成する政策実現手段であり、税制、補助金等と同様に財政政策の一環として政策的な資源配分機能を果たしています。政策金融の機能が的確に発揮されるためには、その担い手である政府関係金融機関等が適正かつ効率的に運営されていることが重要です。今後も、政府関係金融機関等が経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、質・量ともに的確な対応を行うことができるよう、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行います。</p> <p>また、政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営を確保するため、主務省として、金融庁や関係省庁と連携しつつ、効果的・効率的な検査等を行います。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>政7-1-1：政府関係金融機関等の経済・金融情勢等に応じた適切な対応の確保 政7-1-2：政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保</p>
----------------	--

政策目標7-1についての評価結果	
政策目標についての評定	A 相当程度進展あり
評定の理由	<p>施策7-1-1の評定は「s 目標達成」、施策7-1-2の評定は「a 相当程度進展あり」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。</p>
政策の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>政策金融の機能が適確に発揮されるためには、その担い手である政府関係金融機関等が適正かつ効率的に運営されている必要があります。</p> <p>財務省が民業補完の観点から政府関係金融機関等の不断の業務の見直しを行うとともに、主務省として、金融庁や関係省庁と連携しつつ、効果的、効率的な検査等を実施し、その結果を踏まえて各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めることにより、経済対策や震災対応において中小企業者等への円滑な資金供給等を実施する等の必要なニーズに対して適切に対応しています。また、経済対策や震災対応において事業規模を拡大した貸付枠等に対して、十分な実績を上げています。</p> <p>各機関の検査について、監督部局が検査対象機関から受けた報告等の情報を活用することや検査対象機関の業務の一部に焦点をあてた検査を実施する等、効率的な実施に努めています。</p> <p>(平成30年度行政事業レビューとの関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新創業融資等実施事業（日本政策金融公庫補給金・日本政策金融公庫出資金） <p>「行政事業レビュー推進チームの所見」：事業内容の一部改善</p> <p>貸付制度の政策目的や効果について厳格な検証を行うとともに、特別利率の水準についても妥当性を検討した上で必要な措置を講じる。また、今後も効果的、効率的な事業遂行となるように関係各省庁と連携し、中小企業・小規模事業者の資金繰りの円滑化に継続的に努める。「所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況」：執行等改善</p>

<p>貸付制度について、政策誘導の必要性、民業補完性等の観点から対象範囲や利率について見直しを行った。(事業番号0052)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業信用保険事業（日本政策金融公庫出資金） 「行政事業レビュー推進チームの所見」：事業内容の一部改善 持続可能な信用補完制度の構築に向け、中小企業信用保険法の改正（29年6月）の趣旨を踏まえた運営となるよう努めるとともに、制度改正の効果を十分に検証した上で、必要な措置については引き続き検討する。「所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況」：執行等改善 中小企業信用保険法の改正（29年6月）の趣旨を踏まえ、要求内容の見直しを行った。(事業番号0053) 危機対応円滑化業務（危機対応円滑化業務出資金・補助金・補給金） 「行政事業レビュー推進チームの所見」：現状通り 引き続き、補助金の対象業務について不断の見直しを行い、効果的・効率的な実施に努める。 「所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況」：現状通り（事業番号0054）

施策	政7-1-1：政府関係金融機関等の経済・金融情勢等に応じた適切な対応の確保	
	[主要]政7-1-1-B-1：中小企業・小規模事業者への金融支援等を通じた資金繰りの円滑化	
	目 標	達成度
	<p>中小企業・小規模事業者の資金繰り支援事業の実施を確保します。</p> <p>（目標の設定の根拠） 「未来投資戦略2017」（平成29年6月9日閣議決定）等を踏まえ、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援する必要があるためです。</p>	
測定指標（定性的な指標）	<p>実績及び目標の達成度の判定理由</p> <p>「未来投資戦略2017」、「新しい経済政策パッケージ」を受けて、29年度中に行った中小企業・小規模事業者の生産性向上を促進するため、創業期の中小企業・小規模事業者の資金調達の円滑化支援等の措置を引き続き実施しました。</p> <p>また、平成30年7月豪雨については、影響を受けた中小企業等の資金繰り支援策として、日本政策金融公庫において、「平成30年7月豪雨特別貸付」の創設及び「セーフティネット保証4号（通常の保証とは別枠で借入額の100%を保証）及び災害関連保証」に係る特例措置等のための財務基盤の強化といった措置を講じるとともに、こうした国の施策に応じて各政府関係金融機関等が適正に業務を運営するよう監督を行ってきました。</p> <p>上記の施策を講じた結果、平成30年度における中小企業・小規模事業者への「新創業融資制度」による貸付の実績が1,411億円、「中小企業経営力強化法関連融資」による貸付の実績が2,036億円、「平成30年7月豪雨特別貸付」による貸付の実績が144億円、「創業等関連特例保険」の保険引受額は55億円、「創業関連特例保険」の保険引受額は1,266億円、「平成30年7月豪雨関連の特例保険」の保険引受額が169億円になりました。</p> <p>上記のとおり中小企業・小規模事業者の資金繰り支援事業について措置を講じたため、達成度を「○」としました。</p>	○

[主要]政7-1-1-B-2：地域経済の活性化や企業の競争力強化等に貢献する成長資金の供給の強化		
目 標	成長資金の供給業務の実施を確保します。	達成度
	(目標の設定の根拠) 平成27年度に改正された「株式会社日本政策投資銀行法」及び「未来投資戦略2017」(平成29年6月9日閣議決定)等を踏まえ、企業間連携や休眠技術の活用などの企業の成長に向けた積極的な取組を支援する必要があるためです。	
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>平成27年度に改正された「株式会社日本政策投資銀行法」により創設された特定投資(地域経済の活性化や企業の競争力強化等に貢献する成長資金の供給を促進するため、成長資金を時限的・集中的に供給する仕組み)について、「未来投資戦略2017」及び「未来投資戦略2018」において、民間からの成長資金の供給を促すため、政府系金融機関等を積極的に活用するとされていることを踏まえ、特定投資を通じ成長資金の供給を促進してきたところであり、同業務の適正な運営のための監督を行ってきました。</p> <p>特定投資業務を通じた、平成30年度における個別案件への投融資決定件数は15件、共同ファンドへの支援決定件数は4件、共同ファンドからの投融資決定件数は18件、投融資決定額は1,048億円、実投融資額は1,258億円になりました。</p> <p>上記のとおり成長資金(資本性資金等)供給業務について平成30年度における特定投資業務の実績が出ていることから、達成度を「○」としました。</p>	○
施策についての評定	s 目標達成	
評定の理由	<p>上記実績のほか、「経済財政運営と改革の基本方針2018」等を踏まえ、東日本大震災及び熊本地震からの復興に貢献するため、指定金融機関(日本政策投資銀行・商工組合中央金庫)において、危機対応業務として、日本政策金融公庫からのリスク補完措置を受け、円滑な資金供給を実施できるよう、体制を確保しました。</p> <p>(なお、危機対応業務のうちデフレ脱却等に係る事案は平成29年度末、九州北部豪雨に係る事案は平成31年2月9日をもって終了しました。)</p> <p>特に、東日本大震災については、日本政策金融公庫において、</p> <p>① 影響を受けた中小企業等の資金繰り支援策として、平成23年度に創設した「東日本大震災復興特別貸付」や「東日本大震災復興緊急保証」の継続</p> <p>② 被災地域における雇用拡大及び創業等に係る融資について、貸付利率の引下げの実施等の措置を講じています。</p> <p>また、熊本地震については、日本政策金融公庫において、「平成28年熊本地震特別貸付」や被災地域における創業に係る融資の貸付利率の引下げ及び「セーフティネット保証4号(通常の保証とは別枠で借入額の100%を保証)及び災害関連保証」に係る特例措置を講じ、被災企業の資金繰りの円滑化を図りました。</p> <p>上記の施策を講じた結果、平成30年度においては、「東日本大震災復興特別貸付」の実績が188億円、「東日本大震災復興緊急保証」に係る保険引受額が977億円になるとともに、「平成28年熊本地震特別貸付」の実績が85億円、保険引受額が59億円になりました。</p> <p>また、平成30年度においては、中堅・大企業向け危機対応業務を活用した長期資金貸付等の実績はありませんでした。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>	

政 7 - 1 - 1 に係る参考情報

参考指標 1 : 政府関係金融機関の出融資計画額 (補正後) の推移 (単位 : 億円)

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
㈱日本政策金融公庫	国民生活事業	30,913	29,793	29,283	26,803	26,400
	農林水産事業	4,000	4,000	4,600	5,525	6,150
	中小企業事業	26,731	23,401	22,391	19,426	18,000
沖縄振興開発金融公庫		1,438	1,440	1,586	1,544	1,705
株式会社国際協力銀行		22,500	18,200	32,600	26,100	22,569

(出所) 政府関係機関予算書、各機関資料

参考指標 2 : 政府関係金融機関の融資実績・残高の推移

① 融資実績の推移

(単位 : 億円)

		26年度末	27年度末	28年度末	29年度末	30年度末
㈱日本政策金融公庫	国民生活事業	24,280	22,990	24,405	23,639	21,685
	農林水産事業	3,669	3,760	4,593	5,515	5,583
	中小企業事業	17,777	16,720	15,594	14,851	12,331
沖縄振興開発金融公庫		1,300	1,339	1,527	1,512	1,113
株式会社国際協力銀行		22,477	20,614	21,819	16,871	14,089

② 融資残高の推移

(単位 : 億円)

		26年度末	27年度末	28年度末	29年度末	30年度末
㈱日本政策金融公庫	国民生活事業	71,262	70,012	70,597	71,290	71,513
	農林水産事業	26,429	26,733	27,535	29,458	31,229
	中小企業事業	61,820	59,127	56,857	55,142	53,269
沖縄振興開発金融公庫		8,151	8,057	8,199	8,491	8,587
株式会社国際協力銀行		144,706	136,490	144,416	136,567	137,247

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

参考指標 3 : 政府関係金融機関の金利の推移

(単位 : %)

			H27. 3. 31	H28. 3. 31	H29. 3. 31	H30. 3. 31	H31. 3. 31
㈱日本政策金融公庫	国民生活事業	基準利率	1.65	1.85	1.71	1.76	1.76
		特利	0.75	0.95	0.81	0.86	0.86
		①~③	~1.25	~1.45	~1.31	~1.36	~1.36
	農林水産事業	農業基盤整備	0.95	0.35	0.45	0.45	0.35
		中小企業事業	基準利率	1.40	1.30	1.21	1.16
	特利		0.50	0.40	0.31	0.30	0.30
①~③	~1.00		~0.90	~0.81	~0.76	~0.71	
沖縄振興開発金融公庫		基準利率	0.85 ~2.15	0.50 ~1.95	0.41 ~2.00	0.41 ~1.95	0.41 ~1.85
株式会社国際協力銀行		輸出	1.16	0.85	0.98	0.96	0.83

(参考) 財政融資資金貸付金利 (財投金利)	0.10 ~1.30	0.10 ~0.70	0.01 ~0.70	0.01 ~0.70	0.01 ~0.60
(参考) 長期プライムレート	1.15	0.95	0.95	1.00	1.00

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

(注) 各機関の金利水準は一例。

参考指標 4：政府関係金融機関の平均貸付期間（新規貸出し）

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
株式会社日本政策金融公庫	国民生活事業	7年1か月	6年10か月	7年2か月	7年1か月	7年2か月
	(生活衛生分)	8年7か月	8年9か月	9年5か月	9年6か月	9年8か月
	農林水産事業	13年1か月	12年9か月	12年11か月	13年4か月	12年11か月
	中小企業事業	7年3か月	7年0か月	7年11か月	8年1か月	8年11か月
沖縄振興開発金融公庫		13年4か月	11年1か月	14年5か月	14年1か月	15年11か月
株式会社国際協力銀行		15年3か月	11年7か月	13年0か月	12年5か月	12年3か月

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

(注1) 貸付金額による加重平均。

(注2) 株式会社日本政策金融公庫国民生活事業の計数は教育資金一般貸付、恩給担保貸付を除く。

(注3) 株式会社日本政策金融公庫中小企業事業の29年度の平均貸付期間について、精査の結果、平成29年度実績評価書と異なっています。

施策	政7-1-2：政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保	
測定指標（定性的な指標）	[主要]政7-1-2-B-1：政府関係金融機関等に対する検査の的確な実施	
	目標	<p>「平成30検査事務年度・検査基本方針」及び「基本計画」に従い、深度ある検証に努めます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>株式会社日本政策金融公庫法等、各政府系金融機関等の根拠法令に基づき、金融庁をはじめ関係省庁と緊密に連携しつつ、財務の健全性及び法令等遵守態勢を整備・確立するなど適正な業務運営の確保を行う必要があるためです。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>検査基本方針に則り、政府関係金融機関等のうち4機関に対して、関係法令・規程等に基づき、政策目的に沿った適切な業務運営が行われているか、法令等遵守態勢等、各種態勢が適切に機能しているかを検証しました（参考指標1参照）。</p> <p>特に、適切な業務運営のための態勢整備・機能に重点を置いた検証を実施しました。検証の結果、業務運営の問題やその発生の原因等について、指摘を行いました。</p> <p>上記のとおり、基本方針等に則った検証を実施するとともに、被検査金融機関と深度ある議論を展開することができたことから、達成度を「○」としました。</p>
施策についての評価	a 相当程度進展あり	
評価の理由	<p>上記のほか、検査結果を踏まえて、被検査対象機関に対し検査指摘事項に対する改善報告を求め、その対応状況を確認するとともに、ヒアリングを実施する等、財務の健全性及び適切な業務運営の確保に向けた監督を行いました。また、融資業務に加え、調達等の各種関連業務が法令等に則り行われるよう、引き続き適切に監督を行いました。</p> <p>特に、株式会社商工組合中央金庫の危機対応業務における不正事案については、昨年度に主務省共同検査や二度の業務改善命令等を実施したところですが、今年度は、同金庫より、「ビジネスモデル等に係る業務の改善計画」（平成30年5月）や、同業務改善計画の実現のための具体的な方策を定める中期経営計画である「商工中金経営改革プログラム」（同年10月）の提出を受けました。同業務改善計画や中期経営計画は、平成30年4月から10月に開催された第三者委員会である「商工中金の経営及び危機対応業務に関する評価委員会」での議論等を踏まえて策定されたものであり、財務省は、中小企業庁や金融庁とともに同委員会の運営を担いました。また、中小企業庁や金融庁と連携しながら、同金庫との定</p>	

期的な意見交換を行うことなどにより、同金庫の業務の改善状況の把握にも努めました。

以上のとおり、測定指標が「○」であるものの、株式会社商工組合中央金庫の上記の業務改善計画や中期経営計画が策定されたのは今年度であり、実行に移されたばかりであるほか、同金庫が規律を遵守するよう引き続き主務省庁としての役割を果たしていく必要があることから、当該施策の評価は、「a相当程度進展あり」としました。

政7-1-2に係る参考情報

参考指標1：政府関係金融機関等への検査実績件数 (単位：件)

	26年度	27年度	28年度	29年度末	30年度末
件数	3	4	4	3	4

参考指標2：政府関係金融機関の財務諸表等の主要な計数 (単位：億円)

株式会社日本政策金融公庫					
国民生活事業	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
経常収益	1,528	1,508	1,475	1,427	1,387
経常費用	1,454	1,198	1,221	1,243	1,331
経常利益	74	310	255	184	56
特別損益	5	484	2	△1	△2
当期純利益	79	794	256	183	55
農林水産事業					
経常収益	588	473	482	454	420
経常費用	582	571	482	453	420
経常利益	6	△98	0	0	0
特別損益	△6	98	△0	△0	△0
当期純利益	—	—	—	—	△0
中小企業事業					
経常収益	5,295	2,706	3,806	3,985	4,039
経常費用	5,570	4,911	3,445	2,930	2,695
経常利益	△275	△2,205	361	1,055	1,344
特別損益	△0	211	△0	△0	△0
当期純利益	△275	△1,993	360	1,055	1,344
沖縄振興開発金融公庫 (行政コスト計算財務書類)					
業務収入①	△178	△163	△150	△132	△116
業務費用②	172	168	139	129	114
業務費用合計 (①+②) =③	△6	5	△10	△3	△2
機会費用④	5	3	0	1	0
行政コスト (③+④) =⑤	△1	8	△10	△2	△2
株式会社国際協力銀行					
経常収益	2,261	2,573	2,400	2,947	3,901
経常費用	1,347	1,368	1,973	2,531	3,280
経常利益	914	1,205	427	415	621
特別損益	0	57	0	1	0
当期純利益	914	1,262	428	416	621

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

(注1) 沖縄振興開発金融公庫の行政コスト計算財務書類は、平成13年6月の財政制度等審議会の報告書に基づき、特殊法人等について説明責任の確保と透明性の向上の観点から、最終的に国民負担に帰すべきコストを集約表示するため、企業会計原則に準拠した形で作成された財務書類。政府関係金融機関は平成12年度決算より作成・公表。

(注2) 沖縄振興開発金融公庫の行政コスト計算財務書類において△(マイナス)は、国民負担が生じていない状態を表す。

参考指標3：政府関係金融機関の延滞率の推移

(単位：%)

		26年度末	27年度末	28年度末	29年度末	30年度末
株 日 本 政 策 金 融 公 庫	国民生活事業	2.30	1.95	1.74	1.62	1.62
	農林水産事業	0.69	0.64	0.54	0.32	0.29
	中小企業事業	1.82	1.64	1.42	1.33	1.31
沖縄振興開発金融公庫		0.59	0.53	0.51	0.43	0.33
株式会社国際協力銀行		0.25	0.25	0.29	0.00	0.00

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

(注) 延滞率 = (弁済期限を6か月以上経過して延滞となっている貸付の元金残高/貸付残高×100)

評 価 結 果 の 反 映	政府関係金融機関等は、国の政策金融の担い手として、経済・金融情勢等に即応して迅速・的確な対応を行うことが必要であることから、関係省庁等と緊密な連携の下、経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、政府関係金融機関等が質・量ともに的確な対応を行うことができるよう、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行います。
	主務省として、リスク管理分野に関する検査を委任している金融庁をはじめ関係省庁と緊密に連携しつつ、政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、各機関の法令等遵守態勢に関し、効果的・効率的な検査を行うとともに、上記リスク管理分野及び法令等遵守態勢に関する検査結果も踏まえて、各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めます。
	令和2年度予算要求において、政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営が確保されるよう、必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	
------------------	--

政策目標に係る予算額	区 分		28年度	29年度	30年度	令和元年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	70,317,431	68,285,028	65,336,796	61,666,635
		補正予算	61,298,292	5,698,452	70,197,059	N. A.
		繰越等	20,880,000	3,500,000	N. A.	/
		合計	152,495,723	77,483,480	N. A.	
執行額(千円)		152,478,646	77,363,490	N. A.		

(概要)

株式会社日本政策金融公庫補給金、株式会社日本政策金融公庫出資金、危機対応円滑化業務補助金等の政府関係金融機関の運営に必要な経費

(注) 平成30年度「繰越等」、「執行額」等については、令和元年11月頃に確定するため、令和元年度実績評価書に掲載予定。

政策目標に関する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	<p>経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）</p> <p>未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）</p> <p>未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）</p> <p>新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）</p>
---	--

政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	<p>政府関係金融機関の財務状況・業務運営状況：「政府関係金融機関の出資融資額（補正額）」（財務省）等</p>
--	---

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	<p>政府関係金融機関等は、国の政策金融の担い手として、経済・金融情勢等に即応して迅速・的確な対応を行うことが必要であることから、関係省庁等と緊密な連携の下、経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、政府関係金融機関等が質・量ともに的確な対応を行うことができるよう、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行いました。</p> <p>主務省として、リスク管理分野に関する検査を委任している金融庁をはじめ関係省庁と緊密に連携しつつ、政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、各機関の法令等遵守態勢に関し、効果的・効率的な検査を行うとともに、上記リスク管理分野及び法令等遵守態勢に関する検査結果も踏まえて、各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めました。</p> <p>また、商工組合中央金庫の危機対応業務における不正行為については、「商工中金の在り方検討会」における取りまとめ結果を踏まえ、同社の危機対応業務を抜本的に見直すとともに、政府に「商工中金の経営及び危機対応業務に関する評価委員会」を設置しました。さらに、持続可能なビジネスモデルの構築やガバナンスの強化の取組みがなされるよう、業務改善計画（平成30年5月）や中期経営計画（同年10月）の策定・実行等について適切な監督を行い、適正な業務運営の確保を図りました。</p> <p>平成31年度予算要求において、政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営が確保されるよう、必要な経費の確保に努めました。</p>
--------------------------------	---

担当部局名	大臣官房政策金融課	政策評価実施時期	令和元年6月
--------------	-----------	-----------------	--------

政策目標 8-1 : 地震再保険事業の健全な運営

上記目標の概要	<p>地震再保険事業は、民間の損害保険会社が引き受けた地震保険の責任の一部を政府が再保険するもので、地震被害が大きく、損害額が巨額に上る場合、民間の損害保険会社だけでは支払いが困難になるので、損害額が一定の額を超過した場合、その超過した部分について、国が再保険金を支払うという仕組みです。地震再保険事業は、地震被害に遭った場合の被災者の生活の安定や生活再建等に寄与することを政策の目標としています。</p> <p>この目標を実現するためには、地震再保険事業を適切かつ健全に運営することが重要であることから、安定的な制度実現に向けた不断の検討・見直しを行うとともに、迅速・確実な再保険金の支払いを行っています。また、保険会社等に対して、地震保険の普及活動等を積極的に行うよう指導・助言するとともに、地震保険検査を実施しています。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>政8-1-1 : 地震保険制度の安定的な運営 政8-1-2 : 地震保険の普及 政8-1-3 : 地震保険検査の実施</p>
----------------	---

政策目標 8-1 についての評価結果

政策目標についての評価 **A 相当程度進展あり**

評定の理由	<p>施策8-1-1について、迅速・確実な地震再保険金の支払いを行ったほか、地震保険制度の更なる強靱性向上に向けた検討などを行い、安定的な地震保険制度の実現に向けた取組を行いました。</p> <p>また、施策8-1-2については、財務省ウェブサイト等の活用や、地方における防災イベントでの講演等といった地震保険の普及に向けた広報活動を実施しました。</p> <p>なお、施策8-1-3の地震保険検査実施先数については、実績値が目標値を下回りましたが、これは平成30年度は比較的規模の大きな地震やその他の自然災害が頻発したことで、保険会社の保険金支払いへの対応が増加したことから、財務省としては保険金支払いを優先させ、検査を延期する措置をとったことによるものです。</p> <p>以上のとおり、施策8-1-1の評価は「s 目標達成」、施策8-1-2の評価は「s 目標達成」、施策8-1-3の評価は「a 相当程度進展あり」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。</p>
政策の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>「地震保険に関する法律」(昭和41年法律第73号。以下、「地震保険法」といいます。)第1条に「被災者の生活の安定に寄与することを目的とする」と規定されており、この法律の目的を実現するため、地震再保険事業を健全に運営していくことは必要な取組です。</p> <p>また、地震保険法に基づき地震保険検査を実施することは、政府の再保険事業の健全な運営の確保に寄与する有効な取組です。</p> <p>なお、地震保険の加入促進のために、国民の目に留まるような積極的な広報活動を、損害保険業界と一体となって効率的に実施しています。</p>

(平成30年度行政事業レビューとの関係)
<ul style="list-style-type: none"> 地震再保険事業 <p>「引き続き、地震保険の目的にかなうサービスの提供に努めるとともに、迅速・確実な再保険金の支払いをはじめ、特別会計の内容や資産の流れについても情報開示を実施する。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、地震保険の目的にかなうサービスの提供に努めるとともに、迅速・確実な再保険金の支払いを実施しました。(事業番号0055)</p>

施策	政 8 - 1 - 1 : 地震保険制度の安定的な運営			
	[主要] 政8-1-1-B-1 : 安定的な地震保険制度の実現 [新]			
測定指標 (定性的な指標)	目 標	<p>地震保険制度について、自然災害に対処する政府の取組を取り巻く環境の変化への対応や地震保険制度の更なる強靱性向上に向けた検討を行い、あわせて契約者に保険金が迅速に支払われるよう、迅速・確実に再保険金を支払うことで、契約者の安心感を確保するよう努めます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>中央防災会議防災対策実行会議において、現在の科学的知見では確度の高い地震予測は難しいとされる一方で、南海トラフ地震に対する新たな防災対応の検討が行われるなど、地震保険制度を取り巻く環境は変化しています。地震保険制度に関するプロジェクトチーム(以下、「PT」といいます。)報告書においても、「地震国日本における安心の拠り所として地震保険をより良いものとするべく鋭意取り組むことを求める」とされています。あわせて、被災者の生活の安定に寄与するためには、迅速に保険金が契約者に支払われるよう、再保険金を迅速・確実に支払うことが重要であることから、目標とします。</p>		達成度
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>大阪府北部を震源とする地震の発生を受け、被災者の生活の安定に寄与するため迅速・確実な再保険金の支払いを行ったほか、同地震等による民間準備金残高の減少に対応するため、官民の保険責任額の改定を行いました。また、自然災害に対処する政府の取組を取り巻く環境の変化への対応や地震保険制度の更なる強靱性向上に向けた検討を行いました。このように、安定的な地震保険制度の実現に向けた取組を行ったことから、達成度は「○」としました。</p>		○	
施策についての評定	s 目標達成			
評定の理由	<p>被災者の生活の安定に寄与するために迅速・確実な地震再保険金の支払いを行ったほか、地震保険制度の更なる強靱性向上に向けた検討などを行いました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>			

政 8 - 1 - 1 に係る参考情報

参考指標 1 : 地震保険制度における政府と民間の責任(危険)準備金残高 (単位: 億円)

	平成25年度末	26年度末	27年度末	28年度末	29年度末
政府	10,728	11,934	13,250	13,457	15,202
民間	4,367	4,794	5,311	3,143	3,407

参考指標2：過去の地震災害の支払額(元受保険会社の支払額) (平成30年3月31日現在)

	地震名	発生日	証券件数(件)	支払額(百万円)
1	平成23年東北地方太平洋沖地震	平成23年3月11日	812,371	1,297,517
2	平成28年熊本地震	平成28年4月14日	206,278	382,360
3	平成7年兵庫県南部地震	平成7年1月17日	65,427	78,346
4	宮城県沖を震源とする地震	平成23年4月7日	31,008	32,393
5	福岡県西方沖を震源とする地震	平成17年3月20日	22,066	16,973
6	平成13年芸予地震	平成13年3月24日	24,453	16,942
7	平成16年中越地震	平成16年10月23日	12,608	14,897
8	平成19年中越沖地震	平成19年7月16日	7,870	8,249
9	福岡県西方沖を震源とする地震	平成17年4月20日	11,337	6,429
10	平成15年十勝沖地震	平成15年9月26日	10,553	5.990

(出所) 日本地震再保険株式会社資料を基に大臣官房信用機構課で作成。

施策	政8-1-2：地震保険の普及		
測定指標 (定性的な指標)	[主要]政8-1-2-B-1：地震保険の普及促進に向けた取組 [新]		
	目標	財務省ウェブサイトやSNSを活用した広報活動を実施するほか、損害保険業界と意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の更なる普及促進に努めます。 (目標の設定の根拠) ①PT報告書、②PTフォローアップ会合、③平成28年11月28日の行政改革推進会議の特別会計に関する検討の結果の取りまとめ、において、地震保険の更なる普及促進の必要性が確認されたこと等を踏まえ、地震保険の普及促進を目標として設定しました。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	財務省ウェブサイトやSNSの活用に加え、地方における防災イベントでの講演や首相官邸メールマガジン等との連携を行い、地震保険の普及に向けた広報活動を実施しました。また、損害保険業界と地震保険の普及促進に向けた意見交換を行ったことから、達成度は「○」としました。	○
施策についての評定	s 目標達成		
評定の理由	財務省ウェブサイト等の活用や、地方における防災イベントでの講演等といった地震保険の普及に向けた広報活動を実施しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

政8-1-2に係る参考情報

参考指標1：地震保険の普及率等の推移

(単位：%)

	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
普及率(注1)	28.8	29.5	30.5	31.2	32.2
付帯率(注2)	59.3	60.2	62.1	63.0	64.8

(出所) 日本地震再保険株式会社及び損害保険料率算出機構資料

(注1) 世帯数に対する地震保険契約の件数の割合を表したものの。なお、平成30年度については平成31年1月における暫定値であり、確定値については、令和元年8月頃に日本地震再保険株式会社のウェブサイト等に公表される予定。

(注2) 新規に契約された住宅向けの火災保険契約件数のうち、地震保険を付帯した契約の件数の割合を表したものの。なお、平成30年度については、平成30年2月から平成31年1月までの直近1年間における暫定値であり、確定値については、令和元年8月頃に損害保険料率算出機構のウェブサイト等に公表される予定。

施策	政8-1-3：地震保険検査の実施						
測定指標 (定量的な指標)	[主要]政8-1-3-A-1：地震保険検査先数の推移 (単位:社)						
	年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	達成度
	目標値	5	5	5	5	5	△
	実績値	5	5	5	5	4	
<p>(出所) 大臣官房信用機構課</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>政府の再保険事業の健全な運営を確保するため、地震保険法第9条第1項に基づき、検査を実施しています。地震保険の引き受けを行っている保険会社等28社(平成30年7月時点)のうち、5社を目標値としています。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>平成30年度は、東日本大震災及び熊本地震に係る保険金の支払事務等が適切に行われているか、契約申込に関する手続や地震保険に関する募集体制は適切か等の着眼点から検証しました。その結果、損害認定の根拠書類の保存が不十分である事案、契約申込時の建物構造区分の判定誤りや根拠書類の不足等の事案が見受けられたため、検査対象の損害保険会社に対して事務改善を求めました。</p> <p>なお、平成30年度は比較的規模の大きな地震やその他の自然災害が頻発したことで、保険会社の保険金支払いへの対応が増加したことから、財務省としては保険金支払いを優先させ、検査を延期する措置をとりました。その結果、平成30年度中に地震保険検査を実施できなかった検査先があり、実績値が目標値を下回りましたが、実績値と目標値が僅差であると考えられることから、達成度は「△」としました。</p>							
施策についての評定	a 相当程度進展あり						
評定の理由	<p>平成30年度は比較的規模の大きな地震やその他の自然災害が頻発したことで、保険会社の保険金支払いへの対応が増加したことから、財務省としては保険金支払いを優先させ、検査を延期する措置をとったことにより、実績値が目標値を下回りました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「△」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり「a 相当程度進展あり」としました。</p>						
評価結果の反映	<p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>地震保険制度の安定的な運営を確保するため、自然災害に対処する政府の取組を取り巻く環境の変化への対応や地震保険制度の更なる強靱性向上に向けた検討を行います。</p> <p>地震保険の普及については、財務省ウェブサイト・SNSを活用した広報活動を実施するほか、損害保険業界と意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の更なる普及促進に努めます。</p> <p>また、損害保険会社に対し、政府の再保険事業の健全な運営の確保を図るため、引き続き地震保険検査を実施するとともに、検査費用など必要な経費の確保に努めます。</p>						

財務省政策評価懇談会における意見	
-------------------------	--

政策目標に係る予算額	区 分		平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算		152,931,253	179,459,338	186,845,740	201,090,008
		補正予算		—	—	—	/
		繰越等		—	—	N. A.	
		合 計		152,931,253	179,459,338	N. A.	
執行額 (千円)			132,122,712	5,861,956	N. A.		

(概要)

民間のみでは対応できない巨大地震発生の際に支払う再保険金及び地震保険検査等に係る経費
 (注1) 平成30年度「繰越等」、「執行額」等については、令和元年11月頃に確定するため、令和元年度実績評価書に掲載予定。
 (注2) 予算の主な増要因は、地震保険料率の引上げや地震保険契約件数の増加等により再保険料収入が増加すること等によるものです。

政策目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	該当なし
---------------------------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	地震保険普及率等の状況：「地震保険の普及率」、「地震保険の付帯率」（損害保険料率算出機構）
----------------------------------	---

前年度政策評価結果の政策への反映状況	<p>地震保険制度の安定的な運営を確保するため、自然災害に対処する政府の取組を取り巻く環境の変化への対応や地震保険制度の更なる強靱性向上に向けた検討を行いました。</p> <p>地震保険の普及については、首相官邸メールマガジン・財務省ウェブサイト・SNSを活用した広報活動を実施したほか、損害保険業界と意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の更なる普及促進に努めました。なお、日本損害保険協会を中心とした地震保険の普及促進に向けた平成30年度の広告・宣伝等の取組の中で、テレビ・新聞・ラジオ・ポスター・チラシ等を活用した広報活動のほか、代理店の募集活動の支援や、地震保険広報と防災を連動させた取組が実施されました。</p> <p>また、損害保険会社に対し、政府の再保険事業の健全な運営の確保を図るため、引き続き地震保険検査を実施するとともに、検査費用など必要な経費の確保に努めました。</p>
---------------------------	--

担当部局名	大臣官房信用機構課	政策評価実施時期	令和元年6月
--------------	-----------	-----------------	--------

政策目標9-1：安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理

上記目標の概要	<p>国家公務員共済組合制度は、国家公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに国家公務員の職務の能率的運営に資することを目的とする社会保険制度です。</p> <p>これを踏まえ、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度の構築及び管理を行っていくことが重要であると認識しており、その際、「社会保障制度改革推進法」等に沿って取り組む社会保障制度改革及び諸外国との社会保障協定に適切に対応するとともに、福祉事業を含む全ての事業について、適正な運営を確保することが重要であると考えています。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>政9-1-1：被用者年金一元化後の年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応 政9-1-2：諸外国との社会保障協定への対応 政9-1-3：国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保</p>
---------	--

政策目標9-1についての評価結果

政策目標についての評定 S 目標達成

評定の理由	<p>(被用者年金一元化後の年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応)</p> <p>国家公務員共済組合連合会の「平成29年度業務概況書(厚生年金保険給付積立金)」について、平成30年11月30日の財政制度等審議会国家公務員共済組合分科会にて、外部の専門的な見地から意見を得た上で、同連合会は、積立金基本指針及び管理運用の方針を遵守して運用を行っているものと評価しました。</p> <p>(諸外国との社会保障協定への対応)</p> <p>国際的な人的交流の活発化に伴う日本と諸外国の社会保障制度の二重適用の問題や、年金受給資格の問題を解決すべく、引き続き、日本と諸外国との間で社会保障協定の締結を推進するため、新たに中華人民共和国との社会保障協定が署名されました。また、スロバキア共和国との社会保障協定の実施のための行政取決めが署名されました。</p> <p>(国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保)</p> <p>国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保するため、監査を実施し、法令及び内部規則の遵守徹底を指導したほか、国家公務員共済組合連合会等の運営する福祉施設については、収益力強化等により経営健全化を図るなど、引き続き、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の整備・管理・運営に努めました。</p> <p>以上のとおり、全ての施策が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p>
-------	--

政策の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>社会保障・税一体改革に盛り込まれた社会保障制度改革に適切に対応しながら、安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築や適正な運営の確保は、内閣総理大臣施政方針演説をはじめとする政府の方針に沿ったものであるとともに、国家公務員の公務の能率的運営に資するために必要な取組です。</p> <p>上記のとおり、被用者年金制度が一元化された現在も、引き続き安定的で効率的な運営に努めています。</p>
	<p>(平成30年度行政事業レビューとの関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国家公務員共済組合連合会等助成費 <p>「引き続き、執行の実態に基づいた見直しを行うとともに、特定健康診査等交付事業の受診率の向上による業務の効率化など、更なる改善に向けた検討を行う」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、引き続き、特定健康診査等交付事業について、受診率向上に向けた取組を実施しました。(事業番号0056)</p>

施策	政9-1-1: 被用者年金一元化後の年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応		
測定指標 (定性的な指標)	[主要] 政9-1-1-B-1: 被用者年金一元化後の年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応		
	目標	<p>国家公務員共済組合連合会の厚生年金保険給付積立金の業務概況書について、財務大臣による運用評価をするにあたって、外部から専門的な意見を伺うため、財政制度等審議会国家公務員共済組合分科会を開催します。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>被用者年金一元化により、国家公務員共済組合連合会の厚生年金保険給付積立金の業務概況書について、財務大臣による運用評価の仕組みを導入しました。年金積立金の運用は、長期的な観点から行う必要があり、安全かつ効率的な管理及び運用が行われるよう適切に注視していく必要があるためです。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>国家公務員共済組合連合会が行う厚生年金保険給付積立金の管理及び運用の状況(「平成29年度業務概況書(厚生年金保険給付積立金)」)について、平成30年11月30日に財政制度等審議会国家公務員共済組合分科会を開催し、外部からの専門的な意見を得た上で、同連合会は積立金基本指針及び管理運用の方針を遵守した運用を行っているとの評価を行い、評価結果を財務省ウェブサイト公表しました。</p> <p>(https://www.mof.go.jp/budget/reference/kkr_fund_evaluation/fy2017/index.html)</p> <p>さらに、「社会保障制度改革推進法」等に沿って取り組む社会保障制度改革については、関係省庁とも連携を図り、平成30年8月1日から、70歳以上の組合員及びその被扶養者に係る高額療養費や高額介護合算療養費の算定基準額等の見直しを実施するなど、適切に対応することができました。</p> <p>以上から、年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応を適切に行うことができたことから、達成度は「○」としました。</p>	○
施策についての評定	s 目標達成		

評定の理由	<p>年金積立金の運用について、長期的な観点から行う必要性に鑑み、安全かつ効率的な運用が行われるよう適切に注視しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>
--------------	---

政9-1-1に係る参考情報

参考指標1：男女別組合員数の年次推移

参考指標2：年金種別年金受給権者数及び年金額の年次推移

参考指標3：厚生年金及び退職等年金給付の保険料率の推移

参考指標4：短期負担金・掛金収入及びこれらの総報酬額に対する割合（平均保険料率）の年次推移

参考指標5：短期収入総額と短期支出総額の比較及び年次推移

(出所) 財務省ウェブサイト

参考指標1、2、4、5 (https://www.mof.go.jp/budget/reference/kk_annual_report/index.htm)

国家公務員共済組合連合会ウェブサイト

参考指標3 (<https://www.kkr.or.jp/nenkin/pdf/zenpan-zaisei-seidokaikaku-H30.8.pdf>)

施策	政9-1-2：諸外国との社会保障協定への対応		
	[主要] 政9-1-2-B-1：諸外国との社会保障協定への対応		
測定指標 (定性的な指標)	目標	<p>社会保障協定締結に向けて、関係省庁と連携を図り、適切な対応を行います。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>国際的な人的交流の活発化に伴う日本と諸外国の社会保障制度の二重適用の問題や、年金受給資格の問題を解決すべく、日本と諸外国との間で社会保障協定の締結を推進するためです。</p>	達成度
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>新たに中華人民共和国との社会保障協定が署名されました(参考指標1参照)。</p> <p>また、スロバキア共和国との社会保障協定の実施のための行政取決めが署名されました。</p> <p>したがって、関係省庁と連携を図り、社会保障協定への適切な対応を図ることができたことから、達成度は「○」としました。</p>		○
施策についての評定	s 目標達成		
評定の理由	<p>日本と諸外国との間で社会保障協定の締結について引き続き推進しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>		

政9-1-2に係る参考情報

参考指標1：社会保障協定の締結状況

(出所) 厚生労働省ウェブサイト

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/shakaihoshou.html>)

施策	政9-1-3：国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保		
測定指標（定性的な指標）	[主要]政9-1-3-B-1：国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保		
	目標	国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保します。	達成度
		（目標の設定の根拠） 厚生年金保険給付、退職等年金給付及び経過的長期給付の支給等の実務を担う国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保することにより、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の管理・運営に努めるためです。	
実績及び目標の達成度の判定理由	国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保するため、監査を実施し、法令及び内部規則の遵守徹底を指導したほか、国家公務員共済組合連合会等の運営する福祉施設については、収益力強化等により経営健全化を図るなど、引き続き、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の整備・管理・運営に努めたことから、達成度は「○」としました。	○	
施策についての評定	s 目標達成		
評定の理由	引き続き、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の整備・管理・運営に努めました。以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

政9-1-3に係る参考情報

参考指標1：男女別組合員数の年次推移【再掲（9-1-1：参考指標1）】

参考指標2：年金種別年金受給権者数及び年金額の年次推移【再掲（9-1-1：参考指標2）】

参考指標3：厚生年金及び退職等年金給付の保険料率の推移【再掲（9-1-1：参考指標3）】

評価結果の反映	<p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>年金積立金の運用は、長期的な観点から行う必要があり、安全かつ効率的な管理及び運用が行われるよう適切に注視していきます。その他の社会保障制度改革についても、関係省庁と連携を図って引き続き検討を進めていきます。</p> <p>各国との人的交流の促進を図る観点から、我が国と各国間の社会保障制度の適用について、厚生労働省等と協力して、今後、順次締結が予定されている各国との社会保障協定への対応を行います。</p> <p>厚生年金保険給付、退職等年金給付及び経過的長期給付の支給等の実務を担う国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保することにより、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の管理・運営に努めます。</p>
----------------	--

財務省政策評価懇談会における意見	
-------------------------	--

政策目標に係る予算額	区 分		平成28年度	29年度	30年度	令和元年度
	予算の 状況 (千 円)	当初予算	70,481,812	64,963,552	65,797,534	68,391,819
		補正予算	△ 84,784	△ 135,567	△ 80,166	
		繰越等	△ 140,592	140,592	N. A.	
		合 計	70,256,436	64,968,577	N. A.	
執行額(千円)		69,936,225	64,804,622	N. A.		

(概要)

国家公務員共済組合連合会等助成費

(注) 平成30年度「繰越等」、「執行額」等については、令和元年11月頃に確定するため、令和元年度実績評価書に掲載予定。

政策目標に関する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	第196回国会 総理大臣施政方針演説 (平成30年1月22日)
	第198回国会 総理大臣施政方針演説 (平成31年1月28日)
	第196回国会 財務大臣財政演説 (平成30年1月22日)
	第198回国会 財務大臣財政演説 (平成31年1月28日)
	経済財政運営と改革の基本方針2017 (平成29年6月9日閣議決定)
	経済財政運営と改革の基本方針2018 (平成30年6月15日閣議決定)

政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報	「国家公務員共済組合事業統計年報」(財務省)、「社会保障協定」(厚生労働省)
-----------------------------------	--

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	<p>年金積立金の運用について、長期的な観点から行う必要性に鑑み、安全かつ効率的な運用が行われるよう適切に注視しました。</p> <p>また、日本と諸外国との間で社会保障協定の締結については、引き続き推進しました。</p> <p>さらに、国家公務員共済組合連合会等の業務運営については、引き続き適正の確保に努めました。</p>
------------------------	---

担当部局名	主計局 (給与共済課)	政策評価実施時期	令和元年6月
-------	-------------	----------	--------

政策目標 10-1 : 日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保

上記目標の概要	<p>財務省設置法（平成11年法律第95号）第4条には、「日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること」が、財務省の所掌事務として規定されています。</p> <p>一方、日本銀行法（平成9年法律第89号）第5条第1項には、「日本銀行は、その業務及び財産の公共性にかんがみ、適正かつ効率的に業務を運営するよう努めなければならない。」と、同条第2項には「この法律の運用に当たっては、日本銀行の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。」と規定されています。</p> <p>こうした法律の規定等を踏まえ、引き続き、人件費を含む経費の予算の認可、財務諸表の承認等を通じ、日本銀行の業務及び組織の適正な運営が確保されるように努めます。</p> <p>（上記目標を達成するための施策）</p> <p>政10-1-1 : 経費予算の認可 政10-1-2 : 財務諸表の承認</p>
----------------	--

政策目標10-1についての評価結果

政策目標についての評価 **S** 目標達成

評価の理由	全ての施策が「S 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。
政策の分析	<p>（必要性・有効性・効率性等）</p> <p>日本銀行の運営は、国民に還元されるべき通貨発行益により賄われており、その公的性格から、適切な経費支出や適正な経理処理を担保するため、政府による公的チェックが必要であり、上記の各施策がそのために有効です。</p> <p>財務省では、日本銀行法の規定等に基づき、経費予算の認可、財務諸表の承認等を行っており、これらを通じて、日本銀行の業務及び組織の適正な運営が確保されています。</p>

施策	政10-1-1 : 経費予算の認可	
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政10-1-1-B-1 : 経費予算の効率性の確保	達成度
目標	<p>日本銀行法の規定等を踏まえ、日本銀行の業務及び組織の適正な運営を確保するために、日本銀行の経費の予算が効率的なものとなっていることを確認する等の審査をします。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>財務省設置法第4条には、「日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること」が財務省の所掌事務として規定されており、また、日本銀行法第51条において、日本銀行の経費の予算について「当該事業年度開始前に、財務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。」と規定されているためです。</p>	

	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>令和元年度経費予算については、平成31年3月に日本銀行から認可申請が提出され、財務省において、日本銀行の適正かつ効率的な業務運営の確保の観点から審査を行った上で、認可しました。令和元年度経費予算の合計額は、全体で1,901.1億円（対30年度比+26.0億円）となっていますが、これは固定資産取得費等の増加や消費税率引き上げ等の特殊要因によるものであり、業務の遂行上必要な経費を確保しつつ、経費効率化の取組が引き続きなされていることを確認しています（参考指標1参照）。</p> <p>上記実績の通り、令和元年度経費予算については、経費効率化の取組が引き続きなされていることを確認する等の審査を行った上で、日本銀行法の規定等に基づき、事業年度開始前に認可したことから、達成度は「○」としました。</p>	○
施策についての評定		s 目標達成	
評定の理由	<p>令和元年度経費予算については、平成31年3月に日本銀行から認可申請が提出され、財務省において、日本銀行の適正かつ効率的な業務運営の確保の観点から審査を行った上で、認可しました。令和元年度経費予算の合計額は、全体で1,901.1億円（対30年度比+26.0億円）となっていますが、これは固定資産取得費等の増加や消費税率引き上げ等の特殊要因によるものであり、業務の遂行上必要な経費を確保しつつ、経費効率化の取組が引き続きなされていることを確認しています（参考指標1参照）。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>		

政10-1-1に係る参考情報

参考指標1：認可対象経費の予算

(単位：百万円、%)

科 目		平成27年度 予算	28年度予算	29年度予算	30年度予算	令和元年度 予算	前年度比
銀行券製造費	銀行券製造費	51,686	51,806	51,906	51,986	52,431	0.9
国庫国債事務費	国庫国債事務費	18,386	18,129	17,904	17,284	17,379	0.6
給与等	役員給与	422	427	428	431	433	0.5
	職員給与	41,542	42,197	42,223	41,918	42,085	0.4
	退職手当	9,975	9,831	10,201	10,302	10,546	2.4
	小 計	51,938	52,455	52,852	52,651	53,064	0.8
交通通信費	旅費交通費	1,995	2,027	2,090	2,135	2,218	3.9
	通信費	2,786	2,714	2,595	2,241	2,181	▲2.7
	小 計	4,781	4,742	4,685	4,377	4,400	0.5
修繕費	修繕費	2,456	2,440	2,928	2,848	2,686	▲5.7
一般事務費	消耗品費	1,367	1,422	1,393	1,282	1,298	1.2
	光熱水道費	2,502	2,350	2,300	1,976	1,925	▲2.6
	建物機械等賃借料	9,385	7,808	8,369	7,922	7,068	▲10.8
	建物機械等保守料	11,540	8,755	9,144	10,213	10,579	3.6
	事務費	28,967	30,842	30,601	31,626	33,288	5.3
	小 計	53,761	51,178	51,807	53,019	54,158	2.1
固定資産取得費	固定資産取得費	3,731	5,926	4,505	4,349	4,994	14.8
予備費	予備費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	0.0
合 計		187,739	187,676	187,588	187,514	190,111	1.4

施策	政10-1-2：財務諸表の承認		
測定指標（定性的な指標）	[主要]政10-1-2-B-1：財務諸表の適正性の確保		
	目 標	<p>日本銀行法の規定等を踏まえ、日本銀行の業務及び組織の適正な運営を確保するために、日本銀行の財務諸表について、関係法令の規定に則して適正な決算処理がなされていることを確認する等の審査をします。</p>	達成度
		<p>（目標の設定の根拠）</p> <p>財務省設置法第4条には、「日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること」が財務省の所掌事務として規定されており、また、日本銀行法第52条において、「財産目録及び貸借対照表については四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、損益計算書についてはこれらの半期及び事業年度ごとに作成し、これらの書類に関する監事の意見書を添付して、当該半期又は当該事業年度経過後二月以内に、これを財務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。」と規定されているためです。</p>	
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>平成29年度決算及び平成30年度上半期決算に係る財務諸表については、平成30年5月及び同年11月に日本銀行から承認申請が提出され、財務省において、日本銀行法の規定等に則して適正な決算処理がなされていることを確認する等の審査を行った上で、承認しました。また、平成27年度から量的・質的金融緩和の実施に伴って生じ得る収益の振幅を平準化する観点から債券取引損失引当金制度が拡充され、平成29年度決算承認及び平成30年度上半期決算承認に当たり、日本銀行から、債券取引損失引当金の積立てに係る承認申請がなされ、これを承認しました。</p> <p>上記実績の通り、平成29年度決算及び平成30年度上半期決算に係る財務諸表等については、適正な決算処理がなされていることを確認する等の審査を行った上で、日本銀行法の規定等に基づき、事業年度又は上半期経過後二月以内に承認したことから、達成度は「○」としました。</p>		○
施策についての評価	s 目標達成		
評定の理由	<p>平成29年度決算及び平成30年度上半期決算に係る財務諸表等については、平成30年5月及び同年11月に日本銀行から承認申請が提出され、財務省において、日本銀行法の規定等に則して適正な決算処理がなされていることを確認する等の審査を行った上で、承認しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>		

政10-1-2に係る参考情報

「平成30年度政策評価書」の評価対象期間は、平成30年4月1日～平成31年3月31日であることから、平成30年度決算に係る財務諸表の承認は、今回の評価の対象ではありません。

参考指標 1 : 財務諸表の主要な計数

【貸借対照表】

(単位: 億円)

科目	平成 25 年度末	26 年度末	27 年度末	28 年度末	29 年度末
(資産の部)					
金地金	4,412	4,412	4,412	4,412	4,412
現金	2,898	2,442	2,099	2,031	2,743
国債	1,983,370	2,697,921	3,491,955	4,177,114	4,483,261
（うち長期国債）	1,541,536	2,201,337	3,018,986	3,771,441	4,265,674
コマーシャル・ペーパー等	18,749	19,789	19,699	20,357	20,574
社債	32,041	32,430	31,703	32,144	31,921
金銭の信託（信託財産株式）	13,728	13,757	13,692	11,884	10,488
金銭の信託（信託財産指数連動型上場投資 信託）	28,511	44,837	75,676	129,353	189,348
金銭の信託（信託財産不動産投資信託）	1,488	2,063	2,936	3,822	4,761
貸出金	263,138	340,975	340,453	446,645	464,119
外国為替	61,582	71,125	66,971	66,081	63,695
代理店勘定	253	231	326	205	240
その他資産	3,589	3,937	4,585	4,828	5,211
有形固定資産	2,032	2,009	1,967	2,010	2,078
無形固定資産	1	1	1	1	1
資産の部合計	2,415,798	3,235,937	4,056,481	4,900,893	5,282,856
(負債の部)					
発行銀行券	866,308	896,732	955,947	998,001	1,040,004
預金	1,323,477	2,060,718	2,829,396	3,563,788	3,996,383
（うち当座預金）	1,286,678	2,015,564	2,754,394	3,427,555	3,782,379
政府預金	16,778	17,941	187,797	217,507	151,248
売現先勘定	133,755	176,082	1,899	34,252	3,112
その他負債	2,337	3,228	1,225	2,074	596
退職給付引当金	1,990	1,984	1,963	1,980	1,997
債券取引損失引当金	22,433	22,433	26,934	31,550	36,001
外国為替等取引損失引当金	14,060	17,861	15,819	15,078	14,019
負債の部合計	2,381,140	3,196,983	4,020,984	4,864,234	5,243,363
(純資産の部)					
資本金	1	1	1	1	1
法定準備金	27,414	28,862	31,385	31,590	31,844
特別準備金	0	0	0	0	0
当期剰余金	7,242	10,090	4,110	5,066	7,647
純資産の部合計	34,657	38,954	35,497	36,658	39,493
負債および純資産の部合計	2,415,798	3,235,937	4,056,481	4,900,893	5,282,856

【損益計算書】

(単位：億円)

科目	平成 25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
経常収益	15,793	20,782	15,971	16,443	18,383
貸出金利息	256	286	348	96	0
買現先利息	—	—	▲0	—	—
国債利息	8,057	10,440	12,875	11,869	12,211
コマーシャル・ペーパー等利息	18	19	10	▲3	▲1
社債利息	53	39	32	12	▲9
国債売却益	2	0	—	—	—
外国為替収益	6,283	8,570	783	194	447
その他	1,121	1,424	1,921	4,273	5,735
経常費用	2,987	3,645	8,345	5,490	6,095
売現先利息	146	53	6	▲4	▲5
外国為替費用	—	—	4,083	1,553	2,171
経費	1,908	1,975	1,935	1,913	1,949
その他	933	1,616	2,320	2,028	1,980
経常利益	12,805	17,137	7,626	10,952	12,287
経常収入	9,087	11,447	13,963	12,737	13,104
長期国債関係損益	2	0	—	—	—
外国為替関係損益	6,194	7,601	▲4,083	▲1,481	▲2,119
経費	▲1,908	▲1,975	▲1,935	▲1,913	▲1,949
その他	▲570	62	▲318	1,609	3,252
うち金銭の信託（信託財産株式）運用 損益	421	497	511	2,175	2,512
金銭の信託（信託財産指数連動型 上場投資信託）運用損益	375	591	1,048	1,722	2,789
金銭の信託（信託財産不動産投資 信託）運用損益	66	77	108	138	181
補完当座預金制度利息	▲836	▲1,513	▲2,216	▲1,873	▲1,836
特別利益	110	181	2,051	740	1,064
特別損失	3,099	3,803	4,506	4,618	4,453
特別損益	▲2,988	▲3,622	▲2,454	▲3,877	▲3,388
うち債券取引損失引当金	—	—	▲4,501	▲4,615	▲4,451
外国為替等取引損失引当金	▲3,097	▲3,800	2,041	740	1,059
税引前当期剰余金	9,816	13,514	5,171	7,074	8,899
法人税、住民税及び事業税	2,573	3,424	1,060	2,007	1,251
当期剰余金	7,242	10,090	4,110	5,066	7,647

評価結果の反映	<p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>経費予算の認可、財務諸表の承認等を通じ、日本銀行の業務が一層適正かつ効率的に運営されるよう努めます。</p>		
財務省政策評価懇談会における意見			
政策目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	<p>該当なし</p>		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>該当なし</p>		
前年度政策評価結果の政策への反映状況	<p>平成29年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。</p> <p>日本銀行の業務及び財産の公共性にかんがみ、財務諸表の承認においては日本銀行法の規定等に則して適正な決算処理がなされていること等を確認し、また、経費予算の認可においては経費効率化の取組等を確認することを通じ、日本銀行の業務及び組織の適正な運営が確保されるように努めました。</p>		
担当部局名	理財局（総務課調査室）	政策評価実施時期	令和元年6月

政策目標 11-1 : たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保

上記目標の概要	<p>たばこ事業については、我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もって財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資するとのたばこ事業法（昭和59年法律第68号）の目的のほか、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（用語集参照）を始めとするたばこに係る国際的な動向、受動喫煙防止等の喫煙と健康をめぐる国民の意識の高まり、未成年者喫煙防止等に対する社会的要請の高まり等を踏まえ、施策を進めます。</p> <p>塩事業については、専売制から原則自由の市場構造に転換し国の関与も必要最小限度のものとなっていますが、塩事業の適切な運営による良質な塩の安定的な供給の確保と我が国塩産業の健全な発展を図るために必要な措置を講ずることとし、もって国民生活の安定に資するという塩事業法（平成8年法律第39号）の目的を踏まえ、施策を進めます。</p> <p>（上記目標を達成するための施策）</p> <p>政11-1-1 : たばこ事業の適切な運営と管理・監督</p> <p>政11-1-2 : 塩事業の適切な運営の確保</p>
---------	---

政策目標11-1についての評価結果

政策目標についての評価 S 目標達成

評価の理由

全ての施策が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記の通り、「S 目標達成」としました。

政策の分析

（必要性・有効性・効率性等）

たばこ事業に関しては、たばこ事業法に定める目的を達成するために、同法の趣旨に沿った適切な運営を確保し、健全な発展を促進していくことが必要です。また、喫煙が喫煙者本人及び周囲の者の健康にとってリスクがあることが科学的に認められており、様々な科学的知見の蓄積や、喫煙と健康に関する意識の高まり、世界各国の規制の状況等を踏まえ、喫煙と健康に関する規制等の見直しを図っていくことが、たばこ事業の適切な運営の確保等の観点からは重要です。なお、こうした喫煙と健康に関する規制や未成年者喫煙の取組等に当たっては、関係省庁と連携することで、効果的・効率的に対応しています。

塩事業に関しても、塩事業法に定める目的を達成するために、同法の趣旨に沿った適切な運営を確保し、健全な発展を促進していくことが必要です。また、塩事業センターの監督や塩需給見通し及び塩需給実績の公表など、必要最小限度の国の関与により、良質な塩の安定的な供給の確保等を行っています。

施策	政11-1-1: たばこ事業の適切な運営と管理・監督						
測定指標 (定量的な指標)	[主要] 政11-1-1-A-1: 製造たばこ小売販売業の許可に係る標準処理期間達成率 (単位: %)						
	年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	達成度
	目標値	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.5以上	○
	実績値	99.9	99.9	99.9	99.4	99.9	
	<p>(出所) 財務(支)局等から報告を受けて、理財局総務課たばこ塩事業室で集計。 (注1) 各年度中に申請を処理したものに係る達成率を示しています。 (注2) 標準処理期間: 申請を受理した日の属する月末から2か月以内の期間をいいます。 (目標値の設定の根拠) 小売販売業の許可については、製造たばこ小売販売業許可等取扱要領において、申請を受理した日の属する月の末日から原則2か月以内に処理するように努めるとしていることに加え、近年の実績値が継続して目標値を上回っていることを踏まえ、平成30年度においては、目標値を平成29年度から引き上げています。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 平成30年度の製造たばこ小売販売業の許可に係る標準処理期間達成率は、99.9%となりました。そのため、達成度は、「○」としました。</p>						
測定指標 (定性的な指標)	[主要] 政11-1-1-B-1: たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約等に係る国内措置に関する取組						
	目標	たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の関係会議や、政府内に設置された「受動喫煙防止対策強化検討チーム」に参加するとともに、関係省庁とも連携しながら、規制の見直し等を行うことにより、同条約等を踏まえた国内措置の円滑な実施に対応します。				達成度	
	(目標の設定の根拠) 我が国が、平成16年6月に締結し、平成17年2月に発効した、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約等を踏まえ、国内措置を円滑に実施していく必要があるためです。						
実績及び目標の達成度の判定理由	たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に係る規制である注意文言表示規制及び広告規制に関し、財政制度等審議会において、科学的知見の蓄積、喫煙と健康に関する意識の高まり、世界各国の規制の状況等を踏まえ、所要の見直しを行うよう報告がとりまとめられ(「注意文言表示規制・広告規制の見直し等について」、平成30年12月28日)、当該報告のとりまとめに当たり、財政制度等審議会たばこ事業等分科会において円滑な審議が進められるよう、審議会運営に係る事務を行いました。なお、財政制度等審議会から報告された規制の見直しの概要について、見直しを円滑に進める等の観点から、財務本省及び各財務(支)局等において、たばこ事業者向けの説明会を開催したほか、業界団体が開催した会議に参加し、説明を行いました。 受動喫煙対策に関しては、第196回国会において、望まない受動喫煙の防止				○		

	<p>を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止すること等を内容とする「健康増進法の一部を改正する法律」が成立し、平成30年7月25日に公布されました。財務省として、たばこ事業者に対し、改正法の円滑な施行に係る協力を要請したほか、上記の説明会及び業界団体開催の会議において、健康増進法の改正内容の周知を行うなど、政府全体の受動喫煙防止対策強化を進める取組に協力しました。</p> <p>たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の締約国会議が平成30年10月にスイスで開催され、関係省庁とともに、喫煙と健康に関する国際的な規制に係る議論に参画しました。</p> <p>また、昭和61年の日米たばこ協議において自由貿易体制の維持・強化の観点から、紙巻たばこの関税率を無税とすることで米国と合意したことを踏まえ、関税暫定措置法において、紙巻たばこの関税率が暫定税率により無税となるよう適切に措置しています。なお、たばこ事業法において、日本たばこ産業株式会社は、国産葉たばこの買入れを行おうとする場合には、すべて、予め、耕作者と原料用国産葉たばこの買入れに関する契約を締結することとされているとともに、製造たばこの製造独占が認められており、同社は、引き続き、国産葉たばこの全量買取りを行っている状況にあります。</p> <p>このように、注意文言表示規制・広告規制の見直しなど、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約等に係る国内措置の円滑な実施に適切に対応したため、達成度は「○」としました。</p>	
[主要]政11-1-1-B-2：未成年者喫煙防止に対する取組		
目 標	<p>未成年者喫煙防止について、関係省庁・団体とも連携しながら、その周知・徹底を図るなど、必要な取組を行います。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>未成年者喫煙防止に対する社会的要請の高まりに対応するためです。</p>	達成度
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>未成年者喫煙防止の観点から、自動販売機により製造たばこを販売する場合には、成人識別装置を装備した自動販売機により当該装置を常時作動させた上で販売することをたばこ小売販売業の許可の条件としており、4,212の小売店に条件を付与しました(参考指標1参照)。また、インターネットにより製造たばこを販売する場合には、予め公的な証明書により購入者の年齢確認等を行った上で販売することを許可の条件としており、9の小売店に条件を付与しました。</p> <p>未成年者喫煙禁止法第5条に違反したたばこ小売販売業者には厳正に対処しており、1の小売店に対し、たばこ事業法に基づいて営業停止処分(1ヶ月以内)としました。</p> <p>このほか、業界団体が各地で開催した未成年者喫煙防止に係る会議に参加し、小売店における未成年者喫煙防止の徹底等を要請しました。</p> <p>このように、未成年者喫煙防止に係る必要な取組等を行ったことから、達成度は「○」としました。</p>	○

[主要]政 11-1-1-B-3 : たばこ事業者からの申請に対する許認可等の処理

<p>目 標</p>	<p>日本たばこ産業株式会社、特定販売業者、卸売販売業者及び小売販売業者からの許認可等の申請に対し、各財務（支）局等及び各税関とも連携し、たばこ事業法の趣旨・目的に沿った円滑な処理を行います。</p> <p>（注）特定販売業者とは、自ら輸入した製造たばこの販売を業として行う者です。</p> <p>（目標値の設定の根拠）</p> <p>たばこ事業者からの許認可等の申請に対し、各財務（支）局等及び各税関とも連携し、たばこ事業法の趣旨・目的に沿った円滑な処理を通じて、たばこ事業の健全な発展に向けた管理・監督を行うためです。</p>	<p>達成度</p>
<p>実績及び目標の達成度の判定理由</p>	<p>製造たばこの小売販売業の許可に関し、健康増進法の改正を踏まえ、財政制度等審議会から、特定小売販売業（閉鎖性があり、かつ、消費者の滞留性の強い施設内の場所を営業所として製造たばこの小売販売を業として行うこと）等の許可条件を見直すよう報告されたことを受け、健康増進法の規定により、喫煙をするために利用できない設備については、「施設内に喫煙設備を設けること。」との許可条件における「喫煙設備」に当たらないものとする等内容を内容とする製造たばこ小売販売業許可等取扱要領の改正について、意見公募手続を行いました（当該取扱要領は、平成31年4月から段階的に適用開始）。</p> <p>製造たばこの小売定価の認可に関し、平成30年10月のたばこ税率の引上げ等に伴う小売定価の変更の際し、流通に支障が生じることのないよう、2,000品目を超える製造たばこについて、消費者の利益を不当に害さないかどうか等を迅速に審査のうえ認可を行うなど、前年度を大幅に上回る2,618品目の認可を行いました。</p> <p>また、令和元年10月1日の消費税率引上げに伴い実施される「キャッシュレス・消費者還元事業」に関し、たばこ事業法上、小売販売業者は、小売定価以外による製造たばこの販売が原則として禁止されているところ、当該事業に参加する中小・小規模事業者の店舗においてたばこをポイント付与等の対象とすることは、たばこ事業法の趣旨に反するものではなく、たばこも当該事業の対象となることなど、当該事業におけるたばこの取扱いについて、平成31年3月に、財務省ウェブサイト公表しました。</p> <p>このほか、たばこ事業法に基づく許認可等の申請に対し、内容に応じ、各財務（支）局等及び各税関とも連携の上、たばこ事業法の規定に沿って処理を行ったほか、日本たばこ産業株式会社法に基づく日本たばこ産業株式会社の事業計画等の申請に対しては、同法及びたばこ事業法に規定する同社の目的や役割等に照らし、その妥当性等を審査の上、認可を行いました。</p> <p>小売販売業の不許可処分等に係る行政不服審査請求について、5件の処理を行いました。なお、東日本大震災によって被災された小売販売業者に対する被災地域での営業所の仮移転の許可の弾力運用について、15件の処理をしました。</p> <p>このように、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法に基づく許認可等の申請に対し、これらの法律の趣旨・目的に沿って円滑な処理を行ったことに加え、受動喫煙対策の強化に応じた許可制度の見直し等にも適切に対応してい</p>	<p>○</p>

測定指標（定性的な指標）

	ることを踏まえ、達成度は「○」としました。	
施策についての評価	s 目標達成	
評定の理由	<p>たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に係る規制である注意文言表示規制及び広告規制の見直しについて、財政制度等審議会における報告のとりまとめに向けた審議会運営に係る事務を行うなど、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約等に係る国内措置の円滑な実施に適切に対応しました。</p>	
	<p>未成年者喫煙防止について、許可条件の付与のほか、業界団体主催の未成年者喫煙防止に係る会議に参加し、小売店における未成年者喫煙防止の徹底等を要請するなど、未成年者喫煙防止に係る必要な取組等を行いました。</p>	
	<p>たばこ事業者からの申請に対する許認可等について、受動喫煙対策の強化に応じた許可制度の見直しに対応したほか、小売販売業の許可に係る測定指標の目標値を達成しつつ、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法に基づく許認可等の申請に対し、これらの法律の趣旨・目的に沿って円滑な処理を行いました。</p>	
	<p>このように、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は「s 目標達成」としました。</p>	

政11-1-1に係る参考情報

参考指標1：小売販売業許可申請件数及び同許可件数

(単位：件)

	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
申請件数	11,571	8,932	8,370	7,691	7,094
許可件数	6,497	5,284	4,915	4,658	4,212

(出所) 財務(支)局等から報告を受けて、理財局総務課たばこ塩事業室で集計。

施策	政11-1-2：塩事業の適切な運営の確保						
測定指標(定量的な指標)	[主要]政11-1-2-A-1：塩製造業者等の登録に係る標準処理期間達成率 (単位：%)						
	年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	達成度
	目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	○
	実績値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
<p>(出所) 財務(支)局等からの報告を受けて、理財局総務課たばこ塩事業室で集計。 (注1) 各年度中に申請を処理したものに係る達成率を示しています。 (注2) 標準処理期間：申請を受理した日の翌日から20日(平成28年6月までは1か月)以内の期間をいいます。 (目標値の設定の根拠) 塩の製造、特定販売及び卸売の登録については、塩製造業者登録等取扱要領等において、申請を受理した日の翌日から20日(平成28年6月までは1か月)以内に処理するように努めるとしている中、引き続き全件を迅速に処理する必要があるため、過去の実績を参照して目標値を設定しました。 (目標の達成度の判定理由) 平成30年度の塩の製造、特定販売及び卸売の登録に係る標準処理期間達成率は、100.0%となりました。そのため、達成度は、「○」としました。</p>							

[主要]政11-1-2-A-2：塩需給見通し及び塩需給実績の定期的な公表状況[新]						
年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	達成度
塩需給見通し (年1回)	○	○	○	○	○	○
塩需給実績 (年1回)	○	○	○	○	○	
<p>(注)「塩需給見通し」及び「塩需給実績」を所定の時期に公表した場合には○、所定の時期に公表していない場合には×を記載します。</p> <p>(出所) 理財局総務課たばこ塩事業室調</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>塩事業者及び消費者に必要な情報を提供することにより、間接的に塩の需給及び価格の安定を図るためです。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>平成30年度は、「平成29年度塩需給実績(平成30年6月29日公表)」及び「平成31年度塩需給見通し(平成31年3月29日公表)」を所定の時期に公表しました。そのため、達成度は「○」としました。</p>						
[主要]政11-1-2-B-1：塩事業センターの監督、塩事業者からの登録等に対する処理						
測定指標(定性的な指標)	目標	<p>塩事業法の趣旨・目的に沿って円滑に、塩事業センターの事業計画及び収支予算の認可等の監督を行うとともに、塩事業者からの登録・届出に対し、各財務(支)局等及び各税関とも連携し、処理を行います。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>塩事業法の趣旨・目的に沿って円滑に、塩事業センターの監督を行うとともに、塩事業者からの登録・届出に対し、各財務(支)局等及び各税関とも連携し、処理を行うことを通じて、塩事業の適切な運営を確保するためです。</p>				達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>塩事業センターの平成31年度事業計画及び収支予算については、塩事業法の趣旨・目的を踏まえ、塩事業センターの適正かつ確実な業務の運営を確保する観点から、生活用塩供給等に係る事業(円滑かつ安定的な供給、塩の備蓄)の内容や事業実施のための費用の状況等について審査を行い、認可しました。</p> <p>塩事業法に基づく塩事業者からの登録・届出に関しては、各財務(支)局等及び各税関とも連携して、塩事業の適切な運営を確保する観点から審査を行い、登録等の処理を行いました。また、我が国では、少なくとも食用塩の需要量分について国内産塩の供給を確保する必要があるため、国内産塩の競争力を高め、食用塩の安定的かつ円滑な供給を持続させていくため、イオン交換膜法による塩製造業において塩製造用電力の自家発電の用に供する石炭について、石油石炭税の軽減措置が設けられています。この適用について、前年度に引き続き各事業者から申請を受け、用途証明書の交付を行う等の対応を行いました。</p> <p>このように、塩事業センターに係る認可等の監督や塩事業者からの登録・届出等に対し、塩事業法の趣旨・目的を踏まえ、適切な処理を行いました。そのため、達成度は「○」としました。</p>				○
施策についての評定		s 目標達成				

評定の理由	<p>塩製造業者等の登録について、測定指標の目標値を達成し、平成29年度塩需給実績及び平成31年度塩需給見通しについて、所定の時期に公表しました。</p> <p>塩事業センターに係る認可等の監督や塩事業者からの登録・届出等に対し、塩事業法の趣旨・目的を踏まえ、適切な処理を行いました。</p> <p>このように、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>
--------------	---

政 1 1 - 1 - 2に係る参考情報

参考指標 1：塩製造業者等登録件数

(単位：件)

年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
登録件数	49	46	55	49	29

(出所) 財務(支)局等から報告を受けて、理財局総務課たばこ塩事業室で集計。

評価結果の反映	<p>(たばこ事業の適切な運営の確保)</p> <p>引き続き、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法に基づく許認可等の申請に対し、これらの法律の趣旨・目的に沿って円滑な処理を行うほか、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に係る措置である喫煙と健康に関する規制等について、たばこ事業を巡る情勢の変化等を踏まえ、規制の見直し等の所要の対応を行うことや、未成年者喫煙防止の取組の更なる徹底等を通じて、たばこ事業の適切な運営の確保等に努めます。</p> <p>(塩事業の適切な運営の確保)</p> <p>引き続き、塩需給見通し及び塩需給実績の策定・公表、塩事業センターに係る認可等の監督や塩事業者からの登録・届出について、塩事業法の趣旨・目的を踏まえた処理等を通じ、塩事業の適切な運営の確保等に努めます。</p>
----------------	--

財務省政策評価懇談会における意見	
-------------------------	--

政策目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	該当なし
---------------------------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	塩需給見通し、塩需給実績 (財務省ウェブサイト)
----------------------------------	--------------------------

<p>前年度政策評価結果の政策への反映状況</p>	<p>平成29年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。</p> <p>(たばこ事業の適切な運営の確保)</p> <p>たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法に基づく許認可等の申請に対し、これらの法律の趣旨・目的に沿って円滑な処理を行ったほか、注意文言表示規制及び広告規制の見直しに係る事務や、未成年者喫煙防止の取組の徹底等を通じて、たばこ事業の適切な運営の確保等に努めました。</p> <p>(塩事業の適切な運営の確保)</p> <p>塩事業については、塩需給見通し及び塩需給実績の策定・公表、塩事業センターに係る認可等の監督や塩事業者からの登録・届出について、塩事業法の趣旨・目的を踏まえた処理等を通じ、塩事業の適切な運営の確保等に努めました。</p>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>理財局（総務課たばこ塩事業室）</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和元年6月</p>
---------------------	------------------------	------------------------	---------------

Ⅲ 財務省政策評価懇談会における意見
(全体に通じるもの)

【財務省政策評価懇談会における意見（全体に通じるもの）】

○ 租税特別措置等に係る政策評価

租税特別措置等に係る政策評価

1. 財務省における租税特別措置等に係る政策評価の実施方針について

租税特別措置等（国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等）のうち法人税、法人住民税及び法人事業税に係るもの（注）（以下単に「租税特別措置等」といいます。）について、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」及び「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）に基づき、「政策評価に関する基本計画」（財務省）において、改正や延長等の要望が行われる際に事前評価を実施するほか、必要に応じて事後評価を行い、租税特別措置等について、基本計画対象期間内に一回は政策評価が行われるようにしています。

（注）行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令第3条の規定により、法人税については「租税特別措置の適用状況の透明化に関する法律（平成22年法律第8号）第3条第1項に規定するもの、地方税については、法人の都道府県民税、市町村移民税及び事業税で税額又は所得の減額を内容とするものについて、延長等の要望の際の事前評価が義務づけられています。

財務省では、毎年8月末までに、事前評価及び事後評価を実施して評価書を作成・公表しており、事前評価の政策評価書は税制改正要望に添付されて活用されています。また、作成した評価書は総務省に送付し、同省が各府省分をとりまとめて公表しています。なお、財務省では、これらの評価書を、翌年6月に作成する「政策評価書」に収載しています。

2. 平成30年度における租税特別措置等に係る政策評価の実施について

事前評価書

租税特別措置等の名称	評価実施時期	評価結果	政策評価の結果の政策への反映状況
承継銀行等に係る資本割の特例措置の延長	平成30年8月	別添1のとおり	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行った

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	承継銀行等に係る資本割の特例措置の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目
		② 上記以外の税目
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 承継銀行及び協定銀行(以下「承継銀行等」という。)については、平成31年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、資本金等の額を銀行法に規定する銀行の最低資本金の額(20億円)とみなす資本割の特例措置が講じられている。
		《要望の内容》 上記の特例措置の延長(当分の間)を要望する。
		《関係条項》 地方税法附則第9条第2項
5	担当部局	財務省大臣官房信用機構課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:—
7	創設年度及び改正経緯	平成16年度 協定銀行に係る資本割の特例措置 創設 平成16年度 承継銀行に係る資本割の特例措置 創設 平成21年度 協定銀行に係る資本割の特例措置の延長(5年間) 平成21年度 承継銀行に係る資本割の特例措置の延長(5年間) 平成26年度 承継銀行等に係る資本割の特例措置の延長(5年間) ※ 平成26年度の税制改正要望より、地方税法の同じ条項に該当する租税特別措置であるため、2つの税制改正要望を1つにまとめて要望している。
8	適用又は延長期間	当分の間の延長とする。
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠
		《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備を図り、預金者の保護及び信用秩序の維持を目的とするものである。 《政策目的の根拠》 預金保険法 (目的) 第1条 この法律は、預金者等の保護及び破綻金融機関に係る資金決済の確保を図るため、金融機関が預金等の払戻しを停止した場合に必要な保険金等の支払と預金等債権の買取りを行うほか、破綻金融機関に係る合併等に対する適切な資金援助、金融整理管財人による管理及び破綻金融機関の業務承継その他の金融機関の破綻の処理に関する措置、特定回収困難債権の買取りの措置、金融危機への対応の措置並びに金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置等の制度を確立し、もつて信用秩序の維持に資することを目的とする。

		②: 政策体系における政策目的の位置付け	4-2 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理
		③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 金融機関破綻時におけるセーフティネット機能を十全に発揮し、ひいては金融システムを安定させること。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 承継銀行等が法人事業税の資本割の特例措置による税負担の軽減を受け、安定的な財産基盤を確保することにより、金融機関破綻時において円滑に破綻処理等を行うことに寄与する。
		10 有効性等	①: 適用数
		②: 適用額	【承継銀行】 各年度「資本金等の額(※1)-課税標準(20億円)」である。 (※1)21.2億円(平成16年度から平成22年度まで) 【協定銀行】 各年度「資本金等の額(※2)-課税標準(20億円)」である。 (※2)120億円(平成24年度から)
		③: 減収額	実績は以下の通りである。 【承継銀行】 平成20年度 0.2百万円 平成21年度 0.2百万円 平成22年度 0.2百万円 【協定銀行】 平成26年度 21百万円 平成27年度 31.5百万円 平成28年度 52.5百万円 平成29年度 52.5百万円 平成30年度 52.5百万円 承継銀行等の資本金等の額は、将来的に、業務の増加・追加等に伴い、増資によって増加しうる。こうした性格上、将来の減収額を見通すことは困難である。
		④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 法人事業税の資本割の特例措置により、承継銀行等の安定的な財産基盤の確保を通じた預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備が図られ、預金者の保護及び信用秩序の維持に寄与している。将来的にも同様である。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 法人事業税の資本割の特例措置により、承継銀行等の安定的な財産基盤が確保され、金融機関破綻時におけるセーフティネット機能の十全な発揮、ひいては金融システムの安定に寄与している。将来的にも同様である。

			<p>特例措置が延長されず課税された場合、税負担のため承継銀行等の財産基盤が不安定となり、円滑な破綻処理のための態勢が維持できず、預金者の保護及び信用秩序の維持が困難となる可能性がある。</p>
		⑤ 税込減を是認する理由等	<p>法人事業税の資本割の特例措置により、承継銀行等の税負担が軽減され、安定的な財産基盤が確保される。これを通じて円滑な破綻処理のための態勢整備が図られ、預金者の保護及び信用秩序の維持に寄与している。将来的にも同様である。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>承継銀行は、破綻金融機関の業務を引き継ぎ、かつ、引き継いだ業務を暫定的に維持・継続し、預金者の保護及び信用秩序の維持を図ることを目的としており、重要な公的使命を負っている。また、協定銀行の業務は、破綻金融機関等の貸付債権などを適正・迅速に回収し、公的資金すなわち国民負担の最小化に寄与する重要な公的使命を負っている。</p> <p>本措置は、承継銀行等の税負担を軽減し、上記業務の円滑な遂行に寄与するものであり、他の政策手段(規制等)では実現困難である。本措置は、預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備を図り、預金者の保護及び信用秩序の維持を図るとの政策目的に合致するものである。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>他の支援措置や義務付け等は存在しない。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>承継銀行等に対する法人事業税の資本割の特例措置の延長を行うことで、承継銀行等の安定的な財産基盤の確保を通じて円滑な破綻処理のための態勢整備を図ることができ、破綻金融機関に係る地域における信用秩序の維持及び金融システムの安定に寄与することから、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 25 年 8 月

○ 参考資料

平成30年度において実施したアンケート調査の概要

No.	アンケート名 【指標名】	実施対象者等	実施時期	用紙の配布方法 回収方法	主な質問項目
1	税制関連ウェブサイトに関するアンケート 【測定指標政 2-1-2-A-2: 財務省の税制関連ウェブサイトに関する評価（内容の分かりやすさ）】	○実施場所 財務省税制関連ウェブサイト ○実施対象者 ウェブサイト閲覧者	平成30年12月～ 平成31年3月	税制関連ウェブサイト内にアンケートページを開設	○無記名 ○5段階評価 ○主な質問項目 ・情報の見つけやすさ ・内容の分かりやすさ 等
2	国債広告の効果測定に関する調査委託業務 【政3-1-5に係る参考指標：個人向け国債の認知状況の推移】	○実施場所 ・インターネット ○実施対象者 ・金融商品の購入経験者（20歳以上） ・金融商品の購入未経験者（20歳以上）	平成30年9月	電子メールで通知しインターネット画面上で配布・回収	○無記名 ○選択式 （知っている、名前だけは知っている、知らない 等） ○主な質問項目 ・個人向け国債及びその商品性の認知状況
3	税関相談/通関手続に関するアンケート 【測定指標政 5-3-3-A-2: 輸出入通関における利用者満足度】	○実施場所 ・インターネット ○実施対象者 ・通関業者 ・輸出入者 ○回収数 1,184 ・通関業者 701 ・輸出入者 483	平成31年3月	URL又はQRコードをアンケート対象者に通知し、インターネット画面上で配布・回収	○無記名 ○7段階評価 （大変良い、良い、やや良い、普通、やや悪い、悪い、大変悪い） ○主な質問項目 ・輸出入通関手続の満足度
4	税関検査に関するアンケート 【政 5-3-3 に係る参考指標：旅具通関に対する利用者の評価】	○実施場所 ・成田、関空、羽田、中部、福岡の各空港の旅具検査場 ○実施対象者 ・一般旅客 ○回収数 306	平成31年3月	各空港の旅具検査場でURL及びQRコードを記載した用紙を配布 インターネット画面上で回収	○無記名 ○7段階評価 （大変良い、良い、やや良い、普通、やや悪い、悪い、大変悪い） ○主な質問項目 ・検査官の対応、申告手続のわかりやすさ、税関の密輸取締り等
5	税関の広報活動に関するアンケート 【測定指標政5-3-5-A-2: 講演会及び税関見学における満足度】	○実施場所 ・見学会、講演会の会場 ○実施対象者 ・税関見学者 ・講演会参加者 ○回収数 266 ・税関見学者 33 ・講演会参加者 233	平成31年3月	見学会場、講演会場でURL及びQRコードを記載した用紙を配布 インターネット上で回収	○無記名 ○7段階評価 （大変良い、良い、やや良い、やや悪い、悪い、大変悪い、どちらともいえない） ○主な質問項目 ・講演会及び税関見学の満足度
6	税関相談/通関手続に関するアンケート 【測定指標政 5-3-5-A-3: 輸出入通関制度の認知度】	○実施場所 ・インターネット ○実施対象者 ・輸出入者 ○回収数 483	平成31年3月	URL又はQRコードをアンケート対象者に通知し、インターネット画面上で配布・回収	○無記名 ○選択式 （知っている、知らない） ○主な質問項目 ・各通関制度の認知度 （事前教示制度、認定事業者制度等）

7	<p>税関の広報活動に関するアンケート 【測定指標政5-3-5-A-4：密輸取締り活動に関する認知度】</p>	<p>○実施場所 ・見学会、講演会の会場 ・全国の税関本関、支署、出張所 ・成田、関空、羽田、中部、福岡の各空港の旅具検査場</p> <p>○実施対象者 ・税関見学者 ・講演会参加者 ・通関業者 ・輸出入者 ・窓口来訪者 ・一般旅客</p> <p>○回収数 1,819 ・税関見学者 33 ・講演会参加者 233 ・通関業者 701 ・輸出入者 483 ・窓口来訪者 63 ・一般旅客 306</p>	<p>平成30年1～2月</p>	<p>(税関見学者等) 会場で依頼文を配布 インターネット画面 上で回収</p> <p>(通関業者等) URL又はQRコードをアンケート対象者に通知し、インターネット画面 上で配布・回収</p> <p>(窓口来訪者) URL又はQRコードをアンケート対象者に通知し、インターネット画面 上で配布・回収</p> <p>(一般旅客) 各空港の旅具検査場でURL及びQRコードを記載した用紙を配布 インターネット画面 上で回収</p>	<p>○無記名 ○選択式 (知っている、知らない) ○主な質問項目 ・各密輸取締り活動の認知度(空港・海上等パトロール、麻薬探知犬・X線検査装置による検査等)</p>
8	<p>税関相談に関するアンケート 【測定指標政5-3-5-A-5：税関相談官制度の運用状況(税関相談についての利用者満足度)】</p>	<p>○実施場所 ・インターネット</p> <p>○実施対象者 ・通関業者 ・輸出入者 ・窓口来訪者</p> <p>○回収数 1,247 ・通関業者 701 ・輸出入者 483 ・窓口来訪者 63</p>	<p>平成30年3月</p>	<p>URL又はQRコードをアンケート対象者に通知し、インターネット画面 上で配布・回収</p>	<p>○無記名 ○7段階評価 (大変良い、良い、やや良い、普通、やや悪い、悪い、大変悪い) ○主な質問項目 ・相談業務、カスタムスアンサーについての満足度</p>
9	<p>知的支援に関する研修・セミナーのアンケート 【測定指標政6-2-4-A-1：知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度】</p>	<p>○実施場所 ・研修所、セミナー会場</p> <p>○実施対象者 ・研修生、セミナー受講者</p>	<p>平成27年4月～平成28年3月の間(各研修・セミナー一時)</p>	<p>研修・セミナー中に配付 研修・セミナー終了時に回収</p>	<p>○5段階評価 ○主な質問項目 ・研修・セミナー全体の満足度</p>

用語集

あ アジア債券市場育成イニシアティブ

(ABMI : Asian Bond Market Initiative)
平成 15 年 8 月の ASEAN+3 (日中韓) 財務大臣会議で合意された、域内の民間貯蓄を経済発展に必要な中長期の資金ニーズに結び付けることを目的とし、域内の債券発行体の多様化、市場インフラの整備等を通じて債券市場の育成を図っていくイニシアティブ。

い 一般歳出

国の一般会計の歳出から国債費及び地方交付税交付金等を除いたもの。

え 円借款

開発途上国政府等に対して、低利で長期の緩やかな条件で開発資金を貸付けるもの。円借款の実施は、国際協力機構 (JICA) が担当。

か 海外 I R

国債に係る海外投資家との関係強化の取組のこと。投資家との対話等を通じて、投資家のニーズに応じた情報を正確かつタイムリーに提供している。

買入消却

国債の発行者である国が、償還期限が到来する前に国債を買い入れ、これを消却することで債務を消滅させること。

改革工程表

「経済・財政再生計画」推進のために経済財政諮問会議の下に設置された専門調査会においてとりまとめられた、主要な改革項目 80 項目の全てについて、改革の具体的な内容、規模、時期等について明確化したもの (平成 27 年 12 月 24 日経済財政諮問会議決定)。

海外投融資

主として、民間セクターが開発途上地域で実施する開発事業に対し、必要な資金を融資または出資するもの。

外国為替資金証券

特別会計に関する法律第 83 条第 1 項の規定に基づき「外国為替資金に属する現金に不足がある場合」に発行される、政府短期証券。

改正京都規約 (税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約)

各国の税関手続の簡易化・調和を通じた国際貿易の円滑化を目的とした、税関手続に係る国際標準を規定する条約。昭和 48 年の WCO 総会 (於：京都) で採択された『税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約』(通称：京都規約) を改正する形で作成された。

貨幣回収準備資金

貨幣に対する信頼の維持を目的として、政府による貨幣の発行、引換え及び回収が円滑に行われるよう、一般会計に設置された資金のこと (貨幣回収準備資金に関する法律第 1 条及び第 8 条)。

貨幣のクリーン化

日本銀行に還流する貨幣の政府への回収割合を高めることにより、新規製造貨幣の市中流通を促進すること。

借換債

特別会計に関する法律に基づき、普通国債の償還額の一部を借り換える資金を調達するために発行される国債。

き 気候投資基金

(C I F : Climate Investment Funds)

「クリーン・テクノロジー基金」と「戦略気候基金」の2つの基金から構成される。前者は、主要な途上国における温室効果ガス削減に資するプロジェクトを支援、後者は弱い途上国の気候変動の影響を軽減する対策や、森林保全、再生可能エネルギー分野の支援を実施。

基礎的財政収支

(P B : Primary Balance)

「借入を除く税収等の歳入」から「過去の借入に対する元利払いを除いた歳出」を差し引いた財政収支のこと。基礎的財政収支が均衡すれば、毎年度の税収等によって、過去の借入に対する元利払いを除いた毎年度の歳出をまかなうこととなる。

旧里道・旧水路

道路法上の市町村道等に、また河川法上の河川等に認定されていないもので、公共物としての機能を喪失したもの。

行政財産

国の行政の用に供するため所有する財産であり、さらに用途によって4つの種類に分けられる。

- ・公用財産：国において国の事務、事業又はその職員の住居の用に供し、又は供するものと決定した財産（例えば、庁舎、国家公務員宿舎）
- ・公共用財産：国において直接公共の用に供し、又は供するものと決定した財産（例えば、公園、道路、海浜地）
- ・皇室用財産：国において皇室の用に供し、又は供するものと決定した財産（例えば、皇居、御所、御用邸、陵墓）
- ・森林経営用財産：国において森林経営の用に供し、又は供するものと決定した財産。

緊急関税

輸入の増加により、同種・競合貨物を生産する国内産業に生じた重大な損害等を防止・救済するために課する割増関税

金利スワップ取引

様々な金利変動リスクをヘッジすることを基本的な目的として、異なる種類の金利の支払いを一定期間にわたって交換する取引。

財政投融资との関連では、固定金利と変動金利の交換によりデュレーション・ギャップを調整。

金融再生法開示債権

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第132号・以下「金融再生法」という。）に基づく開示債権。金融再生法では、銀行の保有する債権（貸出金のほか支払承諾見返などを含む）を債務者の状況などに応じ、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」及び「正常債権」に分類し、それぞれ開示することとされている。

こ 公共随意契約

地方公共団体などに対し、公共性の高い用途に供するために行う随意契約。

国有財産

国の所有する財産には、現金や預金のほか、土地、建物等の不動産、船舶、自動車、航空機等の動産、売払代金、貸付金等の債権、著作権、特許権等の知的財産権、地上権、鉱業権等の用益物権等多種多様なものがある（広義の国有財産）が、本評価書における国有財産とは、国有財産法第2条及び附則第4条に規定されている財産（狭義の国有財産）をいう。

また、国有財産は、国の行政の用に供するため所有する行政財産と、それ以外の普通財産に分類される。

誤信使用財産

自己が正当に使用することができる財産であるとの誤信により使用が開始された等の経緯を有する財産。

国家的な記念事業

国が記念して行うにふさわしい事業。

国庫

国は、租税及び国債を主たる財源として現金を調達し、これにより公共事業、社会保障、教育、防衛等多様な行政を行っている。こうした財政活動の主体としてとらえた国のこと。

国庫金

国庫に属する現金のこと。

国庫金の過不足の調整

国庫金の受入（租税受入等）や支払（年金支払等）がなされる時期は様々であり、時期によって国庫には現金不足や余剰が生じる。国庫全体として現金の不足が見込まれる場合には、予算の支出を支障なく執行するため、財務省証券を発行することにより不足現金を調達する。国庫に一時的に余裕金（国庫余裕金）が発生した場合には、日本銀行に設けられている政府預金の中の当座預金から利子の付される国内指定預金に組み替えること等により国庫余裕金を管理している。

国庫原簿

予算決算及び会計令第 128 条の規定により、財務省が作成する国庫金の出納に関する帳簿。

さ 財政投融资

政府が財投債（国債）の発行により調達した資金などを財源として、政策金融機関・独立行政法人等や地方公共団体に対し、政策的な必要性はあるものの、大規模・超長期プロジェクトなど、民間だけでは対応が困難な長期・固定・

低利の資金供給を行うもの。

具体的な資金供給の手法として、①財政融資（地方公共団体、政府関係機関、独立行政法人などに対して長期・固定・低利で行われる融資）、②産業投資（投資（主として出資）により長期リスクマネーを供給）、③政府保証（政府関係機関・独立行政法人などが金融市場で発行する債券に、政府が保証を行う）の 3 つの方法がある。

財政投融资計画

当該年度の財政投融资の内容を表すもので、予算と合わせて編成され、国会の審議、議決を受ける。

財政融資資金証券

財政融資資金法第 9 条第 1 項の規定に基づき「財政融資資金に属する現金に不足があるとき」に発行される、政府短期証券。

財投債

国が発行する国債の一種。商品性も通常の国債と同じで、発行も通常の国債と合わせて行われるが、国債の発行によって調達された資金が財政融資資金の貸付けの財源となるとともに、償還・利払いが財政融資資金の貸付回収金によって賄われている点が、一般会計の歳出の財源となり、租税などを償還財源とする通常の国債とは異なる。このため、財投債は、経済指標のグローバルスタンダードである国民経済計算体系（SNA）上も、一般政府の債務には分類されておらず、また国の長期債務残高にも含まれていない。

財務省証券

財政法第 7 条第 1 項の規定に基づき「国庫金の出納上必要があるとき」に発行される、政府短期証券。

サムライ債

外国の政府・企業等の非居住者が、日本国内で円建てで発行する外債のこと。

し 事前教示制度

輸入者その他の関係者が、あらかじめ税関に対し輸入を予定している貨物の関税率表上の所属区分（税番）、関税率、課税価格の決定方法等について照会を行い、税関からその回答を受けることができる制度。文書により照会が行われる場合には、正式に文書により回答を行っており、当該照会に係る貨物の輸入申告の審査の際に尊重される。一方、口頭による照会については、文書による事前教示への回答とは性格が異なり、参考情報（ガイダンス）として口頭により回答する。（関税法第7条第3項）

事前選定

我が国へ到着する外国貨物等に関する情報を船舶等の到着前に入手し、当該情報等を活用して要注意貨物のスクリーニング（絞込・選定）を行うこと。

資本性資金

金融機関が財務状況等を判断するに当たって、負債ではなく、資本とみなすことができる借入金のことであり、貸出条件において、長期間償還不要な状態や配当可能利益に応じた金利設定、法的破綻時の劣後性といった資本に準じた性質が確保されているもの。

社会保障・税一体改革（社会保障と税の一体改革）

社会保障の充実・安定化と、そのための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指すもの。

出港前報告情報

我が国に入港しようとする船舶に積み込まれる海上コンテナ貨物について、原則として、当該コンテナ貨物の船積港を当該船舶が出港

する24時間前までに、船会社等から電子的に報告される詳細な積荷情報。

※当該制度は、WCOの「基準の枠組み」に基づくもの。

乗客予約記録

（PNR：Passenger Name Record）

航空会社が保有する旅客の予約、搭乗手続等に関する情報。

信用保証・投資ファシリティ

（CGIF：Credit Guarantee Investment Facility）

ASEAN+3域内の企業が発行する社債に保証を供与することで、債券発行による資金調達が困難な企業の信用力を高め、現地通貨建て債券発行を円滑化することを目的とした枠組み。

せ 税関相互支援協定

税関当局間において社会悪物品の密輸の防止、知的財産侵害物品の水際取締り等を目的とした相互支援を行うことや、通関手続の簡素化・調和化等について協力することを定めた国際約束。

税制調査会

内閣総理大臣の諮問に応じ、租税制度に関する事項について調査審議することを目的として内閣府に設置された機関。

製造貨幣大試験

通貨に対する国民の信頼を維持するため、造幣局が製造した貨幣を財務省が検査し、その量目（重さ）が適正であることを公開の場で示すもので、明治5年以降実施。

政府短期証券

一般会計と複数の特別会計が、法令の規定に基づき、その資金繰りに不足が生じる場合に発行できる短期証券。償還期限は原則3ヶ月だが、

国庫の資金繰りを効率的に行うための償還期限が2か月程度・6か月程度・1年のものもある。

政府保証枠

預金保険機構等が日本銀行及び民間金融機関等から資金の借入や債券発行する際に、政府がその債務を保証する金額の上限。

政府預金

会計法等の規定により、日本銀行において受け入れた国庫金は、国の預金（政府預金）とされている。政府預金は、その性格に応じて、当座預金、別口預金、指定預金、小額紙幣引換準備預金の4種類に区分されている。

そ 相殺関税

外国において補助金の交付を受けた輸入貨物に対し、同種の貨物を生産する国内産業を保護するために課する割増関税

た たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約

たばこの健康に対する悪影響を減らして人々の健康を改善することを目指し、各国の実情を踏まえ、たばこに関する広告、包装表示等の規制を行うことについて定めた条約。

ち チェンマイ・イニシアティブ

アジア通貨危機を教訓として、急激な資本流出により外貨支払いに支障をきたすような危機的な状況が生じた国に対し、危機の連鎖と拡大を防ぐため、短期の外貨資金を各国の外貨準備（ドル）から融通するもの。

地球環境ファシリティ

(GEF:Global Environment Facility)

開発途上国による、地球環境の保全・改善への取組を支援するための資金メカニズム。以下の5分野を支援対象としている：生物多様性保全、化学物質対策、気候変動対策、国際水域汚染防止、砂漠化防止。

地区計画活用型一般競争入札

地方公共団体と協議し、国有地を含む一定の区域を対象に地方公共団体が、地区計画等の都市計画決定をした上で行う入札方式。

知的財産侵害物品

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権、育成者権を侵害する物品及び不正競争防止法の規定に違反する物品をいう。知的財産侵害物品は、関税法上、輸出又は輸入してはならない貨物として規定されている。(関税法第 69 条の 2 及び第 69 条の 11)

つ 通貨

日本銀行券及び貨幣をいう（通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和 62 年法律第 42 号）第 2 条第 3 項）。日本銀行券は独立行政法人国立印刷局が製造し、日本銀行が発行する（日本銀行法第 46 条）。貨幣は、独立行政法人造幣局が製造し、政府（財務省）が日本銀行に交付することにより発行する（通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律第 4 条）。

通貨制度

通貨の単位や種類を定め、通貨に法的な強制通用力を付与する制度。我が国では、「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」で定められている。

て デュレーション・ギャップ

資産または負債から生じる将来キャッシュフローを現在価値に換算し、そのキャッシュフローが生じるまでの期間を現在価値のウェイトで加重平均したものをデュレーションといい、資産または負債の平均残存期間を示している。

デュレーション・ギャップとは、資産・負債のデュレーションの差をいう。このギャップがある場合、金利変動による現在価値の変動幅が資産と負債で異なるため、金利変動リスクが生

じることとなる。

と 特定国有財産整備計画

庁舎等その他の施設の使用の効率化及び配置の適正化を図るために、これを集約立体化・移転再配置する場合又は地震防災機能を発揮するために必要な庁舎等を整備する場合に、財務大臣が定める国有財産の取得及び処分に関する計画（国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法第5条）。

特定支援

株式会社地域経済活性化支援機構が、金融機関等から経営者保証の付いた貸付債権等を買取り、事業者（主債務者）の債務整理を行うと同時に、経営者の保証債務について経営者保証ガイドラインに従った整理手続きを行うもの。

特定専門家派遣

株式会社地域経済活性化支援機構が、地域における事業再生・地域経済活性化事業活動の支援の担い手となる金融機関やファンドの運営会社等に対し、事業再生等の専門的なノウハウを持った人材の派遣を行うもの。

こ 二国間通貨スワップ取極

（B S A : Bilateral Swap Arrangement）

外貨流動性を必要とする国に対して、支援国が、被支援国の自国通貨を対価に、ドルや円等のハードカレンシーを短期間供給する取極。

二段階一般競争入札

土地の利用等に関する企画提案書の内容が一定の水準に達すると認められる参加者を選定した上で行う入札方式。

日EU・EPA

日本とEUの間の経済連携協定。

平成29年7月に大枠合意、同年12月に交渉妥結、平成30年7月に署名に至り、平成31年2月に

発効した。

は パンデミック緊急ファシリティ

保険メカニズムを活用して民間資金を動員しつつ、パンデミック発生時に迅速かつ効率的な資金動員を行うための枠組み。

ひ 非譲許的借入

民間ベースの信用供与のように、金利、返済期間、据置期間等の借入条件が譲許的ではない（緩和されていない）借入のことを指す。

なお、これと対照的に、円借款等のODAはその条件が民間の信用供与に比して著しく譲許的である（緩和されている）。

ふ 普通財産

行政財産以外の一切の国有財産であり、原則として特定の行政目的に供されていない財産である。

不当廉売関税（アンチダンピング関税）

不当廉売（ダンピング）された輸入貨物に対し、同種の貨物を生産する国内産業を保護するために課する割増関税。

プライマリーバランス（基礎的財政収支）

「借入を除く税収等の歳入」から「過去の借入に対する元利払いを除いた歳出」を差し引いた財政収支のこと。プライマリーバランスが均衡すれば、毎年度の税収等によって、過去の借入に対する元利払いを除いた毎年度の歳出を賄うこととなる。

ほ 報復関税

WTO協定上の利益を守り、その目的を達成するため必要があると認められる場合、又はある国が我が国の船舶、航空機、輸出貨物若しくは通過貨物に対して差別的に不利益な取扱いをしている場合に課する割増関税。

保税地域

外国から輸入する貨物について、その関税及びその他の税金を一時課税しないままにしておく場所であり、また輸出入貨物の税関手続（通関手続）をするための場所でもある。現在、保税地域の種類は、指定保税地域、保税蔵置場、保税工場、保税展示場及び総合保税地域の5種となっている。

本邦技術活用条件制度

（STEP：Special Terms for Economic Partnership）

我が国の優れた技術やノウハウを活用し、途上国への技術移転を通じて我が国の「顔の見える援助」を促進するため、2002年7月より導入された円借款の制度。

み 緑の気候基金

Green Climate Fundの略称。国連気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）において、気候変動対策を行う途上国を支援するために新たに設置することが決定された多国間基金。事務局は韓国（仁川市）。同基金の支援業務を開始するための初期資金として各国から100億ドルを超える拠出表明が行われている（我が国からは15億ドルの拠出を表明）。

未利用国有地

単独利用困難なものを除く宅地又は宅地見込地で現に未利用となっている土地をいう。ただし、これらを管理委託、一時貸付等暫定活用しているものを含む。

ゆ 輸出事後調査

輸出者の事業所等を税関職員が個別に訪問して、輸出貨物に関する帳簿や書類等の確認を行う調査のこと。輸出された貨物に係る手続が関税法等関係諸法令の規定に従って、適正に行われていたか否かを確認し、不適正な申告を行った者に対しては、適切な申告を行うよう指

導することにより、適正な輸出管理体制や通関処理体制の構築を促すことで、適正かつ迅速な輸出通関の実現を目的としている。

輸入事後調査

輸入者の事業所等を税関職員が個別に訪問して、輸入貨物に関する帳簿や書類等の確認を行う調査のこと。輸入された貨物に係る申告内容が適正に行われていたか否かを確認し、不適正な申告を行った者に対しては、是正を求めるとともに、適切な申告を行うよう指導することにより、適正な課税を確保することを目的としている。

ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ

（UHC：Universal Health Coverage）

すべての人が基礎的な保健医療サービスが必要なときに負担可能な費用で受けられること。

り 流動性供給入札

国債流通市場の流動性の維持・向上を目的として、流動性の不足している銘柄の国債を追加発行するための入札。

リオープン

新たに発行する国債を既発債と同一銘柄の国債として追加発行すること。

量目（りょうめ）

はかりにかけてはかった物の重さ。量（目方）のこと。

旅具通関

旅客又は乗組員の携帯品、別送品等の通関については、その輸出入形態の特殊性から簡便な手続が認められており、一般貨物の「業務通関」に対して「旅具通関」という。

A AEO (認定事業者) 制度

Authorized Economic Operatorの略称。国際貿易における安全確保と円滑化の両立を図るため、貨物のセキュリティ管理を含む法令遵守の体制が整備された事業者に対して、税関長があらかじめ承認又は認定を行い、当該事業者が迅速化・簡素化された税関手続を利用することを認める制度。

ALM

資産・負債管理。Asset Liability Managementの略称。金融業務を行うにあたって発生する各種のリスクを回避するため、資産（資金運用）と負債（資金調達）のバランスを総合的に管理すること。

APEC

アジア太平洋経済協力。Asia-Pacific Economic Cooperationの略称。アジア太平洋地域の持続可能な成長と繁栄を目的とし、域内の21エコノミーが参加するフォーラム。主要な活動は、域内の貿易投資の自由化・円滑化、経済・技術協力。

ASEAN

東南アジア諸国連合。Association of South East Asian Nationsの略称。インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオスの10カ国が加盟。

ASEAN+3

ASEAN（東南アジア諸国連合）と日本、中国、韓国の3カ国。

ASEAN+3マクロ経済リサーチオフィス (AMRO)

2011年4月にシンガポールに設置された常設機関で、地域経済の監視・分析を行う。平時においては、経済サーベイランスの実施を行い、

危機時にはチェンマイ・イニシアティブの迅速な意思決定の支援等を行う。

平成25年5月には、AMROの国際機関化に合意し、平成26年10月には、その設立協定への署名が完了。平成27年5月に設立協定が国会承認され、同年6月に受諾書をASEAN事務局へ寄託し、平成28年2月にAMROは国際機関となった。

ASEM

アジア欧州会合。Asia-Europe Meetingの略称。アジア・欧州間の対話と協力の強化を目的として平成8年より開始されたプロセス。アジア・欧州の相互の尊重と対等のパートナーシップを基礎とし、政治対話促進、経済・金融面での協力強化及び文化・社会面等での協力促進に取り組む。

E EPA

経済連携協定。Economic Partnership Agreementの略称。FTAの要素（モノ・サービスの貿易の自由化）に加え、投資や人の移動、二国間協力を含む包括的な経済連携を図る協定。

F FATF

金融活動作業部会。Financial Action Task Forceの略称。資金洗浄対策及びテロ資金対策の発展と促進を目的とした多国間枠組み。主な活動は、資金洗浄・テロ資金供与に関する国際基準の策定、及びメンバー間の相互審査による当該基準の履行確保。

FinTech

金融 (Finance) と技術 (Technology) を掛け合わせた造語であり、主に、ITを活用した革新的な金融サービス事業を指す。特に、近年は、海外を中心に、ITベンチャー企業が、IT技術を生かして、伝統的な銀行等が提供していない金融サービスを提供する動きが活発化している。

（出典：金融審議会 決済業務等の高度化に関

するワーキング・グループ報告 ～ 決済高度化に向けた戦略的取組み ～ (2015年12月金融庁))

F I L P

財政投融资計画。Fiscal Investment and Loan Program の略称。当該年度の財政投融资の内容を表すもので、予算と合わせて編成され、国会の審議、議決を受ける(「財政投融资」参照)。

F S B

金融安定理事会。Financial Stability Board の略称。国際金融システムに影響を及ぼす脆弱性の評価及びそれに対処するために必要な措置の特定・見直し、金融の安定に責任を有する当局間の協調及び情報交換の促進、規制上の基準の遵守におけるベストプラクティスについての助言・監視等を役割としている。第2回金融・世界経済に関する首脳会合(ロンドン・サミット:2009年4月)の宣言を踏まえ、旧金融安定化フォーラム(F S F)が、より強固な組織基盤と拡大した能力を持つ組織として再構成された。

F T A

自由貿易協定。Free Trade Agreement の略称。関税やサービス分野の規制等を撤廃し、モノやサービスの貿易の自由化を図ることを目的とした協定。

G G 2 0

20カ国財務大臣・中央銀行総裁会議。Group of Twentyの略称。アジア通貨危機後、G7等先進国と主要な新興市場国との間で国際経済問題について議論することを目的として、99年創設。2008年秋の金融経済危機以降、金融・世界経済に関する首脳会合(G20サミット)に向けての準備会合としての役割も担うようになった。

G 7

先進7カ国財務大臣・中央銀行総裁会議。Group of Seven の略称。世界経済の持続的成長及び為替相場の安定などを達成するための政策協調を行っている会合。日、米、英、独、仏、伊、加がメンバー。

I I M F

国際通貨基金。International Monetary Fund の略称。米国ブレトン・ウッズにおいて調印された国際通貨基金協定に基づき、1945年に設立された。主な目的は、通貨に関する国際協力を促進すること、為替の安定を促進すること、国際収支困難に陥った加盟国へ融資を行うこと。

M M D B s

国際開発金融機関。Multilateral Development Banksの略称。世界銀行グループ、アジア開発銀行、米州開発銀行グループ、アフリカ開発銀行グループ、欧州復興開発銀行の総称。

N N A C C S

輸出入・港湾関連情報処理システム。Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System の略称。

税関手続全般に加え、輸出入に関連する食品衛生・動植物検疫手続及び港湾・空港に関連する入出港手続等の官業務並びに輸送、保管等の輸出入に関連する民間業務を電子的に処理する官民共用のシステム。

P P B

基礎的財政収支。Primary Balance の略。

P F I

Private Finance Initiativeの略称。民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う手法のこと。

(IDBの) PPPファシリティ

IDBが、官民連携 (PPP: Public Private Partnership) による質の高いインフラ案件の組成等の技術支援を実施するために設置したプログラム。

R RCEP

東アジア地域包括的経済連携。Regional Comprehensive Economic Partnershipの略称。ASEANの10カ国と日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド及びインドの6カ国が交渉に参加する広域経済連携。

S SEADRIF

東南アジア災害リスク保険ファシリティ (Southeast Asia Disaster Risk Insurance Facility) の略称。世界銀行の技術支援のもと、東南アジア諸国に対して、自然災害リスク保険プールを含む、気候変動・自然災害に対するリスクファイナンス及び保険ソリューションを供給することを目的としたASEAN+3の枠組み。

T TPP

環太平洋パートナーシップ (Trans-Pacific Partnership) の略称。アジア太平洋における広域経済連携協定で、日本、シンガポール、ニュージーランド、ブルネイ、チリ、米、豪、ペルー、ベトナム、マレーシア、メキシコ、カナダの計12カ国が参加。平成27年10月に大筋合意に至り、平成28年2月に署名が行われた。その後、平成29年1月に米国がTPPからの離脱を宣言したが、平成30年3月に米国を除く11カ国で署名が行われ、同年12月30日にTPP11協定 (CPTPP) として発効。平成31年3月現在、メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア、ベトナムの7カ国で発効している。

W WCO

世界税関機構。World Customs Organizationの略称。正式名称は関税協力理事会 (Customs Cooperation Council) で、平成6年よりWCOをワーキングネームとして使用。ベルギーのブリュッセルに本拠を置く多国間組織であり、税関制度の調和・統一等により国際貿易の発展に貢献することを目的とする。主な活動内容は、分類や税関手続に関する諸条約の作成及び見直し、貿易円滑化や安全対策等に関する様々な国際的ガイドライン等の作成の他、国際的な監視・取締りに係る税関協力や関税技術協力の推進等。

WTO

世界貿易機関。World Trade Organizationの略称。自由貿易促進を主たる目的として作られた国際組織で、平成7年に設立。本部はスイスのジュネーブにあり、WTO協定の管理・運営、貿易紛争の処理等を担うとともに、加盟国間の貿易交渉の場を提供。

WTO貿易円滑化協定

WTOドーハ・ラウンドの一分野として、平成16年7月に交渉が開始され、平成25年12月に妥結。平成26年11月に本協定に関する改正議定書が採択され、平成29年2月に3分の2以上の加盟国が受諾し、本協定は発効した。本協定は、貿易規則の透明性向上や税関手続の迅速化・簡素化を図るためにWTO加盟国が実施すべき措置 (事前教示制度の整備、貨物到着前の申告・審査に係る制度の整備等) を規定。途上国には、実施までの移行期間を認めるとともに、自ら実施が困難な場合は、先進国等からの支援を通じた実施までの移行期間を認めることを規定している。

財務省の政策に関する情報は、財務省ウェブサイトでもご覧いただけます。

財務省ウェブサイトトップページ	https://www.mof.go.jp/	
予算・決算 (国のお金の使い道)	https://www.mof.go.jp/budget/	
税制 (国の税金の仕組み)	https://www.mof.go.jp/tax_policy/	
関税制度 (輸入手続きと水際での取締り)	https://www.mof.go.jp/customs_tariff/	
国債 (国の発行する債券)	https://www.mof.go.jp/jgbs/	
財政投融资 (国からの資金の貸付・投資)	https://www.mof.go.jp/filp/	
国庫 (国のお金の動きとその調整)	https://www.mof.go.jp/exchequer/	
通貨 (貨幣・紙幣)	https://www.mof.go.jp/currency/	
国有財産 (国の保有する財産)	https://www.mof.go.jp/national_property/index.html	
たばこ・塩 (たばこ事業・塩事業)	https://www.mof.go.jp/tab_salt/index.html	
国際政策 (外国為替・国際通貨・経済協力)	https://www.mof.go.jp/international_policy/index.html	
政策金融・金融危機管理等	https://www.mof.go.jp/financial_system/	

財務省の政策評価に関する御意見等につきましては、財務省大臣官房文書課政策評価室(メールアドレス:hyouka@mof.go.jp)にお送りください。

財務省

Ministry of Finance, JAPAN